

平成 25 年

塩竈市議会会議録

(第144巻)

第1回臨時会 5月13日 開 会
5月13日 閉 会

第2回定例会 6月18日 開 会
6月28日 閉 会

塩竈市議会事務局

平成 2 5 年 5 月 臨時会 日程表

会期 1 日間 (5 月 1 3 日)

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
5 . 13	月	本会議	会期の決定、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の設置	1

平成 2 5 年 6 月 定 例 会 日 程 表

会期 1 1 日間 (6 月 1 8 日 ~ 6 月 2 8 日)

月 日	曜日	区 分	会 議 内 容	会期
6 . 18	火	本 会 議	会期の決定、諸般の報告、議案第 4 3 号ないし第 5 9 号、議員提出議案第 7 号、議会運営委員会の委員の選任	1
19	水	休 会	東日本大震災復旧・復興調査特別委員会 10 : 00 ~	2
20	木	"	総務教育常任委員会 10 : 00 ~	3
21	金	"	民生常任委員会 10 : 00 ~	4
22	土	"		5
23	日	"		6
24	月	"	産業建設常任委員会 10 : 00 ~	7
25	火	本 会 議	一般質問 13 : 00 ~ 佐藤 英治 議員 曾我 ミヨ 議員 西村 勝男 議員 小野 幸男 議員	8
26	水	"	一般質問 13 : 00 ~ 田中 徳寿 議員 志子田吉晃 議員 阿部かほる 議員 小野 絹子 議員	9
27	木	休 会		1 0
28	金	本 会 議	委員長報告	1 1

塩竈市議会平成25年5月臨時会会議録

目次

塩竈市議会平成25年6月定例会会議録

(5月臨時会)

第1日目 平成25年5月13日(月曜日)

開 会	1
議事日程第1号	1
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の設置	3
閉 会	4

(6月定例会)

第1日目 平成25年6月18日(火曜日)

開 会	5
議事日程第1号	5
開 議	7
表彰伝達式	7
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
質 疑	9
伊 勢 由 典 君	9
鎌 田 礼 二 君	18
志 賀 勝 利 君	21
議案第43号ないし第59号	24
提案理由の説明	25

総括質疑	41
菊地進君	41
浅野敏江君	46
鎌田礼二君	50
伊勢由典君	52
佐藤英治君	58
議員提出議案第7号	60
提案理由の説明	61
採決	61
議会運営委員会の委員の選任	61
散会	62

第2日目 平成25年6月25日(火曜日)

議事日程第2号	63
開議	65
会議録署名議員の指名	65
一般質問	65
佐藤英治君(一問一答方式)	
(1) 浦戸の生活	65
超高齢・人口減少・漁業縮小における展望と実行について	
(2) 教育長の重点方針	66
「これまでの塩竈の教育」から新たな取組み	
サマースクールの総括と真の学力向上	
義務教育の目指す学力レベルとは	
(3) 日本一安全な町づくり	66
行政全体の安全体制の考え	
安全の日の設置への考え	
(4) 放置空き家対策	66
治安と防災・景観に対しての国と市の空き家対策と実現への考え	

(5) 塩釜駅前広場	66
進捗状況とレイアウトについて	
(6) 健康と福祉	67
市民の健康への新たな施策と市民の役割	
曾 我 ミ ヨ 君 (一問一答方式)	
(1) 東北メディカル・メガバンク計画について	82
東北メディカル・メガバンク機構による遺伝子の収集について、住民の権利保障と倫理の確立まで凍結を求めること	
遺伝子研究に関わる法制度が未整備であることから、遺伝子情報収集を実施する場合は十分な精査を行うこと	
住民の人権擁護を担保できるルールづくりを行うこと	
(2) 水産業の振興策について	83
「アベノミクス」経済政策による円安等による影響について	
燃油等の高騰に対する直接(助成)支援を(国・県・市)	
(3) 浦戸漁業の振興策について	84
護岸整備に伴う水揚げ岸壁に浮き桟橋の設置を	
(4) 東日本大震災による被災住宅への支援策について	85
津波被災地域以外の住宅再建支援策について	
(5) 子育て支援策について	85
貧困の連鎖を断ち切る取り組みについて	
学習支援事業の取り組みについて(埼玉・高知)	
西 村 勝 男 君 (一問一答方式)	
(1) 震災復興計画について	99
震災より2年3か月、成果と検証について	
今後の復興のスピードアップと市の成長戦略と道筋について	
(2) 内部情報システム更改	99
自治体クラウド導入の取組について	
(3) 災害公営住宅について	100
伊保石・錦町入居募集方法について	

住宅対策と商業振興策	
(4) 防災計画見直しについて	100
災害時の車両での避難について	
中心市街地に防災公園化整備事業を	
避難路・通学路や遊歩道の立体的な整備拡充を	
小野幸男君(一問一答方式)	
(1) 被災者支援	115
住居の確保に係る支援について	
被災者住宅再建支援について	
(2) 防災力の強化	117
学校施設等の天井等落下防止対策について	
防災訓練について	
情報の伝達 防災ラジオについて	
災害時の要援護者避難支援強化への取り組みについて	
散会	132

第3日目 平成25年6月26日(水曜日)

議事日程第3号	135
開議	137
会議録署名議員の指名	137
一般質問	137
田中徳寿君(一問一答方式)	
(1) プログラムソフトの一元管理について	137
全庁的にコンピューターソフトはどのように運用しているのか	
コンピューターソフトの財務・会計の統合運用について	
費用対効果について	
(2) 塩竈市の街としての振興策について	138
塩竈市に街として不足している機能は	
本塩釜駅前地区、本町地区の振興策について	

(3) 壱番館庁舎について	138
行政機能を集約化したことによる効果について	
(4) 財政について	138
今後の財政戦略について (資金繰り)	
志子田 吉 晃 君 (一問一答方式)	
(1) 塩竈市の道路行政について	154
本市の基本的な方針と、本市の独自基準	
新浜～越の浦4車線化	
市道と私道の整備基準	
(2) 再資源化対策事業について	155
再資源化事業とリサイクル率	
塩竈市の食品廃棄物リサイクル法の対処	
(3) 塩竈市地域防災計画について	155
計画の進捗状況	
防災訓練	
(4) 中の島地区の水害対策、下水道整備について	156
中央第2ポンプ場の新設計画	
港町地区の道路と地盤の嵩上げ計画	
(5) 塩釜港のポートセールスについて	156
塩釜港区の取扱貨物の状況	
塩釜港利用促進補助制度	
(6) 浦戸振興策と浦戸交通事業について	156
浦戸振興策	
交通事業経営健全化計画	
交通事業の民営化	
(7) 放射能の風評被害対策について	156
放射能測定事業	
風評対策	

阿 部 かほる 君（一問一答方式）	
（ 1 ）地域防災計画の見直しについて	170
平成 2 5 年度塩竈市総合防災訓練の取り組みと検証について	
地域の特性と防災力向上について	
（ 2 ）商店街活性化への支援策について	170
海岸通 1 番・ 2 番地区市街地再開発事業への市としての支援策は	
（ 3 ）浦戸諸島地域振興計画について	170
島民の生活環境整備について	
生活物資買い物支援策について	
防災対策としてのエネルギー、貯水槽等の整備について	
（ 4 ）障害者福祉について	171
障害者オストメイト専用対応トイレの設置について	
小 野 絹 子 君（一問一答方式）	
（ 1 ）越の浦、藤倉地域の冠水対策について	187
越の浦流域ポンプ場建設と流入する水路の整備について	
藤倉二丁目の土地区画整備区域の北側にある水路や道路の冠水対策について	
（ 2 ）市道整備について	188
国道 4 5 号から藤倉に左折する道路の整備について	
市道藤倉庚塚線の二丁目側の歩道の整備について	
（ 3 ）県道利府中インター線の整備について	189
一期工事の進捗状況と市道伊保石須賀線への安全対策について	
アクセスする都市計画道路東塩釜吉津線の整備について	
県に二期工事の震災復興交付金の再度の申請の要請を	
（ 4 ）保育所の安全と充実を求めて	190
保育士の正規職員の配置と職員受験年齢の引き上げを	
高台にある保育所への非常時に使う無線機と発電機の配置を	
清水沢保育所の送り迎えの駐車場の確保を	
保育所への教材費の増額を	
（ 5 ）魚市場改築に伴う漁船の係留場所について	191

(6) 避難所となる各学校へのマンホールトイレの設置について	191
(7) 市役所庁舎トイレの改修の見通しについて	191
散 会	203

第 4 日 目 平 成 2 5 年 6 月 2 8 日 (金 曜 日)

議事日程第 4 号	205
開 議	207
会議録署名議員の指名	207
議案第43号ないし第59号(各常任委員会委員長議案審査報告)	207
討 論	213
伊 勢 由 典 君	213
鎌 田 礼 二 君	214
採 決	215
請願第 2 号(民生常任委員会委員長請願審査報告)	215
討 論	216
高 橋 卓 也 君	216
浅 野 敏 江 君	219
採 決	220
東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長中間報告	220
閉 会	223

平成25年5月臨時会	5月13日	開会
	5月13日	閉会
平成25年6月定例会	6月18日	開会
	6月28日	閉会

議案審議一覽表
請願審議一覽表
議員提出議案

塩竈市議会 6 月定例会議案審議一覧表

付託委員会名	議案番号	件 名	議決結果	議決年月日
総務教育	議案第43号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	25.6.28
	議案第44号	塩竈市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	25.6.28
	議案第45号	塩竈市市税条例の一部を改正する条例	原案可決	25.6.28
	議案第46号	東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	25.6.28
	議案第51号	塩竈市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	25.6.28
	議案第52号	一般職の職員の給与の特例に関する条例	原案可決	25.6.28
	議案第54号	平成25年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	25.6.28
民 生	議案第47号	のびのび塩竈っ子プラン推進地域協議会設置条例の一部を改正する条例	原案可決	25.6.28
	議案第48号	塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決	25.6.28
	議案第49号	東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例	原案可決	25.6.28
	議案第54号	平成25年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	25.6.28
	議案第57号	平成25年度塩竈市立病院事業会計補正予算	原案可決	25.6.28
産業建設	議案第50号	塩竈市中小企業制度融資損失補償条例の一部を改正する条例	原案可決	25.6.28
	議案第53号	仙塩広域都市計画事業塩竈市藤倉二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関する条例	原案可決	25.6.28
	議案第54号	平成25年度塩竈市一般会計補正予算	原案可決	25.6.28
	議案第55号	平成25年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算	原案可決	25.6.28

塩竈市議会 6 月定例会議案審議一覽表

付託委員会名	議案番号	件名	議決結果	議決年月日
産業建設	議案第56号	平成25年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算	原案可決	25.6.28
	議案第58号	平成25年度塩竈市水道事業会計補正予算	原案可決	25.6.28
	議案第59号	平成25年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計予算	原案可決	25.6.28
	議員提出議案第7号	塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例	原案可決	25.6.18

塩竈市議会 6 月定例会請願審議一覽表

受理番号	件名	受理年月日	付託委員会名	審議結果	議決年月日
第2号	生活保護基準の引き下げはしないこと等、国に意見書提出を求める請願	25.2.18	民生	不採択	25.6.28

議員提出議案第7号

塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例

上の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成25年6月18日

提出者 塩竈市議会議員

浅野敏江	小野幸男
田中徳寿	志賀勝利
香取嗣雄	阿部かほる
西村勝男	鈴木昭一
菊地進	志子田吉晃
鎌田礼二	伊藤栄一
佐藤英治	高橋卓也
小野絹子	伊勢由典
曾我ミヨ	

塩竈市議会議長 嶺岸淳一 殿

「別 紙」

塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例

塩竈市議会委員会条例（昭和47年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「4人」を「5人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（委員に関する経過措置）

2 この条例施行の際、現に改正前の塩竈市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき在職する議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員は、改正後の塩竈市議会委員会条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員になるものとし、その任期は、旧条例の規定に基づく議会運営委員会委員の残任期間とする。

（継続審査事件に関する経過措置）

3 この条例施行の際、現に旧条例の規定に基づく議会運営委員会に議会閉会中の継続審査事件として付託されている案件は、新条例の規定に基づく議会運営委員会に新たに付託されたものとみなす。

（提案理由）

議会運営のより一層の充実と円滑化を図るため、所要の改正を行おうとするものである。

平成25年5月臨時会 5月13日 開会
5月13日 閉会

塩竈市議会会議録

平成25年 5 月13日（月曜日）

塩竈市議会 5 月臨時会会議録

（第 1 日目）

議事日程 第1号

平成25年5月13日(月曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の設置

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第3

出席議員(17名)

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
10番	菊地進君	11番	志子田吉晃君
12番	鎌田礼二君	13番	伊藤栄一君
14番	佐藤英治君	15番	高橋卓也君
16番	小野絹子君	17番	伊勢由典君
18番	曾我ミヨ君		

欠席議員(1名)

9番 鈴木昭一君

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市民総務部長	佐藤雄一君	健康福祉部長	神谷統君
産業環境部長	小山浩幸君	建設部長	鈴木正彦君
震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君	市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君

市民総務部 財政課長	荒井敏明君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君
水道部長	福田文弘君	教育委員会教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	桜井史裕君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
議事調査係主査	西村光彦君		

午後 1 時 開議

議長（嶺岸淳一君） 去る 5 月 2 日告示招集になりました平成25年第 1 回塩竈市議会臨時会を
ただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の会議に欠席の通告がありましたのは、9 番鈴木昭一君の 1 名であります。

本日の議事日程は、日程第 1 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話を持参されている方は、電源をお切りになるようお願い
いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（嶺岸淳一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、8 番西村勝男君、10 番菊地 進君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

議長（嶺岸淳一君） 日程第 2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は 1 日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本臨時会の会期は 1 日間と決定いたしました。

日程第 3 東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の設置

議長（嶺岸淳一君） 日程第 3、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の設置を議題といた
します。

お諮りいたします。

東日本大震災に係る本市の復旧・復興について調査、検討をするため、議員全員をもって構
成する東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を別紙の要綱により設置したいと思いますが、
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいま設置されました東日本大震災復旧・復興調査特別委員会については、次の休憩中に

本議場において委員会を開き、正副議長の互選をお願いいたします。

なお、招集通知は口頭をもってかえさせていただきます。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 0 2 分 休憩

午後 1 時 1 8 分 再開

議長（嶺岸淳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま東日本大震災復旧・復興調査特別委員会において、正副委員長が選任されました。

お諮りいたします。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会については、調査事項について慎重な調査を求めることとし、別紙要綱に示しているとおり閉会中の継続調査の取り扱いとすることにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で本臨時会の全日程は終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、本臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

午後 1 時 1 9 分 閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 2 5 年 5 月 1 3 日

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

塩竈市議会議員 西 村 勝 男

塩竈市議会議員 菊 地 進

平成25年 6 月18日（火曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 1 日目）

議事日程 第1号

平成25年6月18日(火曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第43号ないし第59号
- 第5 議員提出議案第7号
- 第6 議会運営委員会の委員の選任

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第6

出席議員(17名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 浅野敏江君 | 2番 | 小野幸男君 |
| 3番 | 嶺岸淳一君 | 4番 | 田中徳寿君 |
| 5番 | 志賀勝利君 | 6番 | 香取嗣雄君 |
| 7番 | 阿部かほる君 | 8番 | 西村勝男君 |
| 10番 | 菊地進君 | 11番 | 志子田吉晃君 |
| 12番 | 鎌田礼二君 | 13番 | 伊藤栄一君 |
| 14番 | 佐藤英治君 | 15番 | 高橋卓也君 |
| 16番 | 小野絹子君 | 17番 | 伊勢由典君 |
| 18番 | 曾我ミヨ君 | | |

欠席議員(1名)

- 9番 鈴木昭一君

説明のため出席した者の職氏名

市長 佐藤 昭 君 副市長 内形 繁 夫 君
市立病院事業管理者 伊藤 喜 和 君 市民総務部長 佐藤 雄 一 君

健康福祉部長	神谷 統 君	産業環境部長	小山 浩幸 君
建設部長	鈴木 正彦 君	震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤 喜昭 君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤 信彦 君	会計管理者 兼会計課長	星 清輝 君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋 敏也 君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤 修一 君
建設部次長 兼下水道課長	千葉 正 君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤 達也 君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間 忠良 君	市民総務部 政策課長	阿部 徳和 君
市民総務部 財政課長	荒井 敏明 君	市民総務部 税務課長	小林 正人 君
健康福祉部 保険年金課長	並木 新司 君	産業環境部 水産振興課長	佐藤 俊幸 君
産業環境部 環境課長	菊池 有司 君	市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田 光由 君
市立病院事務部長 兼医事課長	菅原 靖彦 君	市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木 康則 君
水道部長	福田 文弘 君	水道部次長 兼工務課長	大友 伸一 君
教育委員会委員長	柴田 仁市郎 君	教育委員会教育長	高橋 睦麿 君
教育委員会 教育部長	桜井 史裕 君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤 ゆりみ 君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古 正夫 君	選挙管理委員会 委員長	坂井 盾二 君
選挙管理委員会 事務局長	遠藤 和男 君	公平委員会委員	小倉 和憲 君
監査委員	高橋 洋一 君	監査事務局長	佐藤 勝美 君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤 英治 君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野 浩志 君
議事調査係専門主査	斉藤 隆 君	議事調査係主査	西村 光彦 君

午後 1 時 開議

議長（嶺岸淳一君） 去る 6 月 11 日に、告示招集になりました平成 25 年第 2 回塩竈市議会定例会をただいまから開会いたします。

直ちに会議を開きます。

本日の欠席の通告がありましたのは、9 番鈴木昭一君の 1 名であります。

本議場への出席者は、市長、教育委員会委員長、選挙管理委員会委員長、公平委員会委員長、監査委員並びにその受任者であります。

これより、去る 5 月 22 日に東京日比谷公会堂で開催されました第 89 回全国市議会議長会定期総会において、同会の表彰規程により表彰の栄に浴されました方に対し表彰伝達式を行います。議会事務局長（安藤英治君） それでは、全国市議会議長会の議員在職 30 年以上の表彰でございます。

曾我ミヨ議員、演壇にお進みください。

議長（嶺岸淳一君） 表彰状

塩竈市、曾我ミヨ殿。

あなたは、市議会議員として 30 年の長きにわたって市勢の発展に尽くされた、その功績は特に著しいものがありますので、第 89 回定期総会に当たり、本会表彰規程によって特別表彰を行います。

平成 25 年 5 月 22 日、全国市議会議長会会長佐藤祐文。

おめでとうございます。（拍手）

議会事務局長（安藤英治君） 次に、全国市議会議長会の議員在職 10 年以上の表彰でございます。

佐藤英治議員、演壇にお進みください。

議長（嶺岸淳一君） 表彰状

塩竈市、佐藤英治殿。

あなたは、市議会議員として 10 年、市勢の振興に努められて、その功績は著しいものがありますので、第 89 回定期総会に当たり、本会表彰規程により表彰いたします。

平成 25 年 5 月 22 日、全国市議会議長会会長佐藤祐文。

おめでとうございます。（拍手）

議会事務局長（安藤英治君） 次に、全国市議会議長会評議員に対する感謝状の伝達ござい

ます。

嶺岸淳一議長が該当しておりますので、阿部総務教育常任委員会委員長から伝達させていただきます。

総務教育常任委員会委員長（阿部かほる君） 感謝状

塩竈市、嶺岸淳一殿。

あなたは、全国市議会議長会評議員として会務運営の重責に当たられ、本会の使命達成に尽くされた功績はまことに顕著なものがありますので、第89回定期総会に当たり、深甚な感謝の意を表します。

平成25年5月22日、全国市議会議長会会長佐藤祐文。

おめでとうございます。（拍手）

議会事務局長（安藤英治君） 以上で表彰伝達式を終了いたします。

議長（嶺岸淳一君） 本日の議事日程は、日程第1号記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（嶺岸淳一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、11番志子田吉晃君、12番鎌田礼二君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長（嶺岸淳一君） 日程第2、会期の決定を行います。

本定例会の会期は11日間と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本定例会の会期は11日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（嶺岸淳一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、皆様にご配付しておりますとおり、地方自治法第180条第1項の規定により、市長に指定されておりました専決処分の報告であります。

専決第1号平成24年度塩竈市一般会計補正予算、専決第2号平成24年度塩竈市交通事業特別会計補正予算、専決第3号平成24年度塩竈市国民健康保険事業特別会計補正予算、専決第4号

平成24年度塩竈市魚市場事業特別会計補正予算、専決第5号平成24年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算、専決第6号平成24年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算、専決第7号平成24年度塩竈市介護保険事業特別会計補正予算、専決第8号平成24年度塩竈市土地区画整理事業特別会計補正予算、専決第9号平成24年度塩竈市後期高齢者医療事業特別会計補正予算、専決第10号塩竈市市税条例の一部を改正する条例、専決第11号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、以上11件については3月31日に、専決第12号車両接触事故による損害賠償の額の決定については5月23日に、専決第13号車両損傷事故による損害賠償の額の決定については5月28日に、それぞれ専決処分がなされ、地方自治法第180条第2項の規定により6月11日付で議長宛てに報告がなされたものであります。

また、監査委員より議長宛てに提出されました定期監査の結果報告6件であります。

また、報告第1号一般会計、下水道事業特別会計繰越計算書については地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第2号病院事業会計繰越計算書については地方公営企業法第26条第3項の規定により、それぞれ6月11日付で議長に報告がされたものでございます。

さらに、塩釜地区消防事務組合議会議員より議長宛てに提出されました平成25年第1回塩釜地区消防事務組合議会定例会の概要報告1件、塩釜地区環境組合議会議員より議長宛てに提出されました平成25年第1回塩釜地区環境組合議会定例会の概要報告1件であります。

これより質疑に入ります。17番伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） ただいまの報告されました専決処分1号から11号に係って質疑を行いたいと思います。

これは2月定例会の最初、議会運営委員会のほうに指定という形でそれぞれ会派ごと、やりますよということが委ねられて、最終日の本会議、議運の中で決まったということです。内容等はもちろん報告ですので、これはきょう初めて私たちがこの本会議場で目にするということです。そこで改めて、この専決処分についてちょっと目を通してわからないところも何点か確認、お尋ねをしますので、よろしくお願いをしたいと思います。

1つは、予算説明書3のほうから、いささか伺いたいと思います。

3のほうのところで、最初に固定資産税の関係が歳入として3ページ、4ページのところに付されております。そこで、事務的なお尋ねですので、考え方、捉え方を示してほしいんですが、固定資産税、歳入で第1款2項に16億3,010万円でしょうか、ここに書かれております。ただ、1目のところで16億1,790万円というふうに差がございまして、その辺の捉え方、考え

方について最初に確認をしておきたいと思います。なぜ、1,220万円の差としての歳入に至ったのか、その辺だけ、まず最初にお尋ねします。

議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

市民総務部財政課長（荒井敏明君） それでは、ご説明申し上げます。

今3ページ、4ページのほうをお開きいただいていると思います。市税の第1款市税、それから第2項固定資産税、第2項の欄の固定資産税、これが第2項の総額として16億3,010万円というふうな表記になっております。その次にありますのが1目ということで、第2項の内訳というふうな表記になります。実は第2項のところには1目の固定資産税、そのほかに2目の国有資産等所在市町村交付金というものが第2目にございます。今回、補正いたしますのは、第1目のみということでありますので、その金額のみを表記させていただいていると。参考までに、2目の国有資産等所在市町村交付金、こちらのほうはもともと補正予算としての計上はなくて、当初予算上では1,220万円、その2目の1,220万円と1目の固定資産税16億1,790万円、これの合計が2項の合計16億3,010万円ということで、補正に係る分だけ、表記のほうをさせていただいているというふうな内容であります。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） 固定資産税、国有資産等所在市町村交付金、これは使い道はどういった形になるのでしょうか。実際に過年度、前年度の分で税としての使い方、その辺だけちょっと確認させてもらいます。

議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

市民総務部財政課長（荒井敏明君） もちろん市税というのは一般財源ということになりますので、その使い道につきましては、当然一般財源として必要となりますいろいろなさまざまな費目、こちらのほうに充当されるというふうな意味合いになります。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） わかりました。違いはその辺のつまり年度当初で掲げた予算でこういう国有資産等所在市町村交付金というものが1,220万円かかっていたということの関係で、今回はなかったということですね。わかりました。

次に、同じところの予算書の関係で、地方交付税のところ、ページ数で言いますと5ページ、6ページのところになります。

歳入で16億3,164万6,000円ということで、交付額としては結構大きい額ではないのかという

ふうに思いますが、その辺の最終年度に向けて地方交付税増額に至ったところ、あるいは前年との比較ではどうだったのか、その辺の点についてお尋ねをしたいと思います。

議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

市民総務部財政課長（荒井敏明君） ご答弁申し上げます。

今回の交付税の措置というものは、実は平成24年度の国の補正予算にも若干これは影響されておりまして、例えば今回、地方交付税の中でも普通交付税、特別交付税、それから震災復興特別交付税、それぞれ増額の補正というふうになったものであります。特に今回、7ページ、8ページのほうになりますが、8ページの一番上、震災復興特別交付税、これが補正額として14億8,100万3,000円ということで、非常に大きな額になっております。実は震災復興特別交付税あるいは特別交付税というのは、最終的には3月の中旬に交付されるというふうな中身でありまして、残念ながら2月の定例会にはまだ額が確定していないということで、これが最終補正、いわゆる専決処分というふうな対象になってございます。

その内訳でございますけれども、実は前年度のまず特別交付税は、23年度では14億6,268万8,000円で、今回特別交付税、これは5ページ、6ページの一番下段の1億3,280万7,000円、これを加えました24年度の交付額決定額が6億3,280万7,000円ということで、前年から比較しますと約8億3,000万円ほどの大幅な減というふうになっております。増減率からいきますと56.7%の減というふうになっております。

一方で、震災復興特別交付税、昨年度のほうですと25億4,861万8,000円、24年度ではこれが45億7,262万2,000円ということで、増減の比較いたしますと約20億2,400万円ほどの大幅増と、増減率では79%の増というふうになったものであります。実は今回、24年度の震災復興特別交付税では、これまで罹災された方々あるいは罹災世帯、そういったものを基準にいたしまして特別交付税のほうで見てこられたというのが一般的だったんですが、それが24年度に当たりましては震災復興特別交付税のほうで措置されるということで、その割合と申しますか、比重と申しますか、それが特別交付税から震災復興特別交付税のほうに大きくシフトしているというのが1つあります。

さらに、今年度に当たりましては、実は中身を確認いたしますと、震災復興特別交付税、20億円の大増ということになっておりますけれども、実はこれが一番大きな理由としまして23年度で工事が完了できなかった震災復旧・復興分、これが24年度で完成を見たということで、後から交付されているというのが約11億円ほど入ってございます。そういう観点から、非常に

24年度の交付額が大きくなっているというふうな状況になっているものであります。

全体でいきますと、普通交付税のほうは24年度と23年度比較では、大体2億5,600万円の増の4.9%の増、今お話ししました特別交付税、これが14億6,200万円から6億3,200万円の非常に大きく減になっているということで、大体、特別交付税のほうは22年度以前と比べますとほぼ例年どおりの金額になっているかなというふうな状況であります。一方で、震災復興特別交付税が大幅な増、これは大きくは、1つは今の繰り越しが24年度で入ってきたというのが大きな理由になります。そのほか、中長期派遣の方の人件費でありますとか、それから24年度では本市だけが行っております市税の減免、こういったものが入っておりますして大幅な増になったというふうな状況でございます。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） 繰り越しが減ったということは、例えば平成23年度の繰越明許費、そういうもので事業が減って、交付税、こちらの震災復興交付税のほうに反映させていただいたというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

市民総務部財政課長（荒井敏明君） 23年度で事業化された、予算化された事業が終了できなかったと、そのために本来入るべき特別交付税等が完了した24年度に入ってきたというのが実態だということになります。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） わかりました。

次に……。

交付税の関係は、それはそれで、震災復興の事業の取り組みの中でふえたということは財源の裏づけができたということですから、その点でも24年度の今回の措置は財源確保としては必要だったと思います。

次のページに、10ページのところに災害廃棄物処理基金補助金というものが1億3,800万円ほど計上されていまして、県の支出金として項目がなされているんですが、これはどういう性格での県の支出金であり、また事業としてはどこに使い道を進めていくのか、その辺だけ確認します。

議長（嶺岸淳一君） 小山産業環境部長。

産業環境部長（小山浩幸君） ご質問いただきました県の災害等廃棄物処理基金補助金1億

3,838万円でございますけれども、こちらは環境省におきまして東日本大震災復興特別会計という国の会計から都道府県のほうに基金を造成せよということで、県が基金を造成し、それを市に災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する事業費の資金の一部として充当されるというものでございます。そもそもは国の補助金のほうが災害等廃棄物処理事業費の補助金ということで、大体、24年度ですと9割まず充たるわけですが、そして残りの10%につきましては通常ですと特別交付税が措置されるんですが、その間を埋めるような形で、基金造成されました県の補助金でおよそ24年度ですと2.4%、基金で埋めていただいているというような形でございます。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） わかりました。新たな今回のすき間を埋める、産業廃棄物の関係で2.4%の差を埋めていくという意味合いですかね。その辺、わかりました。

次に、次の11ページ、12ページのところで、東日本大震災の義援金がこれだと1,400万円ほど減っております。宮城県配分も含めて1,411万円ほど減っております。そこで、義援金といいますと被災地にとっては大事なお金ですが、その主なる確たる理由と、それからこれまで第1回目からの配分等もございましたが、総額でよろしいので、義援金等はどういうふうな流れになったのか、その辺だけお尋ねします。

議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

市民総務部財政課長（荒井敏明君） まず、寄附金ということになりますので、今回の減額に至った経緯というものでありますが、もちろんこれは東日本大震災の義援金、これは宮城県配分と、それからいわゆる団体さんからいただく義援金というものになります。この義援金につきましては県のほうの配分委員会を通して市のほうに交付される。その際であります、通常いわゆる被災者の方の数、こういったものを報告いたしまして、それから配分委員会で決められました単価、これに応じて被災者の方に直接交付されるというふうな中身になります。実は今回、義援金につきましては、第1回から第4次までの配分ということでいただいておりますが、実際に1回から4回までの配分というのが、対象者の方の数とか、それから義援金の入ってきた金額に応じてその単価というものがそれぞれ違ってきます。そういった経過をたどりまして、被災者の皆様のほうにお配りさせていただいているという実態でございますが、なお、今回、こちらまで、市のほうでお出ししております件数として、被害件数4,166件ということで報告しておりましたが、実際の件数が4,141件ということで、おおむね今回の減額と

というのは、その実額、いわゆる実績に応じて金額が配分されるということに伴いまして、その義援金の額が減ってきているというふうな状況であります。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） これまで1回から4回までで、大体およそどのぐらいの現金等を被災者の方にお配りになったんでしょうか。

議長（嶺岸淳一君） 神谷健康福祉部長。

健康福祉部長（神谷 統君） 東日本大震災災害義援金の関係でございます。宮城県分、それから団体分ということでございまして、大体の額になりますが、既に義援金の受け入れ額としては30数億円を受け入れているという状況になってございます。このうちのほとんどが支給済みというような状態になってございます。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） きょうは報告ですので、これらも踏まえて、今後さらに義援金等の被災者への給付というものは考えられるのでしょうかね。

議長（嶺岸淳一君） 高橋健康福祉部次長。

健康福祉部次長兼社会福祉事務所長兼生活福祉課長（高橋敏也君） 現段階の情報でございますけれども、国のほうの今まで第4次配分まであるわけでございますけれども、今のところの情報では、第5次配分も、金額的には大分減少しますけれども、あるのではないかと見込まれております。以上でございます。

議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） ぜひ、配分をしっかりとやっていただきたい。

特にきょうの朝のニュースで、医療費の2割が負担になってしまって、NHKのニュースを見ますと、診療の抑制というのが現実問題になってきまして、それはそれで別の問題ですが、いずれにしても義援金等の配分がやはり必要ですし、2年を超えても依然として生活実態は被災者の方々、仮設に暮らしているの方々にとっては非常に深刻な状況ですので、しっかり情報確保していただいて取り組み等を進めていただければというふうに思います。

次に、別なところで、最初の関係で条例だけちょっと確認させていただきます。条例でいいますと2つ、専決10号、11号とあります。この条例について、市民生活にとっては大事な情報が含まれているように私どもは聞いているわけですが、改めて、まず11号に関して、この条例、専決になったわけで、その内容等についてお知らせください。

議長（嶺岸淳一君） 神谷健康福祉部長。

健康福祉部長（神谷 統君） 専決第11号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。改正の内容でございますが、地方税法等の一部改正に伴いまして、塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。内容といたしましては、一応大きく2点ございます。

1つ目は、国民健康保険から後期高齢者医療に移行した方がいらっしゃる世帯のうち、お一人だけが国民健康保険に残る世帯の保険税について、これまで移行後5年間、平等割額の2分の1を軽減していたものでありますが、これに加え、移行後6年目から8年目の間においても平等割額の4分の1の軽減措置を講ずることとしたものでございます。

2つ目は、国民健康保険税の減免基準額等について、国民健康保険から後期高齢者医療保険に移行した方がいらっしゃる世帯の保険税につきまして、5年間に限り後期高齢者医療保険に以降した方を含めて算定することとしております措置を期限を区切らない恒久措置といたすこととしたものでございます。以上でございます。

議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） そうしますと、最初の1のところの減免の期間、国民健康保険に残るといいですか、1人だけというそういう対象の方、何人ぐらいいらっしゃるんですかね。見込みでどのぐらいの対象になるんですか。

議長（嶺岸淳一君） 並木保険年金課長。

健康福祉部保険年金課長（並木新司君） 申しわけありません。今ちょっとその数字は持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきます。

議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） 2番目の恒久措置というのも実態は今後の方はわかりますか。

議長（嶺岸淳一君） 並木保険年金課長。

健康福祉部保険年金課長（並木新司君） そちらのほうもちょっと今数字は持ち合わせておりませんので、申しわけありません。

議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） やはり大事な条例が専決処分という形で出されて、提案理由というものも本会議場での質疑もなし、その点でもきちっと報告される対象の案件ですので、ひとつ精査していただいて、しかるべき形で報告をしていただければなというふうに思います。

次に、補正予算の説明書のところで、国民健康保険のところでちょっと見ていたんですが、国民健康保険、ページ数でいいますと、資料 3 の52から53ページ、ずっと始まっております。補正予算額も結構大きいものでして、1億2,537万円というものが両補正です、歳入歳出。そこで、最終的にそういう補正になりましたが、お聞きしたいのは、県支出金のところ、56、57、1号交付金の4,337万5,000円マイナス、それから2号調整交付金のところ5,900万7,000円のところ、そして一番後ろのほうに最終的に基金への財源の繰り入れなどもあるんじゃないかと。73ページのところに財政調整交付金積立金1億7,756万6,000円がありますが、これらについて、まず基金そのものがどのぐらいなのか。また減額調整交付金等が減額された理由などについてお尋ねをしたいと思います。

議長（嶺岸淳一君） 並木保険年金課長。

健康福祉部保険年金課長（並木新司君） まず、72ページ、73ページ、財政調整基金のこちらの積み立ての部分なんですけど、こちらのほうは翌年度返還金になります。国保の返還金として積み立てを1億7,756万6,000円積み立てをするものになります。来年度返還予定の金額になります。今、専決の時点での基金残高につきましては、約5億9,000万円ほど今積み上がるかなというふうに考えております。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） そうすると、5億9,000万円で、基金に1億7,000万円を積み立てて、いずれはこれは国のほうに返すという形になるわけですよね、先ほどの説明だと。それでよろしいんですか。

議長（嶺岸淳一君） 並木保険年金課長。

健康福祉部保険年金課長（並木新司君） 積立金は1億7,000万円なんですけど、本来ですと24年度に返還すべきでありました金額がちょっと国のほうの関係で24年度に返還できなかった部分がございます、実際に今のところ返還する見込みは1億9,000万円ということになっております。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） わかりました。そういうことですね。

それから、調整交付金の減額だけちょっとお尋ねします。ちょっと答弁が漏れているので。

議長（嶺岸淳一君） 並木保険年金課長。

健康福祉部保険年金課長（並木新司君） 1号交付金が減った理由なんですけど、こちらはちょ

っとかなりいろいろな要件が重なって、というのも2号調整金のほうが、今回、県のほうの一部負担金軽減措置の関係で、そちらの県から市町村に交付される分、そちらが2号調整交付金に入っている、そちらがかなりの高額になっているというのが現状でございます。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） ということは、例の過般ちょっと問題になりました被災者の2割、その辺の絡みがあるということなんですか。

議長（嶺岸淳一君） 並木保険年金課長。

健康福祉部保険年金課長（並木新司君） 議員おっしゃるとおりです。

議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） 細かな精査はまずありますが、いずれにしても、いずれかの時期にこの辺もどう課題になるのかなというふうに思いますので、その辺だけにとどめておきます。

それから、それ以外に繰越明許費等々が4番の資料で付されております。4番のところで、繰越明許費146条2項、翌年度繰り越しは結構額が大きくて、見ると、例えば103億円ぐらいですか、繰越明許費あるいは24年度の繰越明許費、24年度宮城県塩竈市繰越明許費計算書、次のところの24年度宮城県塩竈市繰越明許費計算書、下水道ですね。後ろのほうに事故繰り越しがあります。これも事故繰り越しということで書かれております。翌年度でしょうね、ちょうど真ん中ごろに額が書いてあります。3億7,918万4,500円ですね。失礼しました。事故繰り越しをして議会のほうに報告をするということですが、私ちょっとよくわからないのは、震災復興の交付金事業の関係で、2カ年ですと、事故繰り越しもという話や、翌年度繰り越しは次の年度はだめなんだという話ですが、こういった震災の関係では、例えばどうしても執行できないということも想定し得るわけですが、その辺の捉え方、考え方、あるいは国に対して市町村関係のところでのどのように、市・国がどのように今考えているのか、少しその辺だけお尋ねします。

議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

市民総務部財政課長（荒井敏明君） 今、国のほうでというお話がありましたけれども、国のほうでは東日本大震災、これによります復旧・復興、かなりの事業費が大きいということで、いわゆる繰り越しのさらに延長ということで今検討されているようであります。ただ、まだ確定的なものではないということでもありますので、当然ながら、どこの被災自治体も今地方自治

法にのっとった手続を行っているという状況であります。

一般的に繰越明許費は、その当該年度でさまざまな事由があつて、どうしても翌年度に繰り越しが必要な場合、本市でありますと2月定例会で議決をいただきまして繰り越しをするという内容になります。さらに翌年度で、つまり繰り越しした翌年度のほうで、例えばですが、被災された方々のご事情でありますとか、あるいは県事業の進捗によって、本市の事業が達成できないとか、そういったいわゆる事故的なもの、あるいはさらに災害等が発生しまして、その事業が終わらないといったケースの場合は、さらに翌年度に繰り越しをすることができます。これが一般的に言う事故繰り越しというふうな内容になります。まず、用語的にはそういうことになります。

それから、今回の一般会計におきます繰越明許費のほう、103億8,100万円と非常に大きな金額になってございますが、この内容的なものを若干ご説明申し上げますれば、実は、例えば事業者さんの工事の完成によって補助いたします水産加工業の施設の支援事業、これが48億1,162万円と非常に大きな金額になっております。さらには、県の二次仮置場の委託料であります災害廃棄物処理事業、これが14億7,472万円ほど。さらに、例えば復興交付金事業におきます漁業集落防災機能強化でありますとか、防災集団移転事業、こういったものは住民との協議によってその調整がなかなか見当たらない、日程が確定しないというケースのように、実は相手方の事情によりまして繰り越した分というものが総額では67億6,869万円と、全体の65.2%を占めるという状況になってございます。

一方、本市のほうの残りの36億1,300万円ほどにつきましては、これは例えば国の補正予算が24年度の年度末に成立して、追加補正をさせていただいて事業費を組んだでありますとか、いわゆる年度末で予算化されたもの、あるいは入札の不調、あるいは天候不順等によりましてどうしても24年度で完了できなかったというものを繰越明許費として繰り越したものでございます。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 12番鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） 私のほうからは専決第12号と第13号、いずれも車両に対する損害賠償のことについてお聞きをしたいと思います。

まずは、専決第12号ですが、この事故に関しては県道塩釜吉岡線、その本道と、それからその側道を通っている市の車と本道側を通っている市民との接触事故というふうに思います。別添の1 - 2の資料を見ますと、若干、市民の車が交差点に達した時間が遅いのかなというふう

に思います。両方並行して走っている時点では、市民側の車が市側の車をよく観察できる位置にある。そして、市の車が左折した折に市民側のAの車が左折し事故になったという状況だと思うんですね。そうすると、市民側の車は左折するのですから、曲がる方向は必ず確認はしていると思うんですね。そんな観点からいくと、この過失割合、2割、20%ということではありますが、この市側の車のどの部分にぶつかったのか、Aの車が。ないしは、Aの車にBの車、いわゆる市の車がどのようにぶつかったのかと、この20%の過失の割合の根拠をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

市民総務部長（佐藤雄一君） それでは、今、鎌田議員からご質問ございました専決報告資料の1 - 2の1ページをご参照いただければと思います。

まず、事故が生じた経緯でございますが、報告にもございますように、平成24年11月20日午前10時30分ごろ、本市の公用車、そこにも記載してございますAが県道塩釜吉岡線を走行し、宮町分室跡地前のT字交差点を左折する際に、相手方のB車両が停止線で一時停止していることを確認した後、公用車は左折いたしましたが、相手方は一時停止はしたものの、本市公用車が左折してくるものと認識していなかったようで、発進し本市公用車の左側の側面に接触、フロントバンパーを損傷したものでありまして、このような状況から、警察等の調査がありまして、本市の過失割合は2割になったというものでございます。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） 先ほどの説明で、私ちょっと勘違いをしていたところがありました。AとBを入れかえてちょっと考えたようです。それにしても、左折をして、これは、Bはもちろんとまっている状態でありまして、横側、車の側部分、前ではなくて側部部分、横に当たったわけですね、これは。そこをちょっと確認したいと思います。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

市民総務部長（佐藤雄一君） 今申し上げましたように、本市の公用車の左側面に接触して、フロントバンパーを損傷したという内容でございます。

議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） そうすると、ほぼ100%、Bの車が悪いんじゃないのというふうな私の解釈ですが、それは成り立たなくて、通常の損害賠償の観点からいくと20%ということになったんでしょうか。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

市民総務部長（佐藤雄一君） そういう接触事故の状況等を踏まえまして、保険会社といろいろ協議した結果といたしまして、本市の過失割合は2割ということになったものというふうに考えてございます。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） じゃあ次に、専決13号、これまた車両の損害賠償についてですが、これはいわゆる強風で市の持っている土地の木が風で折れて、そして近隣の車両に傷をつけたということだと思うんですが、問題は、実際当たってしまったことについては、これは仕方ない話で、市側の過失が100%になるのも当然と言えば当然なんですが、この市の土地の管理がどういうふうになされていたのか。管理はこういったところは土木課あたりなのかなというふうに思うんですが、市内の公園を見ますと、やはりきちんと整えられているとほやいいたいところがあるので、これもそうなのかなと思ったりもするわけですが、管理はどこでやられているのか、どういった管理をなさってきたのか。その経緯についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

市民総務部長（佐藤雄一君） この木立が生育している土地につきましては市の市有財産、普通財産ということで、総務部のほうで管理している内容でございます。木立の管理状況でございますが、現場に生育している杉の木立、110本ほどございます。枝等の成長度合いを確認しながら、これまで枝払いや下草の除草などを定期的に行ってきたというのがこれまでの経緯でございます。

議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） 定期的に管理されていたということでもありますけれども、私の知る限り、結構あの地点というのは木の伸びがかなりありまして、丘のちょうど谷から上がるような場所に木が立っているんですね。ですから、ちょっと風の当たりもかなり違うし、本来もっとしっかりした管理が必要だったのではないかというふうに思いますが、反省点としてそういうところはないのでしょうか。

議長（嶺岸淳一君） 市民総務部長。

市民総務部長（佐藤雄一君） 確におっしゃるとおりでございます。管理上、それから、今後の事故防止対策といたしまして、例えば抜本的な対策といたしまして、全ての木立を伐採す

る方法もあろうかとは思いますが、今議員からおっしゃられたように、この木立、防風林として役目をしているということもございまして、木を切らずにそのまま残してほしいというふうな住民の方もございますので、なかなか対応が難しいというふうには考えてはございますが、いずれにしても今後このような事故が生じないような適正な事故防止対策、管理に努めてまいりたいというふうには考えているところでございます。よろしくお願いたします。（「以上です」の声あり）

議長（嶺岸淳一君） 5番志賀勝利君。

5番（志賀勝利君） 私からは事故繰越計算書のことと質問させていただきます。

東日本大震災から2年3カ月がたちました。震災で家を失い、仮設住宅・みなし住宅にお住まいの方々に対しての心のケアが重要視される時期に差しかかっているのではないかと感じております。当局に当たってはこの辺をしっかりとぜひフォローしていただきたいというふうにお願いたします。

そして、これからは暑い季節となりますが、被災者の皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

被災された皆さんが待ち望んでいる震災復興住宅建設も当初は一番早く予算が決まりまして、工期を早めるためにURへ設計・建設工事一括を発注したはずなのでございますが、どうも他地区のほうが先に完成したというふうな報道も昨今流れておりますので、当局に至っては災害公営住宅の早期完成に一層の邁進をしていただきたいと思います。

それから、先日たまたま港湾関係の方とお話しした際に、港湾工事復旧の進捗率が24%程度であると、これは県の事業ですから、市と直接は関係はないと思いますが、どうも石巻港と比べて大きくおくれをとっている。塩釜港の復旧のおくれを危惧されておりましたので、この辺も港湾行政のプロを自負されている佐藤市長には一段の発奮をお願いいたします。

では、諸般の報告について質問させていただきます。

まず資料 4番の5ページですね。先ほど伊勢議員からもちょっと質問がありましたが、私のほうからもちょっと質問させていただきます。

まず、農水産業費ということで、桂島地区の漁業集落防災機能強化、それから、野々島地区、同じく防災機能強化、寒風沢地区防災機能強化事業ということで、これがそっくり事故繰り越しということで、理由としては県災害復旧事業との調整及び住民協議に不測の日を要したためというふうには書いてはありますが、具体的にどういうことになったのか。それと、漁業集落防災機能強化事業というものは、改めてどういうものなのか、市民の皆様にはわかるように

説明していただき、今後の進捗状況をちょっと説明していただければと思います。

議長（嶺岸淳一君） 伊藤震災復興推進局長。

震災復興推進局長兼政策調整監（伊藤喜昭君） 今ご質問ありました桂島、それから野々島、寒風沢、それぞれの漁業集落防災機能強化事業でございます。これは津波被害の軽減及び住民の安全確保、それから良好な住環境の確保といったものを目的といたしまして、道路等のかさ上げあるいは避難道の整備などを行うものでございまして、当然これはそれぞれの地域住民のご意見を伺いながらということになります。これをできれば24年度中というふうには考えておりましたが、その前提として、県のほうで防潮堤の整備の仕様を明らかにされる。それを待ってというふうには考えておりましたが、これがなかなか示されなかったということで、ですから、地元検討会も11月ごろから入りました。ですから、年度内になかなか意見を取りまとめるということが難しく、今のところ年度を越えて7月ごろまでどうもかかりそうだというふうな見込みでございます。

議長（嶺岸淳一君） 志賀勝利君。

5番（志賀勝利君） 理由はわかりました。そうすると、この事業は今年度のどのぐらいの時期で完了する予定なんですか。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤震災復興課長。

震災復興推進局次長兼復興推進課長（佐藤達也君） 今年度の作業としましては、基本設計を7月までまとめていくというふうなことになりますので、その後、実施設計といった部分で作業をして、実施設計を今年度中にまとめるというふうなことになります。ただ、一方、今議員おっしゃられたように、災害公営住宅等急がなければならない部分がありますので、そうした災害公営住宅に直接影響するような道路整備につきましては、7月以降速やかに実施設計をまとめまして、一部工事に着手していきたいというふうには考えております。

議長（嶺岸淳一君） 志賀勝利君。

5番（志賀勝利君） 私も先日、ちょっと桂島のほうに、寒風沢のほうにお邪魔したんですが、岸壁のほう従来と何か余り変わっていないような形で、瓦れきこそ片づいておりますが、なかなか復旧まだまだだなという感じもいたしました。ぜひとも、この辺の一番基本となる道路とか、こういうものはできるだけ早目に整備していただいて、町民の皆さんが安心して生活できるような状況をつくっていただければと思います。

次に、同じページで、11番で災害復旧費というところで、ここもトータル7億4,000万円、

そのうちの50%以上を占めているんですかね、大体7億4,000万円のうちの46%がまた繰り越しされておるわけですが、これについてもここにいろいろ事情が書いてあります。例えば道路橋りょう災害復旧事業ということで、これも関係機関との協議に不測の日にちを要したためというふうに書いてありますが、これはどういう内容のことが不調となって不測の日程を要したものなのか、ちょっと理由をお聞かせいただければと思います。

議長（嶺岸淳一君） 鈴木建設部長。

建設部長（鈴木正彦君） 今の質問にお答えします。

今のページの公共土木施設災害復旧費、道路橋りょう……、それからその下に都市計画施設、みなと広場、公園です。その下にある千賀の浦、これも公園です。これらの公共土木施設災害復旧に関しましては、単独の災害復旧の周辺で、復興交付金事業、それから下水道の災害復旧事業といろいろ事業調整がございました。それぞれの計画調整というものもございました。それから、発注において不調もございました。それから、工事発注後もいろいろ上下関係、周辺整備、周辺の工事と調整ありましたので、若干発注がおくれました。これらについてのめどは24年度中に発注していきまして、早いものでは6月末、9月末ごろまでには全部完了する予定になっております。鋭意、早期完成に向けて頑張っております。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 志賀勝利君。

5番（志賀勝利君） ありがとうございます。

それとその次の段にあります農林水産業施設災害復旧費、これも5億7,000万円ありまして、2億6,000万円の繰り越しということなんですが、これも理由には離島復旧工事のため、天候による影響や資材入手も困難な状況のためというふうには書いてありますが、実際のところ、もともと離島で復旧といたら、こういった条件というのは最初からわかっているはずだと思いますが、資材入手の困難な状況ということも、これもわかっていたことだと思いますが、そういったわかり切った状況を理由として挙げるのではなくて、実際に本当の理由というのは何なんでしょうか。

議長（嶺岸淳一君） 小山産業環境部長。

産業環境部長（小山浩幸君） こちらの繰越計算書上は1行でちょっとお示しをさせていただいておりますけれども、実際はこちらは工事本数にいたしますと6本の工事のほうの事故繰り越しということで上げさせていただいております。こちらは23年の3月の震災以降、23年10月に災害査定のほうを受けております。当初、30億円の事業費ということで、とにかく24年度あ

るいは25年度まで、当初から事業期間というのは相当かかるだろうなというようなことで進めております。先ほど言ったように、制度上やはり繰越明許ということで24年度に繰り越しをさせていただきまして、24年度に終わっている仕事も当然ございます。しかしながら、過去20年、30年かけて漁港の整備してまいりましたものをこういった形で災害復旧させていただいておるということで、6本のうち、当初見込めなかった、当初は災害査定をいただくということで、こういった形で復旧させていただきたいということでの設計をさせていただいておるわけでございますけれども、やはり災害復旧に相当な時間を要するということもございまして、途中でやはり海上の中にあるものが波に洗われて、当初思っていたような形での復旧が困難になったりとかしたような場合に、改めまして県のほうに協議をして重要な変更というものをさせていただき、そうした上でまた改めて工事を組み立ててやり直すというようなこと等々がございましたので、こういった形で事故繰り越しということで25年度も仕事を引き続きさせていただいておるというようなところでございます。

しかしながら、議員ご心配のように、島民の方々、一刻も早くということでございますので、6本の契約のうち、早いものは8月ぐらいには完成の見込みもございまして、それ以外のものもなるべく早く仕上げていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（嶺岸淳一君） 志賀勝利君。

5番（志賀勝利君） ありがとうございます。とにかく、どうしても離島ということで、不便性を強いられているわけですから、より一層この辺のお気遣いいただきまして、一日も早い復興・復旧を努力していただくようお願いしたいと思います。

以上で終わります。

議長（嶺岸淳一君） これをもって質疑を終結することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第43号ないし第59号

議長（嶺岸淳一君） 日程第4、議案第43号ないし第59号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

当局より提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま上程されました議案第43号から第59号までにつきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第43号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第44号「塩竈市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」であります。地方交付税の削減分の財源確保と平成24年4月分から特例的に減額されております国家公務員の給与との均衡を図りますとともに、交付税の削減による市民サービスの低下を招かないようにするため、今定例会に一般職の職員の給与の特例に関する条例をご提案させていただいておりますが、一般職の職員の給与減額に合わせ、平成25年7月分から平成26年3月分までの市長、副市長及び教育長の給料月額について、特例的に減額をしようするものであります。

なお、条例改正後の減額率は市長が15%、副市長と教育長が10%となります。

次に、議案第45号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」であります。これは地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、社会保障・税一体改革を着実に実施するための措置が講じられましたことに伴い、納税環境の整備や負担軽減措置の拡充など所要の改正を行おうとするものであります。

市税における主な改正点は2点でございます。1点目といたしましては、国税の見直しに合わせ、延滞金、還付加算金の利率を引き下げるものでございます。2点目といたしましては、消費税引き上げに伴う影響を平準化するため、これまで平成25年12月まで入居された方を対象といたしておりました住宅借入金等特別税額控除について適用期間を延長し、平成29年12月まで入居された方を対象とするものでございます。

なお、適用期間の延長にあわせ控除限度額の引き上げを行うものであります。

次に、議案第46号「東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例」であります。これは東日本大震災による被災者に対し行っておりました市民税、固定資産税及び都市計画税の減免について平成25年度分の税額も対象とするため、文言の整理等所要の改正を行うものであります。

次に、議案第47号「のびのび塩竈っ子プラン推進地域協議会設置条例の一部を改正する条例」であります。これは子育てをめぐる課題の解決に向け、平成27年度からの開始が予定をされております子ども・子育て支援新制度に対応するに当たり、既存ののびのび塩竈っ子プラン推進地域協議会に子ども・子育て会議としての役割も兼ねていただくため、協議会の名称の変更

や所掌事務の追加等所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第48号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」であります。これは地方税法等の一部改正に伴い、条例で引用いたしております法律の条項に移動があったため、文言の整理等所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第49号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」であります。これは原子力発電所の事故に伴う国の避難指示等により本市に転入されてきた被保険者の国民健康保険税の減免について、平成25年度分の税額も対象とするため、文言の整理等所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第50号「塩竈市中小企業制度融資損失補償条例の一部を改正する条例」であります。これは株式会社企業再生支援機構法の一部改正に伴い、法の題名や機構の商号が変更されましたことから、条例で引用しておりますこれらの文言について所要の改正を行おうとするものであります。

次に、議案第51号「塩竈市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例」であります。これはさきにご説明いたしました議案第43号及び第44号の提案理由と同様の趣旨にのっとり、市立病院事業管理者の給料月額について、平成25年7月分から平成26年3月分まで特例的に減額をしようとするものであります。条例改正後の減額率は5%であります。

次に、議案第52号「一般職の職員の給与の特例に関する条例」であります。これは本市の一般職の職員の給料月額等について、平成25年7月分から平成26年3月分まで特例的に減額をしようとするものであります。

国家公務員の給与につきましては、厳しい財政状況等に対処する必要性に鑑み、平成24年4月分から平成26年3月分まで特例的に減額をされておりますが、地方公共団体に対しまして、本年7月までにラスパイレズ指数で100以下となるよう要請がされており、また地方交付税も地方公務員の給与減額を見込み削減をされました。地方交付税削減による市民サービスの低下はあってはならないこととありますとともに、本市の一般職の職員の給料月額について市民の皆様のご理解をいただくために、国家公務員の給与との均衡を保つことが必要であると考えますことからご提案するものであります。

なお、給料月額の減額は、職務の級に応じて定めた減額率により行うものいたします。

次に、議案第53号「仙塩広域都市計画事業塩竈市藤倉二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関する条例」であります。これは塩竈市藤倉二丁目地区被災市街地復興土地区

画整理事業を実施するに当たり、土地区画整理法の規定により施行規程を定めるものであります。

次に、議案第54号「平成25年度塩竈市一般会計補正予算」であります。平成24年度第5回配分として既に交付決定を受けました東日本大震災復興交付金事業費の計上や、津波被災住宅再建支援事業、重点分野雇用創造事業、被災者健康支援事業などの災害関連事業費の計上のほか、コミュニティ助成事業、安全・安心ロード整備事業、風しんワクチン等予防接種助成事業、松くい虫対策事業など、緊急的措置が必要な事業費を計上し、歳入歳出それぞれ30億2,434万4,000円を追加いたしまして、総額を382億434万4,000円とするものであります。

主なる歳出といたしましては、

東日本大震災復興交付金事業のうち、水産加工業施設整備等支援事業費といたしまして	13億1,250万円
同じく、港町地区津波復興拠点整備事業といたしまして	8,394万5,000円
同じく、災害公営住宅整備事業といたしまして	1億6,300万円
同じく、がけ地近接等危険住宅移転事業といたしまして	2,187万7,000円
災害関連事業のうち、宮城県の東日本大震災復興基金交付金の追加交付に伴いますふるさとしおがま復興基金積立金といたしまして	2億9,550万円
同じく、津波被災住宅再建支援事業といたしまして	8億2,175万6,000円
同じく、重点分野雇用創造事業といたしまして	5,191万2,000円
同じく、被災者健康支援事業といたしまして	1,040万円
財団法人自治総合センターが、コミュニティ活動の充実に寄与する備品を整備する町内会や防災資機材を整備する自主防災組織などに対して交付するコミュニティ助成事業といたしまして	1,480万円
安全・安心ロード整備事業といたしまして	375万1,000円
老朽化に伴う施設改修や保育環境の向上のため空調設備を整備する新浜町保育所改修事業といたしまして	800万円
風しんワクチン等予防接種助成事業といたしまして	2,365万円
松くい虫対策事業といたしまして	2,017万円
北浜地区復興土地区画整理関連下水道事業の所要経費に係る下水道事業特別会計への繰出金といたしまして	2,618万9,000円

平成24年度第4回復興交付金事業として採択をされました藤倉地区復興土地区画整理事業の所要経費に係る藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計への繰出金といたしまして

1億4,149万2,000円

などを計上いたしております。

これらの財源につきましては、

地方交付税として 3億5,175万9,000円

安全・安心ロード整備事業などに係ります国庫支出金といたしまして 470万円

宮城県の東日本大震災復興基金交付金の追加交付や被災者健康支援事業などに係ります県支出金といたしまして 3億7,910万5,000円

津波被災住宅再建支援事業や東日本大震災復興交付金事業などに係ります繰入金といたしまして 22億4,258万円

コミュニティ助成金などの諸収入といたしまして 1,580万円

災害公営住宅整備事業などに係ります市債といたしまして 2,940万円

などを計上いたしております。

債務負担行為につきましては、津波被災住宅再建支援事業及び清水沢地区災害公営住宅整備事業を追加するものであります。

地方債につきましては、災害公営住宅整備事業費及び補償金免除繰上償還金の計上に伴いまして、公営住宅整備事業及び借換債の限度額を増額変更するものであります。

次に、議案第55号「平成25年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」であります。東日本大震災復興交付金第5回配分の交付決定に伴います復興交付金事業費及び補償金免除繰上償還金を計上し、歳入歳出それぞれ10億1,288万9,000円を追加いたしまして、総額を156億5,388万9,000円とするものであります。

地方債につきましては、補償金免除繰上償還金及び復興交付金事業費の計上に伴いまして、借換債及び公営企業復興交付金事業債の限度額を増額変更いたすものであります。

次に、議案第56号「平成25年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算」であります。寒風沢漁業集落排水処理施設内の電気設備及び機械設備に係る復旧工事や災害公営住宅建設に伴います管路復旧工事の追加費用を計上し、歳入歳出それぞれ1,400万円を追加いたしまして、総額を8,920万円とするものであります。

地方債につきましては、災害復旧事業費の追加計上に伴いまして、公営企業災害復旧事業債

の限度額を増額変更するものであります。

次に、議案第57号「平成25年度塩竈市立病院事業会計補正予算」であります。当初予算において債務負担を設定し、リース契約による整備を予定いたしておりましたX線透視装置について、このたび、県との企業債借入の協議が調いましたことから、新たに購入費として医療機器整備事業費を計上いたしますとともに、企業債及び資本的支出にそれぞれ3,000万円を追加し、資本的収入の総額を2億1,900万5,000円に、資本的支出の総額を4億1,733万8,000円とするものであります。

債務負担行為につきましては、X線透視装置購入費の計上に伴い、当初予算で計上いたしておりました当該機器の賃貸借に係る医療機器整備事業を減額変更いたしますほか、落雷の影響によりふぐあいが生じた電話交換機器の更新に伴い、電話交換機器のリースに係る病院設備整備事業費を追加するものであります。

次に、議案第58号「平成25年度塩竈市水道事業会計補正予算」であります。資本的収入につきましては、企業債の補償金免除繰上償還金に係る借換債として、1億5,950万円を追加し、資本的収入の総額を6億3,903万2,000円とするとともに、資本的支出につきましては、補償金免除繰上償還として、1億5,969万1,000円を追加し、資本的支出の総額を10億7,251万4,000円とするものであります。

企業債につきましては、補償金免除繰上償還金の計上に伴い、特定被災地方公共団体借換債1億5,950万円を追加をさせていただくものであります。

次に、議案第59号「平成25年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計予算」であります。この特別会計は、仙塩広域都市計画事業塩竈市藤倉二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業を開始するに当たり新たに設置するものであり、平成25年度の事業費といたしまして、用地取得費や建物補償費などを計上し、歳入歳出の総額を1億4,149万2,000円とするものであります。

一時借入金につきましては、年度内で必要となる資金の限度額を3,000万円とさせていただくものであります。

以上、各号議案についてご説明を申し上げましたが、なお、補足を必要とする部分につきましては、それぞれ担当部長から説明をいたさせますので、よろしくご審議の上、ご協賛を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

私からは以上でございます。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

市民総務部長（佐藤雄一君） それでは、私から、まず議案第43号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第44号塩竈市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、そして議案第51号塩竈市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例、そして議案第52号一般職の職員の給与の特例に関する条例につきまして、一括してその概要をご説明申し上げます。

資料 12の2ページをお開きください。

ことしの5月に国の平成25年度予算が成立、地方交付税が削減される中で、本市では、この削減による一般財源不足を補填すべく、特例的に特別職及び一般職の給与を削減しようとするものでございます。

その具体的な削減内容についてでございますが、2の削減措置の項目をご参照ください。

削減期間は、いずれも7月から来年3月までとしてございます。

(1)の市長、副市長、教育長の給料月額につきましては、現行では5%から10%の削減をそれぞれ行っているところでございますが、さらに5%の削減率を上乗せしようとするものでございます。また、病院事業管理者につきましては、新たに給料月額の5%を削減しようとするものでございます。

(2)の一般職の給料月額につきましては、職務の級に応じまして2級以下の1.8%から7級の4.5%まで減額率を級別に定め、平均で3.5%削減し、ラスパイレス指数を100以下にするような措置を行おうとするものでございます。

(3)の任期付職員の給料月額につきましては、任期期間が原則3年間に限定されていることから、級に応じて一般職の減額率の2分の1にしようとするものでございます。

このことによる削減額でございますが、総額で3ページの表の合計の欄をご参照ください。

合計では6,455万円ほど見込んでいるという内容でございます。

では、引き続きまして、議案第46号東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

同じく、資料 12の13ページをお開き願います。

これは当該条例の新旧対照表でございます。改正内容でございますが、東日本大震災による被災者に対する市税の減免を平成23年度、平成24年度に引き続き1年間延長しようとするものでございます。

具体的な内容につきましてご説明申し上げますので、16、17ページをお開きください。

1の平成25年度に減免等を実施する項目の表中、項目1と項目2の欄をご参照いただければと思います。

項目1でございますが、個人市民税につきましては、所得金額及び住宅の損害程度に応じた減免や原発事故による避難者に対する減免を、また法人市民税につきましては、津波浸水エリアの法人の均等割額の免除を実施しようとするものでございます。

また、項目2でございますが、固定資産税及び都市計画税につきましては、家屋、土地、償却資産の損害程度に応じた減免を行おうとするものでございます。

被災者に対して行うこれらの市税の減免につきましては、県内では本市のみが実施するものでございます。

なお、被災された市民の皆様に対する支援策といたしまして、これまでに本市ではただいま申し上げました市税や国民健康保険税のほか、各種使用料・手数料などの減免、免除措置行ってまいりましたが、平成25年度も継続して実施する項目につきまして、あわせて説明させていただきたいと思います。

前段申し上げました市税の減免のほか、項目2の下段のほうに記載してございますが、固定資産税の課税免除につきましても、所管の協議会でもご報告申し上げておりますとおり、市長が公示した区域内にある土地・家屋に対しましては課税免除を行います。区画等につきましては、18ページをご参照いただければと思います。

また、16ページの項目3の税証明手数料から17ページの項目14の水道加入金、水道開発負担金までにつきましても、基本的には前年度と同様に減免、免除措置を延長してまいります。

次に、17ページの2の一部内容を変更して減免を実施する項目でございますが、原発事故による避難者に対する措置につきまして、前年度から延長して介護保険料を初めとして6項目につきまして引き続き実施しようとするものでございます。

私からは以上でございます。

議長（嶺岸淳一君） 神谷健康福祉部長。

健康福祉部長（神谷 統君） 私から議案第47号のびのび塩竈っ子プラン推進地域協議会設置条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

説明の都合上、資料番号12の定例会議案の資料をご準備願います。この資料の22ページ、23ページをお開き願います。

子ども・子育て支援新制度についてをごらんいただきたいと思います。これまでの所管の委員会等でこの新制度についてのアウトラインについてご説明申し上げてまいりましたが、1の新制度の概要にありますように、昨年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づきまして、安心して子育てができる施策の推進など平成27年度から実施が予定されます新制度に向けまして、2に記載しておりますとおり、今年度から来年度にかけ、子ども・子育て支援事業計画の策定を行い、3にございますように、計画策定などの審議や幅広くご意見をいただく仕組みとして、子ども・子育て会議を設置するものでございます。本定例会では、塩竈市子ども・子育て会議を設置するため、所要の条例改正と必要な補正予算を計上させていただくものでございます。

恐れ入りますが、この資料の前のページ、20ページ、21ページの条例一部改正新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

右側が現行、左側が改正案でございますが、新たな子ども・子育て会議は、これまで次世代育成支援対策推進法に基づき設置されておりました協議会、本市ではこれを「のびのび塩竈っ子プラン推進地域協議会」という名称にしておりましたが、これをベースにいたしまして、題名にございますように、名称を「塩竈市子ども・子育て会議」と改めまして、（設置）第1条のところでは、2つの根拠法令を、（所掌事務）第2条のところでは、子育て支援の新制度に向けての審議と現在進められているのびのび塩竈っ子プランの審議をあわせて行うこと、さらに（組織）の第3条のところでは、子育ての関係当事者が参画、関与できる仕組みをつくるため、委員につきましてはこれまでの委員数「10人以内」から「15人以内」にふやしまして、子どもの保護者を加えることなどの改正を行おうとするものでございます。

資料番号5の8、9ページには、議案としての条例改正案をお示ししているところでございます。

続きまして、議案第49号東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

同じく、資料番号12の議案資料の26ページをお開き願いたいと思います。26ページでございます。

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免期間の延長についてでございます。先ほど市民総務部長から支援制度の全体像はご説明させていただいたところでございますが、国保税のことについて、ここでご説明させていただきます。

1の趣旨にございますように、東日本大震災により原発警戒区域から避難して本市に転入してきた被災者に対しまして、これまでも国民健康保険税の減免がなされておりましたが、その期間を平成25年度分まで延長するために条例の一部改正を行おうとするものでございます。

2、対象となる世帯につきましては、これまでと同様でございまして、3、減免の対象となる国保税につきましては、(2)の改正後にありますように、平成25年度分が加わりまして、平成24年度、25年度について、納期が平成26年3月31日までの間に設定されているものが対象となります。

4、減免の申請ですが、平成24年度の減免を受けている場合には申請を必要としないこと。

5、その他といたしまして、国からの財政支援であります、国の示す基準で減免を行った場合には、国民健康保険災害臨時特例補助金及び特別調整交付金の対象となる予定となっております。

本市では、現在のところ、減免の対象となる方は2世帯、お二人となっております。

なお、同じ資料の前のページ、25ページにつきましては条例の一部改正の新旧対照表、それから、資料番号5の11ページに条例改正案をお示ししておりますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶺岸淳一君） 伊藤震災復興推進局長。

震災復興推進局長兼政策調整監（伊藤喜昭君） それでは、続きまして議案第53号のご説明を申し上げます。

同じ資料の29ページ、ごらんいただきたいと思います。

仙塩広域都市計画事業塩竈市藤倉二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業の施行に関する条例でございます。藤倉地区の区画整理事業につきましては、この資料の1の経過にありますように、既に2月に都市計画決定しております。

事業の目的については、2番に記載のとおりでございます。

3の(1)条例制定の趣旨をごらんいただきます。市町村が土地区画整理事業を実施する場合、土地区画整理法第53条の規定に基づきまして、事業の名称、施行区域に含まれる地域の名称など事業に関する基本的な事項について、これは条例で定めるということになってございます。このため、さきの北浜地区で定めたものとほぼ同様の内容で今回藤倉地区に係る条例を新たに制定しようとするものでございます。

条例の構成につきましては、(2)に記載のとおりであります、今回、藤倉地区の区画整

理事業に係る新たな特別会計の設置も行います。これはこの条例の附則の中で行っております。

今後の予定であります。4にありますように、この条例の制定について、議会のお認めをいただきましたら、7月にも県から事業認可をいただけるよう、現在準備を進めております。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

市民総務部長（佐藤雄一君） 私から主に議案第54号平成25年度塩竈市一般会計補正予算の概要につきましてご説明申し上げますので、同じく資料 12の31ページをお開き願います。

この表は、一般会計及び特別会計の総括表でございます。今回補正いたします金額は、一般会計で30億2,134万4,000円、下水道事業特別会計で10億1,288万9,000円、漁業集落排水事業特別会計で1,400万円、そして新たに特別会計を設けて予算計上いたします藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計で1億4,149万2,000円、合わせまして419億2,725万円となるものでございます。このことによりまして、一般会計及び特別会計の補正後の予算総額は、一番下段にありますように、679億6,982万5,000円となり、補正前に比べますと6.6%の増となります。

次に、34、35ページをお開き願います。

一般会計の補正予算の概要につきまして、まず歳出からご説明いたします。

ここでは歳出予算を目的別に分類してございます。

費目2の総務費3億1,205万1,000円でございますが、右側の備考欄をごらんください。

全国アマモサミット助成事業につきましては、全国アマモサミット2013 in 宮城に対する助成金でございます。それから、市民活動推進費につきましては、市内5町内会に対して助成する一般コミュニティ助成事業でございます。安全・安心ロード整備事業につきましては、防犯効果の促進を図るため、防犯灯を整備しようとするものでございます。ふるさとしおがま復興基金積立金につきましては、県からの復興基金交付金の追加交付を受けまして当該基金へ積み立てようとするものでございます。

費目3の民生費8億3,759万2,000円でございますが、津波被災住宅再建支援事業につきましては、津波浸水区域で被災した方々に対します住宅建設、補修経費を助成しようとするものでございます。保育所改修事業費は、新浜町保育所の改修工事費でございます。それから、行動計画推進事業費につきましては、子ども・子育て支援制度の開始に向けた計画策定のための費用でございます。子育て支援センター移設拡張事業につきましては、支援センターの移設に伴いますトイレ設置工事及び機能運営の拡充のための経費でございます。生活保護事務費につき

ましては、保護基準の改正に伴いますシステム改修費でございます。

費目4の衛生費3,405万円でございますが、これは主に被災者健康支援事業につきましては、18歳以上39歳以下の被災者を対象といたしました特別健診事業のための委託料でございます。それから風しんワクチン等予防接種助成事業につきましては、感染拡大が懸念されます風しんの予防のためのワクチン接種助成金でございます。

費目5の労働費5,191万2,000円でございますが、重点分野雇用創造事業につきましては、震災対応のための被災失業者の雇用など雇用拡大を目的といたしました増額補正でございます。

費目6の農林水産業費13億3,444万4,000円でございますが、松くい虫対策事業でございますけれども、より有利な補助制度を活用いたしました松くい虫の駆除及び被害予防対策費を計上してございます。それから、漁業集落排水事業特別会計繰出金につきましては、寒風沢漁業集落排水処理施設の災害復旧工事の追加に伴います一般会計からの繰出金でございます。水産加工業施設整備等支援事業につきましては、水産廃棄物処理施設を整備する事業所に対する補助金でございます。それから費目8の土木費4億3,650万3,000円でございますが、これは下水道事業特別会計繰出金及び藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計繰出金につきましては、東日本大震災復興交付金事業の実施等に伴います一般会計からの繰出金でございます。さらに、港町地区津波復興拠点整備事業につきましては、防災拠点施設及び避難デッキ整備のための実施設計費を計上してございます。災害公営住宅整備事業につきましては、清水沢地区災害公営住宅に係る基本設計費でございます。がけ地近接等危険住宅移転事業につきましては、防災集団移転対象者の住宅購入に係る利子補給のための補助金等でございます。

費目9の消防費300万円でございますが、防災対策事業といたしまして、牛生町内会自主防災会などに対する地域防災組織育成のためのコミュニティ助成事業でございます。

費目10の教育費563万1,000円でございますが、復興教育支援事業といたしまして、防災教育推進協議会や子どもの心のケア研修会の開催など復興教育のための事業費を計上してございます。それから、エネルギー教育支援事業といたしまして、玉川中学校を実施校といたしましたエネルギー教育の実施のための事業費を計上してございます。さらには、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業といたしまして、スクールガードリーダーの配置のための謝金の増額補正を行おうとするものでございます。体育振興費でございますが、これは塩釜市体育協会に対します塩釜市スポーツ施設指定管理料の増額補正を行おうとするものでございます。

それから、費目12の公債費916万1,000円でございますが、補償金免除繰上償還借り換えに伴

います元金償還金の増額補正でございます。

続きまして、歳入につきましてご説明申し上げますので、32ページ、33ページをお開き願いたいと思います。

費目10の地方交付税3億5,175万9,000円でございますが、これは復旧・復興事業の実施に伴います震災復興特別交付税の増額補正でございます。

費目14の国庫支出金470万円でございますが、防犯灯整備のための社会資本整備総合交付金のほか、生活保護システム改修に伴いますセーフティーネット支援対策事業費補助金でございます。

費目15の県支出金3億7,910万5,000円でございますが、これは東日本大震災復興基金交付金の追加交付のほか、各事業実施に伴います重点分野雇用創造事業費補助金、それから松くい虫対策のための森林整備加速化林業再生事業費に伴います補助金などがございます。

費目17の寄附金100万円でございますが、これは保育所整備に活用いたします社会福祉寄附金でございます。

費目18の繰入金22億4,258万円でございますが、これは本補正に係る所要一般財源を財政調整基金から繰り入れするとともに、各事業の財源として、ふるさとしおがま復興基金及び東日本大震災復興交付金基金からの繰り入れを行おうとするものでございます。

費目20の諸収入1,580万円は、アマモサミット助成事業のための地域活性化センター助成金及びコミュニティ事業のための助成金でございます。

費目21の市債2,940万円でございますが、これは災害公営住宅整備事業に係る公営住宅債のほか、補償金免除繰上償還に係る借換債でございます。

36、37ページには歳出予算の性質別比較表を掲載してございます。また、38ページは、投資的経費の内訳書でございますので、後ほどご参照いただければと思います。以上でございます。

議長（嶺岸淳一君） 神谷健康福祉部長。

健康福祉部長（神谷 統君） それでは、私から議案第54号平成25年度塩竈市一般会計補正予算の健康福祉部関連の主な事業についてご説明申し上げます。

同じ資料番号12の41ページでございます。41ページ、津波被災住宅再建支援事業についてをお開き願いたいと思います。

5月末に開催をいただきました各常任協議会で、今回の住宅再建支援事業の概要についてはご説明をしまいましたが、本定例会におきまして、歳出補正予算といたしましては3款民

生費での計上を行うものでございます。

1、支援の概要ですが、東日本大震災により被災した世帯のうち、津波浸水区域で被災し、市内で住宅を建設・購入または補修した場合、取得経費・補修経費または資金借りに伴う利子相当額を補助するものでございます。

2、対象者につきましては、津波浸水区域で被災され、全壊・大規模半壊の罹災判定を受けた方及び半壊の判定を受け住宅を解体し再建された方など、ここに記載のとおりでございます。

3、支援の期間でございますが、平成25年7月から平成33年3月末まででございますが、補修については平成27年3月末までとしております。

4、支援制度の概要でございますが、表の から に記載のとおりでございます。 の住宅の取得補助は、金融機関から資金を借り入れせずに住宅を取得した場合の補助、 は、金融機関から資金を借り入れて住宅・土地を取得した方に住宅の取得に要した費用及び借りに係る利子相当額を補助するもの。 と は、住宅を補修した場合の補助であります。 は、浦戸寒風沢・桂島の一部が災害危険区域に指定される以前に市内に移転した世帯に対し、住宅・土地取得の補助を行うものでございます。

次ページ、42ページをお開き願います。

5、被災区分ごとの補助でございますが、この事業の原資となりますのは、県の復興基金交付金でございますが、もともと県が想定しておりました制度では、津波浸水区域で全壊・大規模半壊の被災の方が同一市町村内で住宅を取得した場合のみを対象としておりました。これに対しまして、本市では、表にお示ししておりますとおり、網かけした部分につきまして対象を拡大してございます。具体的には、津波浸水の被災を前提といたしまして、半壊で解体した場合の住宅取得や市外で被災され本市に再建される方、また全壊・大規模半壊で補修された場合についても対象とさせていただきます。

続きまして、6、スケジュールでございますが、関連予算をお認めいただいた後に、7月から受け付けを開始し、8月下旬ころからの交付を想定してございます。

7、補正予算の算出根拠でございますが、被災者生活再建支援金の基礎支援金の申請世帯で、津波浸水区域の方を被災区分ごとに(1)の支援対象世帯数の表にまとめてございます。表の下段の合計欄をごらんください。被災者生活再建支援金の申請世帯数は1,633でございますが、そのうち、持ち家で既に建設・購入済みの件数は、アルファベットで言いますC欄の122、それからまた未建設・未購入の件数のうち、復興事業等対象を除きました復興事業等対象外の件

数はF欄にございますように1,039となります。支援対象世帯数といたしましては、この表の右側になりますが、太い罫線で囲んだGの欄にございますように、前段述べましたC欄とF欄の合計に市外支援対象見込みを10件と想定いたしまして、全体で合計1,171件と見込んでおります。このうち、補修済みについては558件と見込んでおるところでございます。

次ページ、43ページにお移りいただきたいと思います。

(2)で全体事業費と補正予算額を表にまとめております。

まず、支援制度補助率上限額の欄でご説明をいたしますと、の住宅取得補助につきましては、補助率10分の1で上限額が250万円であります。の借入れがある場合の住宅・土地取得の補助につきましては、に利子相当額の上限額458万円を加え、上限額を708万円としております。の住宅補修の補助については、上限額を50万円としております。につきましては、借入れがある場合の住宅補修でございますが、に借入れの利子相当額の上限額120万円を加えまして、上限額170万円としてございます。のがけ地近接等危険住宅移転事業の遡及適用につきましては、の住宅・土地取得と同様の支援内容としております。

次に、右側の右隣の1列移っていただきまして、1世帯当たりの所要額でございますが、借入れがある場合のの住宅土地取得あるいはの住宅補修の場合につきまして、平均的な借入額を想定した利子額をもとに1世帯当たり所要額を算出させていただいております。

また、もう一つ右の隣の列に移っていただきまして、全体事業費の対象見込み世帯数であります。先ほど、前ページの7のところでご説明いたしました支援対象世帯1,171から補修済み558を除いた613件につきまして、金融機関からの借入れの有無を考慮いたしまして、の住宅取得に、うち、533件、の借入れがある住宅・土地取得に75件、のがけ地近接等危険住宅移転事業の遡及適用に5件と、この件数を案分させていただいております。また補修済みの558件につきましては、同じく借入れの有無を考慮いたしまして、の住宅報酬に530件、の借入れがある住宅補修に28件を案分してございます。この件数に先ほどの左隣の列、1世帯当たりの所要額を掛けまして支援制度ごとの所要額を算出し、補助金合計といたしましては、所要額の列の一番下の欄にありますように、20億7,340万円と見込んでおるところでございます。

この財源といたしましては、ここは米印の5と書いてございますように、県から交付されます東日本大震災復興基金交付金14億7,750万円と本市が独自に当て込む経費といたしまして、既存のふるさとしおがま復興基金からの繰入金5億9,590万円を見込んでおるところでございます。

ます。

そのまた(2)のところ、一番右側の補正予算額の欄でございますが、 の住宅取得及び の借り入れがある住宅・土地の取得につきましては、制度として支援期間が8年にわたりますことから、この8年にわたって再建が進むことを想定いたしまして、平成26年度以降の補助につきましては債務負担の設定を行うとともに、今回の25年度の補正につきましては全体事業費から平成26年度以降の部分を除く平成25年度中の対象見込み世帯数をもとに所要額を算出しております。補正予算額といたしましては、 のところがございますように、補助金の合計額として747世帯、8億1,840万円に所要の事務費335万6,000円を加えました8億2,175万6,000円を計上いたしておるところでございます。

その下、(3)債務負担行為限度額の設定でございますが、全体事業費の20億7,340万円から25年度事業費を除きました12億5,500万円につきまして、表記載のとおり、計上いたすものでございます。

最後、8の事業費及び財源内訳ですが、今回の補正予算計上額につきましては、記載のとおり、全額をふるさとしおがま復興基金繰入金としているところでございます。

続きまして、同じく一般補正予算に関連いたしまして、同じ資料の46ページをお開き願いたいと思います。

46ページは風しんワクチン等予防接種助成事業についてでございます。

初めに、1の事業概要でございます。

(1)目的にございますように、現在、首都圏を中心といたしまして全国的に流行いたしております成人の風しんでございますが、その感染予防及び妊娠中の女性が感染した場合に最も懸念されます胎児が先天性風しん症候群を発症することを予防することを目的に、成人が風しんの予防接種を行った場合、その接種費用の全額を助成するものでございます。

(2)対象者ですが、 にございますように、19歳から49歳までの妊娠を希望または予定する女性の方、 にありますように、妊娠中の胎児への影響を予防するために、妊娠中の女性の配偶者を対象といたします。

(3)助成の内容でございますが、風しんワクチンまたは麻しん・風しんワクチン双方を対象といたします。

(4)助成期間ですが、平成25年7月1日から来年の3月31日までといたしますが、本年4月1日から6月末までに予防接種を行った場合につきましても助成の対象としてまいります。

助成手続きにつきましては、塩釜地区二市三町の医療機関以外で予防接種を行った場合にも助成対象といたしますため、予防接種を行った方から助成の申請をいただきまして、その費用全額を償還払いする形で対応してまいります。

2、対象者見込み数等でございますが、対象となる方は(1)にありますように、19歳から49歳までの女性及び妊娠中の女性の配偶者を合わせまして約9,850人となっております、(2)の接種見込み件数といたしましては、これまでのMRワクチンの接種率や18歳から39歳までを対象に実施いたしました被災者特別健診の受診実績等を勘案いたしまして、約2,370件を見込むものでございます。

最後に、3、事業費及び財源内訳でございますが、事業費2,365万円につきましては、全額一般財源より措置する内容となっております。

健康福祉部からは以上でございます。

議長(嶺岸淳一君) 小山産業環境部長。

産業環境部長(小山浩幸君) 続きまして、議案第54号一般会計補正予算のうち、水産加工業施設整備等支援事業の概要についてご説明を申し上げます。

同じ資料、資料番号12の50ページをお開きいただきたいと思います。

水産加工業施設整備等支援事業でございます。本事業は、東日本大震災により被災いたしました本市水産業、水産加工業の迅速な復興を図るために取り組んでおります東日本大震災復興交付金事業によります水産業共同利用施設復興整備事業の第3回目として、今回実施をしようというものでございます。

今回は、水産廃棄物処理施設を新たに整備しようとしております事業者を公募いたしまして、選定委員会により選定させていただきました事業者に対して事業に要する費用の8分の7を上限として補助をしようという形で制度のほうを設計していきたいというふうに考えております。

2のスケジュールでございますが、現在、公募要領の作成を行っておりまして、今回の補正予算をお認めいただきましたならば、速やかに事業説明会を実施いたしまして公募を行い、7月下旬から8月上旬をめどに選定委員会を開催して事業者の選定を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

3の事業費及び財源内訳でございますが、補助対象となります事業費といたしまして、15億円を見込み、その8分の7に相当する13億1,250万円を補正予算として計上しております。財源といたしましては、右側に記載のとおり、その他の欄といたしまして、復興交付金基金に既

に積み立てをしておりますところから、繰入金といたしまして10億3,125万円、そして一般財源としましては、震災復興特別交付税でございますけれども、2億8,125万円となっているものでございます。

以上よろしくご審議賜りますようお願いいたします。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 伊藤震災復興推進局長。

震災復興推進局長兼政策調整監（伊藤喜昭君） それでは、続きまして、同じ資料の51ページをごらんいただきます。

塩竈市復興交付金事業計画についてでございます。まず上のほう、上段の表につきましては、各会計において今回補正予算を計上しております復興交付金事業に係る事業費及びその財源内訳となっております。

1の水産加工業施設整備等支援事業から6の藤倉二丁目地区区画整理事業まで、事業費合計は17億5,179万9,000円となっております。また、下段につきましては、清水沢地区に建設予定の災害公営住宅について、完成後、UR都市機構から買い取りを行うため、債務負担行為を設定しようするものでございます。

これら各事業の事業費のうち、復興交付金につきましては既に第5回の申請で採択をされ、現在基金に積み立てをしております。今回はそこから必要な分を繰り入れて財源に充てるものでありまして、そのほかの財源については内訳記載のとおりとなっております。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 暫時休憩いたします。

再開は15時10分といたします。

午後2時52分 休憩

午後3時10分 再開

議長（嶺岸淳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第43号ないし第59号の総括質疑に入ります。

菊地 進君。

10番（菊地 進君）（登壇） 平成25年6月議会の総括質疑を行います。

中心的には議案第54号についてお伺いしてまいりたいと存じます。今回の東日本大震災で被災して2年と3カ月が過ぎております。5万6,000人の市民の復興はまだまだです。6月補正額が30億2,434万4,000円で、一般会計予算が382億434万4,000円です。その内容を拝見しまし

たが、災害・防災関連で災害事業が中心です。中身を検証しますと、復興中心のようですが、被災されました市民、住民の皆様にとって心に響く予算なのか心配です。

水産加工業施設整備関係が13億円、港町地区の津波復興拠点事業が8,400万円、清水沢地区の災害公営住宅の予算が1億6,300万円、がけ地近接危険住宅移転事業が2,100万円の予算で、復興交付金事業としては合計で15億8,000万円の予算で中心的な4事業であります。金額は大きいけれども、市民にとって充実した生活の期待ができるのか、まず市長のお考えをお伺いしたいと思います。

また、災害関連事業の補正についても11億8,270万円。特に津波被災住宅再建支援事業に関してお伺いしますが、あの3月11日午後2時45分に起きた震災の教訓、家屋の損害、財産の喪失、5万6,000人の住民一人一人が被災したはずですが、しかし、今回の補正は津波被害の住民に限定しておりますが、隣の多賀城市、女川町、気仙沼市、石巻市は被災された住民が対象です。なぜ塩竈は津波浸水住民に限定されたのか、隣の多賀城市の対応となぜ違いがあるのかお伺いいたします。

塩竈市民一人一人の住環境充実の実感と塩竈市の町の活気、元気への事業は何なのか、市長のお考えをお伺いいたします。

また、第五次長期総合計画の通常事業関係の予算が9,000万円くらいでございます。何か実感として本当に、復興と第五次長期総合計画は車の両輪のようだというふうなお話ですが、市民生活向上、福祉の向上、その成り行きが心配でございます。今回、この補正額、一般会計関係で30億円という金額は大きいですが、市民の心に訴えるような施策は何なのか、市長のお考えをお伺いして、第1回目の総括質疑といたします。

ありがとうございます。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま菊地議員から、平成25年度塩竈市一般会計補正予算についてご質問いただきました。23年3月11日の東日本大震災により我々の塩竈市民多くの方々が被災をされております。被災をされた方々お一人お一人全ての方々にさまざまなご支援をお届けをしたいというのが我々の基本的な考え方です。

今回の補正予算の考え方と特徴というご質問であったかと思っております。全体的な予算につきましては、当初予算の中でさまざまな施策体系を盛り込ませていただきました。今回の6月の一般会計の補正予算であります、30億2,434万4,000円ですが、このうち、今ご質問いた

いただきました震災関連の部分につきましては、本市の復旧・復興をさらに加速させるための事業を予算化させていただいたと考えております。

具体的には、復興交付金事業であり、被災住宅再建支援事業といったようなものであります。中身については、議員のほうからもお話をいただきましたが、水産加工業施設整備等の支援事業、あるいは港町地区津波復興拠点整備事業、清水沢災害公営住宅整備事業、さらには津波被災住宅再建支援事業であります。今前段で申し上げました復興交付金事業といたしましては、15億8,132万2,000円を計上させていただいておりますが、この内容につきましては、既に24年度におきまして財源が確保されたものを今回補正をさせていただく内容であります。また、宮城県の基金からの交付金を受けて実施をいたします津波被災住宅再建支援事業であります、8億2,175万6,000円を計上させていただいております。この2つの事業を合わせますと24億307万8,000円ということで補正額の約80%であります。したがって、先ほど申し上げましたとおり、まずは復旧・復興を加速をさせるというようなものであります。

なお、ご質問の津波被災住宅再建支援事業につきましては、先ほど担当部長から基本的な考え方について説明をさせていただいておりますが、この内容につきましては、平成24年国の補正予算におきまして津波浸水地域の定住化を促進させるために制度化された事業であります。財源となる震災復興特別交付税1,047億円とお伺いをいたしておりますが、うち、宮城県には709億円が交付をされておりますが、これを財源として県が基金化し、市町村の実情に応じまして728億円が交付をされたものであります。したがって、基本は津波浸水地域の定住化を促進をさせるという考え方であります。

本市におきましては、14億7,750万円が県から上限額として配分をされております。それらにつきまして、先ほど担当のほうからご説明をさせていただきましたが、被災を受けられました津波被災区域の方々にも少しでもという思いでありまして、その他の基金を活用させていただきまして、総額20億円を若干上回るような予算額にさせていただいたというご説明をさせていただきました。その他の基金から約6億円を充当させていただいたところであります。

ご質問の多賀城市におきましての地震被災に遭われた方というようなご質問でありました。今回の趣旨はあくまでも津波浸水地域の定住化ということでありますので、多賀城市さんの場合におかれましては、ほかの財源を活用してということではないかなと思っております。今後も我々、こういったことで制度が終わるということではなくて、前段申し上げましたように、こういった制度が今後さらに拡大されますように一層の努力をさせていただきたいと思ってい

ます。

また、この予算のほかに、例えば子育て支援あるいは健康推進など緊急課題に対応した事業につきましても予算化をさせていただきました。具体的にはコミュニティ助成事業であり、緊急雇用創造事業であり、あるいは松くい虫対策事業といったような内容であります。

本市を取り巻くさまざまな状況の変化に的確に対応させていただくため、これらの事業を予算化をさせていただきました。こういった中には、風しんワクチン等の予防接種事業あるいは新浜町保育所の改修事業等も計上させていただいたところでもあります。加えまして、市民の安全・安心確保のためということで、例えば安全・安心ロード整備事業でありますとか、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業といったようなものについても計上させていただいたところでもあります。

また、その他といたしまして、一般会計からの繰出金を1億6,900万円計上させていただいております。下水道事業、漁業集落排水事業、藤倉地区の復興土地区画整理事業等々であります。これらの内容につきましても復興のなお一層の促進を図るという目的で計上させていただいたところでございます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（嶺岸淳一君） 菊地 進君。

10番（菊地 進君） 今市長のほうから市長の考え方というか、今回の予算の大枠の説明かなというふうに考えております。私はなぜ総括質疑をしたかと申しますと、市民、住民からの声、行政にももちろん届いているとは思ものの、先ほど質疑があった中で、復興等のスピードが少し鈍化しているんじゃないのと。例えば災害公営住宅建設始まっていますよ、どうのこうのというふうな、志賀議員からありましたとおり、住民にとって、我々に言われるのは、「ちょっと目に見えないね」と。「海岸通りの商店街、1番、2番地区の商店街、「覚悟」とあつたって全然動きが見えないんじゃないですか」と。また、「浦戸にとっては岸壁、そして自分たちの住む住居さえまだ整っていませんよ」と、そういう不満があります。それで、「議員さん、30億だ、何十億だとお金のお話をするけれども、我々住民にとっては、我々の生活の実感として何もないような気がしますよ。かえって、町を見てください。人通りがない。シャッター通りがいっぱいある。どうするんですか。あなた方議員」というふうなご忠告を受けます。

皆さん一生懸命なされているのは十二分に理解するんですが、住民にとって、この震災から2年2カ月が過ぎてどうもじっくりいっていない。心のケア関係では、今回健康診断の申し込

みに、悩みとかこういうものがあつたらというようなアンケートがありました。あれを見て、私は「ああ、よかったな」と思いますが、あのアンケートをすぐにやっぱり生かすような施策、そういったものを期待したいなと思っています。

市長の考え方として、国からの補助金やら復興交付金、それをいただいて復興・復旧に全力投球しているというのはわかるんですが、では、塩竈市の自主財源を使ってするというものも、今回、被災津波浸水地区の方にお金を出してやるということもわかるんですが、建物、ハード面だけでも、住民の福祉向上というものの、何ですかと言われれば私は町の活気だと思ふんですね。「なかなか町を歩いている人が少ないですね、どうしたんですか。商店が閉まっていますね、どうしたんですか」と言われるのが私にとっては一番つらい。そして、人口減少の傾向に歯どめがかかっていないと思うので、それが一番つらいです。そして、我々がいつも震災前は港を観光の拠点としてというんだけど、浦戸の震災復興が全然なし得ていないというのが残念なので、2年と2カ月、2年3カ月過ぎてきていますので、今回のこの補正関係で私は期待していて、浦戸関係の、そして商店街のまちづくり関係の予算がいっぱい出てくるのかなという思いがありましたので、市長の復興にかける意気込みの中で、そういった住民の声というものを聞いて、市長の考えをちょっとお伺いしたいと思います。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 今議員のほうからいろいろお話をいただきました。例えば我々今回の震災復興の大きな柱を2つとさせていただいているということについては、さまざまな機会にお話をさせていただいております。1つは、住環境を整えるということでありまして。もう一つは、産業の振興ということなしにはやっぱり復旧・復興というものはなし得ないということで、この2つの大きな柱を我々は推進してまいりますということをお約束をさせていただいております。

例えば、災害公営住宅であります。なかなか確かに目に見えてこない状況ではあります、先日も全員協議会で伊保石地区ごらんいただきました。間もなくつち音が聞かれて住宅の建設が始まるものと考えておりますし、ついつい先日も錦町地区についても住宅の整地の着工式が行われております。少なくともこの2つの住宅については、具体的にこのころまでというお約束がもうできるような状況ではないかなと思っています。また、その後続く災害公営住宅につきましても、例えば今回、清水沢地区というものも計上させていただき、できれば200戸ぐらいの方々が本当に仮設住宅から災害公営住宅に移り住んでいただいて、本当に安心して再

建をいただけるということについてはなお努力をさせていただきたいと思ひますし、今ご指摘いただいた部分については重々気を引き締めて取り組みたいと思ひています。

2点目であります。

町の中になかなか人がという話であります。これは被災地が総じて抱えている悩みではないかなと思ひています。そういったことを踏まえて、ことしの4月から仙台・宮城DC、スタートしております。私も、ちょっときょうはつけてきておりませんが、必ず出向くときはバッジをつけて行って、今こういうことでやっていますよということをいろいろな機会に皆様方にご報告を申し上げております。おかげさまで、DC期間中の入り込み客数については、塩竈は他の地域よりも若干高い数字が記録をされているというふうに聞いておりますし、いずれ6月いっぱいありますので、こういったものが終わりましたら、まとまった数字としてご報告をさせていただけるのかなと思ひます。そういったことに本当に商店街の方、一生懸命汗して頑張ってくださいしております。これらの方々の努力を決して無にすることのないよう、またご質問いただきました海岸通り地区についても、今がまさに胸突き八丁だなと思ひます。ここを総力で乗り切ろうということで、毎晩さまざまな会議をさせていただきたくてありますし、私もできる限り足を運ばせていただいているものと考えております。頑張ります。よろしく願ひいたします。

議長（嶺岸淳一君） 菊地 進君。

10番（菊地 進君） いろいろありがとうございます。

1点だけ、1つは住環境の整備、市長言いました、2つ目、産業の振興だと。その産業の振興で、基幹産業は水産だとすれば、私はたしか予算委員会なんかでも言ったんですが、漁船誘致、原油高騰しています。そういった塩竈市独自のいろいろな地域から、港から船を呼ぶような、そんな努力、そういうことをしてもらえば、産業の振興も市長は頑張っているんだというのがわかるんですが、何かそういった施策が見えてこないの、業界の方も「60何億円もかけて市場を整備するのに、どうなっているんだ、水産業」というふうな声も聞こえますので、ハードはハード面、ただ、我々が心として、漁船誘致、いっぱい船が入ってもらえるような、そんな心のこもった努力を今後していただくような予算編成にさせていただきたいと思ひています。以上でございます。

議長（嶺岸淳一君） 浅野敏江君。

1番（浅野敏江君）（登壇） 公明党会派を代表いたしまして今回の議案に対しまして総括質

疑させていただきます。議案第45号、46号、48号、49号について総括質疑をいたします。

まず初めに、議案第45号塩竈市市税条例の一部を改正する条例並びに議案第48号塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につき質問いたします。

平成25年3月31日成立、4月1日施行の地方税法の一部を改正する法律に基づき今回の議案が提出されたものでありますが、これらの改正の目的と概要、また今回の改正の特徴について、今後市民への影響についてもお尋ねいたします。

次に、議案第46号東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例についても同様に概要と市民に対する影響をお尋ねいたします。

同様に、議案第49号東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についても概要をお聞かせください。

今回、これを第1回目の質問にさせていただきますが、市民へのわかりやすい説明をお願い申し上げまして1回目の質問といたします。

ご清聴ありがとうございます。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 浅野議員から、議案第45号、46号、49号についてご質問いただきました。

前段であります、平成25年度税制改正の目的について、まずご説明をさせていただければと思います。

本市に関連する主な改正の内容につきましては、社会保障・税一体改革の着実な実施といたしまして、所得税、相続税及び贈与税等についての主要の措置、住宅取得に係る税制上の措置、さらに震災からの復興を支援するための税制上の措置を行うことなどを大きな改正として策定をいたしました。

具体的な内容であります、1点目は、土地・家屋に係る固定資産税等の課税免除の延長であります。2つ目であり、納税者の負担を軽減するための個人住民税における住宅特別控除等の期間延長及び限度額の拡充。3点目であり、納税者の環境整備の見直しといたしまして、延滞金、還付加算金等の利率の引き下げ等を行う内容であります。

議案第45号の内容については、今ほど申し上げましたとおり、1点目といたしましては、消費税引き上げに伴う納税者の負担を平準化するための個人住民税における住宅特別控除等の期間延長及び限度額の拡充であります。2点目は、納税者の環境整備の見直しといたしまして、

延滞金、還付加算金の利率の引き下げという内容となっております。

次に、議案第46号であります。東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例につきましては、国の平成25年度予算成立に伴い、総務省令により市町村が条例を定めることにより減免を行おうとするもので、前年同様の住宅の損害程度に応じた減免を引き続き実施をさせていただく内容であります。

議案第49号の東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例につきましては、厚生労働省の事務連絡に基づき、東日本大震災により原発警戒区域から本市に転入していただいている被災者に対し平成24年度まで減免されておりました国民健康保険税について、その期間を平成25年度まで延長させていただくというような内容でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（嶺岸淳一君） 浅野敏江君。

1番（浅野敏江君） ありがとうございます。

2回目の質問を行わせていただきます。

今市長からご説明をいただきましたそれぞれの減税また減免により、市全体がこれまでも減収、税金の収入が少ないという中で、ことしも引き続きこういった対策をとられることに対する対応策と申しますか、市の市税の減少に対する対応とかというのはどういうふうに考えていますでしょうか。

議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

市民総務部財政課長（荒井敏明君） ただいまの条例のほうの改正の説明がありましたけれども、まず1つ、今回、いわゆる課税免除、いわゆる税法上での課税免除措置、こちらにつきましては25年度も地方財政計画上で震災復興特別交付税が措置されております。さらに、県内では唯一であります、本市のように住民税、固定資産税等のいわゆる減免というものも今回条例のほうでご提案させていただいておりますけれども、こちらにつきましても地方財政計画上で震災復興特別交付税という措置がなされておりますので、こういった減免、あるいは課税免除に関しましての市税の減収分については、これは交付税のほうで措置されるというふうな内容になっております。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 浅野敏江君。

1番（浅野敏江君） ありがとうございます。

今回の税制改正は、市長のお話にもありましたように、社会保障と税の一体改革に基づいて、来年度から段階的に引き上げが予定されています消費税等の増税分も緩和するという意味合いが大きくあると思います。それとともに、やはり震災で失われた建物が、これから住宅も建てていかれる方もいると思いますので、さまざまな意味で税収の部分では減りますけれども、そのほかにまたこちらの財政的な部分といいますか、市全体が元気づくというふうプラスになる施策かなと思っております。

しかし、今回、私たちがさまざまな仮設にいらっしゃる方にアンケート調査をさせていただきましたところ、やはりこれから自分たち自主的に家を建てるという方々よりも、復興住宅を待っているという方のほうが多い状況であります。今回の減税の対象者となる方がどのくらいいらっしゃるか、この時点ではよくわかりませんが、本当にこれで建設が進んで町が活気づいていくような対応を市独自でも考えていただければなと思っております。

先ほどの質問にもありましたが、津波浸水の家屋に対してはさまざまな補助金、また減税の部分というふうの一部手厚い体制はありますけれども、やはり今回の被災者の多くの方々は、やはり津波だけではなくて地震やそのほかの余震があつて全壊また半壊で、既に、逆に津波浸水でない方々のほうが家を建て直ししているような状況であります。こういう方々についても何らかの手当てまた対応をお考えになったほうが、また市民が元気づいていくのではないかなと思っておりますので、それについてお考えがありましたらお聞かせ願いたいと思っております。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 先ほど菊地議員からも同様のご質問をいただいた際にもお答えをさせていただきました。今回の津波被災住宅再建支援事業であります、県のほうからは14億7,750万円という基金を頂戴いたしています。ただし、これは打ち切りであります。具体的に申し上げます、大規模半壊で被災された方の2分の1という数字を固定して損害額を算定されているわけであります。また、他市から塩竈にお越しいただく方々、あるいは半壊でうちを壊した方々等々は、その積算の中には実は含まれていないということになります。先ほど申し上げましたように、そういった方々にも津波被災地域であれば当然のことながらということで、本市がそういった部分を補填させていただくということで積み上げましたところ、6億円弱の基金が結果的に必要になったという状況であります。先ほど来、地震の方々の家も、もちろん我々もそういった方々にもできる限りの支援をさせていただきたいと思っておりますし、そもそもそういったことを国なり県がしっかりと基金なりそういうものを造成して地方に一定程度ご支

援いただく。であれば、我々もその足りない部分をということについては、幾ら厳しい財政の中でも何とか対応させていただきたいとは思いますが、全てを一市一町でやるというのは、これは大変厳しいということをお先ほど申し上げさせていただいたところであります。しっかりと声を上げてまいりたいと思っています。

議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君）（登壇） 新生クラブの鎌田礼二でございます。よろしくお願いいたします。

私は議案第43号、第44号及び第51号、市立病院事業管理者を含む特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について総括質疑をいたします。

振り返りますと、ことし2月の定例議会で特別職、ここでは市長、副市長、教育長の給与を事実上5%をアップしています。2月定例会から4カ月後、今回5%を削減するとはどういうことなのか。疑問を感じているのは私だけでしょうか。2月定例議会では変更すべきではなかったのではないのでしょうか。

また、今回の給与の減額に当たってはラスパイレス指数がかかわっておりますが、このラスパイレス指数ですが、国家公務員と地方公務員の基本給与額を比較する指数と私は理解しておりますが、このラスパイレス指数への基本的な考え方をお聞きいたします。

また、この算定のもととなるもの、つまりこの対象に今回減額する特別職も含まれているのか、含んでいないのかをお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま鎌田議員から特別職の給与削減に関するご質問をいただきました。

初めに、15%削減ということが続けてきた私あるいは副市長、さらには教育長の削減額を25年度は10%とさせていただきました。このことにつきましては、本市の厳しい財政状況につきましては、多くの議員の皆様方にご理解いただけるかと思いますが、特に18、19、20の3カ年ではありますが、職員給与の独自削減ということに取り組みをさせていただきました。総額6億円を超える削減額であります。こういった大変厳しいお願いを職員に私はさせていただきました。その際に、市長として、当然我々も給与の削減ということを行うべきだろうということで、所要の給与のカットを提案をさせていただいたところであります。おかげさまで、そういった

状況については一定程度落ち着いたという判断の中で、引き続き10%を削減をさせていただくというご提案をさせていただいたところであります。それは今全体のそういった流れの中であります。

今回、新たに5%を上乗せさせていただくというご提案につきましては、先ほど来、ご報告を申し上げております。

国のほうで被災地の方々を支援するという事で、国家公務員の方々の給与削減に取り組んでいただいております。このことについては、我々は心から感謝を申し上げるところであります。ただ、そのことを理由に、地方自治体の職員についても国家公務員と同様のというような要請がなされたところであります。このことについては、私どもはそれぞれの市町が今までさまざまな取り組みをしてきました。塩竈市でも今申し上げましたように、平成20年度までそのような取り組みをしてきたということは申し上げております。そういったことが勘案されてしかるべきではないかということをお願いいたしました。

もう1点であります、地方交付税というのはそれぞれ独自の財源として我々は認識をいたしております。それを削るということについてはいかがかということについては、地方自治体としては反対という声を上げてまいりました。しかしながら、現実には地方交付税が削られます。そのことの回復措置も一定程度ありますが、例えば本市の場合でありますと、3,770万円でありましたが、約4,000万円弱の結果として削減というような状況が発生し、市民の方々に大変なご迷惑をおかけする。こういったことについて我々公務員は看過していいのかということで、組合のほうにもぜひ協力をという大変厳しいお願いをさせていただきました。一定の理解はいただいたと思っております。

こういった中で、当然のことではありますが、我々の給与も削減をすべきではないかということで、このようなご提案をさせていただいたところであります。ご質問のラスパイレス指数に特別職は含まれるのかというご質問であります、本省の次長級以上を除くということになっておりますので、国家公務員行政職俸給表の1というものがございまして、それを適用される方々がラスパイレス指数の対象となります。したがって、我々特別職はラスパイレス指数には含まれておらないことをご報告いたします。

よろしくお願いたします。

議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） そうすると、ラスパイレス指数算定には特別職は含まれないということ

ですから、私は、先ほど、大変な状況はわかりますけれども、基本的な考え方として私は減らすべきではないのではないかとこのように思っているんですよ。それはどういうことかといいますと、やはり特別職というのは、名前が示すとおり、特別職ですから、やっぱり、例えば野球の選手で言えば何億円プレーヤーになるんだというような目標がありますよね。それに向かって皆さんは頑張っているわけですよね。それと同じようなもので、職員の方もやはりそれを目指して頑張ってもらおう。そういう1つの目標になり得ると私は思うんですよ。そんな点で、私は下げるべきではないし、それよりはもっとその職位に合致する、その金額に、報酬に合致する仕事の量をきちんとこなしてもらおうと、できればそれ以上こなしてもらおうというのが本来の形ではないのかなというふうに思っているわけです。

今回の資料によると、12の3ページ、総額で6,400万円の削減とありますが、これで減額になるのだと思うんですが、ここで特別職はこの金額からいくと何%に当たるのか、それをできたら教えていただきたいなということです。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

市民総務部長（佐藤雄一君） 先ほど、給与減額の影響額ということで資料 12の2ページ、3ページをもとに総額につきましてご説明申し上げましたが、そのうちの例えば今質問されました特別職の9カ月分の減額はどれぐらいになるかということで、この表の下から2段目に記載してございます。9カ月間の総額でございますが、147万4,200円で、一般市長部局、水道部と市立病院の職員を合わせますと6,307万6,000円ほどの削減見込額としてございます。全体のちょっと数字のパーセントにつきましては、今申し上げた数字でございますので、そこら辺でひとつごしんしゃくいただければと思います。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） ありがとうございます。そうすると、私は全体枠からいけば、そういった大した額ではないのかななんて思ったりはするわけですね。それよりは、先ほど言ったような、皆さんが目標として見てもらえるようなそういった地位であるためにも、私は特別減額する意味はなくて、そのまま行くべきではないのかなというふうに考えています。

以上で質問を終わります。

議長（嶺岸淳一君） 伊勢由典君。

17番（伊勢由典君）（登壇） 日本共産党市議団を代表して、議案第52号一般職の給与の特例に関する条例、議案第54号平成25年度塩竈市一般会計補正予算について総括質疑を行います。

最初に、51号に関連しまして議案43号、44号、51号、52号、つまり先ほど議論ありました特別職、そして教育委員会教育長、市立病院管理者、そして一般職の給与の特例に関する条例などが出されております。それについて伺います。

この件は、民主党前野田政権が国家公務員7.8%の給与削減実施を法制化し、自民党も総選挙で国家公務員給与、国と地方を合わせて給与2兆円削減を公約、安倍政権のもと今年度の地方財政計画で地方公務員の給与削減を閣議決定し、地方自治体に押しつけたものであります。狙いは国家公務員と地方公務員の給与が高過ぎるとのこうしたイデオロギーを国民に持ち込んで、公務員と国民を対立させ、さらには地方公務員給与削減と生活保護費削減を露払いにして社会補償制度改悪と、そして地方公務員の給与削減の現削減の終了する来年の3月末までですが、来年の4月1日には、今の予定では消費税8%増税、これが予定されておりますので、そのための前段の地ならしとしての位置づけを持っているのが今回の地方公務員の給与削減の基本であります。

地方公共6団体は、地方自治体が自主的に決める公務員給与への介入は自治権の根本に抵触する。地方交付税は地方固有の財源であり、国が政策誘導に利用するのは許されないと抗議決議を政府に提出しました。

安倍政権がデフレからの脱却を掲げた中で、地方公務員給与1兆2,000億円の削減は、民間の賃下げに連動するものであり、地域経済にとってマイナスとなり、重大な問題であります。

今回の条例提案では、市の職員の給与削減は平成25年7月1日から平成26年3月末までで、一般職、一般市の職員645人、これは市長部局や水道、市立病院も含まれますが、1カ月の給与総額が700万8,546円、市職員1人当たり1カ月に置きかえますと1万866円の給与削減。ことしの7月から来年3月末までの9カ月間で市職員の給与削減総額は6,307万6,914円、9カ月間の市職員1人当たりの削減総額平均で9万7,794円としております。

今回の提案では、地方公共6団体の批判のとおり、塩竈市の地方交付税、普通交付税の削減見込み、これは資料の中に載っておりますが、1億1,606万2,000円の削減見込みとしており、一方で、地域の元気づくり推進見込み額として7,727万3,000円が示されております。

そこで、次の3点についてお伺いをいたします。

1つは、安倍政権がデフレからの脱却を掲げた中で、地方公務員給与削減1兆2,000億円は民間の賃下げに連動するものであり、ひいては地域経済にとってもマイナスとなり、重大な問題であります。市長としての政府の進める地方公務員給与削減についての基本認識をまず最初

にお聞きをいたします。

2つ目は、地方公共6団体の指摘した地方自治体が自主的に決める公務員給与への介入は自治体の根本に抵触する。地方交付税は地方固有の財源であり、国が政策誘導に利用するのは許されないとの抗議決議に対しての市長のお考えを、先ほど回答がありましたが、再度考えをお聞きをいたします。

3点目は、2点についてになります。6月議会の第2回定例議会の資料12によると、(ア)特別職と市職員の合計の給与削減は9カ月間で合計6,455万1,114円としており、(イ)普通交付税削減見込額1億1,606万2,000円とし、そして地域の元気づくり推進見込額7,727万円を差し引いた3,878万9,000円、これが実際の地方交付税の削減と先ほどの話にありましたが、こういう形での進め方になっております。提案であります。9カ月間の給与削減額は6,455万1,114円ですから、先ほど言った3,878万9,000円差し引くと、2,576万2,114円の差額が生じるというような説明になっております。

そこで3番目の質問は2点になります。1つは、地域元気づくり、先ほど言いました地域の元気づくり事業推進費というものでしょうか。それについて7,727万3,000円の算定は、地方公共6団体の批判を受け、国が介入する形で国が動き出した給与削減に見合った事業なのか、こういうものなのか、最初にお聞きします。

2点目として、塩竈市の市職員のラスパイレス指標、資料にも103.5としておりますが、それをラスパイレス100以下にするとして職員の給与を減額する根拠としております。地域の元気づくり推進事業と塩竈市市職員のラスパイレス指標100以下との関係をまず最初にお聞きをしておきます。

2点目は、議案第54号一般会計補正予算について、2点お伺いをいたします。

まず最初に、県内でも広がっている風しんに対し、風しんワクチン予防接種事業に対し、日本共産党市議団は5月20日、塩竈市に助成実施を申し入れました。今回の補正予算で助成化したことに対し、子どもを安心して産み育てる上で助成事業にまず感謝を申し上げる次第でございます。

最初に、津波被害住宅再建事業予算8億2,175万6,000円が計上されております。あわせて債務負担行為として平成26年から32年で12億5,500万円が設定されております。全体事業費20億7,340万円、対象世帯件数1,171世帯としております。そこで、今回の住宅の再建の補助制度に対して、市の独自の制度を盛り込んだとしております。独自の制度についてのこうした盛り込

んだことについての考え方をお聞きをしておきます。

次に、災害公営住宅清水沢三丁目の野球場と周辺に200戸の住宅を造成するとして、今回1億6,300万円が補正されております。債務負担行為として26年から平成27年、57億4,620万円が設定されております。市内で最も大きい災害公営住宅となります。近隣には新清水沢団地、伊保石清水沢一区町内会、サンコーポラス自治会、県営住宅の自治会、清水沢団地などなど、こうした1,000戸近い市民の方々の住宅が周辺には点在しております。近隣住民にとっては、この話は恐らく寝耳に水だと考えます。今後2年間の造成整備事業になります。したがって、近隣町内会・自治会への説明を十分に行い、こうした工事に着手していく考えがあるのか、最初にお聞きをします。

また、URの委託という形のようなのですが、だけではなく、地元建設業の参加も加え、仕事おこしの大事な事業でございますので、その角度からもそうした参加を加えていくべきだと思いますが、その考えを最初にお聞きをいたします。

以上で1回目を終わります。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 伊勢議員の総括質疑にお答えさせていただきます。

初めに、政府が進める国家公務員給与の削減についてどう思うかというご質問でありましたが、このことについては国会の場でしっかりと議論されることでありますし、我々首長が見解を述べることにについては差し控えさせていただきます。

次に、地方6団体の抗議についての見解であります。先ほどもご説明をさせていただきました。本来、地方公務員給与は条例により地方が自主的に決定すべきものであるというふうに認識をいたしております。今回、国は地方公共団体がこれまで国に先駆けて行ってまいりました、先ほど来ご説明させていただいております総人件費の削減等の行革努力を考慮せずに、ラスパイレース指数の単年比較のみでその引き下げを要請してきており、まことに遺憾であると考えております。加えまして、国が地方固有の財源である地方交付税を地方公務員給与削減のための、議員からもお話ありましたが、政策誘導手段として用いたことにつきましては、財政自主権を侵すものではないかというふうに考えております。とても容認できるものではないというふうに判断をいたしております。

しかし、国は今回の措置が平成25年度に限る臨時、異例の措置であるとの見解が総務大臣から示され、来年度の地方公務員給与は今後、国と地方がしっかりと協議の場を持ち合っていく

と述べられております。我々も今後とも積極的に地方の自治権が確保されますようにしっかりと努力をいたしてまいりたいと考えております。

次に、地域の元気づくり交付金交付に至る経過とラスパイレス指数の関係についてというご質問であったかと思えます。本年1月15日に国と地方の協議の場で、国から地方公務員給与減額を要請され、その際、地方側からは地方の行革努力を評価すべきと国に要望を行っております。その1週間後の1月22日の総務大臣と地方6団体会合の場で、総務大臣から交付税削減額は地域の防災や地域の活性化事業等に充当できるようにするという発言があり、1月29日に総務省の平成25年度地方財政対策の概要で、地域の元気づくり交付金事業等が示されたものと考えております。

また、地域の元気づくり交付金とラスパイレス指標との関係でございますが、先ほど議員のほうからご質問ありましたとおり、塩竈市の交付税削減額につきましては1億一千六百余万円というふうに考えております。そういった中で、先ほど、地域の元気づくり推進事業というような新たな事業で7,700万円程度の事業が補填をされるのではないかとというふうに考えているところであります。結果として、その差額が約4,000万円弱発生するというふうな考えでありますし、資料の中でもそういった数字を記載させていただいているところであります。したがって、少なくともその金額を上回る職員の削減努力がなければならぬのではないかとということで、先ほど来申し上げておりますような取り組みをさせていただいたということをご理解いただければと思います。

次に、津波被災住宅再建支援についてであります。先ほども菊地議員のご質問の際にもご説明をさせていただきました。本来であれば、被災を受けられました全ての方々に行政、国・県が支援策をとることが基本であるかと思っておりますが、今回の場合につきましては、先ほどご説明していただきましたような基金の趣旨で県のほうから14億7,750万円という基金を頂戴いたしました。それらにつきましては、本市独自ということで改めてこういったことをということであります。

具体的な内容を申し上げさせていただきますが、県から示された対象であります。全壊、それから県におきましては大規模半壊の2分の1を交付の対象とされております。例えば半壊で解体された方々や市外の方が他の市で津波被災を受け塩竈市内に住宅を取得される場合といったようなものが対象となっておりますが、そういった方々についても対象の範囲を拡大させていただいたということでもあります。

また、個人個人への支援額についてであります。県のほうにおきましては、全壊・大規模半壊で1戸当たり250万円ということで積算をされておりました。本市におきましては、金融機関から借入した場合の利子相当額についても補填をさせていただくというような対象の拡大を図らせていただいております。

また、補修については全く対象となっておりますが、今回、塩竈市におきましては直接お金をお支払いして補修をされた方については50万円でありましたか、借り入れをして行った方については150万円という金額であったかと思いますが、そういったことを拡大をさせていただいたというのが本市独自であります。

次に、清水沢災害公営住宅整備事業についてであります。本年度、基本設計を行い、測量、用地取得等を取り組みをさせていただきたいと考えております。来年度には、実施設計を行い、土地の造成、建設工事に着手し、平成27年度の完成を目指してまいりたいと思っております。集合住宅6棟を建設をさせていただく内容であります。工事期間中、地域の皆様方にも騒音、振動、粉じんなどさまざまなご迷惑をおかけすることになりますので、地元の皆様方に十二分なご理解、ご協力を賜らなければならないと思っております。しっかりと工事中の取り組み内容等についてご理解を深める努力をさせていただきたいと考えております。

また、集会所も併設予定でありますので、地元町内会の皆様方ともこの集会所のあり方等についてもあわせてご意見を賜りたいと思っております。

さらに、工事発注に当たり地元業者の参画についてというご質問でありました。UR都市機構の工事発注に際し、これまでも市は地元が参画できる競争入札方式の導入などを要請してまいりました。戸建ての伊保石地区は、建築工事の工区分割発注によりまして地元業者が受注ができています。一方、錦町地区の集合住宅タイプなどでは、基盤整備と建築工事一体での発注となりますため、地元業者の単独参加というものは難しい状況になるものと思っております。このため、URでは、建設工事共同企業体参加を可能とした総合評価方式により、地元企業の活用としてポイントに加算される評価基準を導入し、地元事業者の参画に配慮をいただいているところであります。清水沢地区についても大規模工事となりますことから、地元事業者の単独参加は大変厳しいと思われませんが、錦町と同様に地元業者が共同企業体方式で参加できる機会を創出していただけますよう、市としては引き続きURに働きかけを行ってまいります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤英治君。

14番（佐藤英治君）（登壇） 新生クラブの佐藤英治です。

6月議会の議案第52号一般職員の給与の特例に関する条例について総括質疑を行います。よろしくをお願いします。

昨年より国家公務員の給与削減7.8%を2年間スタート実施しております。これは3・11大震災の当初復興財源19兆円から、さらに5兆円を増額により財源捻出するため、麻生財務大臣は全国の地方公務員にも求め続けてきました。確かに、地方分権という観点からすれば多くの問題を抱えております。4月ごろまで、全国の知事、市長、町長の方々はほとんど大反対の状況であり、新聞報道や全国民の間でも注目された問題であります。今回の職員の給与に関しては、市長10%、副市長5%、教育長5%を来月の7月から来年3月まで特例的に減額し、一般職員も平均3.5%特例的に減額をするための条例であります。

そこで質問の第1は、職員に3.5%減額を求める立場上、私は市長は大変悩んだと思いますけれども、決断した根拠、いわゆる3.5%の職員給与削減した理由を伺います。

第2点は、国家公務員給料表と本市給料比率、ラスパイレスが103の逆転状況であったものを100とした考えを伺います。

最後に、この減額されることによる財務省の地方交付税交付金への影響について伺います。

以上よろしくをお願いします。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま佐藤英治議員から給与削減関係のご質問をいただきました。

第1点目ではありますが、市として職員給与を下げた根拠についてというお話であったかと思いますが、まず国におきましては、3月末に改正されました地方交付税法で地方交付税を削減するということは決められているわけでありまして、さらに、平成25年度の補正予算が5月15日に成立しておりますが、この中でも地方交付税を削減した内容の予算が盛り込まれているということでありまして、したがって、国のほうにおきましては既にそういった措置がなされているということでありまして。

本市としては、こういった中で、地方交付税の削減が、先ほど来申し上げておりますように、市民生活に影響を及ぼすことがあってはならない、その1点であります。したがって、市民の皆様に影響を与えないということで、例えば今塩竈市のラスパイレスが103.5であります。

これに対して、国におきましては100を上回らない範囲に水準に下げるといような要請がなされているわけでありまして。そういった引き下げを行った場合にどういった減額幅になるかということをお先ほど来ご説明をさせていただいているところであります。

したがいまして、普通交付税減額見込額と、それからそれによってその財源を活用する、例えば地域づくり元気推進費との差額分がたしか3,880万円余であるかと思いますが、そういったものがこの職員給与の削減によりまして埋められるというふうに判断をし、今回条例として提案をさせていただいたということでもあります。

2点目ではありますが、先ほど来触れておりますとおり、既に交付税というのは削減ということでもあります。議員からはこのことによりまして来年度も減額されるのかどうかというご質問でありましたが、来年度以降の問題については、地方6団体と総務省のほうで改めて今後の対応について話し合いをさせていただくということでもありますし、今回の措置については、我々は25年度に限った異例の措置であるという受けとめ方をいたしておりますので、26年度以降についてはもとの形に戻ることを期待をいたしているということが私の考えでございます。

よろしくお願いたします。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤英治君。

14番（佐藤英治君） 市長からは、先ほど伊勢議員の内容と同じくお聞きしましたので、さらに内容わかりました。

まず最後の、後ろからの質問から聞きますと、今回の地方交付税の削減というのは、あくまで今回限りだという話でありますし、また、国としても、私は地方自治体がそれに見合った一定の100という比率をベースにして、それを受けていただければ次はないものだなというふうには見ております。問題は、市長としては、クリアすることによって復興のやっぱり国と地方のきずなというもの、あるいはまた復興の加速というものに私はつながると思うんですけれども、まず、この1点からお伺いします。どのように考えていますか。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 先ほども申し上げましたとおり、国家公務員の方々も、被災地のためにという思いでやっただけでいる。これは当然のことながら我々は感謝をいたしております。なかなか申し上げにくかったんですが、実は本市にも震災復興支援ということで30数人の職員の方が他市から応援に来ていただいております。そういう方々の派遣先のほうで既に給与削減ということで取り組んでいただいている方々もおられるわけでありまして。そういった状況の中

で我々も震災復旧・復興が進められているということについては、我々は今後も感謝の念をもって取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤英治君。

14番（佐藤英治君） 今、市長からお話しありました。私は、第1点目の質問に対したときには、どういう根拠があったのかといったときには、24年度予算分に国から交付税が削減されています。その減額を市民に負担し、またその減額によって市民生活に影響を及ぼすということで、「隗より始めよ」ということで、特別職、そしてまた一般職員にも協力をお願いして、いわゆる市民生活に影響を及ぼさないという観点という話を今聞いたわけなんですけれども、2回目には、復興の思いということもお話しされました。

私は今回この質問をしたのは、やっぱり先ほども言いましたように、全国の地方自治体あるいはまた……、ほとんど反対だったんですね。しかし、この流れを変えたのは、私は村井知事の復興されている被災地はやはりこれを受けとめなければいけないんじゃないかということで流れが変わってきたと。やっぱり一番大事なのは、やっぱりそのトップの今宮城県の知事がやっぱり全国の、今市長が言ったように、全国の多くの復興に対する血税を支援していただいている。それを我々は受けとめて、そしてそれを何か当たり前だというのじゃなく、本当にその思いに、財務大臣が言ったから、さらにそういう思いに応えなければいけないんじゃないかなという、そういうことが私は一番大事かなというふうに思ったので、今回お聞きしました。

やっぱり、復興という、お金には非常に全国的にも多くの、国もそうだし、国民の血税として重く受けとめられたということを私は深く考えていきたいなと思っています。

質問を終わります。ありがとうございます。

議長（嶺岸淳一君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

これをもって総括質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各号議案につきましては、お手元にご配付の議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

日程第5 議員提出議案第7号

議長（嶺岸淳一君） 日程第5、議員提出議案第7号を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

議員提出議案第7号について、提出者の代表から趣旨の説明を求めます。1番浅野敏江君。
1番（浅野敏江君）（登壇） ただいま議題に供されました議員提出議案第7号について、提出者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。

議員提出議案第7号「塩竈市議会委員会条例の一部を改正する条例」については、議会運営委員会の委員の定数を現在の4人から5名にしようとするものであります。

ご配付の内容をご参照いただき、皆様方のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

議長（嶺岸淳一君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終結することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の議員提出議案第7号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、議員提出議案第7号についてはさよう計らうことに決しました。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議員提出議案第7号については、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶺岸淳一君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第7号については原案のとおり可決されました。

日程第6 議会運営委員会の委員の選任

議長（嶺岸淳一君） 日程第6、議会運営委員会の委員の選任を議題といたします。

議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第7条1項の規定により議長から指名をいたします。

新たな議会運営委員には、5番志賀勝利君を指名いたします。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明19日から24日までを東日本大震災復旧・復興調査特別委員会及び常任委員会開催のため休会とし、25日定刻再開したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明19日から24日までを東日本大震災復旧・復興調査特別委員会及び常任委員会開催のための休会とし、25日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時27分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年6月18日

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

塩竈市議会議員 志子田 吉 晃

塩竈市議会議員 鎌 田 礼 二

平成25年 6 月25日（火曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 2 日目）

議事日程 第2号

平成25年6月25日(火曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(16名)

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
11番	志子田吉晃君	12番	鎌田礼二君
13番	伊藤栄一君	14番	佐藤英治君
15番	高橋卓也君	16番	小野絹子君
17番	伊勢由典君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員(2名)

9番	鈴木昭一君	10番	菊地進君
----	-------	-----	------

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	佐藤雄一君
健康福祉部長	神谷統君	産業環境部長	小山浩幸君
建設部長	鈴木正彦君	震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君

健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君
建設部次長 兼下水道課長	千葉正君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君	市民総務部 市政課長	阿部徳和君
市民総務部 財政課長	荒井敏明君	市民総務部 稅務課長	小林正人君
産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君	産業環境部 環境課長	菊池有司君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君	市立病院事務部長	菅原靖彦君
市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君	水道部長	福田文弘君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	教育委員会教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	桜井史裕君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君	教育委員会教育部 学校教育課長	高橋義孝君
選挙管理委員会 事務局長	遠藤和男君	監査委員	高橋洋一君
監査事務局長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
議事調査係専門主査	斉藤隆君	議事調査係主査	西村光彦君

午後 1 時 開議

議長（嶺岸淳一君） ただいまから 6 月定例会 2 日目の会議を開きます。

本日の欠席の通告がありましたのは、9 番鈴木昭一君、10 番菊地 進君の 2 名であります。

本日の議事日程は、日程第 2 号記載のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（嶺岸淳一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、13 番伊藤栄一君、14 番佐藤英治君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（嶺岸淳一君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は、全で一問一答方式にて行います。

14 番佐藤英治君。

14 番（佐藤英治君）（登壇） 私は、塩竈と議会の新しい改革を目指す、新生クラブの佐藤英治です。

今日、国の内外及び地方自治体においても、さまざまな課題、問題を抱え、解決のためには従来の思考、方法では限界と感じているのは、多くの国民、市民ではないでしょうか。

これより、5 つの質問と 10 項目について、市長に質問いたしますが、市民の皆様にも一緒に考えていただければ幸いに思います。市長を初め、部課長には、よろしくご回答をお願いいたします。

まず、1 番目は、浦戸の生活について質問いたします。

塩竈の面積は、18 平方キロメートルで大変狭く、人口密度も東北一とも言われております。それゆえに、浦戸の島々の狭さと海の空間こそ塩竈の魅力であり、財産という視点を持ち続けてきました。しかし、年々浦戸は、浦戸の生活は厳しく、超高齢化率 60% 以上、人口減少も多いときは 3,500 人を超えたと言われ、現在は 457 人です。

今日、3・11 大震災により漁業者も縮小の中、今、災害公営住宅建設や岸壁への復旧へ精力的に取り組んでおりますが、復興への道筋は見えない状況ではないでしょうか。

塩竈は、浦戸あつての塩竈市であり、ともに生き、ともに栄える、共生・共栄の道こそ政治

の視点ではないかと考え、佐藤市長の浦戸の生活の展望と実行への考えをお伺いいたします。

次に、教育長の重点方針について伺います。

昨年、新しく塩竈の教育長に任命され、1年になります。私は常々、政治とは人事であるという理念を持っており、新しい人事には任命者も、任命された者も、その時代と課題に取り組む使命と責任があります。

教育の重要性は国民的課題であり、個人の幸福から人類の幸福に連綿と続くものであり、その価値は普遍的なものであります。これまでの塩竈の教育のよさもあり、また改善を求められるものもあります。これまで、教育現場での考えたことを生かし、新しい塩竈の教育の取り組みを市民に示していただきたいと思います。

次に、サマースクールも5年になります。総括への考えと、サマースクールの趣旨と、真の学力向上につながっているのか伺います。

次に、義務教育の目指す学力レベルとは、どのようなものか伺います。

次に、「日本一安全なまちづくり」、このタイトルは、佐藤市長のテーマと市政に深くかわりがあると考えております。

さて、今日、3・11の大震災後、災害における安全のあり方が全国的に報道され、特に6月は県内挙げて防災訓練の強化に取り組まれております。

水と安全は、日本人は恵まれ過ぎて、ただと考えているとも言われ続けました。しかし、安全ほど広範囲で難しく、財政の負担が大きいものはないのであります。100年の防災の重要性は当然であります。市民生活における安全が逆に希薄ではと思えてなりません。日常生活における道路、公園、グラウンド、地域、そして行政の管理するエリアも含めた安全体制について、行政執行者としてどのように考えるのか、お伺いいたします。

また、安全は、市民の願いを込めて、将来の日本一の安全なまちづくりのために、塩竈市安全の日の条例化への前向きな考えはあるのか、お伺いいたします。

第4番目といたしまして、放置空き家対策についてであります。

この質問については、5年前にも質問いたしました。その当時と違い、さらに問題点も大きくなり、また超高齢化と人口減少の加速と、今や全国の自治体にも波及して大きな社会問題でもあります。何よりも、治安と防災及び景観に対してさまざまな問題が指摘されている中、国の空き家対策、あわせて市の対策と実行実現へのプランをお伺いいたします。

第5に、塩釜駅前広場についてお伺いします。

西部地区の中心的な集合場所が東北本線塩釜駅であり、商業・交流・文化・交通の重要拠点と位置づけられております。それゆえ、駐輪場のあり方や駅前広場の要望を行ってきました。

塩竈が発展しない最大の要因は、三十数年来、駅前の開発がおくれたものと考えております。遅き春ですが、本年25年の予算に駅前広場が盛り込まれ、地域市民は早期の実現に期待するところであります。この駅前広場の進捗状況と、レイアウト等についてお伺いいたします。

最後に、健康と福祉についてであります。

今や、誰でもどこでも健康の話が盛んであります。それだけ、体のことが気になる高齢社会時代を迎えていることのバロメーターでもあります。市民の期待に応えるべき健康推進課の役割の重要性を申すまでもありません。これまでの事業に加え、今後の新たな施策をお聞きいたします。

また、昔から「弁当と健康は自分持ち」という日本のすばらしい文化思想がありますが、市民の役割について本市としてどのように考えておられるのか、伺い申し上げて第1回目の質問といたします。

ご清聴ありがとうございます。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま佐藤議員から、6点についてご質問いただきました。

初めに、浦戸の生活についてお答えをいたします。

浦戸諸島の高齢化や人口減少についてであります。平成25年3月末現在であります。高齢化率が56.8%となっており、震災直後の平成23年3月末と比較いたしましても、この2年間で4%以上進んでいる状況にあります。また、人口は、平成23年3月と比較してマイナス114名、島民の約20%がこの2年間で島を離れております。震災により、高齢化や人口減少の傾向はさらにスピードを増している現状であります。急激な高齢化率の原因は、やはり若年層の島外流出によるものが主なる要因と捉えており、その原因は暮らしぶりの変化や教育、医療環境の問題などさまざまな要因がございますが、大きなものは、やはり島内での就労の場が減少していることではないかなと考えております。

市ではこれまで、離島の復興事業の推進と相まった離島振興計画の策定でありますとか、市民団体との連携から、浦戸諸島の将来を多くの島民の方々との意見交換に取り組んでまいりました。このような経過を踏まえ、コミュニティーを維持し、住み続けていただくために取り組むべき課題を顕在化させ、具体的な対策を探るべく、庁内に浦戸振興事業検討プロジェ

クトチームを発足をさせ、関係課が連携し、横断的に対策を進めてまいりました。

これまで取り組んでまいりました内容について、主要な課題別にご説明をさせていただきます。

まず何よりも、生活手段であります地場産業の振興であります。浦戸諸島は、本市の魅力である浅海漁業を主要産業として担っております。この浅海漁業による収入が、若年層の生計を維持できるだけの所得にまで底上げをすることが人口流出を抑え、また産業を健全に維持できることにつながるものと考えております。

現在、農林水産省におきましては、攻めの農林水産業を展開をいただいておりますが、このような制度を活用し、例えばであります漁協と連携し、浦戸産カキやノリのブランド化といったようなことに取り組んでおります。また、カキ、ホヤの種苗、ワカメなどに新たな取り組みを展開をいたしているところであります。これらを組み合わせ、年間を通して収入を確保しながら全体的な所得の向上につなげてまいります。

また、消費者に浦戸諸島の海産物の育成状況や環境、生産者を知っていただき、製品となるまでの過程を含め評価をいただくなど、さらに魅力を増加させる工夫が必要ではないかと考えております。こういった第二次、第三次産業と関連を持たせた事業展開を模索し、他の生産地域との差別化を図るような視点につきましても、さまざまな連携の中で取り組んでまいりたいと考えております。

具体的な取り組みであります。産業の六次化の問題であります。旧来は第一次産業という枠にとどまっておったわけですが、異業種との連携を視野に、例えば医療の「医」、食べ物「食」、そして漁業が連携し、健康に着目した水産物市場拡大による、例えば健康長寿社会情報の発信等といったようなことについても、浦戸として取り組まなければならない課題と理解をいたしております。

また、浦戸でしか体験できない教育であります。平成17年度から、浦戸第二小学校と浦戸中学校を小規模特認校として島外からの児童を受け入れられる環境を整備し、浦戸地区で義務教育環境を継続化できる体制を整えております。これは、離島地域や中山間地域の学校教育のモデル事業として、少子化社会にしっかりと定着しつつあるものと考えているところであります。

また、介護・福祉・医療の充実であります。現在、塩竈市浦戸地区介護サービス提供促進事業等により、ヘルパーの方々が行きやすい環境を創出させていただいておりますが、今後と

も塩竈市浦戸地域ふれあいサロン運営事業でありますとか、地域包括支援センターの職員が直接訪問し、心身の健康相談に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、交流人口の拡大であります。震災で大勢のボランティアの方々が浦戸諸島へ支援に入っただき、また大学等が支援を継続していただいております。こうした出会いを単発で終わらせることなく、また浦戸を訪れる一つの契機としていただくために、浦戸震災語り部育成とあわせまして活動拠点浦戸諸島総合開発センターを改修して、震災を伝承するスペース等も設けてまいりたいと考えております。

また、寒風沢、桂島に設定いたしました災害危険区域につきまして、浦戸へ足をお運びをいただけますようなさまざまな土地の活用を図るため、事業化に向けて現在、復興庁等と協議を重ねているところであります。

これらの取り組みの目指す集大成が、定住促進ではないかなと思っております。なかなか厳しい課題ではございますが、今申し上げましたような浦戸ならではのさまざまな連携を横に紡ぐことによりまして、島内外から多くの方々に浦戸を訪れていただき、できますればそこに定住というようなところまで昇華をさせてまいりたいと考えているところであります。

次に、教育長の重点方針というご質問でありましたので、後ほど、教育長からご答弁をさせていただきます。

第3番目ではありますが、市民の生活全体としての安全対策についてのご質問でありました。

行政全体での安全対策についてのご質問でありましたが、本市では、昨年12月の市議会定例会におきまして、塩竈市地域安全まちづくり条例を制定をさせていただきました。この条例は、市と市民等及び関係機関がそれぞれの責務を果たしつつ協働し、犯罪が起こりにくいまちづくりを行うことを基本に、市を挙げて地域全体で安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指すものでございます。

その推進に当たりましては、やはり良好なコミュニティづくりを土台とし、一人一人の安全に対する意識の高揚や地域におけるさまざまな取り組みの推進、学校教育と地域の協働などソフト面からの取り組みであります。もう一方では、建物や公園、道路の建設などにおきまして、例えば見通しがよい、死角がない、危険がない等々、ハード面でのきめ細かな防犯の配慮が必要であります。このことから、総合的かつ計画的に推進をするため、25名の委員から成る地域安全まちづくり推進会議を設置し、地域安全まちづくりに関する施策である基本計画を策定をいたしてまいります。

また、昨年12月の市議会定例会におきまして、塩竈市暴力団排除条例につきましても同様に制定し、市民生活の安全と平穩の確保による犯罪の防止に配慮したまちづくりを、行政、市民、事業者などの責務を明確にし、推進することといたしております。さらには、現在作成の地域防災計画など、全市的にさまざまな角度から市民の安全・安心を守る対策を進めさせていただいているところであります。

そういった中で、安全の日の設定についてというご提案でありました。

国では、国民の間に広く、地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりについての理解と関心を深めるため、毎年10月11日を「安全・安心なまちづくりの日」として既に取り組みまれております。

また、宮城県と塩釜地区防犯協会等におきましても、毎年10月11日から10月20日までの10日間を全国地域安全運動期間としてスローガンを掲げ、地域安全運動を展開をいたしているところであります。

本市におきましても、毎年、地域安全運動期間中に塩竈市地域安全大会を開催をさせていただいているところであります。昨年は、10月11日に講演会を実施いたしておりますが、なお今後もさらに市民の皆様の理解が深まる努力をさせていただきたいと考えております。

4点目であります。放置空き家対策についてご質問いただきました。積極的な取り組みをとというご質問でありました。

本市におきましては、前段ご説明をさせていただきましたとおり、昨年12月定例会におきまして塩竈市地域安全まちづくり条例を制定し、行政、市民等及び関係機関がそれぞれの責務を果たしつつ、協働して犯罪が起こりにくいまちづくりを推進することを基本理念として掲げ、さまざまな取り組みを開始をいたしております。

土地建物所有者等の責務として、「土地建物所有者等は、基本理念にのっとり、所有又は管理する土地若しくは建物その他の工作物に関し、地域安全まちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」と規定し、土地建物所有者の管理責任を明確にさせていただきました。

また、塩竈市環境美化の促進に関する条例では、土地または建物の占有者の責務として、土地または建物の占有者は、散乱ごみの清掃を行い、環境整備に必要な措置を講じなければならないと定めているところであります。

加えまして、塩釜地区消防事務組合火災予防条例では、空き家所有者または管理者の責務と

して、「空家の所有者又は管理者は、当該空家への侵入の防止、周囲の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない」と規定をいたしております。

本市では、今申しあげました各条例に基づき、適正な管理をお願いをいたしているところですが、残念ながら所有者が不明、不在なこと等もあり、責任のある対応がとられていない物件が数多くあることも認識をいたしております。今後、このような対応策について、さらなる事業展開が必要ではないかと判断をいたしているところであります。

次に、塩釜駅前広場についてご質問をいただきました。

これまでの経過と進捗状況についてのご質問でありました。

駅前広場整備につきましては、今年の2月定例会に、平成24年度の補正予算3億7,633万円を提案し、議決をいただきました。これを受け、土地の所有者であるJR東日本と土地の譲渡に関する協議を開始をするとともに、設計業務委託を発注し、現在は現地測量や自転車等の利用状況の調査を実施をさせていただいております。

レイアウトの基本的な考え方についてのご質問でありました。

現在の駅前広場の機能維持を基本としながら、あわせて歩行者や自転車、自動車の利用を明確に分離し、安全を確保していくことを基本理念とし、事業を進めさせていただきたいと考えております。また、地元の皆様や駅利用者の方々のご意見、ご要望等も伺いながら、本市の西部地区の玄関口としてふさわしい施設整備を心がけてまいります。

また、駐輪場につきましては、現在、利用状況調査を実施しており、今後の需要予測を踏まえレイアウト等を検討し、安全で利用しやすい規模や施設計画を図ってまいります。

最後に、健康と福祉についてということで、初めに健康づくりの新たな施策事業についてのお尋ねでございます。

本市は、今年度、第2期健康しおがま21プランを策定し、その基本理念であります「ともに支えあう健やかさと安全に満ちたまち・しおがま」の実現に向けて取り組みをスタートさせております。プランの基本方針として、大きく4点であります。「健康寿命の延伸」「健康格差の縮小」「一次予防の重視」及び「地域連携・地域活動の活性化」を掲げ、市民一人一人の主体的な健康づくりを地域の中で支え、まちぐるみで健康づくりの輪を広めることを目指してまいります。

さらに、少子高齢化が急速に進展する本市の健康づくりの重点分野ではありますが、親子の健

康など8項目を定め、効果的な施策を推進いたしてまいります。

重点項目の中では、特に本市の生活習慣病の三大疾病と言われる、がん・循環器系疾患・糖尿病の死亡率が県平均を大幅に上回っておりますことから、生活習慣病の予防と生活習慣の改善に結びつく「身体活動・運動」及び「栄養・食生活・アルコール」の項目について、さまざまな取り組みを強化してまいりたいと考えております。

その具体的な取り組みといたしましては、例えば身体活動・運動の分野では、身近な運動の場を提供するため、地域のウォーキングコースのマップづくりや、筋肉や関節などの運動機能衰えを予防するためのロコモ予防教室を地域で広めてまいります。さらに、ダンベル教室や健康教室など、地域で取り組んでいる健康づくりサークルは市内で53を数えるほど広がっており、こうしたサークルの活動紹介マップも作成しながら、より多くの市民の方々が身近な地域で健康づくりにご参加いただけますよう情報発信を行ってまいります。

また、栄養・食生活の分野では、地域の食生活改善推進員の皆様の活動や、適塩メニュー紹介、出前講座を地域の中に広めながら、日常の食生活の改善に資する事業を地域で展開をさせていただきます。

健康づくりに果たす市民の方の役割はというご質問もいただきました。

健康づくりは、何よりも市民の方お一人お一人が、みずからの健康はみずからの手で守るという意識のもとで、健診を定期的に受けていただき、健康状態をチェックすること、そして健康的な生活を過ごすために、生活習慣の改善や日常的に身体を動かすことなどが大切であります。そして、地域のお力をおかりしながら、地域の方々のコミュニケーションで身近に楽しく健康づくりの輪を広め、市民・地域・行政が一体となった活動によるまちぐるみの健康づくりを進めてまいる覚悟でございます。

私からは以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（嶺岸淳一君） 高橋教育長。

教育委員会教育長（高橋睦磨君） 教育につきまして、大きく3点ご質問をいただきました。

まず、1番目の教育に関する教育長としての基本的な考え方についてであります。第5次塩竈市長期総合計画及び塩竈市教育基本方針にのっとり、教育を進めてまいりたいと思っております。子どもから大人まで、あらゆる世代の人々が夢にあふれ、誇りを持って理想に立ち向かう風土づくりを目指し、教育行政を通して努力してまいりたいと考えておるところでございます。

教育についての課題は幅広いものですが、特に学校教育の視点から、本市の児童生徒の学力の状況について申し上げます。

平成24年度の全国学力・学習状況調査の本市の結果につきましては、既にご案内のとおりでございますが、小学校については、国語、算数ともに全国・県の平均正答率との差が広がっております。しかし、中学校においては、逆に国語、数学ともに全国・県の平均正答率に近づき、特に国語の活用に関する問題では全国平均を上回る状況でございます。

このような状況に鑑み、まず第1に、学力向上の取り組みに一層力を入れてまいります。学力向上を本市の学校教育の重要課題の一つであると捉え、塩竈市学力向上プランの三本柱である「教師の授業力の向上」「子どもの学ぶ姿勢づくり」「家庭学習の充実」のうち、特に今年度は「家庭学習の充実」に重点を置き、子どもたちの意欲的な学習態度の醸成に努めてまいりたいと考えております。

第2に、成すことによって学ぶということを大事にまいりたいと思います。各小中学校における地域と連携した学校行事や体験学習、またいじめ撲滅運動などの自主的、実施的な生徒会活動や児童会活動等を、教育委員会として後押しすることで推進してまいりたいと考えております。

第3に、命を守る教育を徹底してまいります。東日本大震災の教訓を生かし、各学校における防災教育等を通して、命の大切さ、自分の命を自分で守る、家族の命を守る、地域を守るという意識の醸成を深めてまいりたいと思います。

第2番目といたしまして、サマースクールの総括と真の学力向上についてであります。児童生徒の自主学習を支援し、学習習慣の形成を目的として、夏休み期間中に市内全ての学校においてサマースクールを開設して5年目となります。

サマースクールの延べ参加人数は、平成21年度は5,122名、平成22年度は4,284名、平成24年度は5,437名と増加傾向にございます。特に、昨年度はボランティアの大学生のご支援をいただき一層魅力ある取り組みとなり、個別指導の充実につながれたという成果が上げられております。さらに、平成23年度からは取り組みを拡充して、冬休み期間中にウィンタースクールを開設しており、延べ参加人数は平成23年度1,615名、平成24年度1,807名という状況でございます。

みずから学ぶ姿勢は学力向上にとって不可欠であることから、自主学習の場であるサマースクール等の実施は大変重要であり、今後も継続してまいります。

次に、第3番目といたしまして、学力向上に関する本市の基準や目標についてであります。

国から示されております「生きる力」の知の側面である「確かな学力」の内容を踏まえ、本市では学力向上を重要課題の一つであると捉え、全国学力・学習状況調査において、小中学校とも国・県の平均水準に近づくことを目標に取り組んでございます。

また、子どもの学ぶ姿勢づくりと家庭学習の充実といたしまして、取り組みの指標を、家庭学習における学習時間を1日30分以上取り組む小学生が89%、1時間以上取り組む中学生が83%と掲げ、家庭学習の習慣化を進めてまいります。

特に、塩竈市学力向上プランの3年目を迎える本年度は、これまでの取り組み成果と課題等を分析するなどプランの検証を行うことにより、次年度からの新たな学力向上プランの策定につなげてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤英治君。

14番（佐藤英治君） 市長並びに教育長から、本当に丁寧の説明いただきまして、ありがとうございました。

それで、ちょっと裏の6番から第2質問に入りたいと思いますけれども、本当に健康推進課も一生懸命、年々ですね、もう本当に市民と一体となって協力のもとにやっているということで、すごく私はそういう意味では前進して、単なるプランとか制度から本当に具体的に実行に移す、そういうときに来ているものと思っています。

そこで、先ほど市長からもいろいろ、ウォーキングのマップとか、あるいは教室ということも出ていましたけれども、やっぱりウォーキングのそういう見える形の、まち全体が健康なまちというのが、私何度も言っておりますけれども、そういうふうに歩きながらも健康になるというマップづくり、非常に大事だと思っております。

もう一つは、教室ですね。いろいろな、ダンベル、町内、集会所などでやられておりますけれども、どうでしょうかね、私はウォーキングマップも、もちろんどんどんつくっていただきたいし、同時にこの教室ですね、まちのど真ん中にいつでもやれるような、そういう教室を思っているんですけれども、そういう点はどういうふうに考えるか、今のところないかどうかですね。もっと効率的な、そういう見える、市民が行動できるようなものが大事なかなというふうに思っております。

もう一つ、グラウンドなんかは非常に昼間、いろいろな主催的な競技とかスポーツをやっていないとき、全くあいているんですね。そのグラウンドをどういうふうにして活用するか

というのも大事だと思うんですけども、この2点ですね、考えがありましたらお願いします。

議長（嶺岸淳一君） 神谷健康福祉部長。

健康福祉部長（神谷 統君） 今、議員お尋ねの第1点目です。いろいろな教室を、例えば常設会場みたいなところでやってはどうかというお話かと思います。

どこかに特定の場所、施設を確保してやるというのが、なかなか市内ではちょっと難しいのかなというところもございまして、いろいろなケース、例えば町内会からご要望があれば、健康推進課のほうでいろいろな、保健師さんとかが出かけまして、随時そこは開催するというのでやらせていただいておりますので、この点はご要望があれば随時出かけていってやらせていただくというふうに考えておるところでございます。

あと、各グラウンド等の活用に関しましては、ちょっといろいろ、例えば教育委員会のいろいろな施設管理等とも関係すると思いますので、こちら辺、どのような形で調整できるのか、ちょっといろいろ考えていきたいと思います。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤英治君。

14番（佐藤英治君） まさに、文字どおりの回答だなというふうに、私思うんですけども、やっぱりもう少し本当に抜本的にやるというね、そういう、そういう私は自治体のやっぱり今というのが、「今でしょ」というのが、今求められているんじゃないかなというふうに思っています。

ぜひ本当に、集会所でやっていますというのはわかるんだけども、もっとここが健康推進課の本当に目玉だよというようなね。そして、それが地域に、かつ出前講座もやる、何もやるというふうになっていけばいいんですけども、常に拠点というのはあったほうが、僕はふさわしいと思います。

あと、グラウンドの活用も本当に、まあ、きょう言われてきょうというふうにはいかないだろうけれども、ゆっくりこれは考えていただきたいなと思っております。

5番目の駅前広場の問題なんですけれども、本当にこれからということですね。市長の話にもありましたように、西部地区のやっぱり大きな人口交流、あるいはまたそういう拠点でもあるというお話ですけども、私はこの駅前広場をつくるときに、単なるそのレイアウトだけでなく、そこがまさに一つの楽しい広場であってほしいなというふうに、ちょっとつくる前段にお話ししておきたいなと思っているんです。

例えば、仙台なんかは必ず、公園とか広場にはアートというか、銅像とかありますよね。やっぱりそういう芸術的なものとか、そういうのもぜひ、塩竈が今までなかったものを、やっぱりそういうもので憩いのある場に、駐輪場も含めて駅前広場、お願いしたいなと思うんですけれども、そこら辺についてはどのように考えるか、担当課長でも部長でもよろしく願いします。

議長（嶺岸淳一君） 鈴木建設部長。

建設部長（鈴木正彦君） お答えします。

今、市長から回答ありましたけれども、今設計中です。それで、今、議員おっしゃいました、恐らく塩竈としての西部地区のランドマーク的なこの憩いの場というか、そういった遊びの場も含めてということだと思います。

それで、これは設計を固める段階で、いろいろ案を私たちも出しますので、これは皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。よりいい、ただ単なる駅前広場というだけじゃなくて、塩竈の本当のこの西側の顔というんですか、西部地区の玄関口として市民の人たちに喜んでいただけるようなものをつくってきたいなと考えております。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤英治君。

14番（佐藤英治君） ぜひですね、本当に設計段階だから、またこの意味があるんじゃないかなと、私思っております。あえて質問させていただきました。ひとつよろしく、本当に味わいのある、本当にこれが拠点に、あの西部エリアがどんどん発展するようにお願いしたいなと思っております。

次に、安全なまちづくり、市長のほうから、全国的にも、あるいはまた塩竈も条例ではやっているということでもあります。

私、これ出したのは、何か今、さっき第1質問の中でも話したんですけれども、もう全て100年後の防災、防災という、もうそれは非常に、まあ、さっきも言ったように重要なんですね。ただ、その100年の問題よりも、私はある意味では、その100年を継続するためには日常の安全チェックこそがまさに防災思想理念だというふうに思っておりますので、もうこれは行政だけの問題ではありません。そして、行政もいろいろやっているというお話しありましたけれども、ただ、市民が、ここは危ないなと気づいたとき、あるいはこういう問題ありますといったときに、その受け入れ体制はどういうふうになっているのか、ちょっとお聞きします。

議長（嶺岸淳一君） 内形副市長。

副市長（内形繁夫君） 市民の安心・安全の受け入れ体制はということでございます。

やはり喫緊の例で言いますと、津波とかあるいは地震とかという、安心、それをやはり市民の方々は、日々の生活の中で安心・安全を実感したいというようなことだと思います。そういう中で、やはり塩竈市、いろいろな安心・安全を推進している団体もございます。身近な例でいけば、防犯協会とかございます。

実は私、先週の土曜日、ある防犯協会の総会に参加してまいりましたが、その際、やはり本当にこういった方々が、年末年始、そして1年間を通して、市民の安心・安全というような努力をされております。市民の皆様の安心のよりどころというのは、やはり我々行政ばかりではなくて、あるいは警察機関ばかりではなくて、市民一人一人、あるいは関係団体が連携しながら安全を守っていくというようなことが肝要かと思っております。以上であります。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤英治君。

14番（佐藤英治君） まさに、副市長の話すとおりなんです。

ただ、問題は、これがですね、このまちづくりの中で、市民が「あっ、ここ、危ないな」と思ったときに、それを受け入れる体制ですね。そしてまた、それがまた実ってくる、この関係がですね、いろいろな条例はつくりました、制度はあります、いろいろな協力隊がありますというの、それは今まででよかったと思うんですよね。問題はそうじゃなく、そういう小さな住民が、あるいはまた地域から見て「あっ、ここが、こうしてもらえばいいな」と思ったときに言えるようなこの回転ですね。これが私は一番で、今の塩竈、本当にこれからよくなるかならないかはここに掛かっているんじゃないかなということを思っております。

例えば、この間、私、長年思っているんですけども、ソフトボールやっていますけれども、三塁側にみんな、次のチームももう準備しているんですけども、ファールが常にそっちに行くんですね。だから、ああいうところにもしネットがあればいいな、あるいはまたここにこういうふうになれば安全だなというね、そういう安全を、単なる団体とかそういうもの、そういう機関だけでつくるんじゃないかと、もっと住民に根差した安全というのが、私は本当に、いろいろな計画よりも本物になるんじゃないかということを指摘しておきたいと思っております。

次に、空き家対策の問題なんですけれども、これは本当に難しい問題ですね。いろいろな制度とか、あるいは協力隊とかいろいろ、こうしなきゃいけない、ああしなきゃいけないとい

うことありますけれども、やっぱりその空き家の人たちがいないんですね。そして、そこに、火事になったり、あるいはまた木がどんどん伸びて非常にどうしようもないと、近くがね。だから、そういうものに対しては、やっぱり国も対策、あるいはまた市、市だけではできないとすれば二市三町、あるいは県との連携でこら辺を、本当にどんどんどんどんこれはふえていきますからね、本当に5年前と違いますよ。これが本当に今、老老夫婦、あるいはひとり暮らしの方、そして不在者が、持ち主がどこにいるかわからないことがどんどん出ているんじゃないですか。そういう意味では、本当にここをどうするのか、改めてお聞きします。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

市民総務部長（佐藤雄一君） 今、佐藤英治議員がおっしゃるように、この空き家対策、大変いろいろ複雑な問題が絡んでございます。なかなか所有者が、我々としても市民の方から通報などをいただきますと、所有者を確認するために戸籍とか、それから東京とかにいらっしゃる方にお電話をして適切な管理をお願いしているんですけども、見つければそれなりの対応をしていただくような努力はしますが、なかなかその所有者が見つからないというのが現状でございます。

そういう状況を踏まえまして、国のほうでは平成25年度から、空き家の再生等推進事業という事業を立ち上げてございます。この事業は、それ以前にも立ち上がってはございましたが、これまでは過疎地域や山間等地域のみを対象とするものでございました。平成25年度からはこれを拡大し、活用事業タイプと除却事業タイプの2つのタイプにエリアを拡充いたしまして、各地方自治体の判断によって、この事業を展開することが可能になったものでございます。

具体的には、活用事業タイプというものでございますが、これは地方自治体が行う空き家の改修活用事業に対しまして事業費の50%を国が補助しようとするものでございます。改修後の活用方法は、宿泊施設や交流施設等、居住環境の整備改善や地域の活性化に資する施設とされております。

それから、もう一つでございますが、これが今、本市の実情に該当するのかなというふうに考えてございますけれども、除却事業タイプということで、地方自治体等が行う空き家等の撤去に対しまして事業費の40%を国が補助しようとするものでございます。ただし、撤去対象の要件は、当該家屋が不良住宅または空き家住宅であることが前提になってございます。

また、この両タイプとも、空き家、空き建築物の所有者の特定に関する経費も補助対象としております。事業対象項目といたしましては、空き家住宅等の所有者の特定のための交通費、それから証明書発行の閲覧経費、通信費、委託費等を対象にしている内容でございます。

本市でも、これらの国の制度、それからさまざまな先進事例、各全国自治体で取り組んでおりますが、そういう事例も調査検討しながら、先ほど市長が申しあげました安全・安心推進協議会の中で、ここら辺も具体的な取り組みというふうな計画を作成してまいりたいというように考えてございますので、ひとつよろしくご理解いただければと思います。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤英治君。

14番（佐藤英治君） 今、総務部長のほうから、国のいろいろな補助政策について伺いました。しかし、これも本当に国が一つの政策、あるいはまた補助体制をつくったとしても、なかなか大変だということは、まさにその自治体ならではの私は悩みだと思っております。しかし、それはその相手方がいないし、非常に時間がかかる問題なんですね。

しかし、きょう、私のところにも市民の方が見えて、空き家があって草がぼうぼうになっているんだと。しかし、どうしたらいいのかと、どこに相談したらいいんだというようなお話を受けましたので、きょう、私聞いてきますというふうにお話ししましたけれども、ぜひ、本当に具体的なその安全、あるいはまた火災とか防犯の問題、環境問題も含めて非常に住民生活にとっては大きな問題だと、いわゆるストレスの問題にもなってきますので、ぜひここら辺は、さらに地域にそれらを活用できるような具体的な案を行政のほうにはお願いしたいなと思っております。

次に、教育についてお聞きしました。教育長は、一つの今までの方針に沿って、それをやっていますというお話をいただきました。まさに、それは一つのそうだと思います。ぜひ、塩竈の教育にとってそういう方針を、さらに今までの体験を生かしながらやっていただきたいというのが私ひとつ要望したいと思うし、やっぱり教育というのは、根本的に話し合うことが教育の基本だと私思っていますので、ぜひ教育長にはいろいろなところで塩竈の教育の問題点を語る、そしてやっぱりそういう主体的なものが私は一番大事だし、そしてPTAなり市民もお互いにそれが大きな教育力を私は生むんだなと思っておりますので、ひとつその点はですね、「塩竈の教育」というのを毎年読ませてもらっていますけれども、やっぱりその点を私はお願いしたいなと思っております。

あと、先ほど、サマースクールとかありますけれども、私は個人的には、教育長が自主学習

と言うんですけれども、自主学習も非常に大事なテーマだとは思っているんだけど、先ほど3番目に義務教育の目指す学力レベルということを行いましたけれども、日本の文部科学省においても、やっぱり教育の目指す目標点というのが明確でないというのが一つの、あるのかどうかははっきりしませんけれども、そこは何も明確にしていませんね。そして、全国の学力テストで上がった、下がった、それだけを言っているんであって、私は基本的に教育の本質的な問題が非常にぶれているというか、ずれているんじゃないかなと思うんですね。やっぱり教育、義務教育は、教えたその中で国語だったら60%までいくように、本当にこれは義務教育として力を入れていくというのが非常に大事だと思っております。

学力向上がなぜ下がったのかというのは、最近の新聞でも、あるいはまた安倍政権においても、やっぱり週休2日制の休みが問題だと。そして、新聞によりまして、やっぱり土曜日の授業を行うべきだという要望が非常に高く、それは学力向上につながるが63%になってきているんですね。そして、過密な授業スケジュールも緩和できるのではないかとということで、やっぱりその週休2日制の見直し、そしてその目標を定めた日本の教育というのが僕はあるべきで、単なる全国テストして、ああ、上がった、基準に近づいた、そういう問題じゃなく、その子どもにとって教育の、日本の教育における60点、あるいはまた70点を目指すような全体なあれは必要じゃないかなと思うんですけれども、そこらについて教育長のお話、考え方をいただきます。

議長（嶺岸淳一君） 高橋教育長。

教育委員会教育長（高橋睦麿君） 大変にありがたいお言葉をいただきまして、常日ごろ私も考えているところをご指摘いただきまして、大変ありがとうございます。

まさに、学力というのは、基礎的・基本的事項、そして知識・技能の定着度だけをいうのではないというのは、今般の教育基本法の中にも、学力の規定、三本柱で述べているとおりでございます。あくまで「生きる力」の育成というのが、今学習指導要領の目的でありまして、その知的側面である確かな学力というのは一部なわけですね。その中でも特に、学力・学習状況調査の中で見られるものというのは、その学力の中の一部ではあります。ただ、非常に数字で示されるのでわかりやすいものですから、それが上がった下がったで学力あるなしというふうに言われますが、もともと教育というのは人格の調和ということでありますので、なかなか数字にはなじまない部分もございます。

教育委員会といたしましては、子どもたちの健全な育成、そして能力の開発というところを

目標に置きながら、ただ、しかしながら数字であらわれるところもきちんと示せるように、努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤英治君。

14番（佐藤英治君） だから、教育議論というのは非常に奥深いものがあるし、先ほど、家庭教育の充実ということですね、さらに努めるというお話もありましたけれども、私はやっぱりそこは大事だと思っています。

この間新聞で、ちょっと1点だけ。今、学校で居眠り、中学校の2年生、3年生は大体2割近く居眠りが多くなっているというんですね。だから、学校で一生懸命授業して、その単位で一生懸命やっているといっても、寝ていたら学力はどんどん落ちていきますので、こちら辺もやっぱり、生活の問題もあるんだろうけれどもやっぱりそういうところの指導というか、これ、さらに私は感じましたね。

あと……、はい、あと、教育問題、本当に大変な課題抱えていますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、浦戸の生活ということで、市長がお話しされたそのとおりだと思っています。やっぱり人口、高齢化率が56.8%、そして減少し、就労の基本がきちっとされていないですね。そして、漁業関係もだんだん縮小というかになって、定住促進のためにいろいろ行政としても考えられているということのお話をいただきました。問題は、今いろいろ、住宅建設、岸壁とか環境づくりをしているんですけども、じゃだからといって塩竈の浦戸の住民がふえ、そして生活も安定できるかという、非常に難しい問題だなというふうに思っております。

それで、私たちもこの間、阿部課長から、離島振興基本法とかいろいろな、1時間半にわたって講義、セミナーみたいな形でお話しいただきました。離島振興法の一つの対策は対策としてあると思いますけれども、私はやっぱり基本的な問題は、やっぱり「離島」という感じですね。いわゆる、塩竈から船で1時間、いや、1時間近く行かなきゃいけない。そういう意味では、若い人はなかなか船を利用して通勤というのは難しいということで、我々新生クラブの議員が6人、この間、東松島の議員さんの6人と、寒風沢と東松島の海を隔て、離島ですから隔てているんですけども、鰐ヶ淵水道というその間が、塩竈の寒風沢と東松島の距離が70メートルというふうに言われて、ここのところをぐるっと一緒に回り、そして寒風沢もちょっと見てきたわけですけども、本当にお互いに道路が来ているんでね、そしてある住民の方はここまで、その入り口というか岸壁まで、近いところまで自動車を置いて、そ

して船で渡ってまた東松島に、その70メートルの距離を置いたところから今度は自動車通勤しているということなんですね。

そして、市長が言う人口交流にしても、漁業にしても、やっぱり一番私は、具体的にするのは道こそまさに復興の道じゃないかなと思っているんですね。だから、復旧の対策はあれなんですけれども、復興のその道筋を、やっぱりこういう道をつくるということも私は大事じゃないかなと思っています。

まあ、私たちがまだこの見た段階で、これとかああとか言いません。しかし、東松島の災害されたこの周りの土地も全く原野になっておりますし、非常にここの関係が出ると、いろいろな意味で展望が開けるんじゃないかということで質問いたしました。これで終わりますけれども、市長はこの道ということに対してどのように考えるのか、最後ご答弁あればお願いしたいと思います。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 浦戸復興の今後のあり方については、先ほどご説明をさせていただきました。恐らく、今までも離島架橋計画というものがあったということは、全ての議員の皆様方がご理解をされていると思いますし、それから東松島まで距離にして七、八十メートルで、潜ヶ浦をまたげば向こうだということについても重々ご存じかと思います。

しかしながら、我々は、その離島の方々がどういった方向にベクトルを向けていくのかということも考えてやらなければならないのではないかと思います。例えば、浦戸の方がそこで東松島に渡って、恐らくあの地域は災害危険区域に指定しますので住家も人家もないと。そういうところをまた回って塩竈まで来るといった道を選ばれるのかどうかといったようなことについては、今後、島民の方と本当に真摯に議論した上で方向性を定めるべきだと思っております。以上でございます。（「ありがとうございました」の声あり）

議長（嶺岸淳一君） 以上で、佐藤英治君の一般質問は終了いたしました。

18番曾我ミヨ君。

18番（曾我ミヨ君）（登壇） 日本共産党市議団を代表いたしまして、通告に基づいて一般質問を行います。誠意あるご答弁をお願いいたします。

初めに、東北メディカル・メガバンク計画についてお伺いいたします。

東日本大震災で被災した沿岸の地域住民を対象に、ゲノムコホート遺伝子研究を内容とした東北メディカル・メガバンク構想について、2011年の8月の宮城県の復興計画に盛り込まれ

たものであります。

このメディカル・メガバンク計画は、未来型医療を構築するためとして、被災地域住民15万人規模を対象とした健康生活調査と遺伝子検査を10年間にわたって三世代コホート調査を実施し、その構築されたバイオバンクから遺伝子情報の提供を進めていくというものであります。この推進を図るために、2012年2月、東北大学に東北メディカル・メガバンク機構が設立され、既に東松島市に続いて、七ヶ浜町、多賀城市でも長期健診とゲノムコホートの遺伝子情報提供を求める活動が行われております。

各自の遺伝子情報は、究極の個人情報と言われ、その取り扱いには重大な配慮が必要になる分野であり、遺伝子情報研究は人権を保障する措置と医学研究に関する倫理を厳格に守ることがなされることが大前提でなければならないとされているものであります。今回のゲノムコホートへの遺伝子情報提供を求める活動について、国の法整備がおこなわれている問題とともに、人間を対象とする医学研究の倫理的原則について述べているヘルシンキ宣言に抵触する可能性があるという指摘がされております。

そこで、お伺いいたします。

1つは、塩竈市に対して同機構から、ヒトゲノム遺伝子検査についての要請があるのかどうか、また今後の見通しも含めてどう考えているのか、お伺いいたします。住民の権利保障と倫理の確立まで、県及び同機構に対して凍結を求めるべきと考えますが、この点についてお伺いします。

2つ目には、東北メディカル・メガバンク事業の長期健診とゲノムコホートへの遺伝子情報提供であることなどを住民に行うとすれば、住民に十分な説明と理解がなされた上で行われなければなりません。塩竈市として、実際に遺伝子情報収集をする場合においても、十分な精査を行うことが必要だと考えております。見解をお伺いいたします。

3つ目は、実際に遺伝子検査に同意しても、後で途中で中止や撤回を希望する場合も当然考えられます。中止や、これまでの遺伝子検査について、情報を廃棄されたのかどうかを確認できる措置をとらせていくことも必要です。こうした究極の個人情報を守れるのかどうか、住民の人権擁護をしっかりと守り、担保できるルールをつくるように同機構に求めるべきではないかと思いますが、この点についてお伺いします。

質問の第2は、水産業の振興策についてお伺いいたします。

日本共産党市議団は、5月17日、天下みゆき県議とともに、アベノミクス経済政策による円

安の影響について実態調査を行おうと、市内の水産加工業者を初め各事業所を訪ねました。

水産加工業者からは、円安の影響について、5月13日現在の状況で、重油で15%、運賃で10%、菜種油が15%から20%、すり身の原材料が15%から20%、包装資材も15%、産業用の電気料金が17.74%に上がる、その他、タコ、イカ、枝豆などの副材料でも15%から20%の値上げになると。このことによって、全体の売り上げの10%ほどのコスト増になってしまう。その10%ほどの増になる部分を値上げをしたいのだが、その分を商品価格に上乗せできるかといえ、大手の同業者の中を見ますとむしろ値下げ傾向にあって、実際に値上げなどはできない状況にあることが言われました。

加工団地に伺いますと、被災直後は一定の注文があって、このまま新年度になって注文がふえるだろうと思っていたが、とまった状態になってしまった。新しい加工場を建設した事業者にとっては、本当に厳しい状況になっていると述べていました。中小企業の多くは、震災で生産できない上に商品の棚が他社製品に変わり、販売先も厳しい上に風評被害の影響もあると訴えられました。また、製缶業の方は、もう値上げせざるを得ないので本当に大変な事態だと、これは全く次元の違う金融緩和策によって投機とバブルをあおった政治の責任だと怒っておりました。まさに、市内の業者の方々は、安倍内閣が進める経済政策を含めて、まさに震災、それから風評被害、円安、それから原発の風評被害、それから消費税、こういった五重苦にもなっているということが言われております。

そこで、お伺いいたします。アベノミクス経済政策による円安の影響についてどのように捉えているのか、お伺いいたします。さらに、国の政策によって生じている問題であり、当然、燃油高騰の分を国に対して直接助成を行うように求めるべきだと考えますが、この点についてお伺いします。

質問の第3は、浦戸漁業の振興策に関してお伺いいたします。

東日本大震災で被災した漁港施設などの整備についてであります。

私、23日の日曜日に、朴島、寒風沢、野々島、石浜・桂島を回ってまいりました。現状を見るとともに、住民の方の意見も聞いてまいりました。

特に、野々島では、一部防潮堤の復旧工事が行われておりましたが、島民の方の話では、復旧工事で約70センチから場所によっては1メートル近くのかさ上げになっていくのであると。復旧工事は必要だが、満潮のときはいいけれども、干潮のときは船から上がることもできないし、そういう高さになっていると。毎日の生活や作業に支障になるので、何らかの対策を

講じてほしいと訴えられました。私が行ったときは9時40分で、この23日というのはこの時間帯が一番潮が引く時期でありまして、大体90センチほどの潮位でしたが、実際に船と陸との関係を見ますと、今特に高齢化になっているということもお話しされましたけれども、船に乗ることも上がることもとてもできない状態になってしまうと。浅海漁業を含めて、浦戸島民が安全に船の乗りおりができる対策を講じていくことが必要だと考えています。

潮位は、もちろんその都度変化しますけれども、島民の方々が毎日の仕事をするのに、安全な作業を行う整備を考えているのかどうか。私はこの中で、浮き桟橋の設置なども含めて提案をしておりますが、その点についてもお伺いしたいと思います。

質問の第4は、東日本大震災による被災住宅への支援策についてです。

津波被災地域以外の住宅再建支援策についてお伺いします。

津波被害地域外の、いわゆる地震によって被災した住宅再建への支援についてです。総括質疑の中でも多くの議員の方から質疑がなされてまいりました。また、6月21日の民生常任委員会でも、高橋卓也議員を初め、地震によって被災した住宅についても支援を求める質疑がされました。このことに対して当局は、国が被災された全ての方々に、同様の支援がされるべきだと答弁し、ただ、今回の交付金が津波被害地域ということに限られたものであることから、津波被災地域以外の住宅再建支援策までは対象にできない旨の答弁だったと思っております。

今回の津波被災地域に対する支援は、国からの津波被災住宅再建支援金約14億7,750万円と、ふるさとしおがま復興基金5億9,590万円を合わせて約20億円の予算を計上して取り組むと述べられてまいりました。改めて、地震によって住宅の被災を受けた方々に対して、ふるさとしおがま復興基金などを活用して支援すべきと考えますが、お伺いいたします。

最後に、子育て支援策についてお伺いいたします。

貧困の連鎖を断ち切る取り組みにかかわる問題として質問いたします。

ことし、民生常任委員会の行政視察で、高知市で取り組まれている高知チャレンジ塾における学習支援の取り組みについて伺ってまいりました。この取り組みは平成23年度からで、厚生労働省の自立支援プログラム策定実施推進事業の社会的な居場所づくり支援事業を活用して取り組まれているもので、生活保護世帯の生徒の学習の場を設け、学習支援を継続的に行うことにより、高校進学や生徒が希望を持って進路を選択し、就労できるようにすることを目標としております。学力をしっかりとつけることで貧困の連鎖を断ち切る効果になるとして、

高知市では健康福祉部と教育委員会の連携と共同の事業として取り組まれておるものです。

高知市では、健康福祉部と教育委員会がそれぞれ役割があるわけですが、健康福祉部としては、就学促進員が生活保護世帯の社会的な居場所を支援するとして、中学生のいる保護世帯に訪問し、チャレンジ塾への参加を促す取り組みを行っています。教育委員会ではどういうことをしているかといいますと、学習支援として教員のOB、あるいは大学生など、学習支援員の登録制度で指導者を確保し、子どもたちの実態に即したカリキュラムをつくる指導を行うこと、高知市は生活保護世帯に限らず、参加希望する全ての生徒を対象にして広く取り組んでいることが大きな点だと思いました。

当初、5カ所でモデル的にやったのですが、おとといも電話して聞きましたら、さらに5カ所をふやし、高知市全体で10カ所に広げて取り組んでいると言っておりました。この取り組みで、平成23年度では生活保護受給世帯の約69人が参加して、中学3年生の17名のうち16名が高校進学できたと。埼玉のほうも見てみますと、中学生801人のうち350名が参加して、うち296人、97%の生徒が高校進学していると聞いております。

厚生労働省では、この取り組みについて、一部の自治体のみの実施になっていることや各分野がばらばらでの実施になっていること、早期に支援につなぐ仕組みが欠如していることなどについて指摘しておりました。現実には、貧困の家庭の子どもたちへの学習支援の取り組みは、その子どもたちだけに限らない、子どもたちの将来に対する大きな意味での役割が発揮されるものとするものと考えております。

以前にも、子どもの居場所づくりなどを提案してきた経過もありますが、ぜひ、この厚生労働省の自立支援プログラム策定実施推進事業について、これらをよく検討して、ぜひ当市でも取り組んでいただくよう求めるものであります。

以上で、第1回目の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 曾我議員から、5点にわたりご質問をいただきました。

初めに、東北メディカル・メガバンク計画についてお答えいたします。

東北メディカル・メガバンク機構であります。昨年2月1日に、東日本大震災の被災地の医療再生を図るため、1つは地域支援医療の確立、2つ目でありますが被災地を中心とした住民の健康診査と健康向上、3つ目でありますが医療情報のICT化、4つ目でありますコホート事業・バイオバンク事業、5つ目でありますが個別化予防・個別化医療の次世代医療

の開発、6つ目であります。東北地方への医療産業の拠点形成・関連分野の雇用創出の6つの事業を柱に、東北大学により設立されたものであります。

今年度、その事業の一環として、住民の方々の生活習慣や環境等と遺伝子との関係を調査研究するための地域住民コホート調査が始まっております。このコホート調査は、メディカル・メガバンク機構が独自に実施する任意の調査で、調査に当たりますには、ご協力いただく方々への十分な事前説明と希望される方の自由な意思による同意に基づき行われているものと認識をいたしております。今年度は、県内の一部の自治体の特定健診の会場で実施をされており、現段階で、議員のほうからもお話がありましたが、七ヶ浜町、東松島市、多賀城市において、特定健診の場を提供して調査が行われております。

これらの成果を検証した上で、今後、県内の各自治体で実施される方向とのお話を伺っており、本市といたしましては、地域医療の復興や次世代医療の構築、地域住民の方々の健康に寄与する事業であるとの確信が得られれば、特定健診での場の提供等について検討いたしてまいりたいと考えているところであります。

法制度についてのご質問であります。この調査に関しての倫理・人権的な面や個人情報の保護等につきましては、実施主体であります東北メディカル・メガバンク機構において、個人情報の保護に関する法律等の関連法令や世界医師会のヘルシンキ宣言での倫理的な原則、ユネスコの「ヒトゲノムと人権に関する世界宣言」を踏まえた国のヒトゲノム遺伝子解析研究に関する倫理指針等に従って適切に行われているものと認識をいたしております。

議員のほうから、本市におきまして、もしという場合については十分な精査を行うべきではないかというご質問でありましたが、極めて専門的な分野であります。我々行政が、どのような方策でということについてはなかなか難しいかと思っております。既に取り組んでおられる自治体にそのような内容を確認させていただきたいと考えております。いずれ、人の生命にかかわる問題であります。大変精緻にわたる取り組みが必要ではないかと考えているところでございます。

また、人権擁護の面についてもご質問をいただきました。

調査の実施主体であります東北メディカル・メガバンク機構が、今述べましたような法律、指針等に従って個人情報に十分配慮し、実施するということでもありますれば、地域の皆様方のご理解、ご協力が大前提であることを確認の上、検討させていただきたいと思っております。

また、中止等についてのご質問でありましたが、実施の際には改めてそういったことを確認をさせていただきたいと考えております。

次に、水産業の振興策についてご質問いただきました。

アベノミクス経済政策による円安等の影響についてであります。いわゆるアベノミクスによる金融緩和策により円安傾向が強まり、停滞していた我が国の経済が動き出した反面、輸入に依存する産業の原材料は価格が上昇しているところであります。

本市の水産加工業界における影響といたしましては、原料や食油が15%から20%、包装資材が15%、重油が15%、出荷の運賃が10%程度と、大変大きな上昇をしている状況でございます。

また、震災から2年3カ月を経過し、多くの加工業界の皆様が生産を再開はされておられますが、震災直後の生産停止時に失った販路がなかなか回復せず、風評被害等も相まって販売量がふえないことや求人への応募が少ないこと、さらには電力料値上げや消費税率の改定なども今後の不安要素になるなど、本市の水産加工業が大変厳しい状況に置かれていると認識をいたしております。今後、県を初めとする関係団体と連携をとりながら、水産業界のこのような振興対策を模索をしてみたいと考えております。

燃油高騰に関する質問をいただきました。

漁業生産に欠かせない燃油が急激に高騰し、漁業者の燃油価格の限界値と言われております1リットル当たり60円を大きく上回る、1リットル当たり80円から90円の水準にあると認識をいたしております。特に漁業は、コストの中に占める燃油の割合が極めて高く、また主に競り入れで価格が決まるので、コストの上昇をなかなか価格に単純に転嫁できない構造となっております。

このような中で、国では平成20年度、燃油高騰等による漁業生産への影響を教訓に、漁業用燃油の価格変動に備えた経営安定対策として、漁業協同組合とその組合員を対象に、平成22年度から漁業経営セーフティネット構築事業を実施をされておりますが、今年、補填基準を拡充する特別対策を発表したところであります。内容としては、A重油ベースで現在1リットル当たり80円を超えたときに国が2分の1を補填しているところを、さらに1リットル当たり95円を超えたときには国が4分の3を補填するというものであり、生産者の方々には使い勝手のいい制度ではないかと考えているところであります。

本市におきましても、各漁業協同組合が制度契約をしており、漁船漁業では組合所属の14隻

のうち11隻が常にセーフティネットに加入、残り3隻が復興関係の支援を受けているという状況にあります。漁業者が厳しい今を乗り越えられますよう、国においては現行制度の基金残高をフル活用し、平成25年7月から、ぜひ前倒しして実施をしていただきますよう、行政としてもしっかりと取り組みをいたしてまいりたいと考えております。

次に、浦戸地区の防潮堤整備についてのご質問でありました。

ただ、先ほど、議員のお話をお伺いいたしておりました、防潮堤ではなくて物揚げ場ということであったかと思しますので、そのような視点でのご説明をさせていただければと思っております。

浦戸地区の各漁港の管理区分に従い、物揚げ場、荷さばき地、野積み場、船揚げ場等々、さまざまな施設の災害復旧工事を実施をいたしております。宮城県が桂島漁港、塩竈市が野々島漁港と寒風沢漁港を担当し、災害復旧に現在当たっているところであり、物揚げ場の高さについては、議員のほうからご質問いただきましたが、震災により地盤沈下した分を震災前の高さに復旧することを基本として取り組みをさせていただいているところであります。

復旧に当たりましては、潮の干満への対策といたしましては、利用状況を検討するとともに、ご高齢の漁民の方々の安全に配慮し、岸壁部分に階段等を設けて乗りおりや物揚げに対する工夫をさせていただいているところでございます。しかしながら、こういった取り組みを行うことによりまして、一方では海水に浸る部分が発生し、利用の際、足を滑らせて転倒するなどの危険を増す可能性があることも否めない事実であります。

議員ご質問の浮き棧橋というご質問であります、基本的には復旧財源の対象外という取り扱いでありますことや、もし設置をした場合には、船と浮き棧橋と船着き場の段差が発生することになりますので、また別な意味での危険が存在するということにもなりかねない状況であります。したがって、私たちも、高齢化が進む中では、やはり船の乗りおりの安全を確保する必要性という観点からは、先ほど申し上げました階段等を設置し乗りおりがしやすい環境を創出することとともに、先ほど申し上げました海水のノ口というんですかね、そういったことによって滑って転ぶことがないように、階段の箇所への手すり等の設置などの安全対策についてもあわせて整備しますよう、地域の皆様方とお話をさせていただきたいと考えているところであります。

次に、津波浸水区域での住宅再建支援事業について、ぜひ、地震で被災を受けられました方々にも拡大をすべきではないかというご質問でありました。

総括でもご説明申し上げましたとおり、本来であれば、今回の大震災で被災を受けられました方々全てに対しましてこのような支援策が講じられるということであるべきではないかという認識はいたしております。ただ、限りある財源をどのような形で震災復旧・復興に活用させていただくかということになるものと考えております。

今回の津波被災住宅再建支援事業につきましては、繰り返しになりますが、国が県へ交付金という形で交付し、それを津波被災の15市町に配分をされたところであります。しかしながら、先ほど議員のほうからご質問いただきましたとおり、県からの交付金14億7,750万円では十二分な対応ができないということで、ふるさとしおがま復興基金5億9,590万円を活用いたしまして、さまざまなかさ上げ対策を講じさせていただきました。例えば、県では取得補助上限250万円ということですが、本市におきましては、がけ地近接等危険住宅移転事業の支援上限額であります708万円まで拡大をさせていただき、対応させていただいたところであります。

地震の被害に遭われた方々への復興交付金、あるいは基金の活用等についてというご質問でありました。

仮にであります、仮にということでお聞き取りいただければと思います。例えば、先ほど申し上げましたように、取得補助金の250万円を上限としても、全壊125件、大規模半壊331件でありますので、456件であります。250万円といたしましても、11億円を超える基金が必要となりますので、なかなか1市1町という単位での対応が難しいということをぜひご理解を賜りながら、我々も今後、こういった制度の拡大につきましてさまざまな機会に声を上げてまいりたいと考えております。

最後に、子育て支援策の貧困の連鎖を断ち切る取り組みにつきましては、教育長からご答弁をさせていただきます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（嶺岸淳一君） 高橋教育長。

教育委員会教育長（高橋睦麿君） それでは、貧困の連鎖を断ち切る学習支援事業のことについてご答弁を申し上げます。

他都市の取り組みについては、私どもも承知しているところでございます。

平成25年4月時点で、本市の教育扶助の対象となっている児童生徒は、小学生18名、中学生20名の合計38名となっております。本市では、他都市のような直接的な学習支援は行ってお

りませんけれども、全ての児童生徒に対する学習支援として、平成24年1月から市内6小学校に学び支援員を配置し、放課後の学び教室を設置、運営しておるところでございます。この教室は、放課後の時間帯に希望する児童に対して自主的な学習の場を提供するものであります。延べ参加人数は、平成23年度は3カ月で2,606名、平成24年度は1年間で9,679名であります。このような取り組みにつきましては、必ずしも貧困保護世帯のための取り組みということではなく、全ての児童の学習習慣を形成するためのものでありますけれども、これまで以上に多くの子どもが参加できるように、市内の小学校において呼びかけを強化してまいりたいと考えております。

また、中学校においては、中学校1年生から、計画的・継続的な進路指導並びに学習指導によりまして、平成24年度進学率でございますが、97%を超える高い進学率を上げておりますことを申し添えておきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

議長（嶺岸淳一君） 曾我ミヨ君。

18番（曾我ミヨ君） 2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

市長のほうからのご回答があったわけですが、十分な精査を行いながら、また取り組んでいる市町村の経験も調査をしながら検討していくという話でしたが、そういうふうにしていただきたいというふうに思います。

それで、私は、七ヶ浜町でやられていることを、ここにそのときに配られたものを全部持っておりますけれども、やっぱり定期健診の、普通の住民の健診の会場にメガバンクの検査も一緒に入り交じってやられると。住民のほうは、これだけのこの説明文とか同意書とかと言われても、何となく東北大がやるんだと、健康のためにやるんだというぐらいの認識しかとられなくて、もちろん何か1,000円ぐらい、協力した人は1,000円ぐらいのお金をいただくようなことになっているようですが、やっぱりこれ自体が非常に個人情報、例えばこの健診によって、実子、自分の子どもであるかないかが判明したり、それから発達障害が判明したりとか、いろいろな個人個人の人権にかかわる情報を血液検査でそのバンクにやるわけですから、それが10年間にわたって検査を提供することになるわけで、まあ、機密を守りますなんていうことはちょっと書いてはありますけれどもね、やっぱりさまざまなそういったことに対する個人情報の問題、いろいろ取り沙汰されております。

共産党の県議団は、例えば、先ほど言いました個人情報の関係、それから法的な問題がきち

んとされていない、あるいはお医者さんの関係からは、やっぱりヘルシンキのこの宣言に抵触する可能性も非常にあるのではないかという問題もありまして、やっぱりこの整備が整うまでは凍結すべきだという立場での申し入れも行われております。

ですから、ちょっとね、普通のことだったら、お医者さんを確保して来てほしいとか、そういう分類だったら、まあ、いろいろあるんでしょうけれども、事このメガバンクコホートについては非常に慎重に考えなければならぬと思っておりますので、まずとりわけ、七ヶ浜町のほうや岩沼の市長さんも、子どもたちにアンケート調査をして求めたところもあるようですが、非常に問題を持っておるようです。そういったことを十分に精査してやるべきですし、結局、塩竈市は会場を貸しますよということになりますと、そういった今前段で申し上げたことが、一体誰が責任持つんだと、市民のそういった情報についてということも出てきますので、十分に十分なことを重ねて対応してほしいということもまず述べておきます。その点で何かあればお伺いします。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 先ほどのご答弁の繰り返しになるかもしれませんが、なぜこういった東北メディカル・メガバンク機構を設立したかということについては、おおむね6つの事業を柱にということであります。

ただ、残念ながら、我々極めて乏しい医療知識の中で、今、議員のほうからご質問いただいたことに、私も明確にお答えするだけの知識はございません。それは、答弁の中でも申し上げたとおりであります。当然、その医業界といいますが、こういうことに取り組む方々の中で、さまざまな議論が重ねられて今日に至ったのではないかと推察を申し上げるしかないわけではありますが、さまざまな取り組みの状況については、先ほど来、隣の七ヶ浜町なり多賀城市として既に健診の中で取り組んでおられますので、そういったものを本市でも十二分に調査をさせていただきながら、地域住民の皆様方に一定程度しっかりとご説明できるような努力を行政としてもいたしてまいります。

議長（嶺岸淳一君） 曾我ミヨ君。

18番（曾我ミヨ君） よろしくお願いたします。

2つ目の質問についてお伺いします。

漁船の関係については、国のほうも対応をとられるということで、ぜひこれを活用して漁船が入港できるように対応するということがわかりました。

それから、もう一つは、私、市内の水産加工業者の関係も非常に述べたわけですが、これの方々に対しても、結局は政治が招いた円安ですので、やっぱり声を上げるべきではないかというふうに考えますが、そういった考えがあるのかどうかお伺いします。

議長（嶺岸淳一君） 小山産業環境部長。

産業環境部長（小山浩幸君） ご質問いただきました、国が招いたということでございます。アベノミクス、ご存じのとおり、大胆な金融緩和ですとか機動的な財政政策、あるいは成長戦略ということで、1本目、2本目の矢が放たれたところだということではございまして。

当面、金融緩和による円安傾向で原材料の輸入価格が上がるということで、コストプッシュのインフレというような形に今なりつつあるのかなとは思いますが、一方では、もう少し輸出企業とかですね、利益が出るような時期が出てくれば、需要が引っ張ってくるような意味での物価上昇が出てくれば、いい傾向での物価上昇というものが始まってくるということを待っているというような状況かというふうに私どもも捉えておるところではございます。ただ、そう言いましても、99%を占めると言われる中小企業の方々、特に塩竈の水産加工の方々が大変な窮状にあるということは、私どももお話をつぶさに伺っておるところでございます。

そういった中で、せんだって、佐藤光樹県議のもとで、県の経済商工観光部長の犬飼部長さんなんかもお招きいたしまして、そういった窮状を聞いていただきました。そういった中で、何とか県を通じて国のほうにも、こういったはざまの状況ではあるのかもしれませんが、まずはこの場をつないでいただくようなことをしていただきたいというようなことをしっかりお伝えさせていただいているようなところでございます。

今までのところ、直接的な要望ということにはちょっと至らないかもしれませんが、当面は、犬飼部長さんなどからは、消費税が上がることについて、価格転嫁はできないんじゃないかというようなこと等々も問題として出されたわけですが、ご存じのとおり、消費税の特措法ということで、小売店にきちっと増税分を販売価格に反映させるような義務づけのような法案等も通っているというようなことでもございますので、そういったことも含めて国のほうにきちっとお伝えしていきたいというようなことを、そういったときのお話でもいただいております。そういったことを含めて、私どもも何とかそういったことを続けていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（嶺岸淳一君） 曾我ミヨ君。

18番（曾我ミヨ君） ぜひよろしくお願いします。

この円安だけでなく、今構造的に、同じこの練り関係でも塩竈みたいに中小零細のところじゃなくて、大きい企業があって、そのところはもう値下げ競争だということもあります。それともう一つ、構造的には、大型店のほうでは地元の製品を入れるというよりも、プライベートブランドといって自社で物をつくって陳列に並べるということが相当今伸びてきていて、中小零細業者はもうやっていけなくなるという状況に追い込まれているという面、これは構造的な面だとも言われておりますけれども、ぜひですね、もう今でもあの震災で塩竈の事業所がどれだけ減ったかという、五百何事業所が減ったということが県の統計で、今私手元に持っていますけれども、もうこれ以上企業を潰すわけにはいかないというふうに非常に思うわけです。

そういう点で、そういったこともつぶさにお話も聞く、実態も聞きながら、時期を見てやっぱりきちんと県とも連携をとりながら、意見を上げるべきことは上げてほしいし、もう一つ、やっぱり市長においては、塩竈市の第5次長期総合計画の中で、今度は産業振興が重点だというふうに旗を掲げているわけですから、そういう点でぜひ積極的な、こうって苦しんでいる状況に対して何ができるか、そういったことも含めてぜひ検討していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 先日、衆議院の東日本大震災復興特別委員会の議員の皆様、約10名でありました、自由民主党、民主党、曾我さんのほうの高橋千鶴子議員もたしか足を運ばれて、お話を聞いていただいたかと思いますが、その際に、商工会議所の水産部会長の水野さんから、水産業が置かれている、あるいは水産加工業界が置かれている厳しい状況について約10分ぐらいお話をいただきました。

私からも、本市の基幹産業が大変厳しい環境であります。震災復旧・復興はそれとして、やはり一方では地場産業が回復しないと、なかなか震災復旧・復興を実感できるような状況にはないということを申し上げさせていただきました。帰りました後に、議員の皆様方が取りまとめられた資料を頂戴をいたしております。

今後も、さまざまな機会に我々のほうから足を運んで、そういった状況をご説明させていただきながら、やっぱり1市1町という単位でこういったことに対応していくというのはどう

しても限界がございます。そういったところを国なり県という大きな立場で取り組んでいただけますように、なお努力をいたしてまいります。

議長（嶺岸淳一君） 曾我ミヨ君。

18番（曾我ミヨ君） よろしくお願ひいたします。

第3点のあの浦戸の振興、物揚げ場ということですね。まあ、物揚げ場も防波堤も知らないのかと言われそうですが、まずその物揚げ場については安全な作業ができるように、今言われたことを地元の方々とよく話をさせていただいて、整備できるようにお願いしたいというふうに思います。

それから、寒風沢では、ある民宿の方が今度の再建をしましたが、1メートル近く上げたんですね、1,000万円ぐらいかかったと。ところが、その後ろのほうは、とてもそういったお金をかけてまで宅地を上げられないという状況があります。

それから、石浜のほうもこの間、県のほうがあそこは担当ですが、石浜のちょうど船着き場のところに並んで家が四、五軒あるんですが、あそこに来てお話をされて、ここで60センチ上げなければならないことになるけれども、大体60センチって、詳細な話ではなかったようですね、訪ねられて3人ぐらい来て、よく計画が見えないのだけれども、とても四、五十年たっている家を上げるとなると大変なことだということで、下水から何かいろいろと震災で、水道管も壊れたりなんかして、何百万かかった、何かかかったと言っているんですが、やっぱりこれから浦戸の関係のさまざまな浜々ごとの復旧・復興が始まると思うのですが、その点で、あそこは県だからということに、まあ、していないというふうに私は思っておりますけれども、さまざまな問題が出てきているということを知ってまいりました。ぜひそういった点を今後とも、野々島は了解いたしました、それぞれの浜ごとの問題をよく聞いて対応されるようお願いしたいと。

それから、復興事業にかかわって、やっぱり防潮堤の計画に対してもうそんなに、4.3メートルは要らないよということは今でも強くあります。行って言われました。野々島から見ますと石浜のほうが見えて、朝起き、夕起き、「ああ、お父ちゃん帰ってきた」「ああ、安全に帰ってきたな」とか見えて、それが自分たちの生活だと、生活のなりわいになっていると。それがもう4.3メートルになりますと、どの辺までと聞きましたら、あそここのところに排水処理場の建物がございますが、軒下までの高さになるんだと。「そうしたらかえって。俺たちは津波来れば、逃げるということをもう重々わかって、今の復旧された高さでもう十分

だ」というふうな声があります。

だから、一律に何を、この間、天下みゆきさんと振興事務所に行って、計画がさっぱり見えないので聞きに行きましたら、まあ、いろいろ、東京湾のどうか、浦戸の太平洋に面しているところはどうだとかと、何を守るかだという基準で4.3メートルにしたということは、それはそれなのかもしれませんが、しかし浜の人たちは、なりわいがやっぱり重点でなければならぬだろうと私は思います。それで、「曾我さん」って、「俺たちね、波の状況を見て高台に逃げるんだから、見えなかったらかえって危ないし、怖いんだ」という話もされております。

県の振興事務所では、今そういった基本の基本をベースにしながら、それぞれの港々の防潮堤の高さを、ここはこのぐらいの厚さに、ここはこのぐらい下がってこうだとかという設計を組んでいくということは伺いましたけれども、ぜひですね、私は今からだったら、いろいろな住民の意見を聞いて取り組むことだから、やっぱりそれは県任せは、県は桂島ですけども、ぜひ塩竈市としても、4.3メートルだからというような説明でくくらないで、なりわいが成り立つような浜づくりをぜひすべきだと思いますので、その点についてどう考えているのかお伺いします。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 今のご質問をお伺いしながら、やっぱり改めて震災の記憶というのは風化していくのかなということをしみじみ感じておりました。

塩竈の湾内については、当初は4メートル30でありました。それらについては、余裕高の1メートルを下げ、3メートル30という高さに確かにいたしました。それで、その際にも何人かの議員の方から、もっと高くすべきじゃないのかというご意見を頂戴いたしました。「市長、低いよ」というお話を、何人かの議員からご質問いただきました。

それらについては、いわゆる今回の津波防災計画のレベル1、レベル2ということについてご説明をさせていただきました。レベル1については百数十年に1回、レベル2は例えば、今次のような500年とか1000年というような津波についてということではありますが、レベル2は守れないと。しかしながら、宮城県については、レベル1については構造物でしっかり守りましょうということを再三再四申し合わせてきたわけでありまして。

それで、塩釜湾については、そういった高さの帰着のするところが3メートル30であります。これでも高いです。恐らくこれから先、防潮堤が湾岸沿いに完成してきますと、かなりの

方々から、こんなに高いのかというご批判をいただくとお思います。しかしながら、じゃ人の命を守らなくていいのかということでもあります。残念ながら今回も、大勢の方々のとうとい命を亡くしてきているわけでもあります。

まして、浦戸については、市内の被害と次元が違う状況であったということについては、再三再四ご承知もさせていただいております。でありますから、浦戸の方々の島民の命を守るということで、我々は今回、4メートル30の高さをご提示させていただいているわけでもあります。これをもし引き下げして、それを越えることによって人の命が亡くなったとしたときにどうするのかということも当然考えなければならぬことではないのかなと。

したがいまして、それは恐らく100人の市民の方々に聞きますれば、それぞれ高さは言われるとお思います。しかしながら、我々は少なくとも百数十年に1回の津波に、責任を持って構造物で守るといふ大きな目標をお話しをさせていただいておりますので、ぜひそのことについてはご理解を賜りますように、なお私としても努力をいたしてまいりたいとお考えております。よろしくお願ひいたします。

議長（嶺岸淳一君） 曾我ミヨ君。

18番（曾我ミヨ君） 命を守るためだというふうに言いますけれども、おりの中でずっといるわけではないのでね、やっぱり海と暮らし、海と生活していくわけですから、その辺の問題点が、この県の計画で沿岸部にずっとあるわけですから、多分、野々島だけではなくて、さまざまな問題が出てくるお思います。それが、曾我ミヨがそう言うんだというんじゃないで、漁村で暮らす人たちの、やっぱり危険との隣り合わせでいる人たちですから、そういった点では、理解を求めていくのは市長の立場でしょうけれども、まずその計画やコンクリート打ちが始まる前に、まだ時間あるわけですから十分説明と意見を聞いて、精査をして進めていただくように、きょうはお願いしておきたいお思います。

そのことについて、あればお答えいたします。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） ですから、それぞれ100人に聞けば高さは違うわけありますが、誰が責任を持ってそういったものをつくっていくのかということでもあります。少なくとも、市長という責任ある立場で、百数十年に1回の津波については、こういった防潮堤で人の命も財産も守りますよということをお言い続けているわけでもありますよね。では、下げたときに、誰がそのことについて保証してくれますかということについては、非常に複雑で難しい問題が

発生することになります。

宮城県におきましては、既に宮城県内の海岸道を何十区画かに分割して、それぞれの高さというものを決めているわけであります。気仙沼のほうでも、南のほうでも、そういったお話があるということは重々お伺いをいたしております。しかしながら、県としては、少なくとも海岸保全施設の管理者として責任を持ってこういった行政に取り組んでいく上では、基本的には提示をした高さは変えないというような方針であるようでありますが、なお私も住民の方々と誠意を持って話を続けさせていただきます。

議長（嶺岸淳一君） 曾我ミヨ君。

18番（曾我ミヨ君） 時間がありません。

子どもたちの学習の関係、学習支援の関係は、先ほど教育長が言われた取り組みについて、もう少し学びながら、引き続きいろいろ提案をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

それから、住宅再建については、私、新聞とかいろいろなことで、多賀城市から7市町の実施状況を精査してみました。それで、県から来た交付金と、それから独自支援で、多賀城市では独自支援で2億円、気仙沼市でも独自支援で2億円、東松島市では独自支援で22億円ぐらいの予算などあるようですが、いずれ今度の国から来た津波被害地域の使えといった予算と、今まである残りの予算も使って、それらも含めての地震被害の住宅への支援も行っているようであります。15市町村に来たとすれば、実際に拡大されて取り組んでいるのは7市町村かなというふうに、新聞のやつで見ますとそのぐらいですが、ぜひ、先ほど市長も言いましたように今後検討するということでしたので、その辺で了解しておきますが、いずれ他の市町村も含めて検討されるよう、重ねてお願いして質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（嶺岸淳一君） 以上で、曾我ミヨ君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後3時00分 休憩

午後3時15分 再開

議長（嶺岸淳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

8 番西村勝男君。

8 番（西村勝男君）（登壇） 自由民主の会の西村勝男です。

質問の機会を与您いただきました同僚議員初め、皆様に感謝申し上げます。

初めに、震災より2年3カ月が過ぎ、足元の景況感は総じて好転気味で、道筋にも少し明るさが出てきていると思われまゝ。私どもは復旧・復興の真ただ中であつて、市長を先頭に、職員の方々の幾重にもわたるタフな復興支援交渉と、その執行には頭の下がる思ひです。

前期5年間、2015年までを復旧・復興の集中期として、今年度は伊保石、錦町の災害公営住宅の完成、入居が始まります。来年度には、危機の「機」をチャンスと捉え、覚悟とお聞きした海岸通市街地再開発が始まります。

加えて、2015年前後には、まちの景気のよしあしに直接・間接的にかかわる変化が予測されます消費税の増税、復興集中期の終了、仙石線の全線開通、東北新幹線の函館までの延伸、また実現すれば東北の産業構造と国際化に大きな影響を与える I L C、インターナショナルリニアコライダーの岩手・北上山地への誘致などが挙げられます。重ねて、身近なところで、I T、コンピューター関連の技術、また I C T、コンピューター技術の活用が進化し、特にビッグデータ化は加速度的に、そして広域的に広まっています。

前期15年までのこれからの2年間は、後期2020年までのまちの成長、発展を見据えた最も大事な2年間となります。戦略と手段、そして実行計画をつくることが望まれ、第5次長期総合計画と連動していく柔軟性を持つことが、復旧・復興・再生・発展への確信であると言えます。

以上の点を踏まえ、通告に従い質問を行います。

東日本大震災の年に選ばれた市長と我々議員は、同じクルーとしてスタートしました。そして、震災復興計画基本理念として「長い間住みなれた土地で、安心した生活をいつまでも送れるように」、そして5つの分野の基本方針と16の基本計画、36項目の課題と方向性が策定されました。大震災より2年3カ月がたち、その成果と検証についてお伺いします。

次に、復興計画の前期5年、2015年度までに復興予算の大半が終了します。今後の2年余りの事業計画が、後期5年に向けての礎を築くことになると思ひます。今後の復興のスピードアップと市の成長戦略の道筋についてお伺いします。

次に、内部情報システムの公開についてお伺いします。

今回、現行システムの老朽化や契約が全て満了するとのことで、現行システム及び既存機器

類の全面入れかえが必要、そして現OSの入れかえは必須条件と説明されましたが、自治体クラウド導入を考えているのか、お伺いします。

昨年より、塩竈市の公式ホームページもサーバーのクラウド化が行われています。震災当時、被災地では住民情報を保管していた市町村庁舎のサーバーが被災し、長く業務に支障を来しました。自治体クラウドを利用していれば仮庁舎で迅速に業務が可能になるため、震災後は被災地はもとより、被災地以外でも導入が進んでいます。また、被災地での導入をする場合、国、総務省が費用を全額負担するということです。

以上のことを踏まえて、お考えをお聞かせください。

次に、災害公営住宅についてお伺いします。

今年度内に、伊保石、錦町地区に災害公営住宅が完成、入居が始まります。仮設・みなし仮設住宅にお住まいの被災者の方々にとって待ちに待った完成です。行政の担当の方々もアンケートをとられ、十分納得される形で入居に向けて進められていることと思います。

そこで、災害公営住宅への入居募集方法、条件など、どのような制度になっているのかお伺いします。

2番目に、住宅対策と商業振興策という点でお伺いします。

これは、住宅対策による商業への影響についてということですが。市の統計で、塩竈市の年間小売販売額は450億円に上ります。人口5万6,000人、1人当たり80万円が消費額となっています。

災害公営住宅が、伊保石に35戸、錦町に40戸、北浜に60戸が決定され、清水沢に200戸が予定されています。北浜地区以外の戸数が275戸となり、1世帯平均2.5人になっている人数の中で688名の住民となります。これに消費金額80万円を掛けますと5億5,000万円となり、今後、中心市街地より、住民で700名余り、販売額で5億5,000万円が消えていってしまいます。まず10年で55億円です。まちのにぎわいを含め、商業者に与える影響は甚大です。これについて、市の考えと対応をお聞かせください。

次に、防災計画の見直しについてお伺いします。

災害時の車両での避難について、5月29日に開催された塩竈市防災会議でも取り上げられていましたが、東日本大震災では車での避難で、沿岸部から高台へ逃げる間で大渋滞が発生しました。また、昨年12月7日、地震と大津波警報でも同様に大渋滞が発生しました。避難は原則徒歩としていますが、近くに高台がない場合や生活弱者である要援護者・高齢者がい

る家庭の車の利用など、課題と検証、対応策についてお伺いします。

次に、中心市街地に防災公園化整備事業という点でお伺いします。

現在、清水沢公園防災公園化整備事業が決定され、避難場所に指定されている清水沢公園に備蓄倉庫やマンホールトイレ等、また防災機器を向上させ避難者の安全確保に役立てるということでした。中心市街地にも必要ではないかと思い、提案いたします。

その場所は、「奥鹽地名集」で私自身初めて名前がわかりました、まちの中心にある3つの山です。その一つです、東園寺山、袈ヶ崎稻荷神社がある雷神山、そして尾島町にある大森山、信用金庫の裏です。この大森山に防災公園化整備事業ができないか、お伺いします。

最後に、避難路・通学路や遊歩道の立体的な整備拡充をという点でお伺いします。

今回、復旧・復興、防災機能強化のため、県の事業として防潮堤が建設されます。塩竈市の文化的でコンパクトな地勢力を生かすため、また安心・安全、健康のために、防潮堤とともにウォーキングロードの整備をしてはいただけないか。具体的には、県で貞山運河再生復興ビジョンが策定され、鎮魂と希望のエリアとして貞山運河沿い49キロにわたる桜並木が整備されることになり、恐らく遊歩道も整備されることと思います。そこで、貞山運河御舟入堀エリアから、国際拠点港湾となった塩釜港、海の玄関口マリゲート、港奥部の緑地公園、そして北浜土地区画整理事業でできる親水地域、曲木神社周辺、東洋一と称され50年の節目に建設される新魚市場までを結ぶウォーターフロントロードであります。そして、観光特区と絡めての市街地への引き込み、また塩竈神社との周遊ロードであります。復興・復旧を絡めた複合立体的な整備ができないか、お伺いします。

以上、4点8項目にわたり、1回目の質問、要望とさせていただきました。

佐藤市長初め、当局の前向きな答弁をよろしく願います。

ご清聴ありがとうございました。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） 西村議員から、大きくは4点についてご質問いただきました。

初めに、長期総合計画、震災復興計画についての進捗はどの程度であるかというようなご質問でありました。

ご案内のとおり、長期総合計画であります。平成23年度からスタートいたしております。今年で3年目であります。先ほどご紹介いただきましたようなさまざまな主要課題を標榜し、取り組みを始める予定でありましたが、その矢先の3月11日の東日本大震災でありました。

私どもも、当初掲げた長期総合計画にかなりのおくれが出るのではということ懸念をいたしておりましたが、ご案内のとおり、長期総合計画と震災復旧・復興計画というものの事業種別が、国のほうで分けていただきました。特に、震災復旧・復興事業につきましては、ほぼ100%近い補助ということで国のほうの特段のご高配をいただきましたおかげをもちまして、本市の第5次長期総合計画につきましても、現時点ではほぼ計画どおりの進捗状況になっているものというふうに考えておりますし、つい先日、長期総合計画の評価委員会を開催をいただきました。多くの委員の皆様方からさまざまなご意見をいただきましたが、総じて高い評価をいただけたものと考えております。

また、震災復旧・復興計画であります。今まで住みなれた場所で、ぜひ引き続き頑張っていたきたいという大変厳しいお願いをさせていただきましたが、総じて市民の皆様方、本当に全ての方々が復旧・復興に向けて大変真摯な取り組みをいただいております。心から感謝を申し上げます。

本年2月時点におきます本市の震災復旧・復興関連事業の進捗状況の一部を挙げさせていただきますと、例えば、道路や漁港などの公共施設の復旧事業であります約33%であります。また、災害公営住宅の整備など復興事業につきましては約27%、災害廃棄物処理など災害関連事業につきましてはほぼ60%となっており、全体では32%の進捗状況であります。前期5カ年間を集中期間ということで取り組みをいたしておりますが、ほぼ前期集中期間の進捗状況に合致するそれぞれの復旧状況、復興状況ではないかと考えているところであります。

次に、内部情報システム更新についてご質問いただきました。

まず、自治体クラウド導入の取り組みについてであります。

議員のほうからもご紹介いただきましたが、自治体クラウドであります。市の庁舎などは別の施設に設置されたサーバーと呼ばれる大型コンピューターを、インターネットあるいは高速な専用回線を通して市役所に接続して職員が使用するコンピューターの利用形態を言うものだと理解をいたしております。

この自治体クラウドにつきましては、従来の塩竈市役所の庁舎にサーバーを設置して利用する形態と比べまして、さまざまな長所や短所、課題がございます。長所といたしましては、サーバーが市役所とは異なる場所に設置をされておりますので、例えば、今次のような自然災害などで市役所の業務が継続できなくなった場合でも、保存されている情報は守られ、別の施設に臨時の市役所を設けて早期に業務を再開することが可能となります。さらに、他の

自治体と共同で導入いたします場合は、導入する際の初期費用の削減が図られることも考えられます。一方、短所といたしましては、通信回線に障害等が発生した場合には、一部市役所の業務が停止するという事態も想定されるところであります。

本市では、震災前から住民情報システムの更新を進めておりまして、平成24年4月には住民情報システムの全面更改を行ったところであります。この中で、各種データを常に遠隔地に保存しておくバックアップ機能の仕組みを導入し、市役所が被災した場合でも別の場所で早期に業務を再開できる、いわば、いわばクラウドと同様のシステム構築を行い、万一の災害に既に備えさせていただいているところでございます。

次に、災害公営住宅の入居募集方法についてのご質問でありました。

入居募集の方法についてであります。災害公営住宅を建設する県内の19の自治体に入居募集の取り組みについて調査を実施いたしますとともに、既に入居募集を始めている仙台市や石巻市、山元町に具体的な入居方法の聞き取り調査を行い、情報収集に努めております。それによりますと、どの自治体も障がい者やご高齢者、子育て世代に配慮した優先入居などを検討、実施をされております。

このことを踏まえ、今月中に浦戸を除く本土の災害公営住宅についての入居仮申込書を、対象900世帯と考えておりますが、その皆様に郵送させていただきます。今回の仮申し込みは、希望する災害公営住宅、間取りに加え、世帯の詳細な構成について、例えばであります、障がいのある方の有無、ご高齢者などをご記入いただき、入居に当たり配慮すべき事項の把握に努めてまいります。

なお、個人情報扱うことから情報の管理には最新の留意を払い、万全の体制で取り組みますとともに、入居仮申し込みにつきましては、7月の広報紙やホームページで広く周知を図ってまいります。

また、庁内に入居制度検討委員会を設置し、入居仮申し込みの調査結果をもとに募集の方法、制度を早急に構築をいたしてまいります。

次に、災害公営住宅についてであります。住宅対策と商業振興策についてというご質問でありました。

本市は、コンパクトシティーのモデル的な地域として、例えばしおナビ100円バス、NEWしおナビ100円バスを初めとする民間のバス、タクシー事業者などとさまざまな交通機関の連携を図りながら、市内のどこからでも十数分程度で中心市街地に至る15分交通圏構想を掲げ

事業を展開をいたしておりますので、災害公営住宅に入居いただきます方々も、入居後も容易に市内中心部まで買い物に足を運んでいただけるものと期待をいたしているところであります。

議員のほうからは、総額でいけば5億5,000万円、10年で55億円ぐらいというご心配をいただきました。ぜひ、そういった心配を払拭できるようなさまざまな取り組みを深めてまいりたいと思っております。例えばであります、中心市街地の商業復興策といたしましては、海岸通1番2番地区市街地再開発事業を準備組合の皆様と一体となって進めているところであります。こういった地域に、購買人口の減少にならないようなさまざまな店舗が立地いたしますよう、なお一層努力をいたしてまいりたいと考えております。

次に、防災計画の見直しについてご質問いただきました。

具体的には、災害時の車両による避難についてのご質問でありました。

本市では、東日本大震災で、発災直後は市内各所が渋滞し、特に避難所付近では相当の混雑をしたとの報告を受けております。自動車による避難につきましては、現在の地域防災計画では原則禁止といたしており、防災研修会や防災訓練、市広報等で繰り返し周知を図ってまいりましたが、その後に津波警報が発表されました平成24年12月7日にも、議員のほうからもお話をいただきましたが、市内で大きな渋滞が発生をいたしました。自動車による避難が渋滞を発生し、例えば消防車両、救急車両等の妨げとなり、二次災害や三次被害発生の原因ともなりますことから、国で行っておる東日本大震災の検証作業でも、要援護者や避難困難区域など自動車避難の有効性は認めつつも、原則禁止といたしております。

現在、防災会議では、自動車による避難につきましては、原則やはり徒歩による避難の徹底を基本としながら、災害時要援護者を対象とした自動車避難のあり方について、今後ご審議をいただくことといたしております。

次に、中心市街地に防災公園化整備事業を取り組まれないというご要望でありました。

ご提案の趣旨は、尾島町の大森山の高台に、このような避難防災公園を整備してはというご質問でありました。

我々のほうでも、こういった場所につきまして、検討いたしました経過がございましたが、安定していない斜面が一つの課題であります。あるいは、民地の所有関係が大分複雑な状況になっているという情報もお寄せいただいたところであります。今後、これらの問題がご提案の趣旨に沿って解決できるかといったようなことを見きわめてまいりたいと考えているところ

であります。

なお、尾島地区につきましては、今議員のほうからもお話をいただきました、例えば、祓ヶ崎稲荷神社でありますとかイオンショッピングセンターといったような建物を一時津波避難ビルや避難場所として指定をさせていただいているところでありますので、あわせてそういった施設の利活用も賜れば大変幸いかと考えております。また、マリングート周辺では、現在、避難デッキ整備を計画させていただいております。これらの施設も多面的にご活用いただければ、大変幸いであります。

次に、宮城県が策定をいたしました津波避難のための施設整備指針に基づきまして、議員のほうからは、貞山運河、マリングート、北浜、その他の地域を経由して新魚市場までの、いわゆるウォーターフロントを連結するような湾岸道路を整備されてはどうかというご質問がありました。

本市におきましては、先ほどご説明をさせていただきましたとおり、マリングート周辺で避難デッキを整備しようということで駅とマリングートを連絡する道路を提案をいたしました。ただ、復興庁のほうでは、残念ながらこれらの連続する施設ということについては、なかなか予算が大変であると。規模を縮小するよというということで、結果といたしまして300メートルの範囲に規模を縮小させていただいたところであります。したがって、かなり十数キロにわたる施設整備ということになるものと思われませんが、こういった施設整備には相当多額の費用が伴うことになるものと思われま。復興交付金事業の基幹事業としては、なかなか取り組みが困難ではないかなと思っております。

なお、その他、ご要望の趣旨に合ったような事業制度があるかどうかについては、今後、我々のほうでも勉強させていただきたいというふうに考えているところであります。よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（嶺岸淳一君） 西村勝男君。

8番（西村勝男君） いろいろご説明、ありがとうございました。

1番の震災復興計画、震災より2年3カ月、成果と検証ということでお伺いしました。今回は、いろいろ交付金や補助金が活用され、復興が進まれると思います。今回の結果が出てからのチェックではなく、事業が進む中で、経過、結果を半期ごとに報告していただくような仕組みもそろそろ考えてはいかかなと思っております。行政としても、ガバナンス決定さ

れた方策をいかに実行しているか、なかなか即説明はしていただけないものですから、半年なり1年なりの中で、運営状況をいかに管理監督するかやリスクの管理体制の整備についてちょっとお伺いしたいと思います、よろしくお願いします。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 例えば、今取り組んでおります震災復旧・復興事業について、きめ細かな進捗状況について、適宜報告をされたいというご質問でありました。

先ほど、実は私も進捗状況という形で、それぞれ33%でありますとか27%という数字をご説明をさせていただきました。ただ、県におきましても、同様な取り組みをした際に、例えば発注をしながら実際は何も手をつけず放置されている現場もある、あるいはかなり完成に近い形で整備を進められておるものもあると。そういったものが一くくりで進捗率という形で報告することについては不親切ではないかというようなご指摘があったやにお伺いをいたしております。

私どもも、今後は単なる進捗率ということではなくて、その中で着手されている着手率、あるいは中には80%、90%進捗しているものもございますので、「完成率」という表現が妥当かどうかは別にいたしまして、そういった具体的な指標を用いまして、市民の皆様方にわかりやすく公表できますように改めて取り組みをさせていただきたいと考えているところでございます。

ご要望の趣旨につきましては、重々取り組みをさせていただきたいと考えております。

議長（嶺岸淳一君） 西村勝男君。

8番（西村勝男君） どうぞよろしくお願いします。

（1）の2番目で、復興のスピードアップと成長戦略という部分はなかなかお答えいただかなかったわけですけれども、国のトップも、達成すべき指標といいますか、メニューを定めて明確に行動しております。市政のトップの市長の発言が、まちの方向性を決めます。市長も私どもも、あと2年余りという任期の中で何をなし遂げるのか。例えば、この任期中には魚市場の一元化をすとか、例えば目標をきちっと政策決定をされたほうがわかりやすいのではないかと。次の任期のときはここまでやるとかという部分、まあ、総合的にまちの発展のためにはいろいろやられると思うんですけれども、1点、例えばそういう目標値を定めながら進むということもあり得ると思うんですが、その辺につきましてお答えをいただきたいと思います、どうぞよろしくお願いします。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 本市が現在取り組んでおります第5次長期総合計画の中には、それぞれの個々の事業ごとに具体的な目標を定めさせていただいております。なおかつ、それらについては3年単位での実施計画というのを策定をさせていただき、議員の皆様方にも、実施計画につきましては毎年度、内容を改定しながらお配りをさせていただいているところであります。

なお、若干PRになりますが、本市の長期総合計画の中では、市民の皆様ができることという内容を入れさせていただいております。行政が取り組むことは当然であります、市民の皆様方にもこういったところについてご協力をいただきたいというようなことについて、改めて触れさせていただいております。同様に、災害復旧・復興推進計画につきましても、そのような観点、視点から作成をさせていただいているところでありますので、なお市民の皆様方にさまざまな情報を、適宜しっかりと整理した形で発信をさせていただいてまいります。よろしく願いいたします。

議長（嶺岸淳一君） 西村勝男君。

8番（西村勝男君） ありがとうございます。

次に、自治体クラウドについてお伺いします。

現在、管理システムの委託料が、1社ですが、6億3,000万円ほど委託されております。物品購入を含めて管理システムを担う上でそれだけの経費がかかるというのはわかりませんが、そのほかに今回更新する上で4億円から5億円というお金がかかる聞いております。

この行政クラウドの場合は、住民サービスの向上、費用の削減、法制度の改革への効率的な対応、今回ナンバー制度が導入され、またシステムがいろいろ変わるということで、マイナンバー法が成立しました。法制度の運用に当たっては、内閣官房や総務省、厚生労働省、国税庁などのシステムがつながり、約1,800の自治体、全ての自治体がこのクラウドによってつながるということになっております。ですから、この法制度の改革への効率的な対応という部分でも、自治体クラウドは必要でないかと思っております。

また、職員の負担軽減、業務の継続性の確立、情報セキュリティの向上、システムのバージョンアップの確保、だからバージョンアップするたびにまたお金がかかるということが結構あるものですから、そういう部分も含めて軽減されるということで、ある地域では20%、30%、50%ぐらい、そのシステムの維持管理費用が安くなっているという現状もあります。

その辺につきまして、どうぞお考えをお示してください。

議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

市民総務部財政課長（荒井敏明君） 自治体クラウドについてのご質問をいただきました。

今、お話しありましたように、クラウドというのは、ほかのところにサーバーを置きまして、非常に安全性を保つという効果がありますとともに、共同で行えば、当然ながら共通仕様のもとでのいわゆるシステムの稼働利用というお話になりますので、当然コストが下がるという状況になります。

ご質問にまずありました、今回の内部情報システムというところでのクラウド化というお話のご質問だったと思うんですが、実は内部情報システムというのが、これがクラウド化が非常に難しいお話になりまして、ご質問にありましたところは、恐らく住民基本台帳でありますとか、あるいは税、今回のようなマイナンバー制度にかかわります、いわゆる住民情報関係というふうな内容のクラウド化というようなお話かというふうに受けとめさせていただいております。

現在の県内の状況をちょっとご説明申し上げますれば、いわゆる電子自治体推進協議会という県内の自治体に参加している協議会がございます。この中で、クラウドの専門部会というのがありまして、県内の全自治体がそこで参加しているという状況にあります。今現在、24年度からこの辺の本格的な検討を始めているという状況でありますけれども、25年度の今の事業内容として、進捗の中身としましては、いかにその標準仕様をどのようにつくるかというところで今検討が進められていると。実は、この標準仕様が非常に難しいものでありまして、例えば各自治体がつながられる標準のパッケージはどういうふうにあるべきかというようなところの検討が今始まっていると。当然ながら、各自治体のシステムって、独自にまずスタートしているという現状がございますので、さまざまないわゆるオプション的なものがたくさんあります。これをいかに共通仕様化するかというのが、今課題として進められていると。

ただ、ご質問がありましたように、マイナンバー制でありますとか、そういった法的な準備という時間も大分迫ってきているというふうな事情もございますので、この辺の作業、県内の自治体と十分に連携を保つような、そういった協議は進めていかれるという状況にありますので、もう少し推移のほうを見守りをさせていただければというふうな状況でございます。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 西村勝男君。

8番（西村勝男君） どうぞ、国の施策の中で無償でといたしますか、総務省の管轄の中で補助金が出る事業、100%補助の出る事業でございますので、どうぞご検討をお願いします。

例えばの話ですが、岩手県で大槌町、野田村、普代村、合わせて2万人の町と村でございます。そこで補助金が、1つの町、2つの村で6億8,700万円ほど出ております。ですから、今回の4億円、5億円などという部分とは違う部分でも補助金が出るような可能性もありますので、うまく利用していただいて、市の事務処理のほうを活性化させることをお願いしたいと思います。

議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

市民総務部財政課長（荒井敏明君） 今、総務省の補助のお話でしたが、説明をさせていただきますれば、これは総務省の情報技術利活用事業補助金という内容であります。その中で、特に被災地域の情報化推進事業ということで、23年度の国の補正予算で生まれた、そういった補助事業になります。

実は、そのときに6項目ほどの補助の内容がございまして、自治体クラウド導入事業というメニューがございました。今、議員がおっしゃるように3分の1の補助で、裏には震災復旧特別交付税、つまり100%の国費で行えるという内容でありましたが、これは被災された自治体だということですが、まず条件だったんでございます。

ところが、これが24、25年度になりますと、この補助メニューが実は終了してなくなっているという状況がございまして、現在ではこの補助金が使えないという状況にございます。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 西村勝男君。

8番（西村勝男君） わかりました。

では、今回、ホームページがクラウド化されて利用されているということでしたが、他市町村ではフェイスブックにかわっているという部分もある事業をやっているところがあります。人口5万人の佐賀県の武雄市、年間200組ぐらい行政視察団が訪れております。フェイスブックの活用、ホームページの代替手段として市民の情報を気軽にといたしますか、多く入手され、それに応えていく手段だということです。かかる経費も少なく、初期費用で63万円、月額6万円の管理コストということで、ホームページも、まあ、今復旧・復興で大変忙しい中ですから、将来そういうことも考えていただきながら、市民の声を拾う手段としてご利用いた

できればと思いますが、その辺どうお考えでしょうか。

議長（嶺岸淳一君） 阿部政策課長。

市民総務部政策課長（阿部徳和君） 市のホームページは、昨年度、震災の経験を踏まえまして外部のほうに、クラウド化したサーバーのほうにホームページを設置をいたしました。そこには塩竈市のさまざまな情報が載っております、大規模な災害が起こったとき、本市の市内の電気がダウンした状態でも、自動的に切りかわって市民のほうに必要な情報を与えられるというような体制をとったものでございます。

今、西村議員がお話しいただきましたフェイスブックというものは、基本的にはSNSというふうに言われておりますソーシャル・ネットワーク・サービスの一環の一つでございます、基本的にはこれは個人それぞれが、一人一人が登録をして初めて使えるようなサービスになるということで、誰でもがどこでも使えるというふうな状況にはなかなかありませんが、私どものホームページもこのSNS、ソーシャル・ネットワーク・サービスとしてフェイスブック、それからツイッター、そういったところと連動するような裏側のシステムというのは持っております。

そういったことで、情報の発信とかそこについては、従前のホームページと比べましてかなり強化されたホームページというものが構築されておりますので、まずはご安心をいただきながら、具体的な指標を申し上げますと、震災前は1日に5,800件ぐらいのアクセスがあったものが、ホームページを改修した後は約6,800件ぐらいのアクセスということで、大分こちらのほうもふえてきております。ホームページの指標とされるアクセシビリティにおきまして、県内では一、二をというような評価のホームページになってきてございますので、そういったことをご承知おきいただければというふうに思います。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 西村勝男君。

8番（西村勝男君） ありがとうございます。

まず、ツイッターといいますか、約600の自治体などが利用しているということもあります。それも、その用途は、地域のPRや特産品の販売促進にも利用していると。つまり情報を流すだけではなくて、持っているものを販売につなげていくということもやっているようですので、その辺も考慮に入れながらこれから進んでいただければありがたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

次に、災害公営住宅について、入居状況について、市長のほうから、私の考えていること、

大分お話しいただきました。

そこで、入居に必要な、例えば保証人、そういうのがあるのかどうか。また、被災地の仮設で育まれていましたコミュニティーを考えての、例えば2世帯、5世帯をまとめて入居されるというようなことも考えられているのか、その辺ちょっとお伺いします。先ほど、高齢者、障がい者、母子家庭など、生活弱者の方々を最優先するということはわかりましたが、それ以外でこういう部分は考えられているのか、ちょっとお聞かせください。

議長（嶺岸淳一君） 鈴木建設部長。

建設部長（鈴木正彦君） お答えします。

仮設住宅でのコミュニティーの確保につきましては、今回の仮申し込みの中で、グループでの入居希望という調査も入っております。これを踏まえながら、入居の皆様のコミュニティーを支援したいと。あと、その結果を踏まえて検討いたしますので、それは考えております。

それから、保証人でしたっけ。（「ええ、そういうのもあるのかどうかということ」の声あり）それについては、ちょっと私も今、認識不足で何とも申し上げられませんので、後日あと回答します。済みません。

議長（嶺岸淳一君） 西村勝男君。

8番（西村勝男君） ありがとうございます。多くの方々が被災者として仮設住宅でお過ごしの中で、大変苦労されております。その辺の状況を加味しながら、入居に向けて頑張っていただきたいと思います。

また、住宅対策と商業振興策ということでお尋ねしました。

まちのにぎわいはなくなっています。はっきり700人、町なかの通行量調査の中で7,783人がポイントポイントで通行されていると。まず1割が少なくなっているということです。また、先ほどお話ししました5億5,000万円、年間の塩竈市の購買力といたしますか、その中で1.何%です。25年前、水産加工業、1,100億円かそのぐらいあったと思いますが、たった2%少なくなりました。それで25年たちまして、半分になりました。たかが少しとか、たかがこれだけというんじゃなくて、やはり今の時点から考えていただきながら対策を打っていただければ幸いと存じますので、その辺につきまして、どうぞお考えをお示してください。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤商工港湾課長。

産業環境部次長兼商工港湾課長（佐藤修一君） 昨年の11月の下旬になりますが、宮城県のほうで消費購買動向調査というのが実施されまして、このほどその報告書のほうがまとめられ

てございます。

塩竈市民の消費動向といたしまして、まず身近な食料品とか日用品、これらの最寄り品につきましては72.8%が市内で購入されているという状況でございます。また、購入頻度の低いもの、これは買い回り品、衣料品などでございますが、これについては約2割という動向でございました。

今後とも、商店街につきましては、主に最寄り品ということでは利用されることにはなるかと思いますが、震災後の状況も踏まえながら、商業の活性化について、緊急雇用促進事業も活用しながら今年度実施する予定にしておりますので、その成果も踏まえながら取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 西村勝男君。

8番（西村勝男君） どうぞよろしくお願いします。

参考にですが、利府で、大型店が専門店街として変化します。その倍の建物が、また建てられるという状況です。どうしても近隣の近くになりますと、あちらでもバスを出しますし、多賀城でも、そのバスによっての動向が違ってきます。その辺も含めて、どうぞ配慮をしていただきながら、商業振興策についてはよろしくをお願いします。

次に、防災計画の見直しについてということでお伺いします。

車両での避難ということでお伺いしました。この前、6月9日にも総合訓練がありまして、住民と学校の生徒方とも一緒に防災訓練をやらせていただきました。私も北浜から、住民の皆さんとともに二小まで行かせていただきました。毎年これはやられると思います。

ただ、車の避難の訓練はやれませんが、と申しましたら、亘理町ではあえて車で避難訓練を行っております。1,700世帯、1世帯2台ということで3,500台の車の移動ということで、訓練が今月9日、やられております。これは塩竈市ではなかなかできないものですが、質問の前に、一番最初に申しましたようにビッグデータ化、災害時のビッグデータ、携帯電話のGPS機能、あと車でのナビゲーションの機能の中に全てデータが残っているということであります。ですから、その時間、3月11日、お昼から夕方じゃなくて全ての時間帯が、人がどのように動いて車がどのように動いたかということが記録されていると聞いております。その辺も含めて、今後、塩竈市の車の移動なり人の移動について、その辺の研究をなされたほうがいいと思うんですが、その辺の考えについて聞かせてください。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

市民総務部長（佐藤雄一君） 車の避難ということで、これは県内でもいろいろ議論されまして、今お話がありました車で実際の避難訓練を亘理町のほうでもなさっている話は私も聞いてございますが、県の防災計画では、原則車で移動は禁止、徒歩による避難ということ为原则にしておりますので、私どもといたしましても、それらを踏まえて避難行動計画というふうなものを策定してまいりたいというふうに考えているところでございますが、なお、先ほど市長が申しあげましたように、災害時要援護者を対象といたしました自動車避難のあり方につきましては、十分防災管理の中で審議していきたいというふうに考えているところでございます。

なお、ご提案のございました車のナビ等のデータを活用した対応ということにつきましては、今ちょっとどうあるべきなのかは即答できませんが、参考とさせていただきたいというふうに考えてございます。ありがとうございました。

議長（嶺岸淳一君） 西村勝男君。

8番（西村勝男君） なかなか実際に車で避難ということ、難しいものですから、バーチャルで数字を追いながら、そういう部分での検討もさせていただければと思います。

次に、中心市街地に防災公園化整備事業ということでお伺いしました。とっぴなあれで、大変申しわけございませんでした。

尾島交番、あの辺、尾島町、新富町の方々が被災されて、三小まで30分かかったという話を聞きました。また、あそこはまだまだ未開発の部分があり、山に隣接する住宅に対して石が落ちてきたり、岩が落ちてきたり、今防御している部分も結構あります。あれをそのままにするんだったら、もしできればそういう防災計画の中で開発できないかということの提案でございます。

塩信さんの裏でも山が風化され、岩が崩れております。今後、大きな地震が来た場合、また尾島町に隣接する商店や飲食店にかかわる方々も大変な思いをされると思います。この機会に、やっぱり規制緩和の中でも何かかしらそういう防災機能を持った公園化ができないかということをお話を出させていただきましたが、もう一度、市長、これは難しいんでしょうか。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 直接、防災公園ということではないのかもしれませんが、過去にも境界立会でありますとか、あるいは一部土砂をとったところが崩れてきてというような不満不平が塩竈市にも寄せられた経過がございました。我々のほうでも、土地所有者という方を追跡

調査したことがあったんですが、残念ながら不明でありました。そういった土地に行政として果たしてどのように入っていったらいいかということで、先ほど、防災公園については現時点でのそういった難しさがありますよということをご説明をさせていただいたところでありまして、なおかつ、例えばイオンショッピングセンターでありますとか、塩信さんの屋上でありますとか、かわるべき場所があそこにもありますので、まずはそういったところをご活用いただけないかという意味で申し上げさせていただきましたが、このことについてもなお検討させていただきます。

議長（嶺岸淳一君） 西村勝男君。

8番（西村勝男君） 地域の安全の部分でも、どうぞひとつそうにご配慮のほど、よろしくをお願いします。

最後に、避難路・通学路や遊歩道の立体的な整備拡充をということでご質問させていただきました。貞山堀、御舟入堀のあの辺から大分開発が進みます。市長がよくお話しになります「足下に泉あり」、つまり地域の持っている財産をどう活用しながら、これからも市民に楽しんでいただける、防災だけではなく日常の生活の中で海に親しみ、散歩、遊歩道、このための歩道整備などを含めて考えられないかということで提案させていただきました。

つまりあと、塩竈市内、観光特区という部分での内部整理がされる中で、人が中に入っただけ、人が周りを歩いていただけるという状況の中で何かできないかと。恐らくは、北浜、開発の地域も含め、両側に津波避難タワーも設置されるのかもしれませんが、それも含めて、人が歩いて、日常の生活の中で親しみやすく、人が健康で歩けるような道路ということで、遊歩道ということでウオーターフロント道路ということでお伺いしました。できれば、今回の震災対応の中でできないかということで質問させていただきましたが、もう一度、済みませんが、お願いします。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 復興交付金を活用するためには、基幹40事業というのがあります。（「はい、わかります」の声あり）これとこれとこれですよというのがあるわけでありまして。

実は、先ほど来ご説明しておりますマリゲート周辺の避難デッキについても、初めは否定的な話でありました。ただ、その後さまざまな方々のご支援をいただきながら、避難路の一部であればということで最小限の延長を何とか認めていただいたというのが現実であります。したがって、今、議員のほうから提案いただきましたあの数キロ、あるいは十数キ

口にわたるようなものを復興交付金事業の基幹事業の中に入れるというのは、かなりというか、はっきり言えば困難だと思います。

でありますから、そういったものについては別な事業サイドでやるということを検討せざるを得ないと思いますが、当然、補助率が2分の1とかそういった取り組みになりますので、こういった震災復興の期間中に何を優先すべきかということをお我々は選択せざるを得ないと。限られた財源でありますので、一定程度は緊急性の高いものから優先的に取り組ませていただくという整理をせざるを得ないということをお先ほどご答弁を申し上げたところであります。よろしくお願ひいたします。

議長（嶺岸淳一君） 西村勝男君。

8番（西村勝男君） 今回の長期総合計画の中で、海と港と歴史を生かすまちづくりという最大のキーポイントの中で、これが生かせないかということで大変ご無理を言いましたが、質問をさせていただきます。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（嶺岸淳一君） 鈴木建設部長。

建設部長（鈴木正彦君） 済みません、先ほど答弁できなかった件について、今調べてご回答します。

復興住宅の入居に関して、保証人については、基本的には市営住宅と同様に1名必要と。ただし、いろいろな事情がある場合は個別に対応するということになっています。

それから、複数世帯での同居についても質問あったかと思うんですけども、基本的に被災時の状況が入居資格者、つまり全壊、大規模半壊、それから半壊で解体した方であれば可能であると。それ以外のケースは、状況を聞きながら個別に対応する方針ということになっているようです。

どうも済みません。（「どうもありがとうございます」の声あり）

議長（嶺岸淳一君） 以上で、西村勝男君の一般質問は終了いたしました。

2番小野幸男君。

2番（小野幸男君）（登壇） 平成25年度6月定例会におきまして、公明党を代表して質問をさせていただきます小野幸男です。

佐藤市長初め、当局の誠意あるご答弁をよろしくお願ひをいたします。

初めに、被災者支援について、2点お聞きいたします。

公明党宮城県本部では、東日本大震災からの復興の加速化を進めるため、5月に仮設住宅の入居の方を対象に、アンケート調査を県内全域で実施をいたしました。塩竈市の仮設住宅につきましても同様にアンケート調査を行い、入居者の方の声をお聞きをいたしました。これまで、公明党といたしまして、2011年7月と2012年1月に仮設住宅アンケート調査を行っており、今回で3回目となりました。

これまでの調査では、暑さ対策や寒さ対策、またお風呂の追いだきや物置の設置などの要望の声が多くあり、公明党のネットワーク力を生かしながら県・国でも取り上げながら、粘り強い推進により、被災者の皆様の声をかなえてまいりました。しかし、今回の調査では、環境整備が影を潜め、近隣の人間関係や仮設住宅を出てからの生活に不安を抱えているという声が多く聞かれました。

そこで、1点目に、住居の確保に係る支援についてお伺いをいたします。

自然災害により被災された方々のために、被災者生活再建支援制度があります。その中に、仮設住宅、みなし仮設の入居者の方が賃貸住宅などを借りて住宅再建を図る場合に支給される加算支援金があります。加算支援金申請時の必要書類を拝見いたしますと、今後の住まいを確認するため、賃貸等の契約書写しとあります。不動産の方に確認をしたところ、賃貸借契約書の作成は資金の納入のときに行うとお聞きをいたしました。その場合、敷金や礼金などを被災者の方が立てかえる必要が出てまいります。被災された方は、立てかえる余裕がありません。

そこで、お聞きをいたしますが、被災者の方が加算支援金を申請する際に、敷金や礼金などを立てかえることなく申請手続きができ、加算支援金の利用により引っ越し費用や敷金などの費用に当てられるようシステムづくりをと思いますが、本市のお考えをお聞かせください。

また、被災者の方が災害公営住宅へ入居をされる場合には、加算支援金などの支援がなく、敷金や引っ越し費用などの出費が厳しいとの声も聞いております。

そこで、お聞きいたしますが、そういった声に何か支援策が講じられないものかと考えておりますが、市長の見解をお聞きいたします。

2点目に、被災者住宅再建支援についてお伺いをいたします。

被災されたお宅を訪問し、対話をする中で、住宅の再建など思うように進まず試行錯誤されている方がおられ、早く安心した生活をとすることがいまだに多くあります。

6月1日付の河北新報に、塩竈市が、東日本大震災で被災した住宅の再建で独自の支援策を

発表したとの記事が掲載されました。私のところへも、その記事を見た地震被災者の方より多くの問い合わせがありました。今回の支援は津波浸水地域ということの説明したところ、「津波浸水地域だけというのもおかしい話ですね」と、そういったことなどを話されておりました。私は、東日本大震災で、津波被災の方と地震被災の方との支援に公平性が欠けている点があるのではと考えております。

そこで、お聞きいたしますが、地震で被災された方の支援について、定住した住宅の確保で安心した生活再建のためにも支援策の拡大充実をと考えますが、市長の見解をお聞きいたします。

次に、防災力の強化について、4点お伺いいたします。

1点目に、学校施設等の天井等落下防止対策についてお伺いいたします。

東日本大震災では、学校施設等にも甚大な被害が発生をいたしました。柱など構造体の被害だけではなく、天井や照明器具、外壁、内壁など、いわゆる非構造部材の崩落による被害も発生をいたしました。特に、体育館等の大規模空間の天井につきましては、致命的な事故が起こりやすく、構造体の耐震化が図られている施設であっても天井脱落被害が発生をしております。

本年4月13日発生の淡路島付近地震においても、天井の被害が発生をしております。被害の状況を見ますと、天井材の軽微の破損、ずれ、一部の部材剥がれなど、金具等の落下、石膏ボードやコンクリートの落下などがありました。文部科学省では、学校の体育館など、つり天井などが地震で落下しないよう耐震化を強化し、安全性が確保できない場合は撤去を含めた対応をとるよう通達をされております。

そこで、お聞きいたしますが、本市の学校施設等において、つり天井はどれくらいあるのか、またどういった対応をされているのか、お伺いをいたします。

2点目に、防災訓練についてお聞きいたします。

本市におきましても、平成25年度総合防災訓練が6月9日に行われました。地元町内会におきましても、災害対策本部、一時避難所開設訓練、サイレンによる避難指示の防災無線広報が流れた後に、自宅より一時避難所への集結避難訓練、被害の状況報告、情報収集伝達訓練、そして一時避難所より指定避難所への避難誘導訓練などが行われました。

私も、地域の方と一緒に防災訓練に参加し感じたことは、地域の皆様が防災訓練に参加する中で、子どもさんのこと、おばあちゃん、おじいちゃん、お孫さんのことなど、何でもない

話をする中でお家事情をある程度知っていただいたり、あそこの崖は危ないとか、ここの道は誰かが連れて行ってあげないといけないとか、地域の課題を共有することで町内会での語らいも弾み、きずなも深まり、地域のネットワークの構築ができるのではないかと思います。しかしながら、実際に甚大な被害が起きた場合も、理想どおりにいくかどうかはわかりません。

そこで、お聞きいたしますが、一大事のときに、どう地域住民の意識を高め、本当に命を守る実践ができるのかという防災活動に結びつけられていられるのか、その意識をどう持続していられるのか、本市の現状と今後の課題についてお聞かせください。

また、今回は児童生徒の皆さんも登校日となり、防災訓練に参加されておりますが、どのような訓練をされたのかお聞きいたします。あわせて、防災教育はどういった視点で行われているのかをお伺いをいたします。

3点目に、情報の伝達、防災ラジオについてお伺いいたします。

災害が起きたときに、市民の方が必要とするのは、正しい情報であります。まず、何が起きたのか、どういう規模で起きたのか、そしてどういう行動を起こせばいいのか、どこに避難をすればよいのかなどであります。このような情報の伝達は瞬時になされるべきであり、一刻の猶予も許されないと考えます。

情報伝達方法の一つとして、防災行政無線がございます。本市におきましても、東日本大震災以降におきまして、防災行政無線拡声子局の普及に伴い、難聴区域の解消を図るため、無線設備全体のデジタル化など調整も図られております。しかし、市民の皆様の声をお聞きいたしますと、感謝の声が寄せられている一方で、聞こえない、聞き取りにくい、また屋内にいるとよく聞こえなくてかえって不安になるなどの声があります。

私は、こうした事態に対応するため、防災ラジオの導入をと考えております。防災ラジオは、通常のAM、FM放送とともに、市の防災行政無線放送が開始されますと自動的に受信を行い、災害時に素早く情報を得ることができるものであります。

そこで、お尋ねいたしますが、防災行政無線は、台風時や窓を閉め切った状態では聞こえないといった難点があります。災害時の市民の方への迅速な情報の伝達を図るため、防災ラジオは災害時の情報伝達手段として有効であると考えますが、市長のお考えをお聞きいたします。

4点目に、災害時の要援護者避難支援強化への取り組みについてお伺いいたします。

災害が発生したときに、高齢者や障がい者の方が犠牲になる割合は高く、全被災者の方に占める60歳以上の割合は、東日本大震災や阪神・淡路大震災で見ますと60%前後でありました。2004年から2010年の間に発生した豪雨災害でも65%近くに上っております。日本列島のどの地域でも大きな災害が発生する可能性が指摘されている今、要援護者名簿の整備や共有化は喫緊の課題であり、具体的な行動も大切であります。

そこで、お聞きいたしますが、有事の際に、要援護者の情報を地域がつかみ、誰が避難させるのか、一步踏み込んだ避難対策が必要であると考えますが、この点について本市のお考えとその取り組みをお聞きいたしまして、壇上からの質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま小野議員から、大きく2点についてご質問いただきました。

初めに、被災者支援についてお答えをいたします。

被災者への住居確保に係る支援として、仮設住宅入居者が引っ越しする際の生活再建支援金加算支援金の活用についてのご質問でありました。

生活再建支援金につきましては、市町村が申請受け付けの窓口となり、国の委託を受けました財団法人都道府県会館で内容の審査と支給の事務を行っております。建設・購入時や賃借される場合の加算支援金につきましては、過払い等を防止するために、申請する際に契約したことを証明する証書の添付が必須となっております。このため、契約に先駆けて支給されるような仕組みとすることは、現行では困難であると理解をいたしております。

本市におきましては、申請をいただいた際には事前の事務処理等を迅速に行い、できるだけ早期の支給につながるよう努力をいたしているところであります。

次に、災害公営住宅への入居時における、引っ越し費用や生活必需品の購入費用の支援についてのご質問でありました。

生活再建支援金の加算支援金につきましては、災害公営住宅を含む公営住宅の賃借の際には対象外となっておりますので、現在のところ、資金的なご要望にお応えできるものとしたしましては、貸し付けの制度となります。具体的には、災害援護資金の貸し付けを行う制度でありまして、この制度では所得などの条件や貸し付け上限額がありますが、住居の半壊以上や家財の3分の1に被害に遭ったときに利用可能となっております。また、社会福祉協議会

におきましても、生活復興支援資金の貸し付けがございまして、東日本大震災により被災した低所得世帯の方々に対して、当面の生活に必要な経費等を貸し付け、生活の復興を支援する制度となっております。いずれも、保証人を立てる場合には無利子で貸し付けとなっております。

次に、災害被災者住宅再建の支援についてであります。ぜひ、地震を受けられて大変な思いをされている方々にもというご質問でありました。

今回、提案をさせていただきました津波被災住宅再建支援事業につきましては、昨年、宮城県に追加交付されました東日本大震災復興基金交付金の趣旨を踏まえて対応させていただいたところであります。曾我議員のご質問の際にもご答弁を申し上げましたが、14億7,750万円が県からの交付金でありました。それに、ふるさとしおがま復興基金から5億9,590万円を取り崩し、合わせて20億円を超える資金で対応させていただいたところであります。県からの支援は250万円が上限ということでありましたが、本市におきましては最大708万円の補助が受けられるような仕組みを構築をさせていただきました。

当然のことではありますが、地震の被災に遭われ、大変ご苦労いただいている方々も多数おられます。必要性は十二分に認識をいたしておりますので、さまざまな機会にこのような方にもぜひ目を向けていただきますよう、ご要望させていただきたいと考えているところであります。

次に、防災力の強化についてお答えをいたします。

初めに、学校施設等の天井等落下防止対策についてであります。

市内小中学校の体育館のうち、つり天井は第二中学校、玉川中学校、浦戸第二小学校・浦戸中学校の3校でございます。これらの体育館を点検した結果、浦戸第二小学校・浦戸中学校の体育館はつり天井の安全性が十分確保できる構造でありましたが、残りの2校、第二中学校と玉川中学校につきましては、今後、大震災規模の地震が再度発生した場合に一部に落下のおそれございましたので、ことしの夏休みの時期を活用し、天井材を撤去する工事を行い、児童生徒の安全・安心の確保に努めさせていただきます。

次に、防災訓練についてのご質問でありました。

議員のほうからは、こういった防災訓練の場が、家族の語らいと地域の皆様方のきずなの強化と、さらにはネットワークの構築に大いに貢献したのではないかというご評価をいただきました。心から感謝を申し上げます。

本市におきましては、平成17年度からは指定避難所である各学校を順番に中心会場としながら、市民の方々が実際に参加する避難訓練や避難所開設訓練を実施をしてまいりました。また、震災後、初めて実施をいたしました昨年度の防災訓練では、市内14カ所全ての指定避難所において避難所開設訓練を行ったところであります。

本年度の訓練では、東日本大震災の教訓といたしまして、指定避難所である学校と地域のかかわり合いが大変重要でありましたことから、市内全ての小中学校を登校日といたして、地域住民の皆様と教職員並びに児童生徒が連携した防災訓練を実施をさせていただきました。その内容は、各小中学校でそれぞれ異なるものでありましたが、例えば、気象台職員を招き講話をしていただいたり、あるいは津波体験者の講話といったようなことであります。さらには、建築士会による簡易耐震診断の勉強会といったようなものも取り組んでいただきました。また、宮城県松島自然の家講師による校庭でのドーム型テント設営訓練、10基行ったそうではありますが、こういった訓練などが行われ、参加した児童生徒が本当に真剣に取り組んでいただいていた。また、下校時には、保護者への引き渡し訓練でありますとか集団下校訓練などを含め、通学路の安全点検もあわせて実施をしながら、登下校時の安全確保にも努めをさせていただきました。

本市主催の総合防災訓練のほか、地域では町内会や自主防災組織が主催する防災訓練が行われ、地域の危険箇所の確認や消火訓練、あるいは救急救命訓練、通報訓練、炊き出し訓練等が実施をされたところであります。また、町内会等の要望により、訓練にあわせて本市では、防災意識向上のために東日本大震災や過去の地震・津波を検証しながら、大震災時に備えた対策などの出前講座もあわせて実施をさせていただきました。これらの訓練を通じて身近な地域を知っていただき、そして災害発生時に自分や家族がどう行動するのか、どのように命を守っていくか、具体的に考えていただくことが防災意識向上のための第一歩と考えております。

来年度以降の訓練につきましては、避難生活が長期間にわたる場合の避難所運営組織づくりや避難者名簿の作成、あるいは居住空間の区画割の作成などを検討させていただいておるところであります。

次に、情報の伝達の問題であります。

今回のような大震災が発生した場合に、やはり瞬時の連絡というものが重大な使命を帯びております。そういった中で、議員から、防災ラジオについてのご質問をいただきました。

本市では、コミュニティFM局と、災害時の情報を伝達するための災害協定を締結をさせていただいております。東日本大震災では、給水情報や安否情報等を24時間体制で放送を行い、情報が大変少ない中、ラジオからの情報伝達は大変重要なものとなりました。ラジオを活用した情報伝達では、本市は既に緊急地震速報や津波警報など防災行政無線の緊急放送時に、地元コミュニティFM局の放送に強制的に割り込んで放送するシステムを導入しており、先日の総合防災訓練でも訓練放送を実施をさせていただきました。

ご質問をいただきました防災ラジオにつきましては、さらに本市同報無線からの緊急放送が流れた時点で、自動的にラジオに電源が入り放送されるシステムのラジオであります。地元FM局では、まだ自動起動装置親機が未整備の状況でございます。現在、システムにつきましては、地元FM局とシステムの協議を行っているところでありますが、今後さらに自動起動装置等の整備方法などの検討を進めさせていただきたいと考えております。

なお、防災ラジオの導入に関しましては、自主防災組織、町内会に対しまして、昨年度から実施をいたしております自主防災組織支援事業の積極的な活用を働きかけをしております。

また、防災行政無線の附帯設備として、本市では各指定避難所や学校、公民館等の集客施設に合計48台の個別受信機を配備し、屋内で防災行政無線と同様の情報が受信できるように配慮をいたしております。さらに、各集会所や保育所、学校などを中心に、緊急地震・津波速報などの放送を受信し、自動的に起動する地震津波警報機を震災後130台配備しているところでございます。

当面、防災行政無線やFM局の緊急割り込み放送、個別受信機、電話の自動応答装置、地震・津波警報機等の活用を図り、市民の皆様へ、いち早い災害時の情報の伝達に努めてまいります。

同様に、災害時の要援護者避難支援強化の取り組みについてご質問いただきました。

おひとり暮らしのご高齢者や障がいのある方々など、災害が起きたときに手助けを必要とする方に対して、町内会、自主防災組織、民生児童委員など地域で連携し、見守り、避難支援を行う体制として、本市でも平成20年度から災害時要援護者登録制度を発足し、本人の同意が得られる場合に限り、いわゆる手挙げ方式により台帳登録を進めてまいりました。平成25年度に入りましてから、住民基本台帳や最新の住宅地図データを多面的に活用する要援護者台帳の更新と名簿の保守作業を進めており、現時点、6月15日ではありますが、1,050人が登録をされている状況でございます。

これまで、要援護者の情報につきましては、民生児童委員や誓約書を提出いただきました町内会にリストを配付し、東日本大震災の折には、地震発生後の要援護者の安否確認や避難情報の伝達に活用させていただいたところであります。しかしながら、現在の台帳の問題点としては、現実的に要援護者を避難させる必要が出てまいりましたときに、支援を行う支援者の記載がない方が5割強おられることや、要援護者の個別の状況に応じ、どのような経路で、どう行動するかなどの具体的な計画づくりが進んでいない状況でございます。

市におきましては、地域防災計画の見直しを進めておりますが、災害時要援護者の避難支援は、この中でも大変重要な課題として捉えているところであります。日ごろから要援護者を地域の中で見守る支援体制づくり、共助が非常に重要であると認識をいたしており、今後、市といたしましても、災害時を想定した情報伝達や救助、避難誘導について、地域の民生児童委員、自主防災組織、町内会との話し合いの機会を創出し、積極的に取り組み、要援護者を支援するための体制整備を図ってまいり所存でございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（嶺岸淳一君） 高橋教育長。

教育委員会教育長（高橋睦磨君） 防災教育につきまして、視点を示していただきたいというご質問でございました。

2つの視点で防災教育を行っております。1つ目は、みずからの身を守るための実践力を身につけるといことであります。2つ目は、地域と協力する行動力を身につけるとい2つの視点から進めてございます。

平成24年4月から、各小中学校に防災主任を配置しております。また、市内に防災主幹を1人、県から加配をされております。この主幹を中心といたしまして、防災教育連絡協議会という会議をつくりまして、その中で協議を進め、各学校の防災教育に関するカリキュラムや各学校の防災マニュアルを各学校ごとに作成しております。また、教職員の理解を促進するために、東北大学の災害科学を専門とする先生を中心とした研究会、講習会を開催しております。また、震災を風化させないための体験文集の編集等を通じて、防災意識の高揚と、それから地域の方々との協力ということについて醸成をしているところでございます。

今後とも、市と地域と学校という三者の連携によって、安心・安全な学校づくりに努めてまいりたいと考えておるところでございます。

議長（嶺岸淳一君） 小野幸男君。

2番（小野幸男君） 丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

まず、初めに、被災者支援として、住居の確保に係る支援ということで、加算支援金のことでお伺いをいたしました。

この加算支援金申請は、市長からも答弁ありましたとおり、市町村の窓口から都道府県を経由いたしまして、財団法人の都道府県会館ということで、そこからいろいろな審査を受けて振り込まれてくるということでもあります。それはわかっているんですけども、加算支援金ということで、社会福祉協議会のほうにも生活福祉資金の貸し付けということで、ここには住居入居費、また敷金、礼金等の住宅の賃貸契約を結ぶための費用としてございます。これは限度額40万円ということでありまして、私も社会福祉協議会の窓口にお伺いをさせていただきましてお話を聞きましたけれども、これを借りる際にはやっぱり添付書類等、それなりの書類が必要だということでもありますので、今回、これは加算支援金制度の制度をどうにかしようとかそういうことではなくて、やっぱりこの運用的なところを変えるということだと思うんですね。

この契約書の写しということは、不動産のほうではそういう写しというのは、契約して入金後、お金を入れたときにそういった契約書を出せるということでもありますので、要するにこの契約書ですね、契約書の写しがなくてもそういう初めに、早目に申請ができればいいわけですよ、申請が。ただ、書類に契約書の写しということが書かれているから、この契約書写しをとるには、被災者の方はそういう敷金とか礼金を不動産に払わなくてはいけないということでありまして、それで立てかえないといけないと言っているわけですね。ですから、この運用の部分を変えれば、この被災者の皆さんは助かるんでないんですかということの質問なんですけど、もう一度答弁をお願いいたします。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 先ほど、議員からのご質問の中で、立てかえる余力がない方々もおられるのではないかとというようなご質問でありましたが、一方では、財団法人都道府県会館のほうからの様式の中で、契約したことを証明する書類の添付ということが義務づけられておりますので、これらの申請の仲介をさせていただく本市といたしましては、そういったことをどうしてもお願いせざるを得ない環境にあるということを再度ご理解をいただければと思います。恐縮であります。

議長（嶺岸淳一君） 小野幸男君。

2番（小野幸男君） うん、そのようになるわけですね。ですから、まずそれは、そうしか今は言えないと思うんですけども、要するにこういうことがありまして、私もですね、やっぱり幾ら生活福祉資金の貸し付けのこういう制度があるといっても、加算支援金がいただけるというか、出るのに、また新たにこういった制度を借りるのに申請すると。そういうことはちょっと考え、おかしいのではないかと考えているんですが、そこで私も公明党の県議団を通じまして、県のほうに申し入れというか、働きかけてくれということで話をさせていただきました。そして、とにかく契約書にかわるもので申請できればいいわけなので、そういった運用の仕方ができないものか働きかけております。

また、今回、仮設住宅のアンケート調査を行いまして、6月20日に、公明党宮城県本部といたしまして、我々の代表の方も来ましたけれども、3回目となる仮設住宅のアンケート調査をもとにいたしまして、これで11項目の要望をまとめまして村井県知事のほうに要望書を提出してございまして、今回のこの質問事項等についても提出をしておりますので、ぜひ市長のほうからも、これはすぐしていただきたいなと思うんですが、その契約書にかわる、そういった書類とかを使って本当に契約でき、そしてまたやっぱり加算支援金によって、引っ越し費用であれ、敷金であれ、被災者の方がそれを使えるようにしていただきたいという、そういう運用に、運用方法で変えていただきたいというような、そんな強い働きかけをしていただきたいと思っているんですが、この辺いかがでしょうか。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） おっしゃられる趣旨は重々理解をいたしますが、一方では、そうした場合には今度は精算事務というのが発生いたしますよね。でも、例えば、足りない方はもちろん追加でいただくということになりますが、逆に多かった場合は返すという手続が発生いたしますので、現行の制度の中ではそういった過払い、過不足を防止するという意味でこのような制度をとっているようではありますが、今、小野議員がおっしゃられた方法がもし認められたとしたときに、その方は今言った精算事務を再度やらなければならないという事務が発生することになりますので、結果としては二重手間になるということについては同じことになるのかなということをお考えしておりますが。

ただ、立てかえる余力がない方ということについては、また我々も重々認識をいたしておりますので、県のほうにもこういったことを問い合わせをさせていただきたいと思っております。

議長（嶺岸淳一君） 小野幸男君。

2番（小野幸男君） わかりました。私も、県議団を通してですけども、お話をさせていただいておりますので、市長のほうからも、ぜひお願いをしたいと思います。

また、災害公営住宅に入居する際ということで、加算支援金などの制度がないということで、何か支援策をとということでの質問をさせていただきました。

それで、これも生活復興支援資金の貸し付けということで、被災者の皆様へということで社会福祉協議会のほうに冊子があります。それで、住居の移転費、家具・什器等の購入に必要な費用、限度額として80万円ということでありまして、これもやっぱり添付書類等、たくさんあるわけですけども、使い勝手のよいこういったものを使えるようにしていただきたいなというような気持ちがあるわけですけども、災害公営住宅に入居する際ということで、先ほども申し込みの件で保証人とかそういう話ありましたけれども、今回の敷金とかこういったことで減免とかそういう考えとかは持っておられるのか、いないのかですね、そういう方向性もあると思うんですが、お話をお聞きしたいと思います。

議長（嶺岸淳一君） 鈴木建設部長。

建設部長（鈴木正彦君） 復興住宅への入居の細かい条件に関しては、今回の仮入居の結果も踏まえて制度設計いたしますので、今はっきり何とも申し上げられないということをご理解願います。済みません。

議長（嶺岸淳一君） 小野幸男君。

2番（小野幸男君） わかりました。災害公営住宅の敷金の取り扱いに関しても、検討するところとか、今から検討するとかですね、いろいろな検討をされている情報もございますので、この辺も、本市におきましても十分検討されて、進められるようお願いをしておきたいと思います。

それで、そういう費用にお困りの方がいるということでありまして、こういった災害公営住宅に入られる方も不安だと思うんですね。ですので、こういった事前説明とか、相談会とか、それはやっぱり必要ではないかと思うわけですが、こういったことを考えているのであればいつ頃から始められるのか、そういったところをお聞きしたいと思います。

議長（嶺岸淳一君） 鈴木建設部長。

建設部長（鈴木正彦君） 先ほどの議員さんへの回答、今も申し上げましたけれども、8月に大体制度をまとめます。それで、そのときも各いろいろな地域性もありますから、説明会とか

ですね、一方的に決めないで、検討会を開いてやりますけれども、十分周知を図りながら制度を決めていきたいと思いますので。よろしいでしょうか。

議長（嶺岸淳一君） 小野幸男君。

2番（小野幸男君） わかりました。それでは、よろしく願いをしておきたいと思います。

それでは次、地震被災の方の支援についてということで質問をさせていただきました。

東日本大震災から2年3カ月が経過をしておりますが、いまだに生活の基盤であります住まいの再建に至っていない方がおまして、新たな住宅再建の支援制度が必要であるのではないかと考えておまして、今回も津波に限定されておりますけれども、そういった施策が発表になりました。

それで、今まで一部損壊とかそういう点についても、いろいろな議員の方がお話をされましたけれども、今ですと半壊以上とかそういうことで補助とか支援がございますけれども、この一部損壊についても、これは点数がついているんですね。一部損壊にしても、1点から19点までが一部損壊で、20点からが半壊ということになるわけでありまして、この一部損壊でいろいろな声が出ましたけれども、この辺にあるのかなと思っているんですね。一部損壊でも、点数で15点、16点、17点とかになると、やっぱりそれなりに被害のほうは出てきているということもあります。

多賀城市のほうでは、やっぱり地震被害地区の皆さんにも何か支援が行き渡っているということでお話をよく聞きますし、また、ほかの自治体では、先ほどの費用なんかありますけれども、引っ越し費用とかそういうかかる部分ですが、財源に限度があるとか、被害規模が小さいとか大きいとかという点はわかりますけれども、ほかの自治体では賃貸住宅定住補助金とかこういうのもつくっておりまして、一時入居住宅等から生活の本拠となる住宅に転居する場合に、その費用の一部を補助するという、2人以上だと16万円とか、1人世帯だと12万円とかあるんですね。または、住宅再建補助金ということで、新築、増築、中古住宅の購入とかですね。この辺は津波とかそういうのもかかわってくると思うんですが、あとはその他ということで設けられているところもありますし、またリフォーム関係にも出されている自治体もあります。

本市といたしましても、これまで市長は、被災者の方に寄り添った形で補助事業を考えてこられてやっておりますけれども、やっぱり住宅再建支援、今、津波被災地域に限られているという、そういうところもあると思うんですけれども、やっぱり今後は地震の方にも対応

したそういう制度設定ですか、そういったものも必要であるとは思うわけですが、この点、先ほども若干ありましたけれども、再度お願いをしたいと。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） この制度設計に当たりましては、国からの基金を宮城県が受け入れをいたしまして、津波被災を受けた15市町にそれぞれ配分をされております。塩竈市では、県からの支援は14億7,750万円でありました。それに、先ほど来のふるさと基金のほうから約6億円弱を捻出をいたしまして、都合20億円を超える補助、助成をさせていただいたということでもあります。

こういったことに踏み切ったという理由につきましては、14億7,750万円の8割が実は24年度に受け入れをいたしております。そのようなことを議会にご報告をさせていただきました際に、でき得る限り津波被災に遭われた方々に支援をというようなご質問を多くの議員の方々からいただきました。私どもも、そういったご要望を真摯に受けとめをさせていただきました、今回そういう制度を創設をさせていただきました。15市町の中で、3市1町でありますかね、気仙沼市、石巻市、多賀城市、そして女川町が、地震被害を受けられた方々にも一部そういった支援を行ったということについては重々お伺いをいたしておりますが、まずは津波被災の方々にでき得る限りということでこのような対応をさせていただいたと。ただし、地震の方が決して要らないということではなくて、今後さまざまな機会にそういったものを要望させていただくということをご説明申し上げさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

議長（嶺岸淳一君） 小野幸男君。

2番（小野幸男君） わかりました。やっぱりこういった市民の方の声を、当局、また議会といたしましてはしっかり受けとめていくべき点もあると思いますので、今後の設定に関しましてはいろいろ検討の上、よろしく願いをしたいと思います。

それで、関連づけてちょっとお話を聞きたいんですけども、今回、仮設住宅等アンケート調査をした中で、身近な入居者の方の悩みということで、学校の学区の問題ですね。子どもさんたち、こっちに友達いるんだけどもこっち、こっちに行かなきゃない学区だとか、いろいろ悩んでいるみたいです。または、災害公営住宅に入るに際しても、やっぱり入れない人もいますよね。そういうので悩んでいる人もいました。または、情報がないとかですね。そういう方は仕事をされていて会えない方だとは思いますが、そういった声が

ありましたので、ふれあいサポートセンターも設置されていることでもありますので、やっぱりこういった声をですね、やっぱり話を聞くと、もうかなり前から悩んで、その件で悩んでいるというお話もしていましたので、ふれあいサポートセンターもやっぱりその辺もう少し、何かそういうのを情報としてキャッチをして、早目にその担当部署につなげていくというような、そういうことをしていただきたいと思っていますけれども、この点のご意見をお聞きいたします。

議長（嶺岸淳一君） 神谷健康福祉部長。

健康福祉部長（神谷 統君） 伊保石の仮設住宅のところに設置しております、ふれあいサポートセンター、社会福祉協議会のほうに今委託をしているところでございますが、相談支援員等が常日ごろ、毎日回っていろいろなご意見をお聞きしているということになってございます。

我々も月に1回、いろいろな方、そういうサポートセンターのほかにも民生委員さんとかが集まって、月1回、いろいろな情報交換をさせていただいています。当然そこに、我々生活福祉課のほかにも、健康推進課長、長寿社会課、みんな入りまして情報交換をさせていただいておりますので、いろいろなご要望等、出てきたものにつきましては、そこでいろいろなお伺いをしながら関係部署につなぐという努力もさせていただいております。

また、せっかく、きょう、いろいろアンケートもとられたという話を聞きましたので、ぜひ我々にもその情報を提供させていただきまして、また関係課に伝えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（嶺岸淳一君） 小野幸男君。

2番（小野幸男君） わかりました。こういったことを早目に対応されると、皆さんも安心されるのではないかとということで、ちょっと質問させていただきました。今後もよろしくお願いいたします。

次に、学校施設等の天井等落下防止対策ということで、私も平成23年12月、または平成24年6月の定例会で、非構造部材については質問をさせていただきまして、本市では震災直後に直ちに点検しての安全の確保に努められたと。あとは、年次計画によって整備を進めていくということで答弁をいただいております。それで安心はしているわけでありましてけれども、今回、天井等落下防止対策ということで話を聞きまして、本市はどうなのかなと思って聞いたわけですが、3校があって1校、浦戸のほうは安全を確保されると、それで2校は問題あ

りということの答弁をいただきました。

これは、天井等の耐震対策というのが一番今おくられているみたいでして、6月の17日も天井落下対策の第1回講習会などが行われたと聞いております。それで、国のほうでも、落下を防ぐための点検方法、また対策の手引なども作成したと聞いております。

そこで、公立学校施設については、文部科学省では2013年度末までに点検を終えて、落下防止対策を2015年までに完了するということが自治体に求められるということでありまして、この点、落下防止対策、今後この2015年までに計画が終わるのかどうか、その辺だけちょっと確認をしておきたいと思っております。

議長（嶺岸淳一君） 桜井教育部長。

教育委員会教育部長（桜井史裕君） 学校施設の天井の落下防止対策ということで、2つの中学校につきましては、先ほど市長から答弁申し上げましたように、ことしの夏休みの期間を利用して撤去をするということでございます。そのほかの施設につきましては、浦戸の第二小学校・浦戸中学校、一部残ってございますが、復旧工事のときに安全を確認したところ、安全な構造だということで確認されておりますので、それは引き続きそのような状況を保ちたいというふうに考えております。

そのほかの小中学校につきましては、もう既に天井材はございませんので、安全が確保されているというふうに捉えているところでございます。以上でございます。

議長（嶺岸淳一君） 小野幸男君。

2番（小野幸男君） わかりました。浦戸のほうは大丈夫だということですが、やっぱりこれはつり天井の基準というのがあるみたいなんです、その基準も達成しているということでは、国の方では、目視や設計図面との比較で、天井の形状などに問題が確認されれば撤去を促すということでありまして、この辺の安全確認のほうは大丈夫なのでしょうか、お聞きいたします。

議長（嶺岸淳一君） 桜井教育部長。

教育委員会教育部長（桜井史裕君） 天井材の撤去の基準、安全確認の手順、基準ということでご質問いただきました。

先ほど、小野議員のほうから、文部科学省のほうで基準を設けて、基本的に安全が確認されない場合には原則撤去ということ、ご答弁を申し上げたところでございます。

現在、国土交通省のほうでは、学校施設以外の施設も含めまして、天井落下の防止について

の基準づくりを進めているということが新聞報道等で流されているところでございます。この基準につきましては、まだ正式に公にはされてございませんけれども、私どものその情報等によりますと、来年の4月あたりから正式に施行されるのではないかという情報がございますので、その内容、私どもとしても精査しながら基準の内容を確認し、さらに安全・安心の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（嶺岸淳一君） 小野幸男君。

2番（小野幸男君） わかりました。では、天井落下防止対策については鋭意進めていただきますよう、よろしくお願いをしたいと思います。

では、防災訓練についてお聞きをいたします。

今年度は、杉の入小学校をメイン会場とされて行われましたけれども、内容で昨年と違うところが、避難所の開設訓練とかあったわけですがけれども、職員の紹介とかがありましたけれども、内容で昨年と違うのは、「避難所について」という紙面があるんですけれども、それを1枚皆読んだか、半分から読んだか、今回は半分から読んで終わって、解散ということになったのね。今回は児童生徒の皆さんも参加されたということで、その後の、先ほどもありましたように講話とかありましたけれども、それは自由参加ということでありまして、ほとんどの方が皆帰られるということであります。

それで、やっぱり身近なそういう何か一つ、加えたほうがいいのではないかなと思うんですね。訓練は繰り返しが大事だと言いますがけれども、やっぱり何か一つそういう、防災アドバイザーの、消防士の方の、日ごろの備えをわかりやすく説明されたとか、そういうところもあるみたいですので、この点いかがでしょうか。何か一つでも、お話でも加えて解散にされたほうがよろしかったんでないかと思いますが、お話を伺います。

議長（嶺岸淳一君） 赤間危機管理監。

市民総務部危機管理監兼市民安全課長（赤間忠良君） 今回の防災訓練につきましては、小学校、中学校、参加していただきまして、議員おっしゃるとおり、学校行事の中で防災教育というのを進めさせていただいております。

それで、中心会場になります杉の入小学校のほうにおきましては、防災訓練の係る部分におきましては、各防災機関の炊き出しとかそういう形の、濃煙ハウスでの煙の体験とかというのをやっているんですが、ほかの各指定避難所については、そういう意味では開設訓練という部分で終わっております。

ただ、各町内会におきまして、秋口から各町内ごとにそういう消防署を招いた防災訓練なんかも始めておりますし、逆にそれぞれの地域に特性を持った訓練をやっているというのも事実でございますので、そういうふうな形では、来年に向けましては避難生活が長期化した場合の避難所訓練ということをちょっと頭の隅に、実際にやっていきたいなという部分もございまして、そういう形で考えております。

議長（嶺岸淳一君） 小野幸男君。

2番（小野幸男君） わかりました。時間もないので、防災ラジオについては今後検討をしていただいて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、災害時の要援護者避難支援強化ということで、ある自治体で障がい者や要介護者、高齢者の方といった災害時要援護者向けの防災マニュアルを作成しているということを知りました。地震や風水害被害発生するとき、できるだけ自力で安全を確保するための対策を盛り込んだり、そういったものを要援護者家族にも役立ててもらおう。または、持ち出しリストや災害時の情報収集方法なども記載していると。または、ご自身の特徴に応じては、障がいや病気の種類に応じた自助努力の方法と、他人にお願ひすべき項目も分けているというんですね。あわせて、それを自治会や自主防災組織の役員、民生委員向けに要援護者の避難を手助けするためのマニュアルをつくったということでもありますので、この点もしっかり検討していただきたいなと思ひていたので、まあ、時間ありませんのでいいですけども、やっぱり名簿の整備、共有は要援護者支援の第一歩ということも言われておりますし、今後は発生時の個別の支援行動計画やその訓練など、本当に丁寧なる取り組みをお願ひしたいと思ひております。皆さんよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

議長（嶺岸淳一君） 以上で、小野幸男君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明26日定刻再開したいと思ひますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明26日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後5時13分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年6月25日

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

塩竈市議会議員 伊 藤 栄 一

塩竈市議会議員 佐 藤 英 治

平成25年 6 月26日（水曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 3 日目）

議事日程 第4号

平成25年6月28日(金曜日)午後1時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第43号ないし第59号(各常任委員会委員長議案審査報告)
- 第3 請願第2号(民生常任委員会委員長請願審査報告)
- 第4 東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長中間報告

本日の会議に付した事件

日程第1ないし日程第4

出席議員(16名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 浅野敏江君 | 2番 | 小野幸男君 |
| 3番 | 嶺岸淳一君 | 4番 | 田中徳寿君 |
| 5番 | 志賀勝利君 | 6番 | 香取嗣雄君 |
| 7番 | 阿部かほる君 | 8番 | 西村勝男君 |
| 11番 | 志子田吉晃君 | 12番 | 鎌田礼二君 |
| 13番 | 伊藤栄一君 | 14番 | 佐藤英治君 |
| 15番 | 高橋卓也君 | 16番 | 小野絹子君 |
| 17番 | 伊勢由典君 | 18番 | 曾我ミヨ君 |

欠席議員(2名)

- | | | | |
|----|-------|-----|------|
| 9番 | 鈴木昭一君 | 10番 | 菊地進君 |
|----|-------|-----|------|

説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|-----------|-------|--------------------|-------|
| 市長 | 佐藤昭君 | 副市長 | 内形繁夫君 |
| 市立病院事業管理者 | 伊藤喜和君 | 市民総務部長 | 佐藤雄一君 |
| 健康福祉部長 | 神谷統君 | 産業環境部長 | 小山浩幸君 |
| 建設部長 | 鈴木正彦君 | 震災復興推進局長
兼政策調整監 | 伊藤喜昭君 |

市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君
健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君
建設部次長 兼下水道課長	千葉正君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君	市民総務部 市政課長	阿部徳和君
市民総務部 財政課長	荒井敏明君	市民総務部 税務課長	小林正人君
産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君	産業環境部 環境課長	菊池有司君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君	市立病院事務部長	菅原靖彦君
市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君	水道部長	福田文弘君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	教育委員会教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教育部長	桜井史裕君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君	選挙管理委員会 事務局長	遠藤和男君
監査委員	高橋洋一君	監査事務局長	佐藤勝美君

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
議事調査係専門主査	斉藤隆君	議事調査係主査	西村光彦君

午後 1 時 開議

議長（嶺岸淳一君） ただいまから 6 月定例会 4 日目の会議を開きます。

本日、欠席の通告がありました。9 番鈴木昭一君、10 番菊地 進君の 2 名であります。

本日の議事日程は、日程第 4 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は電源をお切りになるようお願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（嶺岸淳一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には 17 番伊勢由典君、18 番曾我ミヨ君を指名いたします。

日程第 2 議案第 4 3 号ないし第 5 9 号（各常任委員会委員長議案審査報告）

議長（嶺岸淳一君） 日程第 2、議案第 43 号ないし第 59 号を議題といたします。

去る 6 月 18 日の会議において各常任委員会に付託されておりました各号議案の審査の経過とその結果について、それぞれの委員長の報告を求めます。

まず、総務教育常任委員長の報告を求めます。7 番阿部かほる君。

総務教育常任委員会委員長（阿部かほる君）（登壇） 平成 25 年 6 月定例会総務教育常任委員長報告。

ご報告いたします。

今期定例会において総務教育常任委員会に付託されました関係議案について、6 月 20 日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第 43 号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第 44 号「塩竈市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、地方交付税の削減分の財源確保と平成 24 年 4 月分から特例的に減額されている国家公務員の給与との均衡を図るとともに、交付税の削減による市民サービスの低下を招かないようにするため、一般職の職員の給与減額にあわせ、平成 25 年 7 月分から平成 26 年 3 月分までの市長、副市長及び教育長の給料月額について特例的に減額し、条例改正後の減額率を市長が 15%、副市長と教育長が 10% とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

次に、議案第45号「塩竈市市税条例の一部を改正する条例」については、地方税法の一部を改正する法律が本年3月30日に公布され、社会保障・税一体改革を着実に実施するための措置が講じられたことに伴い、納税環境の整備や負担軽減措置の拡充など、所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第46号「東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例」については、東日本大震災による被災者に対して行っておりました市民税、固定資産税及び都市計画税の減免について、平成25年度分の税額も対象とするため、文言の整理等所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号「塩竈市立病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例」については、議案第43号及び第44号と同様の趣旨にのっとり、市立病院事業管理者の給料月額について、平成25年7月分から平成26年3月分まで特例的に減額し、条例改正後の減額率を5%とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号「一般職の職員の給与の特例に関する条例」については、本市の一般職の職員の給料月額等について、平成25年7月分から平成26年3月分まで特例的に減額しようとするものでありますが、さらに理解を深めるため、議案資料のほか追加資料の提出を当局に求め、審査を行いました。

国家公務員の給与については、厳しい財政状況等に対処する必要性に鑑み、平成24年4月分から平成26年3月分まで特例的に減額されているが、地方公共団体に対しても、本年7月までにラスパイレス指数で100以下とするよう要請されており、また地方交付税も地方公務員の給与削減を見込み削減されている。地方交付税削減による市民サービスの低下は避けなければならない、本市の一般職の職員の給料月額について市民の皆様のご理解をいただくためには、国家公務員との均衡を保つことが必要であるとの考えから当局提案がなされ、給料月額の減額を、職務の級に応じて定めた減額率により行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案54号「平成25年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、平成24年度第5回配分として交付決定されました東日本大震災復興交付金事業費の計上のほか、コミュニティ活動の充実に寄与する備品を整備する町内会に対して交付するコミュニティ助

成事業、防犯灯整備のための安全・安心ロード整備事業などが計上され、また地方債において借換債の限度額が増額変更され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員から述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 復興教育支援事業として、震災後の子供の心に関する理解を深め、その悩みに対応できるよう、教師に対する研修会が開催されている。児童・生徒の心のケアについては、関係者相互の情報交換に努められるとともに、先進的な取り組み等についても研究を深められ、今後も適切かつ十分な対応ができるよう、その推進に努力されたい。

以上が本委員会で審査をした案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

総務教育常任委員長 阿部かほる

議長（嶺岸淳一君） 次に、民生常任委員長の報告を求めます。18番曾我ミヨ君。

民生常任委員会委員長（曾我ミヨ君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において民生常任委員会に付託されました関係議案について、6月21日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第47号「のびのび塩竈っ子プラン推進地域協議会設置条例の一部を改正する条例」については、子育てをめぐる課題の解決に向けて、平成27年度からの開始が予定されている子ども・子育て支援新制度に対応するに当たり、既存の「のびのび塩竈っ子プラン推進地域協議会」に子ども・子育て会議としての役割も兼ねるために、協議会の名称の変更や所掌事務の追加等所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 子ども・子育て会議については、子ども・子育て支援事業計画の策定や施策の推進について審議することなどを目的として設置するものであるが、子育てに関する課題などについて幅広く意見をいただけるよう、委員の構成について検討を進められ、業務の推進に努められたい。

次に、議案第48号「塩竈市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、地方税法などの一部改正に伴い、条例で引用しております法律の条項に移動があったため、文言の整理など所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号「東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例」については、原子力発電所の事故に伴う国の避難指示などにより本市に転入されてきた被保険者の国民健康保険税の減免について、平成25年度分の税額を対象とするために、文言の整理等所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号「平成25年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、津波被災住宅再建支援事業、被災者健康支援事業などの災害関連事業費、風疹ワクチンなど予防接種助成事業の計上のほか、緊急的措置が必要な事業費が計上され、債務負担行為については、津波被災住宅再建支援事業を追加するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 風疹ワクチンなど予防接種事業は、胎児が風疹ウイルスに感染し、心疾患などの先天性風疹症候群が発生するのを防止するために、対象となる女性などに対し予防接種費用を助成するものである。ワクチンの接種には予期せぬ副反応が伴うこともあることから、国・関係機関の提供する情報に留意するとともに、市民への周知に努められ事業の推進を図られたい。

次に、議案第57号「平成25年度塩竈市立病院事業会計補正予算」については、当初予算において債務負担を設定し、リース契約による整備を予定していたX線透視装置について、県との企業債借入の協議が調い、新たに購入費として医療機器整備事業費を計上するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。以上で終わります。

民生常任委員長 曾我ミヨ

議長（嶺岸淳一君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。6番香取嗣雄君。

産業建設常任委員会委員長（香取嗣雄君）（登壇） ご報告いたします。

今期定例会において産業建設常任委員会に付託されました関係議案について、6月24日に委員会を開催し、当局より関係者の出席を求め、慎重に審議をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第50号「塩竈市中小企業制度融資損失補償条例の一部を改正する条例」については、株式会社企業再生支援機構法の一部改正に伴い、法の題名や機構の商号が変更されたことから、条例で引用しているこれらの文言について所要の改正を行おうとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号「仙塩広域都市計画事業塩竈市藤倉二丁目地区被災市街地復興土地地区画整理事業の施行に関する条例」については、塩竈市藤倉二丁目地区被災市街地復興土地地区画整理事業を実施するに当たり、土地地区画整理法の規定により施行規程を定めようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第54号「平成25年度塩竈市一般会計補正予算」については、歳出において、水産加工業施設整備等支援事業に伴う水産加工流通業復興支援補助金、災害公営住宅整備事業に伴う測量設計等委託料、重点分野雇用創造事業に伴う委託料等が計上され、また債務負担行為において災害公営住宅整備事業（清水沢地区）（25年度）が追加され、さらに地方債において公営住宅整備事業が増額変更され、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査に当たりまして、各委員より述べられました要望・意見の主なるものを申し上げます。

1. 水産加工業施設整備等支援事業については、東日本大震災復興交付金事業による水産業共同利用施設復興整備事業として、水産廃棄物処理施設を整備する事業所に対して整備費の8分の7を上限に補助するものである。事業実施に当たっては、水産廃棄物処理等に係る本市の基本的考え方を踏まえ、今後のあり方等を見きわめながら、事業の推進に努められ、東日本大震災により被災した本市水産業・水産加工業の迅速な復興に向けて鋭意取り組まれない。

1. 清水沢地区災害公営住宅整備事業については、今年度において調査設計業務と用地取得を実施し、平成27年度までに200戸の集合住宅を整備するものであるが、今後の事業実施に当たっては、入居者が安心して快適に住むことができるよう、バリアフリー等の整備にも配慮されるなど、良好な住環境の実現に向けて検討を行われたい。

次に、議案第55号「平成25年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算」については、東日本大震災復興交付金第5回配分の交付決定に伴う復興交付金事業費及び補償金免除繰上償還金を計上し、歳入歳出それぞれ10億1,288万9,000円を追加して、総額を156億5,388万9,000円とするものであり、地方債については、補償金免除繰上償還金及び復興交付金事業費の計上に伴い、借換債及び公営企業復興交付金事業債の限度額を増額変更しようとするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号「平成25年度塩竈市漁業集落排水事業特別会計補正予算」については、寒風沢漁業集落排水処理施設内の電気設備及び機械設備に係る復旧工事や災害公営住宅建設に伴う管路復旧工事の追加費用を計上し、歳入歳出それぞれ1,400万円を追加して、総額を8,920万円にするものであり、また地方債については、災害復旧事業費の追加計上に伴い公営企業災害復旧事業債の限度額を増額変更するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号「平成25年度塩竈市水道事業会計補正予算」は、資本的収入について、企業債の補償金免除繰上償還金に係る借換債として1億5,950万円を追加し、資本的収支の総額を6億3,903万2,000円とするとともに、資本的支出については、補償金免除繰上償還として1億5,969万1,000円を追加し、資本的収支の総額を10億7,251万4,000円にするものであり、また企業債については、補償金免除繰上償還金の計上に伴い、特定被災地方公共団体借換債1億5,950万円を追加するものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号「平成25年度塩竈市藤倉地区復興土地区画整理事業特別会計予算」については、仙塩広域都市計画事業塩竈市藤倉二丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業を開始するに当たり、新たに特別会計を設置するものであり、平成25年度の事業費として、用地取得費や建物補償費などを計上し、歳入歳出の総額を1億4,149万2,000円とするものであり、また一時借入金につきましては、年度内で必要となる資金の限度額を3,000万円とするものであり、質疑・採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が本委員会で審査した案件の経過と結果の概要であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

産業建設常任委員長 香取嗣雄

議長（嶺岸淳一君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

議長（嶺岸淳一君） これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

議案第52号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、委員長報告に対する反対者からの発言を許可いたします。17番伊勢由典君。

17番（伊勢由典君） 日本共産党市議団を代表して、議案第52号「一般職の職員の給与の特例に関する条例」について、反対討論を行います。

民主党前野田政権が、国家公務員7.8%の給与削減実施を法制化し、自民党も総選挙で公務員給与、国と地方を合わせて給与2兆円削減を公約、安倍政権のもと、今年度の地方財政計画で地方公務員の給与削減を閣議決定し、地方自治体に押しつけてきたものであります。

政治的背景として、国家公務員と地方公務員の給与が高過ぎるとのイデオロギーを国民に持ち込んで、公務員と国民を対立させ、さらに地方公務員給与削減と生活保護削減を露払いにして、社会保障制度の改悪と、そして地方公務員給与削減の終了する来年3月末後に、消費税8%増税、来年4月予定であります、の地ならしに位置づけていることでもあります。しかも、地方公務員給与削減、地方公務員の給与1兆2,000億円は、民間の賃下げに連動するものであり、地域経済にとってもマイナスとなり重大な問題でありますと、議会初日の総括質疑で前段述べました。

6月5日の全国市長会は、国による地方公務員給与削減要請に対する決議で、ラスパイレス指標の単年度比較のみで、その引き下げを要請することはまことに遺憾であり、地方交付税を地方公務員給与削減のための政策手段に用いることは、財源自主権を愚弄するものであり、地方公務員の給与削減がわずか1回の国と地方の協議の場に提示されただけで、何ら議論もされず実行されたことは、国と地方の信頼関係を大きく損なうものであるとして、今後、国と地方の場の協議を十分な議論を経て決定すべきとしております。地方公共6団体も同様の要請文書を4月22日、総務大臣に提出しております。

これほどまでに地方自治諸団体が反発する根本要因は、憲法92条に定められた地方自治の組織及び運営に関する事項は、自治体の本旨に基づいて法律で定めるとする憲法に定められた

自治権侵害であることに起因をしております。まして憲法28条に定められています労働基本権のうち、国家公務員あるいは地方公務員の労働基本権が、米軍占領下の戦後における時期において剥奪され、労働協約締結権や団体交渉権がなくなり、その代替措置として人事院による勧告により賃金や労働条件を法制化しており、議員立法をもって人事院勧告制度に介入してきた点でも指弾しなければなりません。

本市において、給与削減の方針と対応はどうであったのかも問われます。県内の市町村でいいますと、登米市、栗原市、大崎市、東松島市は、特別職と管理職手当削減で対応し、その市の一般職について給与削減に手をつけませんでした。さらに、総務教育常任委員会での当局答弁で、県内ではっきりしたことは、石巻市、多賀城市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、七ヶ浜町、松島町が、給与削減、一般職の給与削減に応じておりません。

今回の削減は、市職員のラスパイレス指標103.5を100にしないと、地方交付税の削減をするというもので、国の方針であり、そのものであります。ラスパイレスを100にして給与を削減し、国から元気づくり推進費の交付をするというものであります。

条例の提案は、市の職員の給与削減は、平成25年7月1日から平成26年3月末までで、一般職で645人、これは市長部局、水道、市立病院で、1カ月の給与削減の総額は700万8,546円、市職員1人当たり一月1万866円の削減、今年7月から来年3月までの9カ月間で、市職員の給与削減総額は6,307万6,914円、9カ月間1人当たりの削減総額平均で9万7,794円としております。

前段述べたことも踏まえ、そして塩竈市職員、一般職、市長部局、そして水道、市立病院の企業会計も含む、こうした職員の身分にかかわる重大な問題であり、今回の一般職職員の賃金9カ月の給与削減に対し、反対の討論といたします。（拍手）

議長（嶺岸淳一君） 次に、委員長報告に対する賛成者からの発言を許可いたします。12番鎌田礼二君。

12番（鎌田礼二君） 議案第52号「一般職の職員の給与の特例に関する条例」につきまして、賛成の立場の会派を代表し、賛成討論を申し上げます。

今回の一般職職員の給料の特例に関する条例では、職員の給料月額などを平成25年7月から平成26年3月まで、特例的に減額しようとするものであり、職務の級に応じて定めた減額率に基づき、給料月額の減額を行うものであります。

国家公務員の給与につきましては、厳しい財政状況に対処すべく平成24年4月から平成26年

3月まで特例的に減額されておりますが、全国の地方公共団体に対しても、本年7月までにラスパイレス指数を100以下に引き下げるよう国から要請されており、加えて、本来地方の固有財源である地方交付税につきましても、地方公務員の給与減額を前提に大きく引き下げられております。

本市職員の方々が、これまでに給与を独自削減し、また災害復興に一丸となってお尽力されていることは十二分に承知いたしております。しかし、地方交付税削減による市民サービスの低下は、何としても回避しなければなりません。

また、国家公務員給与との均衡、さらには本市に職員を派遣していただいている多くの自治体が給与削減に取り組まれている現状を勘案したとき、断腸の思いではありますが、特例的に本年度に限り職員の給料月額を減額しようとする当該条例に対し、同意せざるを得ないものと考え、賛意を表明するものであります。

以上、多くの皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

議長（嶺岸淳一君） 以上で通告による討論は終結いたしました。

採決いたします。採決は分割して行います。

まず、議案第43号ないし51号、第53号ないし59号について採決をいたします。

議案第43号ないし51号、53号ないし59号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶺岸淳一君） 起立全員であります。よって、議案第43号ないし51号、第53号ないし59号については委員長報告のとおり決しました。

次に、議案第52号について採決いたします。

議案第52号については、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶺岸淳一君） 起立多数であります。よって、議案第52号については委員長報告のとおり決しました。

日程第3 請願第2号（民生常任委員会委員長請願審査報告）

議長（嶺岸淳一君） 日程第3、請願第2号を議題といたします。

去る2月定例会において、民生常任委員会に付託されておりました請願審査の経過とその結

果について民生常任委員長の報告を求めます。18番曾我ミヨ君。

民生常任委員会委員長（曾我ミヨ君）（登壇） ご報告いたします。

去る2月定例会において、本委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました請願第2号「生活保護基準の引き下げはしないこと等、国に意見書提出を求める請願」については、6月21日に委員会を開催し、紹介議員及び市当局関係者の出席を求め、慎重に審査をいたしましたので、その審査の結果についてご報告いたします。

審査に当たりまして、各委員より述べられました意見の主なるものを申し上げます。

1. 請願者の請願趣旨は尊重できるものであり、本請願を採択し、意見書を提出すべきものである。

1. 生活保護については、限りある予算の中で国民が納得できるものとなるよう、国を挙げて制度の見直しを行っている段階であり、就労環境の整備なども含め、総合的な見地から検討を行うべきものである。

これらの意見を踏まえ、採決の結果、不採択とすべきものと決しました。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げ、ご報告といたします。

民生常任委員長 曾我ミヨ

議長（嶺岸淳一君） 以上で委員長報告は終了いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

請願第2号について討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

委員長報告は不採択でありますので、本請願に対する賛成者からの発言を許可いたします。

15番高橋卓也君。

15番（高橋卓也君） 日本共産党市議団の高橋卓也でございます。

ことし2月18日に、塩釜生活と健康を守る会から市議会定例会に請願され、民生常任委員会に付託されました「生活保護基準の引き下げをしないこと等、国に意見書提出を求める請願」について、賛成討論を行います。

初めに、請願項目の（1）生活保護老齢加算を復活することについてです。

生活保護を受けている70歳以上の高齢者に支給されていた老齢加算が2006年に廃止された結果、月々の保護費削減額は、場合によっては収入の2割にも上り、保護費を減らされた人たちに深刻な影響が出ております。2級地である塩竈市では、2003年当時、最大で1万6,680円が加算されていたものが、段階的に削減、そして廃止されたものです。

当時、厚労省は、廃止の理由として、低所得世帯の消費支出との比較を挙げておりました。しかし、日本の生活保護の捕捉率、生活保護を受けられる対象世帯のうち、実際に保護を受けている世帯の捕捉率ですが、その割合は約2割にすぎません。実に8割もの世帯が保護水準、あるいはそれ以下の生活にもかかわらず、保護を受けていない実態があります。この8割の世帯を含んだ低所得者階層と比較すれば、実際は生活保護水準、あるいはそれ以下の世帯同士の比較となり、差がない、場合によっては逆転との結果になるのは、これは当たり前のことだと思います。

加算額を含めてこそ、初めて健康で文化的な最低生活を営むことが可能なのであって、廃止は対象の被保護世帯の暮らしを最低生活をも割り込む水準に押しとどめた、そうしたものにほかなりません。このことは加算があった時代から政府が言っていたこと、加算を含んで最低生活費だと政府がうたっていたことから明らかなのです。

以上の理由で、生活保護の老齢加算の復活に賛成します。

次に、請願項目の(2)生活保護基準の引き下げを行わないことについて、賛成討論を行います。

5月19日に国の2013年度予算が成立いたしました。それによりますと、ことし8月から生活保護の生活扶助基準額を平均6.5%、最大10%引き下げる内容が含まれております。日弁連、日本弁護士連合会の調べでは、これによって生活保護受給世帯の96%について受給額が減るとされております。政府は、3年間で生活保護費を総額670億円削減するとして、うち580億円は2008年の前回見直し以降の物価の下落を理由にしております。しかし、物価下落の主な要因は、家電製品にあります。生活保護受給世帯の消費支出割合の高い食料費と水光熱費は、ほとんど変動がないか、あるいは逆に上昇しております。生活保護受給世帯は、家電製品への支出は少なく、物価下落の恩恵はほとんど受けていないのが実態です。

しかし、厚労省は、生活保護世帯も一般家庭と同様に家電製品を購入すると想定して下落率を算出しております。生活保護受給世帯の消費支出割合の実態と大きく乖離した物価下落率に基づいて、生活保護の生活扶助基準を引き下げることは許されません。

さらに、生活保護基準は最低賃金の指標となり、国民年金保険料等の減免基準、就学援助金の利用基準などにもかかわりを持つものであり、生活保護を受給していない国民にもその引き下げは影響します。加算の廃止、保護基準の引き下げは、結局低所得者層全体の生活水準を切り下げ、格差拡大をますます助長するものにほかなりません。

そして、また大きな問題は、先ほど述べた捕捉率の問題です。ドイツ、イギリスが約6割、フランスの9割と比べて、日本の2割というのは全く異常な事態と言うほかありません。この事実には何一つ手を打たず、現在の受給者216万人について減額すると言って予算を減らす。こうしたやり方もまた異常だと指摘せざるを得ません。

請願項目の(1)、(2)について共通することは、国民の生存権の保障とそのため国の社会的使命を規定した憲法第25条、全て国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。そして、国は全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないとの関係です。どうしてこうした生活保護法の削減が社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進になるのかということでもあります。

以上の理由で、生活保護基準の引き下げを行わないことについて賛成します。

次に、請願項目(3)生活保護費の国庫負担は現行の75%から全額国庫負担にすることについて賛成の意見を述べます。

かつて小泉政権時代のいわゆる三位一体の改革案で、2004年度から生活保護費及び児童扶養手当の国庫補助負担率を4分の3から3分の2に引き下げる削減方針が厚生労働省から出されたことがありました。

しかし、全国市長会など地方公共6団体の強い意見があつて、削減方針は撤回されました。私は、昨日改めて当時の全国市長会の意見書をネットで読みましたが、こうあります。これは大きな見出しの部分です。生活保護制度は、憲法25条の理念に基づく国の責務。この後に感嘆符がついております。国が費用負担を行い、責任を果たすことが基本。この後にも感嘆符がついております。なかなかいいことを全国市長会は国に意見しているわけで、日本共産党の考えとまさに思いは同じでございます。この点についてはでございますが。

以上の理由から、請願項目の(3)生活保護費の国庫負担は現行の75%から全額国庫負担にすることについて、賛成いたします。

最後に、生活保護基準の引き下げは国会で決まったのだから、もうどうにもならないという意見について述べます。

一昨日、26日、国会で生活保護法改正案と生活困窮者自立支援法案が廃案になりました。この問題について、昨日の毎日新聞はこう報道しております。見出しは「生活保護法改正案廃案。給付削減だけ先行」。記事は次のようになっております。「生活保護法改正案が26日、参院での安倍晋三首相に対する問責決議可決の余波で廃案となった。同法は不正受給への罰則強化など締めつけを狙う一方で、やはり廃案となった生活困窮者自立支援法案とともに、失業者らの就労自立を支援する側面もあった。政府は、既に決めた8月から保護費削減については、両法案の成立を前提としていたが、廃案により保護費カットだけが残る形となった」。このように掲載しております。

この廃案になった2つの生活保護関係の法案の重大な問題点、欠点については、この場では問いませんが、問題は、政府が生活保護費削減の大前提としていた法案が国民の大きな反対運動も相まって廃案になったのに、生活保護費だけ削減するという事態になったということです。今回提出された請願を国に提出することは、今後の生活保護についての国の施策に大きな影響を与えるものでもあります。

以上の理由から、改めて本請願への賛成を表明し、賛成討論を終わります。ありがとうございます。（拍手）

議長（嶺岸淳一君） 次に、本請願に対する反対者からの発言を許可いたします。1番浅野敏江君。

1番（浅野敏江君） 請願第2号「生活保護基準の引き下げはしないこと等、国に意見書提出を求める請願」について、反対の会派を代表し討論いたします。

2013年度は、5年ごとの生活扶助基準の見直しの時期に当たります。政府は、生活保護費のうち日常生活費に相当する生活扶助と一般低所得世帯の消費支出を比べた検証の結果、生活保護受給の高齢者世帯では、低所得者世帯の生活水準を下回るものの、子どもがいる多人数世帯ほど生活保護が上回る傾向が見られ、この逆転現象の解消と、これまで据え置かれていた物価下落分を反映し、客観的な検証結果と合理的な指標に基づいた見直しで、扶助基準の適正化を図ることになりました。しかも激変緩和策として、本年8月から3カ年かけて見直しが行われます。

生活保護制度については、世界共通の問題として、一旦給付を受け始めると半永久的にその状態から抜け出せないことが挙げられています。今回の法案は、単に扶助費の引き下げが目的ではなく、生活保護を受ける状態から抜け出す、あるいは多様な支援によって保護を受け

ないで済む対策も講じられておりました。生活保護費の不正受給対策の徹底化、生活保護に至る前の自立支援の強化、生活訓練など具体的な就労支援、生活困窮家庭の子供たちへの学習支援の実施などを盛り込んだ生活保護法改正案と生活困窮者自立支援法は、今国会に提出され、成立直前で残念ながら廃案となりました。

当民生常任委員会で継続審査となっておりました請願第2号が審議されました6月21日時点では、既に国会で扶助費の見直しは成立しておりましたので、意見書として提出時期を失っていました。意見書の内容を変えて生活困窮者のために仕事を創設したり、自立を促す施策の強化を求める意見書にしてはどうかとの発言も委員会の中ではありましたが、残念ながら紹介議員の方からは、そのままの内容で審議してほしい意見がありました。

請願第2号は、扶助費の引き下げの反対のみを理由に意見書の提出を求めており、生活困窮者の根本的な救済となる就労支援の強化、子どもたちへの学習支援等が含まれていない文面となっておりましたので、残念ながら賛成できませんでした。

よって、請願第2号「生活保護基準の引き下げはしないこと等、国に意見書提出を求める請願」に反対いたします。ご清聴ありがとうございました。

議長（嶺岸淳一君） 以上で通告による討論は終了いたしました。

採決いたします。

この請願に対する委員長報告は不採択であります。したがって、採決は本請願を採択することについてお諮りをいたします。

請願第2号については、採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶺岸淳一君） 起立少数であります。よって、請願第2号については不採択とすることに決しました。

日程第4 東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長中間報告

議長（嶺岸淳一君） 日程第4、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長中間報告を議題といたします。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長の報告を求めます。5番志賀勝利君。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長（志賀勝利君）（登壇） 東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の中間報告をいたします。

去る5月1日、全員協議会が開催され、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理状況について、当局から、危険家屋解体、瓦れき処理の資料の説明を受け、後に調査特別委員会の設置について協議されました。

5月13日に、第1回臨時議会が開催され、調査特別委員会設置が決定されました。その後、第1回調査特別委員会が開催され、私、志賀が委員長に、鎌田礼二委員が副委員長に選出されました。

5月27日に、第2回調査特別委員会が開催され、各会派から必要資料の請求が当局に対して行われました。会派ごとの資料請求は、新生クラブ19件、共産党19件、自由民主の会4件、かいしん6件となっております。

6月10日には、第3回調査特別委員会が開催されました。質問者は、新生クラブ、佐藤英治委員、鎌田礼二委員、菊地進委員、志子田吉晃委員、共産党は、高橋卓也委員、伊勢由典委員、小野絹子委員、自由民主の会は阿部かほる委員、公明党は浅野敏江委員、さいせいクラブは田中徳寿委員の計10名であります。

また、6月19日、第4回特別調査委員会が開催されました。質問者は、新生クラブ、佐藤英治委員、鎌田礼二委員、菊地進委員、志子田吉晃委員、共産党は、伊勢由典委員、高橋卓也委員、小野絹子委員、さいせいクラブは田中徳寿委員の計8名であります。

ここで主な質疑項目及び内容についてご報告いたします。

塩竈市災害復旧連絡協議会と市との契約に関しては、次のような質問がありました。

初めに、委託者と受託者とは誰か、この委託は一般競争入札なのか、どういう契約なのか。また、塩竈市災害復旧連絡協議会の規約には、会の設立目的は連絡体制の一元化とあるだけで、営利事業を営むとはうたっていないが、公共事業の受注事業者としての資格があるのか。そして協定はどのような形で結ばれたのか。

次の質問では、平成24年3月31日までに連絡協議会が会存続の延長を決定する定例会開催をしていないことから、この平成24年3月31日をもって連絡協議会は自然消滅していると解釈される。よって平成24年4月1日以降の10億円を超える事業契約は成立するのか。

また、次の質問では、3月12日、連絡協議会が設置されたとあるが、震災の翌日にこんなことができるのか。実際に契約書をつくったのはいつなのかという質問がございました。

また、次に、規約があって初めて契約が生まれ発生するわけだが、この規約が平成23年5月20日となっている。この規約ができたときに、災害復旧連絡協議会が総会を開き、合意した

のかどうか、市は確認しているのかという質問もございました。

また、新聞報道の「存続手続なく規約違反状態で、市、確認せず7億円支出」とあるが、市は総会も開いていないというこの規約違反をいつ知ったのかという質問がございました。

また、島ごとの担当事業者はいつから決まったのか。最初に建設用重機を入れたのは誰の指示なのかという質問もございました。

次に、浦戸に関しての受注事業者名をなぜ発表できなかったのかという質問もございました。

また、市長は、今回の協議会関連の報道をどのように感じているのかという質問も複数の委員からいただいております。

また、危険物解体、瓦れき処理の提出資料を見ると、なぜ発注が連絡協議会1本になってしまったのか。その先の受注先が本当はどこなのか、解明を求めていくことが必要なので、ぜひ参考人と呼んでもらいたい。当の本人が来ないと解明のしようがないという提案もございました。

また、協議会の解散通知は連絡協議会会長名で提出されていない。なぜ災害防止協力会会長、建設協会会長連名での解散通知で受け取っているのかという質問もなされました。

以上が連絡協議会に関する質問でございます。

続きまして、家屋解体から発生した有価物処理の件では、次のような質問が行われました。

発生した有価物は誰の物なのか。

有価物の排出量は建築確認書により推定できるが、その確認をしていたのか。

また、有価物の数量把握はどのような方法でしたのか、そして管理したのか。

また、民民、個人的に知り合いの業者に依頼分です。民民解体のスクラップの数量把握はどういうふうにしていたのか。

次に、解体業者が直接現場よりスクラップ卸事業所へ持ち込むことがあったのか。

また、昨年11月の産業建設常任委員協議会の中で、委員より有価物を横流ししている業者がいるとの発言があったが、当局としてはどのような対策を講じたのか。

また、次の質問では、資料の中で越の浦、浦戸地区の分野で金属スクラップなどの処分状況一覧表に数量で9,338トン、金額で7,470万円が市のほうに入ったと言われております。この数字についてどういうふうに見ているのかというような質問がありました。

多くの質問がありましたが、事実確認には多くの時間を要することになるかと思えます。連絡協議会との契約の正当性等についても、法的な検討を深めていくことが必要になるかも

しれません。

50億円を超える事業の窓口となった連絡協議会の会計報告の事実確認作業や有価物の排出量の確認等、調査特別委員会として今後も一つ一つ事実を調査解明していきたいと考えております。各委員からも要望のあった参考人聴取につきましても、事実確認をするためどうしても必要と考えられることから、今後検討を深めてまいります。

最後に、思い起こせば平成23年3月11日の大震災翌日から、建設業界関連の方々は道路の瓦れき処理を開始し、1カ月で市内幹線道路はあらかじめ片づけていただきました。この時点での処理作業は、建設業界の方々は無償奉仕の精神を持って活動されたということ、市民の皆様はご理解いただきたいと思えます。この活動に対して塩竈市長は業界の方々に感謝状を差し上げているはずで、このような発災当初の崇高な理念を考えますときに、今回のような疑義が生じたことがまことに残念でなりません。

調査特別委員会は、今後とも事実関係をしっかり調査し、事実に基づいた報告をすることを市民の皆様にお約束いたし、東日本大震災復旧・復興調査特別委員長の間接報告といたします。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員長 志賀勝利

議長（嶺岸淳一君） これより委員長報告に対する質疑を行います。（「なし」の声あり）

これをもって委員長報告に対する質疑を終結することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上をもって東日本大震災復旧・復興調査特別委員会委員長中間報告は終了いたします。

以上をもって本定例会の全日程は終了いたしました。

よって本日の会議を閉じ、本定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後2時10分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年6月28日

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

塩竈市議会議員 伊 勢 由 典

塩竈市議会議員 曾 我 ミ ヲ

平成25年 6 月28日（金曜日）

塩竈市議会 6 月定例会会議録

（第 4 日目）

議事日程 第3号

平成25年6月26日(水曜日)午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1及び日程第2

出席議員(16名)

1番	浅野敏江君	2番	小野幸男君
3番	嶺岸淳一君	4番	田中徳寿君
5番	志賀勝利君	6番	香取嗣雄君
7番	阿部かほる君	8番	西村勝男君
11番	志子田吉晃君	12番	鎌田礼二君
13番	伊藤栄一君	14番	佐藤英治君
15番	高橋卓也君	16番	小野絹子君
17番	伊勢由典君	18番	曾我ミヨ君

欠席議員(2名)

9番	鈴木昭一君	10番	菊地進
----	-------	-----	-----

説明のため出席した者の職氏名

市長	佐藤昭君	副市長	内形繁夫君
市立病院事業管理者	伊藤喜和君	市民総務部長	佐藤雄一君
健康福祉部長	神谷統君	産業環境部長	小山浩幸君
建設部長	鈴木正彦君	震災復興推進局長 兼政策調整監	伊藤喜昭君
市民総務部次長 兼総務課長	佐藤信彦君	会計管理者 兼会計課長	星清輝君

健康福祉部次長 兼社会福祉事務所長 兼生活福祉課長	高橋敏也君	産業環境部次長 兼商工港湾課長	佐藤修一君
建設部次長 兼下水道課長	千葉正君	震災復興推進局次長 兼復興推進課長	佐藤達也君
市民総務部危機管理監 兼市民安全課長	赤間忠良君	市民総務部 政 策 課 長	阿部徳和君
市民総務部 財 政 課 長	荒井敏明君	市民総務部 税 務 課 長	小林正人君
産業環境部 水産振興課長	佐藤俊幸君	産業環境部 環 境 課 長	菊池有司君
市民総務部 総務課長補佐 兼総務係長	武田光由君	市立病院事務部長	菅原靖彦君
市立病院事務部 業務課長兼経営改革室長	鈴木康則君	水道部長	福田文弘君
水道部次長 兼工務課長	大友伸一君	教育委員会教育長	高橋睦麿君
教育委員会 教 育 部 長	桜井史裕君	教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	会澤ゆりみ君
教育委員会教育部次長 兼生涯学習課長	郷古正夫君	教育委員会教育部 学 校 教 育 課 長	高橋義孝君
選挙管理委員会 事 務 局 長	遠藤和男君	監 查 委 員	高橋洋一君
監查事務局長	佐藤勝美君		

事務局出席職員氏名

事務局長	安藤英治君	事務局次長 兼議事調査係長	宇和野浩志君
議事調査係 専門主査	斉藤隆君	議事調査係主査	西村光彦君

午後 1 時 開議

議長（嶺岸淳一君） ただいまから 6 月定例会 3 日目の会議を開きます。

本日の欠席の通告がありましたのは、9 番鈴木昭一君、10 番菊地 進君の 2 名であります。

本日の議事日程は、日程第 3 号記載のとおりであります。

傍聴人の方に申し上げます。携帯電話等を持参されている方は、電源をお切りになるようにご協力お願いいたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（嶺岸淳一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、15 番高橋卓也君、16 番小野絹子君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（嶺岸淳一君） 日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

なお、本日の一般質問は全て一問一答方式にて行います。

4 番田中徳寿君。

4 番（田中徳寿君）（登壇） さいせいクラブの田中徳寿でございます。今回、一般質問の場を与えてくださった先輩、同僚議員の皆様には厚く御礼申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1 番目として、塩竈市のコンピューターのプログラムソフトの一元管理についてお伺いいたします。

として、全庁的にコンピューターソフトは現在どのように運用しているのかお教えてください。

として、コンピューターソフトの財務・会計の統合について。今後の塩竈市のコンピューターシステムは、一般会計、特別会計をコンピューターで連結して資料の中身を見ることができるよう仕組みを考えておられるのか。また、市町村共同設置のクラウドを活用しながら、情報漏れやハッカーの侵入に対して、防御できるシステムに成長させていく考えがおりなのかをお伺いいたします。

として、これらのシステムを導入することにより、費用対効果を検証するような、今後ソ

フトの導入も視野に入れた考え方でシステム設計を考えているのかお教えてください。

2番目として、塩竈市の街としての振興策についてお伺いいたします。

として、塩竈市の街として不足している機能は何であるのか。第5次長期総合計画の「おいしさと笑顔がつどうみなとまち塩竈」に照らしてお教えてください。そして、それらをつくり上げていくためには、どのような仕組みの導入を考えておられるのかをお教えてください。

として、東日本大震災により、空き地の目立つようになった本塩釜駅前地区と本町地区の振興策についてお伺いいたします。

3番目として、壱番館庁舎についてお伺いいたします。

として、行政機能を集約したことにより、どのような効果があったかをお教えてください。そして、第2庁舎として誕生したことにより、業務の区割りであったり、全ての仕組みが少しずつ変化をしている感じがしている今、どのような体制であり、また仕組みにするのか、お考えをお教えてください。

4番目として、財政についてお伺いいたします。

今後の財政戦略（資金繰り）、あるいは財政調整基金を今後どのようにして積み増ししていかれるのか。どのくらいの基金残高があれば、震災復興事業の資金繰りを安定的に賄っていきけると考えておられるのかをお教えてください。そして、それをどのような仕組みで調達することが可能なのかもあわせてお伺いいたします。それができれば、塩竈市の政治に携わる人たちが一緒になって努力して実行していくことが大切であると思料されますので、よろしくお伺いいたします。

以上4項目について、市長の明快なるご答弁を期待して1回目の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございました。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま田中徳寿議員から、本市が抱える行政課題4点について、簡潔明瞭なご質問をいただきました。説明につきましては、若干お時間をいただきましてご答弁を申し上げさせていただくこととお許しいただきます。

初めに、プログラムソフトの一元管理についてのご質問であります。

本市では、保育所や病院などの一部の部署を除き、職員一人一人に1台を基本にパソコン端末を配備しているところですが、その管理につきましては、庁内ネットワークを統合する管理サーバーによる一元管理を行っておりまして、基本プログラムの設定変更を禁止

するなど、一定の使用規制をかけているところであります。

また、ホームページの閲覧に当たっても、有害サイトへのアクセスを制限するフィルタリングソフトにより、特定のウェブサイトへのアクセスを禁止し、ページを表示させないようにしておりますとともに、コンピューターウイルス感染の予防対策もあわせて講じさせていただいているところであります。

次に、コンピューターソフトの財務・会計の統合運用についてのご質問でありました。

本市では、平成7年度に財務会計システムを導入し、一般会計及び特別会計のOA化による財政管理及び会計管理を一括した運用を行っております。しかしながら、病院、水道の公営企業会計につきましては、地方公営企業法の適用を受ける会計でありまして、一般会計や他の特別会計とは異なり複式簿記での管理となりますため、各会計間の連結は行えず、個別の財政管理を行っている現状となっております。さらに、国の公営企業会計制度改革によりまして、現在、一般会計などとは異なるシステム開発を進めており、全会計を連結したシステムの構築が困難な状況にありますことをご理解いただきたいと思います。

また、自治体クラウドについても言及いただきました。クラウドにつきましては、自治体独自の内部情報系のシステムにより、住民情報系のシステム構築が現実的と考えておりますが、住民情報のクラウド化につきましても、導入時期、費用の負担方法、そして事務処理方法の課題解決に時間を要しますので、財務会計などの内部情報のクラウド化は今後の課題ということで現在取り組んでいるところであります。

また、費用対効果についてご質問いただきました。市では、現在、一般会計及び特別会計に係る新たな財務会計システムの導入の検討を進めているところでありまして、予算執行や資金繰りなど、各会計の財政及び会計管理が、より効率的で無駄なく実現できるようなシステムのあり方を調査、研究し、システム導入による費用対効果を高める必要がありますことから、その費用対効果を検証するためのソフトの導入につきましても、あわせて検討してまいりたいと考えているところであります。

2点目であります。塩竈市の街としての振興策についてというご質問でありました。特に、街として不足している機能を補完し、既存企業をより強いものにするべきではないかというご質問でありました。平成23年度より、第5次塩竈市長期総合計画に基づいたまちづくりを現在推進中ではありますが、あわせて塩竈市震災復興計画による東日本大震災からの復旧・復興に向けて取り組んでいるところでございます。これらの計画の推進こそが、本市が抱える

諸課題を解決し、市民の皆様とともに作り上げてまいりましたまちづくりの目標を実現するものであると考えております。

ただし、本市は、街の成り立ちといたしまして、大変狭隘な地域に、職場、住居、商業が混在する過密な状態でのまちづくりの変遷をたどってまいりました。戦後の区画整理事業や仙石線の立体交差等によるさまざまな取り組みを経て、昭和40年代には漁港区域と港湾区域を分ける法改正で、魚市場と加工団地が新浜町地区へ移転いたしましたほか、北浜土地区画整理事業（第4地区）なども行われ、その時々において、工業、商業、住居専用地区と土地活用は工夫されてきましたが、既に市街化が市内全域に進展してきた歴史を持つ本市は、抜本的に整然とした都市計画事業ができなかった部分は否めないところであります。

しかし、一方、行政コストの効率的運営や少子高齢化社会が進展する中で、コンパクトシティの概念といったようなものが見直しをされてきております。必要な都市機能が狭い空間に凝縮する効率性と、支え合う人と人とのつながりの構築が見直しをされております。

「街として不足している機能は」ということですが、前述いたしましたとおり、残念ながら都市計画として土地利用が整然と純化できなかったという点はあるものの、一方では、職場、住居、商業が近接し、狭いながらも混在する本市は、コンパクトシティとしての道筋をまだまだ追求する可能性を保有しているというふうに認識をいたしております。

また、今回の震災で改めて見直されたところでありますが、天然の良港内にある港湾、水産業、水産加工業、また安くておいしい水道など、長年培ってきたからこそそのよさが凝縮されております。これら本市の個性、強みを発揮できる分野や人的資源など、塩竈ブランドとして集積できるような政策を進めていかなければならないというふうに考えているところであります。

そういった中で、本町、本塩釜駅前地区などの市街地の振興をいかにというご質問でありました。本町や本塩釜駅前地区も震災による建物の解体が進み、空き地も見られるようになりましたが、まとまった街区を再整備する手法としては、現時点では、土地区画整理事業か市街地再開発事業のいずれかの選択しかないという状況であります。

東日本大震災の復興交付金事業では、さまざまな要件もございますが、通常の補助率よりも手厚い支援を受けながら進めることができますが、一方、いずれの事業も所有地の減歩といったような問題でありますとか、地権者の方々の一定の自己負担という問題もございます。これらの問題を解決し、今申し上げました地区が新たなまちづくりに取り組むということに

についてはかなり困難な状況ではないかなと思っておりますし、一方、空き地ができたとはいえ、建物が相当数残り、既に現地再建を果たされている方々もおられますようなこれらの地域でありますので、旧来どおり中心市街地の活性化計画の中で、例えば歴史の薫る文化・居住ゾーン、駅前の集積ゾーンの中心でありますこれらの機能を特化するような取り組みを進めていくことこそが、今後のまちづくりではないかなと考えております。

具体的に申し上げますと、本町地区につきましては、歴史的資産をつなぐネットワークを形成し、人の流れを再生するために、震災前には実は大型観光バスを本町の町内に駐車させるような取り組みを深めさせていただいたところであります。また、北浜沢乙線と本町の大通りを結ぶ横丁等を整備し、回遊性の向上といったようなことにも努めさせていただきました。

今後は、旧宮町分庁舎跡地等の活用も視野に入れながら、地域の皆様方が日々汗を流して取り組んでいただいております本町おもてなし会、あるいは観光ボランティアガイドの皆様方のご労苦とともに、新しいまちづくりを模索いたしてまいりたいと思っております。

また、本塩釜駅前地区については、海岸通再開発の予定地と本塩釜駅を結節する場所となりますことから、活性化の視点としては、やはり商業の集積を図るべき地区と認識をいたしております。特に、本市の魅力であります食につきまして、この地区は観光客のみならず、市民も日常的に訪れていただいております老舗、名店が集積いたしております。これらの機能強化を図り、食のまち塩竈の魅力をおお数多く発信していくようなまちづくりを模索いたしてまいりたいと考えております。

次に、壱番館庁舎についてご質問でありました。壱番館庁舎への集約に伴い、どのような効果、メリットがあったかというご質問であります。本市では東日本大震災により庁舎が被災し、行政機能が分散する事態となりましたことから、このような取り組みをさせていただき、現在4部13課、総勢200名を超える職員が5月1日より全てのフロアにおきまして本格業務を開始したところであります。

ご質問にございました行政機能の集約による効果についてであります。まず、市民の皆様方にとりましては、庁舎が数カ所に分散していたことで、大変ご負担、ご不便をおかけいたしておりましたが、各窓口の諸手続がおおよそ本庁舎と壱番館庁舎の2カ所で取り組めるということでもあります。また、駅やバス停に近接しているという立地条件から、窓口の移動や来庁に係る負担の軽減も図られているものと期待をいたしているところであります。また、200名を超える職員が集約されますことにより、周辺商店街への経済効果といったようなも

のについても若干期待をいたしているところであります。

また、職員の意識改革という点であります。意思決定の迅速化や部署間の情報共有、相互の応援協力体制など組織力の強化が図られましたとともに、事務機器、会議スペース等の共同利用や照明設備のLED化等による運用コストの削減効果といったようなことが大きな効果として上げられるものであり、このことが市民の皆様への行政サービスの向上として必ず帰をしていくものと考えております。

次に、日常の業務の取り組みについてのご質問でありました。まだ2カ月間ではありますが、集約化による見直すべき日常業務の点検につきましてはこれからの作業と考えておりますが、分散時の事務の流れや意思伝達の方法など、事務処理の比較検証や公用車両の管理運用の検証を行い、さらなる業務の効率化に向けたあり方を検討してまいりたいと思っております。

現在、4部門の職員から成る管理検討組織の設置をいたす予定でありますほか、住民の方々にはアンケート調査を行い、まだまだ足りない部分について職員の総力でしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

次に、財政についてご質問いただきました。おおむね3点であったかと思いますが、復旧・復興が本格化していく中での本市の財政状況についてというご質問でありました。震災以降、本市の復旧・復興事業が進みつつあります中、本年度におきましては、災害公営住宅や水産加工業施設整備等支援事業などの大型事業の進捗によりまして、今後大きな資金が必要となることが見込まれますことから、通常時の資金繰りがこれまで以上に重要になってくるものと認識をいたしております。

現在の状況であります、東日本大震災復興交付金の交付や震災復興特別交付税の前倒し交付など、被災地の資金需要に対して一定の国の配慮がなされておりますことから、25年度内におきまして一時的な資金不足は発生しないのではないかとこのように予測をいたしております。

次に、財政戦略としての取り組みであります。財政調整基金は、年度内を通じた財源調整を目的といたしておりますので、あえて予算で積み増しという性格の基金ではありませんが、安定した財政運営を継続するためには一定の残高が必要と考えております。その額についてであります、標準財政規模のおおむね5%程度を基金残高の目安としてご説明いたしてまいりました。平成24年度の標準財政規模は120億9,684万5,000円でございますことから、5%でありますと6億484万2,000円、およそ6億円程度が基準になるものと判断をいたしており

ます。

しかしながら、社会保障費の増大や税収の落ち込みなど今後の財政需要の増大を考えますと、あくまでも5%は最低目標でありまして、今後の財政運営を見通しますときに、他市の状況等も参考にいたしますと、やはり10%まで高めていく努力をする必要があるのではないかと、いうふうに考えているところであります。

次に、資金確保についてのご質問でありました。基金本来の目的を考えますと、財政調整基金につきましては、年度内の財政調整のために積み立てと取り崩しを行うものでございますが、例えば市債管理基金や庁舎建設基金、ミナト塩竈まちづくり基金などは基金の目的が定められておりますことから、この目的基金に目標額を設定して積み立てすることで確実な資金の確保を図ることが必要であります。今後、本市の復旧・復興事業が進みますと、やはり一般財源や地方債の発行などが増大するものと予想いたしております。

また、平成28年度には、土地開発公社用地取得に際して発行いたしました基金の償還が始まるなど、公債費を中心とした歳出の増嵩が見込まれますことから、例えば市債管理基金に一定額以上の積み立てを進め、しかるべき時期に取り崩して公債費に充てるなど、一定のルールを設定して資金を確保することが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（嶺岸淳一君） 田中徳寿君。

4番（田中徳寿君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。では、最初の1問目から順次質問させていただきたいと思っております。

コンピューターのソフトが今会計的にならなっているのかということをお聞きしたかったのは、いろいろな資料が何か手作業でできているような感じがしているものですか、きちんとした物の考え方で、一度設定された勘定科目が変化のないような仕組みであって、そういうものをできるのは市長さんができるぐらいで、あとはできないという形のものがないと、きちんとした公文書にならないのではないかという意識が働いているから今回伺っているわけです。

なぜ、そのようなことを言いますかという、私の大学時代の友人が全世界の企業に勤めていまして、全会計ベース、ドル為替全てを含めて、ドイツの本社で社長さんがボタンを押すと皆わかると。そういう仕組みを考えている時代が来たときに、企業会計であろうが一般会

計、特別会計であろうが、市長がこの資金繰りどうなっているということを見たときに、瞬時にわかるシステムを構築していなければ、これからの財政戦略ができないのではないかと推察しているからなんです。

ましてや、塩竈市の国保であったり生活保護であったり障害者支援センター、あるいは会計別のソフトが多分一覧でできるような仕組みになっていないのではないかと。その都度会計を支出して、このソフトをつくるという予算書を見せていただくと、塩竈市にとって全てのものを一元的に管理する仕組みができ上がるとコンピューターの費用が安く上がり、その費用を受けて、戦略的にどういう形で物を設定する。予算をつくるときでも、それに数字を入れることによってある程度の予算概要が出てくる。その中で、重点的な施策を市長が選択してやっていくという高度化されたシステムがこのまちの行政。

私が心配しているのは、ことしの4月4日の読売の記事に人口予測が出たのです。塩竈市の人口予測、2010年5万6,490人、2040年3万6,704人、35%減、2040年の高齢化率43.7%、こういう予測に対してどういう絵を描いて、どういう戦略を持って、このまちを長期総合計画の5万5,000人にしていくためには、約2万人ぐらいの人口をふやすという施策をとらなければならないわけでありまして。そのためには、一番市長に必要なデータが集まるような仕組みを考えていかなければならないのではないかと考えているわけです。そういうことに対してどう思っておられるのか、ちょっと一言お願いします。

議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

市民総務部財政課長（荒井敏明君） 今、システムが市長のもとですぐにわかるようなシステムというお話をいただいたと思います。確かに、今こちらで進めております財務会計、それからいわゆる予約システム、施設の予約、公用車の予約システムなど、あとメールなんかが入りますグループウェア、そしてあと文書管理システム、こういった主な内容を内部情報のシステムの更改として今回開発のほうを進めようという中にあります。

今お話ありました確かに内部情報ということで、市長がすぐ閲覧できるようなそういった仕組みではないというのが現状かなというふうに思います。ただ、現在、今新しいシステムを開発しようとする段階にございまして、どういった仕様概要でもって、どういう内容に仕上げるべきかというようなところも、専門部会は今庁内で開きまして検討を始めているという段階にあります。今後、各事業所さんに、いわゆるRFIという情報提供を求めるという作業がこれからなるわけなんです、そういう中でどういったご提案がいただけるか、もう

少し各大手の今回事業所さんもいろいろご提案いただく予定にしておりますので、そういった中で、例えば財務関係、財務会計システムのいろいろな資料が統括してすぐ見られるとか、どういう機能があるか、もう少し見定めをさせていただければというふうに考えております。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 田中徳寿君。

4番（田中徳寿君） そういう大事な時期だから今回質問しているのであります。新しい視点というものは、今までの条例によって考えるシステムではなくて、どのような社会がどう構築されていくかということの概念でもって、それに適応したシステムとはどういうものかということを考える力なんでありまして。それがソフトに運営されていくか、反映されていくかということが大事だと思うのです。その概念がなければ新しい仕組みにならないのです。幾らかお金を持っていても、あるいは大手の銀行が今回銀行を統合するのでかなり神経を使っています。その銀行がなくなるかもしれないという危機感の中で、そのシステムをつくっているというふうに新聞に書いてありました。そのシステムというのはどういうことかということ、障害を起こすともう銀行でなくなる。何度も指摘したと。でも、市役所のシステムがダウンしても誰も市民わからないのです。だから大事なんです。

この震災で、サーバーを今回いろいろなことで守ることができてよかったなと思っています。ほかのまちのようにサーバーがやられて全てがだめになったら、物すごい大変な労力を必要としたと思うのです。そういうことを考えるときに、いろいろな仕組みを考えて全て網羅して、それでベストなものをつくれと言っているわけではないのです。そういうものから、新しい芽が一つ一つ出てくる考え方をに入れてほしいのです。過去のこういう経験が生きたからではなくて、将来このまちをどのようにするかということのコストの安さに目を向けて、そしてチェックして安全を確保してほしいのです。

なぜかという、国民一人のナンバー法ができたからなんでありまして。そういう概念を導入していかなければ、次にまた同じことなんです。1つのシステムだけに固執してつくっていけば、ほかのシステムとの連動性がなくなると誰もチェックできなくなるんです。そういうのではなくて、全ての業務に対してどのように精通するかということは今から市役所職員の方々が考えていかなければ、全体を網羅したものの仕組みができないわけなんです。

業者の考えは、市役所業務に精通していないのであります。市役所業務に精通しているのは職員の方々なのです。その考えを取りまとめることが一番大事なんです。それをしなければ、

どんなシステムをつくる設計者でもわからないのであります。新しい仕組みをつくるのは、多分ここにいらっしゃる方々か、あるいは部下の方たちなのです。その集約を考える力が大事だと思っているから質問したんです。今後、そういう考えでいろいろな意見を取り入れたシステム設計をお願いしたくて、この質問を終わります。

次に、塩竈市に街として不足している機能というときに、果たして今、第5次総合計画の中で観光を目指すということになるならば、何が不足しているのかというのは自明のような気がしているのであります。自分たちが観光特区をしたならば、観光とは何かというときに、泊まっていただくことだと思っているのです。昔、私が生まれたところのそばに9軒ほど旅館がありました。そこに、よく小学生や中学生の修学旅行客が泊っていました。数十年前の話であります。今このまちにはないのであります。

そういうことから、一つ一つのこのまちの機能というものを、日本三景の一つであり、いろいろなものがこのまち、この周辺に集積しているのであります。でも、泊まることによる集積を与えると、いろいろな力が出てくるんだと思っていました。それが購買力であったり、いろいろなデータがあると思います。それが、きのう西村議員が言ったような1人80万で、そういう形で言われました。それも同じことだと思っています。ここの商業の部門が弱くなっているのは、購買力が落ちているからであります。その購買力を高める人たちがここに集う力をつくらなければ、このまちの商業の未来はないのであります。

他市にはいろいろな商業集積が起きました。その集積によって、平成11年からこのまちにたしか商圈が消えたと記憶しております。それが、いつの間にかこのまちの体力を奪っていったんです。1つの事例の中で、1つつくり上げることが、またつながってくるということです。この1つつくり上げることが、うんと大事だという認識がこのまちに少し足りないのかなと。それはなぜかというと、余りある富の集積のまちだったゆえのような気がしているんです。魚という膨大なエネルギー、資金を吸収するものがこのまちを席卷したために、このまちはそれすら守っていけばいいという発想にとりつかれたのではないかと考えております。

今このまちの魅力をつくることは、市役所しかできないのであります。市民は疲弊しております。経済も落ちています。震災もありました。全てここにいらっしゃる皆様の知恵と汗があすの塩竈をつくるものだと思っているから考えたのであります。それは何か、塩竈市が何で食べていくのかということと、どういう産業を起せば、どういう仕組みをつくり上げればこのまちが豊かになるかという事例をつくっていただきたいのであります。それがこのま

ちの一番大切なことだと思います。そのために、下水道を整備したりしていろいろなことをしてきたんだと思います。それをどういうふうにして、このまちをセールスするかということのために知恵を絞っていただきたいのです。政策課長、何か一言ありましたら教えていただきたいんですけども。

議長（嶺岸淳一君） 阿部政策課長。

市民総務部政策課長（阿部徳和君） 千賀の浦観光推進特区の中に、我々としては誘導したい業種といたしまして、食料品店、それから飲食業、小売業、飲食店、それから宿泊業、それからその他観光・学習施設、旅客船、そういった業種を我々は誘導したいということで、業種指定をさせていただいて特区の認定をいただいております。

ご案内のように、日帰りの観光客の経済効果は1人当たり9,000円というふうに言われております。これが宿泊を伴うことよって、経済効果は2万円を超える経済効果が地域に波及されるということになります。こういった視点からぜひ宿泊業を誘導したいということで、観光特区のほうには宿泊業を追加して誘導してまいりたいというふうに考えておるものでございます。

それから、今お話の中に、平成12年に塩竈商圈が消失したと。そこから商業の疲弊が始まったのではないかというふうなお話がありました。その部分に関しては、商圈というのは、ご案内かと思えますけれども、日常的な生活必需品を買うというふうな指標ではなくて、買い回り品に関してのお客さんを外からどのくらい集める力があるかというのが商圈でございます。言ってみれば、買い回り品というのは家具であるとか家電であるとか洋服であるとか、そういったものの指標が商圈というふうなものになっております。この商圈の部分につきましても、海辺の賑わい地区による土地地区画整理事業、それから牛生地区、それから杉の入地区などに洋服店が進出したこと、それから今般家電の小売店も進出してきております。そういったことでは、塩竈市の商圈というのは徐々に戻ってきているのかなというふうに考えておるところでございます。

あと、買い回り品のほかに、日常生活品であるとか生活必需品を買ったりする最寄り品でございますけれども、これは塩竈市の指標としては78%が地元で買っているというふうなことが今現在の調べでわかっております。これは、ほかのまちと比較しても決して低い数字ではなくて、塩竈の方々は生鮮食料品などについては地元で買っているというふうなことが言えるのかなというふうに思っております。こういった地元で買うというふうな消費行動を衰え

させないように、まずは中心市街地である本町であるとか海岸通であるとか、そういったところにこちらもまた集積したいと。それから、今あるお店もこの震災の中で商売を続けていただくということで、さまざまな税制の優遇などを受けられる特区というものをいち早くしかせていただきました。そういった視点で、塩竈市の観光、商業、そういった組み合わせの中で、継承していくような仕組みを何とか取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

私、先ほど78%と申しましたけれども、72.8%でございます。大変申しわけありません。訂正させていただきたいと思います。

議長（嶺岸淳一君） 田中徳寿君。

4番（田中徳寿君） ありがとうございます。買い回り品は、きのうの商工港湾課長が20%くらいという形で出て、きのう聞いておりますので。ただ一つだけ言いますと、このまちにはあり余るパワーがありまして、そのパワーの中で成り立ってきたものが、近代化あるいは大型化の中で乗りおけているという形が出てきたんだろうと思います。でも、新しいまちができ、新しい仕組みができ上がると、古い仕組みが壊れていきます。その繰り返しがこのまちだったのではないかと感じております。

昔、西町から栄えて、今は海岸、駅前、あるいは尾島町の大型店側のほうに移ってきているように、このまちは常に東側を向いて行政が仕事をしてきたんだろうと思います。その東側の向きについていけない人たちが、ある種の商業だったような気がしております。ずっと私も商業をしておりましてので感じているんですけども、体力がなくなってきたというのは個々の所得が減ったということなんです。あり余る富があって、所得を持っている人たちがいて、そういう形でこのまちが運営されてきたような気がしているんです。それが、水産加工業、水産業が減少してからそういう仕組みが壊れ始めたかなと。だから、このまちにとって一番大事なのは、水産業と水産加工業の活性化と充実化なんだろうと思っております。

そして、そういう仕組みしか……、このまちは一応18平方しかない狭隘な土地の中に、まだ5万6,000人の方々が住んでいらっしゃるということですので、物すごく狭い土地でいろいろな工場をつくるということも制約されているまちなものですから、先ほど市長がコンパクトシティという形で言われるのであれば、やはりまちの中に人が住まえる施策を常に導入していかなければだめなんだろうと思っております。

そして、そういうものと商業が密接に結びついていく仕組み、そして、なおかつ雇用なんだ

と思います。雇用がなければ、このまちが成り立たないというのがこのまちの宿命だと思います。仙台が近いから、サラリーマンの人たちがいっぱい来てくれればよろしいのかという話ではないような気がしているんです。やはりここに雇用が生まれて働く場所があって、そこに富の集積が行われていく地区をずっとつくっていかなければ、塩竈というまちが光輝いていけないようなのが私が考えついたことなので、ただそれを聞いているわけなんですけれども、そういうことをなるべく行政もそういうふうに政策を進めていただきたいのであります。

次に、壱番館庁舎について、先ほど行政機能を集約化したことにより、自分の今までやっている足元の仕組みそのものも、今までだったら当たり前の仕組みが、当たり前でないんでないかという考えで物事を考えていただきたいなと思っていたのです。単純な1つの区割りであっても、その区割りが果たして壱番館にあるのに、地域住民にとっていいことなのかというこの視点で物を考えれば、また違った仕組みになっていくのかなと思っています。

そして、もう一つ考えていることがあるんです。なぜかというと、せっかく壱番館の庁舎をつくっても、施設が少ないために食堂がなかったり休憩所がなかったり、いろいろなことが起きているのではないかと考えているのです。やはり職員の方々の福利厚生施設も大変重要なので、たばこを外で吸っているのも余り見ばえのいいものではないものですから、できればそういう仕組みもつくって職員のために……、たばこを吸っている方は塩竈市の貴重な財源を提供されていらっしゃるものですから、私の記憶では4億前後あるような記憶をしているのです。そういう方々も塩竈市の財政を担ってくれているものですから大切にさせていただきたいと思うのです。確かに、健康管理の問題から庁舎から灰皿がなくなって、それはそれでよろしいのですけれども、福利厚生とはまた別な面があるようなものですから、そのように考えておりました。

そして、最後に財政についてちょっと時間があるので言っていきたいと思います。なぜこのような話をするかといいますと、今、復興局を中心にして復興需要を国の交付金を大変いただいているような気がしているわけです。今の市長の、このごろのずっと議会の答弁ですと、これから先ももっと事業がふえていくんだらうと。きのう配付いただいた資料の中にも、マリゲートのペDESTリアンデッキができると。16億5,000万の事業費だと。調査費から始まったと。調査費がつけば全ての事業が認められていくだろうと私も推察できるわけです。そうすると、その1つの事業をとっても16億5,000万円です。75%交付金が出るから残り25、4

の1ですと約4億、それが全て3月から5月に集中して来るのかなと。つくったときは。業者の方々は、全てそういうふうに合わせて、繰り越ししないように5月ごろまで完成させるように努力していくんだと思うわけです。

そうすると、どうしても5月の出納閉鎖日の資金の壁というのは、必ず何年後かには来るんだと思うています。そういうものに対して、どういう今の役所の仕組みの中で、お金を節約すればできるのかということだと思っているのです。でも、私はお金を節約しては、ずっと私議員になって聞いていると、節約ばかり財政課の人は言っているので、経常経費全て節約してきてあるのではないかと。もう雑巾を絞れないのではないかと感じているのです。その絞れない中から何を絞っていくのか。私が感じていることは、全て利息も絞れないだろうから、元本を絞ればいいのではないかと。今までは、支払いする額は、今何ぼあるかわかりませんが、ちょっと3年ぐらいで百二、三十億払うのかなと見ています。元本だけです。そのようなものなんでしょうか、ちょっとお聞きします。

議長（嶺岸淳一君） 荒井財政課長。

市民総務部財政課長（荒井敏明君） 今のは地方債の償還の元金ということになるかと思いますが、通常、一般会計で組まれております大体元金の償還というのは、元利金を合わせて約20億程度は出していますので、その半分程度、10億以上は恐らく元金としての償還を行っている。そのほかにも、特別会計のほうでも特に下水道事業会計、非常に多くの地方債の残高がございますので、ただ元金の償還というのはまだまだこれからふえていくというのが下水道の状況でございますから、今後とも元金の償還というのはますますふえていくだろうと。ただ、一般会計につきましては、今いわゆるプライマリーバランスは黒字化に転じてございますので、元金そのものの残高は減ってきていると。ただ、元金の償還額というのは借り方によって当然変わってまいりまして、本市で行っておりますのはいわゆる元利均等償還という償還方法でございますから、後年度に行けば行くほど元金の償還がふえていくと。ただ、利子は減っていくというふうなシステムですから、元利償還金ですから元利を合わせると大きな変化はないと。むしろ全体が下がっていくんですが、元金の償還はこれから大きくなっていくというふうな状況でございます。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 田中徳寿君。

4番（田中徳寿君） そこなんですよ。それで、どういう支払い方法をしているかどうかは、余り私は興味ないのです。なぜかという、元金がある程度支払われる額、全会計ベースで

いくと多分数十億の元金が支払われているんだろうと。元利で合わせると約60億ぐらいかなと見ているんですけども。その中で利息が20億ぐらいであるのであれば、600億だったら20億なら3分の1、3%の利回りぐらいかなと概算で計算できるわけです。そういう発想の中で何を考えるかということ、残存期間を整理するという事です。そして、塩竈市の財政にとってどういう力があるのかということで、今は被災地なんです。多分ある程度の願いをつくって、それを精巧にバランスをつくり上げたらその要望が通るような気がしているのです。塩竈市の財政のネックである、この期間までの元金の償還がふえるという概念ではなくて、財政としてどのぐらいの償還をしていったら、きちんと市民に行政サービスからいろいろな塩竈市の諸課題を、ふえる基金をつくりながら、どのようなバランスがいいかという概念を導入していただきたいのです。戦略的な財政をお願いしたいのであります。この5年間ぐらいが、多分それをつくれる唯一の期間かなと。人口が減っていくと大変なことが起こるものですから、そういうものが、この震災復興期間中にそういう仕組みを導入して、ここに座っている人たちは全て政府にお願いすると。そういう形でなければできないだろうと思っていました。

なぜかということ、市長が職員の方々を督励されてつくった資料で予算化されてきているわけです。そして、そういう仕組みができ上がるときに、多分資金不足が発生してくるんだと思います。今まで考えられないような事業量をしたときにコストはふえていきます。そのコストの軽減化を図ることは、手金を用意することなんです。この1000年に1回の非常時に、今までならつくられた起債の中で償還を繰り返す仕組みだったと思いますけれども、その償還方法を変更しても、金をこのまちに残す仕組みが必要だろうと思っております。なぜならば、それが起債では可能だろうと推察しているからであります。そういうことをしなければ、多分この起債というのは、財政はどこももたないのではないかと考えております。

事業がふえていって事業をし、事業をして業者の方々に支払いをしていけば、物すごい資金が増大していくわけです。だから、先ほどコンピューターの話もしたわけでありまして。予測会計であります。そういう資金繰りを考えなければ、出てきた会計では資金繰りは大変なんでありまして。予測して、このぐらいに手当てをしておこうかという仕組みをこのまちに導入していかなければ、震災の復興の物すごい仕事量はこなせないのではないかと。資金的にですよ。思っておるから質問しているのであります。そのためには、どうしてもキャッシュフローを厚くしていかなければできないと考えています。それを今から準備していただきたい

というのが今回の質問の趣旨なのであります。

そして、私は、去年の春ですか、奥尻に行ってきたときに感じていることがあるのであります。市民の方々の家であり、道路であり避難道路であり防潮堤であり、全て立派であります。ただ残念なのは、庁舎が木造でした。隣にビルがありました。「庁舎が古いんです」と言われていたんですけども、隣が市役所でないかと思ったら、工務店のビルでありました。できるならば、この仕組みができ終わるころには、本当に庁舎をつくっていただくために、戦略的に財政を展開していただきたいのであります。ただ一つ、そういうことを念頭に、どのぐらいの資金が必要なのか私にはわかりません。ただ、そういう仕組みをつくって行って、最終的に金が残れば、それが庁舎建設資金になるのではないかと考えているんです。必ず100%補助で来るのであれば、必ず壁を乗り越えた後には金が入ってくるだろうと私は思っているわけです。その仕組みをどうしてもこのまちに入れて、このまちの中にある脆弱な資金のなさを言われることを飛ばしてやりたいのであります。そういう仕組みができ上がれば、このまちが元気になって、市長がいつも金ないから困ってんだと悩まないでやれるような財政を一度はさせてあげたいのであります。

いつも聞いていると、この金を使えばこうだと思い悩むような答弁をお聞きしているのです。もしお金があったら、市長はどういう市政運営をするのかなという感じがあるものですから、どうしてもそういう仕組みを導入してやらせてあげたいなと思うところが感じるのであります。このまちのこの議場に立った人間で、お金がないんだなということを痛切に感じない人はいないと思うのです。それは、一つの仕組みをつくり上げることだと私は感じているから言ったのです。この震災で大変な人たちを支えるということは、半端でないほどお金が要るだろうと推測しております。それを支えるためには、本当に後々まで禍根を残さないような仕組みをつくりながら、その資金需要を賄っていく仕組みがどうしても必要だと思っております。そういうことに関して、市長一言お願いいたします。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） いろいろ本市の財政状況についてご心配いただきまして感謝申し上げます。実は、我々の塩竈市、一般的には大体一般会計200億前後ということで推移をいたしてまいりました。ただ、23年度から様相が一変いたしております。一般会計で500億を超える、あるいは2倍の400億を超えるというような今予算運用をいたしているわけでありまして、もう中身ははっきりしております、震災復旧・復興であります。ただ、この震災復旧・復興とい

うものは、大げさではなくて、国民の皆様方の血税を今我々活用させていただいている。あるいは将来負担を先取りしてやらせていただいているわけでありますので、私どもも本当に財政出動に当たっては、そういったところのめり張りをしっかりつけて、本当に震災復旧・復興でこれはやるべきことか、あるいはこれは違うのではないかということを実際に職員が一人一人気を引き締めて取り組むべきものだと思っております。

今いろいろご心配いただきました。再三の繰り返しになりますが、国におきましては大変大きな財政出動をいただいております。今回も復旧・復興については、今言った交付金事業でありますとか、あるいは震災復興特別交付税といったようなものによりまして、98とか97%というような公共財源が充てられております。とはいいいながら、一般会計からも一定程度は支出をしているという状況でありますので、例えば10年たったときに本市の財政がどのような状況になるかということについては、もう現段階でもシミュレーションはいたしております。例えば起債の残高が幾らになって、償還のピークがいつごろに来て、そのときはこういった財政出動をしていかなければならないかということについての一定程度のシミュレーションをやっております。

ただ、残念ながら日々制度が動いております。これは、議員の皆様方からも今定例会でもいろいろご質問、ご意見をいただいておりますとおり、でき得る限りという中で、さまざまな制度がまた新しく生まれてきているわけであります。そういったものまで果たして我々が見通せるかということ、残念ながらそこまでの財政の見通しというのはなかなか立てにくいということでもあります。したがって、一般会計についてはよほど厳しい財政運営をやっていかなければ、10年後に本当に市民の皆様方に大きな迷惑をかけることになるんだろうということで、私は職員にかなり厳しい財政的な取り組みを要請しているところであります。

ただ、今ご提案いただきましたような震災復興・復旧の中で、本当に市民が望んでいるものを適切にしっかりとやっているかどうかということについては、これはまた別の次元の話でありますので、そういったことについては日々検証しながら、本当の意味での震災復旧・復興というのがこのまちで実現するように、我々はまだまだ努力をしていかなければならないと考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（嶺岸淳一君） 田中徳寿君。

4番（田中徳寿君） 市長の言われることはもっともだと思っております。ただ、1つ私が感じていることは、今このまちでいろいろな方々が住んでおられます。そして、震災復興の中

で、きのうも一般質問の中で皆様が、いろいろな委員会の中でも、これはしていただけないかという要望が多々出ております。それを一顧だにせず切っていくのは、いつか疲れるものだとは私は推測しております。財政でできること、どういうことが正しいのか、本当にきちんと借金を払えばいいのか、行政サービスを維持しながらしていくほうがいいのかの議論がまだ不足しているような気がしているのであります。このまちの収入あるいは交付税の中で、標準財政規模の中でこのぐらいの支出が正しいのかということは、誰にも予見できないのだと思います。そのために議会があり議員がい、市当局があるんだと思っております。そういう議論を真摯にしていくことが一番大事だと思っております。

なぜならば、1つ申し上げれば、かさ上げの問題でした。かさ上げをされて、それから崖地にやって、あの予算の中に拡充が求められ拡充がされてきました。それで助かっている市民が確かにいるということでもあります。果たして、今いろいろな仕組みができ上がり、その仕組みの中で全ての財政が見込んだ、あるいは各担当が見込んだ数まで全て積み上がっていくのかということに誰も理解ができないわけでありまして。その壁のある考え方の中で、その壁に対して意見を申しているわけです。その壁を突き破るのがもしお金であるならば、お金はつくりたいなと思うわけでありまして。なぜならば、他市でやっている、あるいはこれほど困っているというような壁を一つでも市民のために抜いてやりたいなと考えるのが、我々の立場に立った人間の本能のような気がしておるのであります。そのためには、どうしても制度を変えていく推進力が必要なのです。ただし、行政を預かる人たちは、最終的な人たちは必ずお金という壁にぶつかるんです。だから、きょうこういうような議論をしているのです。どうしても戦略的に財政を行っていただきたいように要望して、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（嶺岸淳一君） 以上で田中徳寿君の一般質問は終了いたしました。

11番志子田吉晃君。

11番（志子田吉晃君）（登壇） 新生クラブ志子田吉晃です。6月の今回の定例会におきまして、一般質問の機会を与えてくださいました関係各位の皆様には感謝申し上げます。

本日の質問は、塩竈市の道路行政から放射能の風評被害対策まで大きな項目で7点、具体的な質問項目で16項目お聞きします。市政全般について幅広くお聞きしますが、当局の復興にかける意欲ある答弁をいただけますようご期待申し上げます。

早速、質問に入ります。まず初めに、1番目、塩竈市の道路行政についてお尋ねします。

大震災から2年と3月がたちました。震災からの復旧と、未来に向けた復興事業が着実に進んでおります。そこで、市民生活と行政のかかわりの中で、特に生活実感の捉えやすい市道や国道の復旧状況と塩竈市の道路行政について、基本方針や道路整備のあり方についてお聞きします。そして、どのような方針で市内の道路づくりを行い、道路等の維持管理をなされるのかお尋ねします。

また、ことし4月からは、地域主権一括法の関係で、塩竈市独自の道路条例の制定と施行が行われています。具体的な質問内容は、1点目に塩竈市の道路行政について、基本的な方針と塩竈市の独自基準はどのようになっているかお聞きします。

2点目に、新浜町から越の浦間の国道45号線の4車線化についてお聞きします。これは、新生クラブからの政策提言として出ささせていただきましたが、利府中インターから国道45号線までを直結する越の浦春日線の完成促進のために、まずは45号線を4車線に拡幅することが問題解決の近道ではないかという提言でございます。

3点目に、市道と私道の整備基準についてお聞きします。市内には、国道、県道、市道のほかに、私道やその他の道路があると思いますが、その整備や修理の基準をお示してください。

以上、塩竈市の道路行政全般についていろいろな視点で質問させていただきました。道路の復旧は市民が一目で確かめられ、また、市民生活上の幸福実感を直接的に得られるものです。具体的で前向きな答弁を期待いたします。

次に、2番目、再資源化対策事業についてお尋ねします。

国では、CO₂削減のためさまざまな対策を立て、循環型社会形成推進基本法のもとに、廃棄物処理法や家電リサイクル法、グリーン購入法を定め、ごみ問題に対して経済活動、ライフスタイルの観点から見直しがなされています。今年度、塩竈市においては、災害廃棄物処理事業のほかに、再資源化対策事業として1億3,100万円の予算がついています。具体的質問は、再資源化事業とリサイクル率はどのようになっているかお知らせください。そして、

塩竈市の食品廃棄物について、食品リサイクル法の関係でどのように対処されているか、現状をお聞かせください。

続きまして、3番目、塩竈市地域防災計画についてお聞きします。本市では、現在、新しい地域防災計画について見直しが行われていますが、質問は、計画の進捗状況はどこまで進んでいるかお尋ねします。また、防災訓練のあり方についてお聞かせください。ことしの2月定例会での同様の質問に対し、市長は「市民の目線に立った実効性ある防災計画への抜

本的な見直しを図るという内容でございます」と答弁され、また、防災訓練についての答弁では、「くれぐれも訓練のための訓練であってはならないという緊張感を持った訓練に取り組みたい」と答えております。その後の感想などをお聞かせください。なお、市の指定避難所については、これまでの方針でいかれるのか改めてお聞きします。

次に、4番目、中の島地区の水害対策、下水道整備についてお尋ねします。

この件は、新生クラブから当局へ政策提言を出ささせていただいております。地区住民は、長年、浸水による被害に苦しんでまいりましたが、今般、震災の復興事業として、ようやくこの地区の水害対策に具体的対処法が見出されました。これらの計画について、事業の中身を市民にお聞かせください。質問は、1点目、中央第2ポンプ場の新設計画について、2点目は、港町地区の道路と地盤のかさ上げ計画についてでございます。2月定例会でも質問させていただきましたが、その後の進捗状況をご説明ください。住民にとって納得、安心のいただける回答を期待します。

次に、5番目、塩釜港のポートセールスについてお聞きします。震災以来、当局は港の復旧・復興に尽力なされ、昨年度の港湾取り扱い実績が震災以前までに回復したと伺っております。そこで、質問は、塩釜港区の取り扱い貨物の状況について、塩釜港利用促進補助制度について現状をお知らせください。また、ポートセールスについてどのようになされているかお聞かせください。

続きまして、6番目、浦戸振興策と浦戸交通事業についてお尋ねします。この質問項目は、新生クラブの佐藤英治議員もお聞きしています。そして、浦戸の振興策の障害になる最大の原因は、仕事の就労の場が限られ、その結果、若年層の島外流出を来していることであると伺いました。そこで、質問は、浦戸振興策、交通事業健全化計画、交通事業の民営化の3点です。振興策と健全化計画の中身をお示しくください。また、交通事業の民営化について、市長の考えをお聞かせ願えれば幸いです。

最後に、7番目、放射能の風評被害対策についてお尋ねします。この質問は、機会あるごとにお尋ねしております。風評被害が塩竈を初め東北地方全体に及び、復興の足かせとなっています。このままでは、これから後10年間の間、風評被害という実際にはマスコミ被害により、東北地方全体の経済活動に悪影響を及ぼすことが予想されます。この被害を払拭するには、残念ながらあと10年くらいかかると考えています。質問内容は、放射能測定事業、風評対策の2点です。塩竈市の復興計画の一つの大きな項目として取り組むべき問題です。

佐藤 昭市長には、このような風評には負けないでいただきたい。そして、安全と安心を積極的に発信し、塩竈市の復興に向けた力強い宣伝、アピールをしていただきたいと思います。

震災以来、ご苦労された当局の皆様方に対し、これまでの市政運営に感謝し、また、これからの復興事業に対しご期待申し上げます。これで第1回目の質問を終わります。

ご清聴ありがとうございます。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま志子田議員から7点についてご質問がありました。初めに、塩竈市の道路行政についてであります。本市の基本的な道路整備の方針についてのご質問でありました。本市では、市の経済産業の発展、地域の活性化、市民生活の安全・安心の向上、さらには震災を踏まえた災害に強いまちづくりなどの観点から、道路整備を推進いたしております。

道路整備に当たりましては、やはり広域的な交通体系の骨格をなす、例えば三陸縦貫自動車道や国道45号、また、国際拠点港湾の塩釜港区と仙台都市圏を結ぶ主要地方道仙台塩釜線、本市の水産業の拠点であります魚市場や水産加工団地と三陸縦貫自動車道を結ぶ一般県道利府中インター線、また、都市間を結ぶ主要地方道塩釜吉岡線や泉塩釜線、さらに、これらを補完し鉄道駅などの交通拠点を結ぶ市道宮町吉津線や新浜町泉沢線などの主要な幹線道路を早期にネットワーク化させることを基本として取り組んでおります。いわゆる一本一本の道路ということではなくて、これらの道路が相互に連携をすることによりまして、その効果が倍加するわけでありまして。そういった道路ネットワークというものを構築するための基幹的な道路として今代表事例を申し上げましたが、このような道路整備、さらにそれを連絡するための市道等を高密度に配備していくというような考え方でありまして。

そういった中で、新浜町から越の浦の国道45号線の4車線化についてのご質問でありました。一般県道利府中インター線が国道45号まで整備される計画であります。この道路が整備されますと交通量の増加が大変大きなものになると予想されますことから、この整備時期に合わせた国道の4車線化が大変重要になると。あわせまして、利府中インター線が途中で途切れておりますが、こういったものを45号に直接接続するような道路整備を同時並行して取り組んでいかなければならないというふうに考えております。それぞれ国・県が整備をいたす事業であります。我々にとりましては大変重要な路線でありますので、今後もしっかりと国・県に対し早期に整備が行われるよう要望いたしてまいります。

次に、塩竈市道と私道の整備基準についてということであります。現在、市で管理しております道路の延長であります。幹線一級市道が33.5キロであります。幹線二級市道が9.1キロメートルであります。その他の市道が120.9キロ、合わせまして市内には163.5キロの市道網が張りめぐらされております。これらの整備順位ということでありましたが、今申し上げましたように、基本的には幹線一級、幹線二級、その他の市道というようなことが整備のプライオリティーになるものと考えておりますが、ただ、例えば交通安全施設、交差点改良、信号機設置等々については、必要な都度取り組んでいくべきものであるというふうに理解をいたしているところであります。また、維持管理というご質問でありましたが、市道の安全・安心の確保は市民生活に直結する事業であります。日々、必要な維持管理に努力をさせていただいているところであります。

次に、私道の整備管理につきましてご質問いただきました。基本的に私道につきましては、土地の所有者あるいは利用者が整備、維持管理をすることを基本とさせていただいておりますが、本市におきましては、既に塩竈市私道等整備補助金制度により私道の管理や整備をあわせて支援させていただいているところであります。さらに、震災後の平成24年2月には、私道災害復旧補助金制度を本市独自に創設し、私道の災害復旧に関しましてもあわせて支援をさせていただいているところであります。今後も、私道の整備や管理を引き続き支援させていただきたいと考えております。

次に、再資源化対策事業についてご質問いただきました。初めに、再資源化事業とリサイクル率についてのご質問でありました。本市の再資源化事業につきましては、これまで不燃ごみとして収集、埋め立てをいたしておりました瓶、缶類を資源物として位置づけ回収していく内容で、平成2年度から開始をいたしました。当初は、8町内会によるモデル地区において試行をいたしましたが、平成5年度から本土全地域に拡大し、平成10年度には浦戸地区を加えるとともにペットボトルを追加、さらに平成13年度からはプラスチック製容器包装の回収が始まり現在に至っております。

平成24年度の実績であります。資源物として収集した廃棄物の量は4,871トンであります。そのうち資源物としてリサイクルできたものは4,645トン、95%のものがリサイクルされております。なお、一般ごみの全体に占める再資源化率になりますと19.5%程度であります。リサイクルの向上には、今後もなおさまざまな機会を捉えまして、皆様方にPRをいたしてまいりたいと考えております。

次に、塩竈市の食品廃棄物リサイクル法の対処についてであります。正式名称であります、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律であります、この法律は、食品関連事業者などから排出される食品廃棄物の発生抑制と減量化により最終処分量を減少させるとともに、肥料や飼料としてリサイクルを図ることを目的といたしております。食品廃棄物等を多量に、年間100トン以上という意味であります、発生する食品関連事業者、例えば大手のスーパーや食品メーカー、外食産業などが該当いたしますが、こうした事業者におきましては、食品廃棄物等の発生量や再生利用等の取り組み状況を毎年国へ報告する義務が定められております。

具体的には、食品関連事業者から発生する食品廃棄物の飼肥料化等を行う事業者が飼肥料等に加工し、農林業者が飼肥料等を使用して生産した農林水産物を食品関連業者が使用するという循環型の利用促進を図るものでございます。この法律に定める食品廃棄物は産業廃棄物であり、直接本市にかかわる部分ではございませんが、家庭から出る食品廃棄物もございしますので、食品リサイクル全般について市民へ問題提起させていただくなどの理解を深めているところでございます。

次に、塩竈市地域防災計画についてご質問いただきました。計画の進捗状況でございますが、本年1月に第1回の防災会議を開催し、これまで各町内会や福祉団体等からさまざまなご意見をいただいたところであります。これらのご意見を踏まえ、去る5月29日には第2回の防災会議を開催し、会議では指定避難所の見直しや長期避難に係る食料、避難道路、燃料不足、災害時要援護者、女性の参画の6つの課題についてご審議を賜りました。

特に、指定避難所につきましては、指定避難所14カ所での収容可能人数をはるかに上回る避難者がありましたことから、最大8,700人を収容可能な指定避難所のあり方についてご議論いただきました。議員のほうからも指定避難所のあり方についてというご質問でありましたが、本市としては、新たに塩釜ガス体育館、市の温水プール、さらには県立高校なども候補としてご議論をいただいたところであります。

防災訓練についてであります、今回の訓練の特徴といたしましては、各学校の児童生徒と町内会が連携した避難所開設訓練や救急救命訓練、物資運搬訓練、バケツリレーに加え、地域の方々からの体験談による防災研修会など、各校が独自のメニューを作成し取り組んでいただきました。また、中心会場であります杉の入小学校では、火災時における煙の怖さを体験いただくための濃煙ハウスを設けますとともに、具体的な避難方法など児童生徒にも参加

いただきさまざまな訓練を実施いたしました。今回の訓練では、避難される地域の皆様と教職員、そして市職員が、互いにそれぞれの立場で避難所開設までの準備手順など、地域との連携が一層図られたのではないかなと考えているところではありますが、ご質問いただきましたとおり、まだまだ課題も残されております。これらの課題解決のため、さらなる議論をさせていただきたいと考えているところでもあります。

次に、中の島地区の水害対策、下水道整備についてご質問いただきました。中央第2ポンプ場の新設計画についてであります。震災により本市沿岸部を中心に地盤沈下が生じ、大津波により甚大な浸水被害が発生をいたしました。また、その後の台風15号でも同様の浸水被害が発生をいたしましたことから、本市ではこのような浸水被害を少しでも少なくするため、復興交付金事業を活用し、下水道雨水施設の整備を進めることといたしております。中の島、港町、新富町地区などの中央排水区での浸水対策といたしましては、中の島公園内中央第2ポンプ場を新設し、また、あわせて中央第二貯留管、調整池として直径3メートルの管渠を、公園から国道45号花立地区まで延長1.3キロメートル区間を整備し、排水機能の強化を図ってまいります。

また、中央ポンプ場からの放流水路も、現在オープンの水路でありますものを暗渠化し、圧力管として雨水を海まで直接排水する整備もあわせて実施をいたしますので、これらにより中の島地区に水路からの水があふれ出ることがなくなるものと判断をいたしております。これらにつきましては現在実施計画を進めておりますので、今後、関係機関との調整等が整い次第、工事の発注に努めてまいります。なお、このような対策により、目標といたしております雨水安全度が10年確率に一步一步近づくものと判断をいたしております。

次に、港町地区の道路と地盤かさ上げ計画についてであります。港町二丁目地区におきましては、地盤沈下した地区内道路のかさ上げとあわせ、宅地防災対策支援制度による沿道住宅のかさ上げと下水道事業を一体的に行うことにより、浸水・冠水被害を解消する計画でございます。まず、地区内の市道につきましては、国道45号や県道八幡築港線、築港大通線の整備計画を踏まえながら、地盤沈下の著しい箇所最大70センチメートル程度のかさ上げを行うことといたしており、今年度は地区内8路線のうち2路線について工事に着手させていただきます。

次に、県道の整備でございますが、八幡築港線につきましては、貞山橋交差点付近から市道牛生6号線交差点付近までの延長580メートル部分について、平成27年9月末までの完成を目

指し、現在、近接する防潮堤の復旧工事とあわせ工事を進めさせていただいております。また、牛生から港町地区に至る先線、延長1,200メートル部分につきましては、築港大通線延長530メートルの整備とともに、復興交付金事業として採択をされ、平成27年度までに完成する計画でございます。今年度は地元の皆様と意見交換を行いながら、詳細設計の取りまとめと用地買収等を行う予定となっております。

次に、塩釜港のポートセールスについてご質問いただきました。塩釜港区の取扱貨物量の状況についてであります。天然の良港であります塩釜港区の平成23年の取扱貨物量は、県内の各港湾の中で唯一増加をいたし、309万5,000トンと震災前の平成22年の約1.5倍となっております。平成24年は23年を若干下回りましたものの、依然として22年の貨物量を大きく上回る約1.4倍の状況であります。

震災前の平成22年の取扱貨物量209万トンであります。品種出入り別では、国内からの石油製品や重油、セメントなどの移入が87.9%を占め、外国貿易では全量が金属くずとなる輸出が4.5%、水産物が主となる輸入は4.6%という状況でありました。震災後の平成23年は、石油製品や重油、セメントなどの取扱量が急増し、移入が94.8%にまで増加し、輸出入は合計しても2.5%という状況でありました。平成24年は石油製品や重油などが23年よりは若干減少し、移入の割合も87.7%となりました。260万トンであります。

一方で、外国貿易は金属くずの増加により輸出が5.4%、約16万トンであります。また、輸入につきましても3.6%、約11万トンまで回復をいたしております。塩釜港区は、昨年10月に実現いたしました三港統一体化による国際拠点港湾仙台塩釜港において、物流面では小型ばら積み貨物中心の「地域産業支援港湾」と位置づけられており、国・県に対して港湾施設の復旧や整備の促進をなお一層働きかけながら、天然の良港であります塩釜港区をPRし、取扱貨物量の増加に努めてまいります。

次に、利用促進のための補助制度についてのご質問でありました。平成21年10月からでありましたが、仙台港区からばら積み貨物船を塩釜港区にシフトするために、特に水産物の荷主事業者に対して塩釜港利用促進補助事業という社会実験をスタートさせました。平成22年はその効果があらわれまして、水産貨物取扱量は前年を上回ったところでありますが、平成23年は残念ながら震災の影響で大きく減少し、平成24年になりまして震災前のおおむね8割程度まで水産貨物量が回復をいたしております。

ポートセールスというご質問でもありました。このような制度を活用するために、水産貨物

の荷主企業の方々を訪問し、制度の説明をさせていただいております。震災前には一定の効果が着実に上がったと考えておりますが、震災後は落ち込んでおりますので、また一から出直しをしてみたいと考えております。

浦戸振興策と交通事業についてご質問でありました。浦戸の人口減少、高齢化が進む中での振興策についてのご質問でありました。浦戸諸島については、今次震災の影響もございまして、人口の減少が急速に進みつつあります。震災前の約20%程度の状況であります。これを抑制し、地域住民によるコミュニティーを維持していくためには、まずは震災で被害を受けられました方々の住宅の再建など、生活基盤の再生を進めさせていただきたいと考えております。

また、地域産業の再生と活性化の取り組みであります。具体的には、ノリ、カキ施設を復旧整備し、産業基盤を再生いたしますとともに、ノリやカキのブランド化、ホヤの種苗やワカメの出荷など、新たな浦戸海産物のブランド化に取り組んでまいります。さらには、浦戸ならではの資産や魅力を発信するため、学校の休校日における小学校の無料乗船や地元のノリやカキなどの食材や歴史、文化など、浦戸ならではの体験活動を開催するなど、交流人口の拡大にもなお一層努力をいたしてまいりたいと考えております。

浦戸交通事業の経営健全化についてご質問いただきました。現行の計画、平成17年5月に策定いたしております交通事業経営健全化計画であります。平成18年度の19トンクラスの小型船「うらと」の就航に伴い、それまで中型船3隻であったものを中型船2隻と小型船1隻の船舶体制に再編し、運航経費の縮減等も図ったところであります。また、ダイヤの見直しや運賃の改正、正規職員の削減などを行う一方で、さまざまなイベント等への支援を行いながら収入の確保と経費節減に努め、浦戸住民の皆様の生活航路として運航を維持してきたところでございます。

なお、この交通事業経営健全化計画も平成25年度で最終年度を迎えますことから、平成26年度以降の新たな計画の策定に向けて取り組みを始めているところであります。検討する内容といたしましては、現在の健全化計画における課題整理をさせていただきますとともに、今後の浦戸における災害公営住宅の建設などの復興事業の進展による人口の推計、産業、医療、福祉、教育、スポーツなどのあらゆる分野での交流人口の増加など、全庁的な取り組みの中で見直しを行ってまいりたいと考えているところであります。

交通事業の民営化ということについてのご質問でありました。まず、これまで交通事業を公

営で行ってきたことの意義として、1つには、早朝の便も含め、島民の足を安定的に確保してきたことでもあります。もう一つとしては、交流人口の増加を目標とした市の施策のほか、浦戸地区でのイベントや小中学校の行事などに対して、柔軟に対応することができるという目標に向けて取り組んでまいったところでもあります。こういったものが一定程度整備されました状況を考慮しながら、前段でも述べさせていただきました次期交通事業経営健全化計画の策定に当たりましては、公設民営あるいは民間導入などのさまざまな経営手法をあわせて検討させていただきたいと考えております。

次に、放射能の風評被害等についてであります。

初めに、放射能測定事業についてであります。議員のほうからもお話しいただきましたとおり、まずは日常生活における不安の解消と食品における安全・安心を確認し、その情報を発信していくために各種の測定事業を継続いたしております。空間放射線量測定事業といたしましては、市内の小中学校、保育所のほか、伊保石公園、マリゲート塩釜など、多くの人々が集まる場所5カ所で測定をいたしており、直近の測定結果では0.05マイクロシーベルト毎時前後となっており、国の屋外活動暫定基準1.0マイクロシーベルト毎時を大きく下回っております。

次に、食品等の放射能測定事業といたしましては、塩竈魚市場と水産加工開放実験室の市内2カ所に計5台の簡易測定器を設置いたしております。魚市場では水揚げされる水産物の販売前の検査を実施し、水産加工開放実験室では市内小中学校、保育所給食の食材の検査や一般市民の方々から持ち込まれる食材の検査を実施させていただいております。

また、清掃工場からの焼却灰、水道水や浄水場からの汚水・汚泥などにつきましても、外部機関に委託し定期的に精密検査を実施いたしております。これらの放射能測定事業の結果につきましても、市の広報紙やホームページなどで公表し、市民の皆様の不安解消と本市の食品が本当に安全・安心に食していただけますよという情報の発信に努めているところであります。

風評被害についてのご心配いただきました。震災から2年3カ月が経過し、本市の水産加工業界におきましても、大分生産を再開した業者が増加いたしております。しかし、震災による影響は大変大きく、生産が再開しても販売量がふえないという状況が続いているのが実情であります。これは、風評被害の要因に加え、あわせて震災直後に失った販路をなかなか取り戻すことができないということではないかなと思っております。当初、放射能セシウムが

検出され出荷制限がかかっておりました魚種も、多くが制限解除されるなど回復に向かっております。本市におきましては、水産物の販売前検査を実施し、国の基準値100ベクレル毎キログラムの半分に当たる50ベクレル毎キログラムを超えた水産物は一切流通させないという独自の厳しい基準を設け、今後も粘り強くこれらの情報を発信し、風評被害の払拭に努力をいたしてまいりたいと考えているところでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議長（嶺岸淳一君） 志子田吉晃君。

11番（志子田吉晃君） ありがとうございます。毎回、私、欲張っているいろいろ聞くものですから、市長さんの説明もいっぱい広範囲にわたって大変だったと思いますが、最初に、順番からいくと道路のことなんですけれども、その前に、私が壇上で第7番目の最後の質問、放射能の風評被害についてと。それで、10年間はこの影響が続くのではないかということを行いましたので、最初にその言った根拠だけを私がちょっと追加説明したいと思います。

といいますのは、私は議員になる前に食品関係の仕事で牛肉のほうでそういう仕事をしていました。BSE問題です。そして、その当時あれだけマスコミが騒いで、BSE、そういう放送が毎日流れてスーパーから肉が全部撤去されて、こういうものを食べたらテレビに映っているような牛のようになってしまうのではないかと、こういう放送が毎日流されました。それで、私はそのときはそういう牛肉関係の仕事をしていたのです。ですから、次の日からぱたっと売れなくなりました。この影響が10年続いたのです。ですから、こういう風評被害とマスコミは言っていますが、マスコミ被害ではないかと私はそのように考えております。ですから、私は堂々と、このようなマスコミ被害によって放射能がいつまでも続くよみたいな、このような安全を発信するのではなくて、危険をあおるといような報道体制に対して私は快く思っておりません。

これは、塩竈の復興のためにも、このような低レベルの実際の、先ほど市長さんから塩竈の結果を出されました。おおむね大体0.05マイクロシーベルトだと。国の基準では1.0だと。そうすると、そこから20分の1です。それと、国の基準の1シーベルトというのも、もともと5分の1に下げたのです。前の政権から当時の政権にかわったときに、年間1シーベルトまでしか許容範囲ができないと。でも、世界標準では100シーベルトです。日本の国は、いかにその基準が低い基準で設定されているか。その基準に従って魚をとってきたセシウムもその基準以下にしなければ、このように物すごい厳しい基準の中でやられております。ですから、そういうものは余りにも、ちょっと放射能に対してアレルギーがあり過ぎるような報道はい

かなものかと。もう少し、そのくらい低いんだったら安全なんですよ、安心なんですよということを、世の中をよくしてもらうマスコミさんは、そういうことを逆に言ってほしいというのが私の感想でございます。それで、あえて取り上げさせていただきました。

それで、市長さんにもちょっとご感想を聞きたいのですけれども、塩竈は0.05と。ここの市役所の前。私何回も質問していますから。きょうも0.039マイクロシーベルトです。ほとんどというか、全然健康には影響ありません。ですから、健康に影響ありませんよと。もうそろそろ安全宣言をしてもらったほうが、かえって塩竈の商品を売るためにもいいのではないかなと思うのですけれども。前にも言いましたけれども、東京都庁ではかっている放射能のレベルよりも塩竈市役所のほうが低いんですからね。東京よりも塩竈が低くて、何で塩竈のものが危険だというような、そういう風評被害なんかで塩竈のものが売れなくなっている状況、あるいは観光に来てくれない。不安だと、そういうのはおかしいと思います。そういうものこそマスコミは取り上げて、塩竈のほうが東京都よりも低いんでないかとぜひ取り上げてもらいたいと思いますが、どこかで言わないとそういうふうにはいかないかと思っておりますけれども、その辺のところ全般的に、今現在の放射能の関係を市長さんどのように思われるか、全体的な意見でいいのですけれども、お答え願えれば幸いです。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 私の立場は、塩竈の産業を振興するという立場と、一方では、市民の方々の安全・安心を守るという立場がございます。実は、つい先日でありましたか、宮城県におきましても牛の全頭検査をようやく取りやめたということがマスコミの話題になっておりました。今までやっていたということをわかっている方々が実は何人いたかということで、私も全く失念をいたしておりまして、ああ、そういえば牛の全頭検査というのをやっていたんだなというのを改めて思い起こしました。今、志子田議員から、もう0.05ですからというのは大変ありがたい話であります。一方では、市民の方々に塩竈が安全ですよということを数値としてご確認いただくためには、塩竈市としては当分の間こういった測定をしっかりと続けて、逆に安全ですよということを発信し続けていかなければならないのかなと。改めてそういったことを感じたところであります。よろしく願いいたします。

議長（嶺岸淳一君） 志子田吉晃君。

11番（志子田吉晃君） ありがとうございます。そうですね、だから、そういう意味では、ずっと全頭検査みたいに、この放射能の検査は安全を証明するためにも続けていかなければな

らないのかなというふうには思います。そのときに、市民の方にも、これだけもう安全な数値なんですよということを知っていただきたいなど。いつまでも原子力発電の反対運動みたいに、原爆みたいに扱うということではなくて。ということは、今回の福島第一原発で放射能が漏れましたけれども、広島、長崎に落とされたときの原爆の放射能の量から比べたら1000万分の1の量なんです。1000万分トン、そのことでこれだけ日本国中がいろいろ言われているということは、かえって、もうそろそろ経済効果のこととか電気料金の値上げにつながったりいろいろマイナスの影響が出ているので、少し安全のほうに切りかえたほうが日本の国のためにはいいのではないかというのが私の個人的な意見でございます。

それでは本題に戻りまして、最初の塩竈市の道路行政についてお聞きします。欲張っている聞いたんですけれどもね。それで、最初の基本的な方針と本市の独自基準ということで、塩竈幹線道路163.6キロの市道があって、一級幹線、二級幹線、その他そうあるからそのようにする。それから、私道のほうは土地の所有者で、塩竈市は補助金制度で支援しているということでございますが、それから塩竈市の独自の構造基準ということで、いろいろこれから行政のほううまく復興に向けて道路のほうをやっていただきたいなと思います。

それで、現状を見ると、市内の道路を見て、震災からの復旧工事は終わったんだけど、まだ復興までいかないのではないかという感じがします。市内を通っていて。それは、継ぎはぎだらけの道路、塩竈は何でこんなに継ぎはぎだらけの道路ばかり多いんだろうかなど。もっとスパッと新品に、道路も衣がえするときにスパッと全部きれいにやってもらいたいと。予算上の問題点があるんでしょうけれども、その辺のところなんかは予算上だけの問題なのかどうか、予算だけの問題なのか、その辺の考えについてまず最初にお聞きします。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 私も本当に、継ぎはぎの道路を2年3カ月たっても市民の方々に利用していただかなければならないということについては、本当に恐縮をいたしております。庁議その他の会議の都度、本当に議会の皆様方がおっしゃるように、形として一時も早くということをお願いしております。特に道路についてはしかりだと思っております。

ただ、ご理解いただきたいのですが、道路を復旧・復興する前に、道路の下に埋設されております実は下水道管を入れかえないと、せっかく舗装復旧した道路をまた壊さなければならぬというようなことで、今ようやく北浜方面なんかで下水道管の入れかえ工事が始まっておりますが、そういったこともございまして、残念ながら道路の整備が目に見えた形で復

旧をされていないということについてはご質問のとおりであります。ただ、いつときも早く、そういった下水道等の埋設がない箇所から優先的に復旧・復興に取り組んで、本当に市民の皆様方に、塩竈ここまで復興してきたんだなといったようなことを実感いただけるようなことに、建設部しっかりと努力するように叱咤激励をいたしてまいりたいと思っております。大変申しわけなく思っております。

議長（嶺岸淳一君） 志子田吉晃君。

11番（志子田吉晃君） よろしく申し上げます。市長さんがそういうところまでやるわけではないので、私は市長に謝ってもらいたくて言ったわけではありません。いろいろ予算上の問題、それからいろいろあるんでしょうけれども。それにしても近隣の町というか塩竈の近辺の、最近急速に発展してきた近所の町を見ると、そういうところから道路を比べると、本当に何で塩竈に来ると細い道路で、継ぎはぎだらけでこうなのかなというのが、まちの発展を阻害しているのかなと。先ほど答弁では、いろいろ都市計画の観点上からも田中議員に対してもおっしゃられていましたけれども、そういうところがもう根本的に問題あるんでしょうが、そこを何とか市民生活のために頑張ってもらいたいというつもりで、多分今度の新しい建設部長さんは県のほうから出向されてきたのではないかと、そのように考えておりますけれども、その辺のところ頑張ってもらいたいと思います。

それで、いろいろ道路のことですけれども、具体的なちょっと細かい話になりますけれども、建設部の方にお聞きします。歩道は、塩竈市の歩道ですけれども、いろいろな歩道があります。高さが、車道と違ってかえって高くなっていた。そういうところのほうがかえって通りづらい。今こういう高齢者が多いからね。そういうところは、もうすっかり平らに直すときは、もとに戻したほうがいいのではないかとということをちょっと考えてもらいたいなと思います。

それから、南町の一方通行のところね。せっかく佐浦町は両方で通っているんだけど、あそこの南町のところだけが一方通行だから、結局ぐるっと市役所のほうを回っていかないとけない。こういうのは本当に経済的に損失だと思います。まちにとって。その辺のところ、今回の災害で大分空き地が出たようなんですけれども、そういうお考えがあるのかなのか、その辺のところ。

それから、逆に広過ぎるといふか、尾島町の大通り、消防署の前ですけれども、昔はもうちょっと車道のほうが広くて、歩道はそんなになかったんだけど、すごい立派過ぎるほど。

逆に。そういう今までの国の基準があって、国の基準に合わせてやってきたのが、今度は塩竈独自のあり方でもし整備し直すことができるのであれば、そのように直していただきたいと思いますが、その辺のところの基本的な方針がありましたらお答え願いたいと思います。

議長（嶺岸淳一君） 鈴木建設部長。

建設部長（鈴木正彦君） 志子田議員の質問にお答えします。

大きく4点ですか、最初にありました歩道の高さについてですけれども、いわゆる歩道のつくり方でいうと専門的な言い方になるんですけれども、マウンドアップと車道よりも歩道が高いところがあります。それで、車道と歩道が同じ面のところはフラットと言います。その間をとっているぐらいのはセミフラットとかと言うんですけれども、いわゆる道路のつくり方でいろいろ昔から国が定めていた基準がありました。それから時代が変わって、バリアフリー云々、それから段差解消、それから幅広歩道云々とか、いろいろな社会的な背景から歩道づくりも変わってきています。

それで、先ほど議員おっしゃったとおり、一括法に伴って、これは市だけではなくて県のほうですけれども、条例化して道路の小まめなつくり方、基本的なところは道路構造令にのっとるんですけれども、地域性に応じて市町村独自の状況は皆違いますので、それに依拠して細かい道路のつくり方は独自県なり市町村で決めていいですよという法律が出ましたので、ことしの2月議会ですか、市のほうも条例化しました。

それで、これからの道路づくり、歩道づくりですけれども、一律に云々ではなくて、地域の交通量、それから歩行者、学校、福祉関係があるとか、そういった事情を踏まえて独自の道づくりを進めなければならないかなというのは、これ道路関係をやっている、道路行政をやっている連中は皆そういうふうに思っております。

それで、わざと歩道を高くしているというのは、確実に歩車道を分離させるという意味で、歩道なのか車道なのかわからないというところがあったものですから、そういった分離をさせたのです。これが、時代とともに段差があって車椅子の方が大変だということもあったので、だんだん平らになってきたという面があります。それも一律に決めないで、その地域に応じて高さを決めていいですよということになっていきますので、そういった取り組みを市としてもしていきたいと思います。

それから、もう1点の南町の一方通行のところに関してですけれども、恐らく県道だと思います。塩釜七ヶ浜多賀城線ですか、私過去の事情はわからないのですけれども、恐らく幅員

がとれないところがあって、あと何らかのほかの事情があって一方通行になっていたと思いますので、ちょっとその辺の事情は、狭い場所ですか、県のほうにもう一回確認して事情を聞きながら、いきなり2車線云々、両側通行という形ではなくて、どういった形でやれるのか、何か別な事情があったかもしれませんので、それは確認してあとご報告いたします。

それから、もう1点、尾島町の広過ぎる歩道ですか、あそこはちょっと調べたところ、過去に国道45号の、これもいわゆるバリアフリーで歩道をきれいに歩きやすく整備したのと同時に、平成13年ころに尾島町のところの市道の歩道整備をやったと思います。ただ、あれも、その時点では町内会とちゃんと意見交換して、どういう形でどういうふうな幅まですればいいとかと何か決めて取り組んだようなので、その辺の事情も今現在どういう課題があるのか、何か問題があるのかももう少し確認いたしますので。それを踏まえて、あといろいろ今後のやり方、取り組みを回答していきたいと思います。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 志子田吉晃君。

11番（志子田吉晃君） もう時間もないので、最後に1点だけ。あと1回目の質問でいいご答弁いただきましたので。それで、地域防災計画のうちの避難所、塩釜ガス体育館も指定避難所にするような見直しという、やはり8,700人可能な避難所のあり方ということですが、ぜひそのことを進めていただきますと、2月議会で市長さんが言われました訓練のための訓練であってはならないとか、そういう市民の目線に立った実効性ある防災計画に近づくとしますので、ぜひその方向でやっていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

議長（嶺岸淳一君） 以上で志子田吉晃君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後2時56分 休憩

午後3時15分 再開

議長（嶺岸淳一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

7番阿部かほる君。

7番（阿部かほる君）（登壇） 自由民主の会の阿部かほるでございます。一般質問の機会をいただきました同僚議員の皆様から心から感謝を申し上げます。

昨日から引き続きまして、私が7番目でございます。多くの議員の皆様から、さまざまな角

度、さまざまな視点から質問がありました。項目によっては重複する部分があるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。また、当局におかれましては、市民の皆様にはわかりやすく丁寧なご答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

まず、第1問、地域防災計画の見直しについて。

その1、平成25年度塩竈市総合防災訓練の取り組みと検証についてお尋ねをいたします。去る5月29日、本市エスポールにおいて、市と町内会、福祉団体、関係防災機関などで構成する防災会議が開かれ、東日本大震災後の地域防災計画の見直し案を協議されました。指定避難所、食料備蓄、避難道路整備、燃料不足、要援護者への対応、女性参画の6項目を課題として検証、今後の対応について協議され、その後6月9日、平成25年度塩竈市総合防災訓練が実施されましたが、東日本大震災の課題を踏まえて、どのようなことをこの訓練の柱に据えて取り組まれたのかお伺いいたします。

その2、地域の特性と防災力向上について。東日本大震災を経験したことは、私たちに自分の命は自分で守ること、また、公助や自助だけでなく、みずからの地域は互いに助け合うという共助の自主防災、地域防災の大切さを学びました。防災において、地域の持つ役割がいかに重要であるか。予防、応急復旧、この防災面での役割を効果的に果たしていく上で、防災力の向上が求められております。塩竈市においても、津波浸水区域、崖崩れや地盤沈下の区域、それぞれの地域によっても違いがあり、災害による被害の軽減を図る上で欠かせないのが地域の特性を知ることです。そして、地域社会の多様な組織、行政、市民、町内会、企業、メディアの連携、つながりが防災の重要な要素であり、資源となります。地域防災力の向上について、今後どのように取り組まれていくのか、お考えを伺います。

第2の質問といたしまして、商店街活性化への支援策について。本市の中心市街地である海岸通地区も、震災の津波により大きな被害を受けました。そして、多くの更地が出現して久しく、市民の皆様は、将来に向けての塩竈がどのようなまちに姿を変えていくのか、不安と期待を持って見守っているところであります。本市の復興の足がかりとして、具体的に都市計画素案が先ごろ提示され、準備組合と話し合い、平成27年度事業完了を目指し事業を推進しているところでありますが、この1番・2番地区の市街地再開発事業のこれまでの経過とこれからの支援策についてお伺いいたします。

3番目の質問といたしまして、浦戸諸島地域振興計画について。

その1、島民の生活環境整備についてお伺いいたします。平成25年4月1日から、改正離島

振興法が施行になり、塩竈市でも平成25年度から34年度までの10年間の浦戸諸島地域振興計画案を14項目に分け作成されました。この中の一つ、生活環境整備についてであります。浦戸諸島は、東日本大震災後の人口減少が著しいと聞いておりますが、震災前と現在の状況を比較してどのように変化しているのか。島全体の復興へ向けた生活の環境整備はどの程度進んでおりますでしょうか、お伺いいたします。

その2、生活物資買い物支援策についてであります。市民の住民の高齢化が進む中、震災によって商店がなくなり、生活に必要な物資が手に入りにくくなっております。安心して暮らせる住民の生活を守るために、食料など日常生活物資確保の支援はどのように考えているのでしょうか、お伺いいたします。

その3といたしまして、防災対策としてのエネルギー、貯水槽等の整備についてお伺いいたします。浦戸諸島のエネルギーと飲み水の確保の問題も深刻です。電気、ガス、石油などのエネルギーは全て島外から送られており、震災時は供給が途絶え、不便な避難生活を長時間強いられたのであります。復興へ向けて災害公営住宅の建設が進められておりますが、集合住宅の屋上には太陽光発電装置や貯水槽の整備など、非常時のエネルギーと水の確保対策が必要ではないかと思いますが、今後の具体的なエネルギー対策、生活水の確保についてお伺いいたします。

第4番目の質問といたしまして、障がい者福祉についてお尋ねいたします。今年度4月から、障がいがある人への福祉サービスを定めた障害者自立支援法が改正され、障害者総合支援法として一部施行されました。今度の制度変更で、130種の難病患者も各種の支援サービスが受けられるほか、視覚・聴覚障がい者に対するコミュニケーションの支援も強化され、法律が全面的に施行される来年4月からは、重度訪問介護サービスを知的・精神障がい者も利用できるようになり、また、グループホームも重度の人も受け入れ可能になるなど、生活を支えるサービスが、障がいの重さではなく、必要な支援の量で区分されるサービスの拡充が期待されるところであります。障がい者の方も皆ひとしく支え合って生きていく、安心して安全な住みよいまちづくりを目指している本市であります。障がい者に対しても優しいまちづくりでなくてはなりません。そこで、障がい者オストメイト専用対応トイレの設置についてお伺いいたします。

膀胱や直腸に障がいのある人は、ストーマ装具をつけております。このストーマを持つ人のことをオストメイトと呼ばれ、障がい者と認められております。外観は健常者と変わらず、オ

ストメイト対応トイレがないために、外出時の装具のトラブルなどが不安で、仕事や生活をエンジョイすることに自信を失っております。本市でも、オストメイト対応トイレが壱番館に設置されるようですが、今後、市としてどのように対応していかれるのか。少なくとも公的施設には必要と思いますが、計画をお伺いいたします。

以上、第1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま阿部かほる議員から、4点についてご質問いただきました。

初めに、地域防災計画の見直しについてお答えさせていただきます。

東日本大震災の課題を踏まえ、柱となっております防災訓練についてであります。昭和53年の宮城県沖地震発生の翌年から、本市では総合防災訓練を実施させていただいております。平成17年からは、市民参加型防災訓練に切りかえ、津波避難訓練や避難所開設訓練等、実際に市民の皆様が指定避難所までの避難や避難所開設運営訓練の運営体験訓練を行っていただいております。また、震災後、初めて取り組みました昨年の訓練では、市内14カ所全ての指定避難所を開設して、災害時と同じ指定避難所へ避難をいただくことといたしました。

今年度であります。指定避難所における開設運営が大きな課題となっておりますことから、学校と地域のかかわりや学校の防災体制の強化を目的といたしまして、当日は市内全ての小中学校を登校日とし、地域町内会や市民と児童生徒がそれぞれ連携した防災訓練を実施させていただきました。

生徒と町内会が連携した避難所開設訓練として、例えば避難所の中に間仕切りを作成するでありますとか、毛布の搬入訓練などを実施したところもございました。また、中心会場の杉の入小学校では、身体の不自由な方の搬出訓練でありますとか、応急手当訓練、給水訓練、濃煙ハウスの体験など、さまざまな訓練を実施させていただきました。

5月29日開催の第2回防災会議で、訓練の継続や地域との連携の必要性について多くの委員から発言を頂戴したところでございます。今後も、引き続き防災訓練を継続実施しながら市民の意識高揚に努め、本市の安心・安全な生活を守るためのものとしてまいりたいと思っております。くれぐれも我々職員は、訓練のための訓練であってはならないという合い言葉の中で、真摯な訓練の実施になお努力をいたしてまいりたいと考えております。

次に、地域の特性と防災力向上についてであります。災害時に効率よく避難行動などを行

うためには、それぞれの地域の特性をふだんから知っていることが何よりも必要ではないかというふうに考えております。そのためにも、地域内の防災マップの作成、日ごろから危険箇所、防火水槽などの場所、高齢者や災害時要援護者の住居などを地域の方々お一人お一人の確認することが極めて重要でございます。これらのことを踏まえた上で、それぞれの地域では危険箇所を回避した避難場所まで向かう訓練、あるいは要援護者の方の車椅子での避難、さらには消火訓練、被災建物からの救出搬送訓練などを行うよう、地域の皆様方とそれぞれの地域特性に合わせた協議をしながら、防災力向上に取り組んでまいります。

本市では、市内の地域情報を伝達するコミュニティFMとの情報連携の強化や、地域での防災力向上のかなめとなります自主防災組織率の向上に取り組んでおり、設立に向けた助成制度でありますとか、平成24年度には、26年度までの3カ年間、自主防災支援制度を創出させていただきました。これら支援制度を十二分に活用いただき、それぞれの地域特性を踏まえた地域防災力の向上が図られますよう、なお一層努力をいたしてまいります。

次に、商店街活性化の支援策ということで、海岸通1番2番地区市街地再開発事業への市としての支援策についてのご質問でありました。

まず、これまでの経過と本市の取り組み概要であります。海岸通1番2番地区市街地再開発準備組合におきましては、昨年10月の発足以来、役員の方々による理事会を毎週開催されており、節目におきましては、地権者の皆様に対し説明会を行う全体会議を開催しながら、事業に関する議論と理解を深めており、本年3月に開催されました臨時総会におきまして事業の対象区域を決定するとともに、事業の実現に向けて具体的な事務手続を進めていくことを総意として決議がされたところであります。ただし、全ての方々がこの事業に同意されているわけではございません。同意率はいまだ八十数%という状況でありますので、今後まだ事業に十分な理解をいただいております方々に対しまして、権利者の方々とともに行政も、この事業の趣旨、目的等についてあわせてご説明をさせていただき努力をいたしてまいりたいと考えております。

本市といたしましても、今後、都市計画の決定に向け、国や県との調整を本格的に進めさせていただいているところであり、さらに、4月に提出された要望の内容を踏まえ、復興交付金の効果促進事業費を活用しながら、権利者の合意形成と事業計画の策定促進に係る支援をさらに行ってまいりたいと考えております。

今後、事業が本格化していく過程におきましては、建物整備後に生じる保留床の取り扱いが

非常に大切なことでもあります。復興交付金を活用した市街地再開発につきましては、制度上、事業費の5分の4が補助されますが、対象範囲につきましては、共同利用施設など公共・公益部分に限定されることとなります。現在検討されている例えば分譲マンションやホテルなどにつきましては、民間資金の導入により事業化しなければならないことから、準備組合の皆様みずから採算性を考慮し、その是非についてご判断いただく必要があるものと考えているところであります。

今後の支援策についてのご質問もいただきました。商工会議所と協力し、国及び関係公的機関による有利な補助、融資制度の内容、さまざまな融資制度がございます。こういったものでありますとか、特区制度の活用による税制優遇措置について本市として情報提供を行わせていただき、テナント誘致が円滑に進むよう一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

また、海岸通1番地区内に所在する旧公共駐車場跡地につきましては、事業区域に参入するとともに、都市防災機能強化策として、避難所機能を有する集会施設の整備や建物に附帯する駐車場の確保等、公共床の確保についても検討させていただきたいと考えております。

先日、海岸通地区に、事業推進に向けた新たな拠点として準備組合事務所が開設されたところでありますが、本市といたしましても、これまで取り組んでまいりました事務局運営に係る支援体制を継続させていただきながら、皆様と歩みを一つにして事業に取り組んでまいります。

次に、浦戸諸島地域振興計画についてであります。

初めに、議員のほうから、人口減少が大変厳しい環境ではないかというご質問をいただきました。人口減少、震災前と比べますと20%、114人の減少という状況であります。しかしながら、今現在このような事情で浦戸を離れておられる方々全てが、またぜひふるさと浦戸に戻りたいという強い思いを持っておられるものと確信をいたすところでありますし、一刻も早くそのような状況を創出していくことこそが我々の務めではないかなと考えております。そういった観点から、浦戸地区のインフラ整備の状況について若干事例を紹介させていただきたいと思います。

まず、浦戸の産業基盤を支えます漁港施設の災害復旧の状況であります。宮城県が桂島、石浜及び朴島について取り組んでいただいておりますし、本市では野々島、寒風沢の漁港施設の震災復興・復旧工事に取り組ませていただいております。本市の部分で申し上げますと、野々島地区の漁港施設では事業進捗率が25.5%、寒風沢漁港については23.3%という状況で

あります。

災害公営住宅であります。浦戸地区では45戸分の整備を行うことといたしております。現在、最終的な整備戸数確認のために、入居希望調査の取りまとめ作業を行わせていただいておりますが、並行しながら宅地造成に係る開発行為、特別名勝松島の現状変更の許認可をいただくため、県の担当部局との調整も開始いたしているところであります。今後、許認可など準備が整ったものから造成工事、続いて建築工事と発注し、最も早い完成を見込んでいる部分については、来年3月に何とか入居していただきたいという思いで今頑張っているところであります。

なお、島内の集落道路につきましては、漁業集落防災機能強化事業により取り組んでおりますが、昨日もご説明させていただきましたとおり、防潮堤の高さとの調整の問題であります。4.3という高さを提示させていただいておりますが、その防潮堤の高さと集落内の道路の高さをどのように調整を図っていくかということについて、いまだ地区内の住民の方々の意見が統一されていないという状況であります。丁寧なそういった状況をご説明させていただきながら、できる限り早く集落内の道路整備にも着手させていただきたいと考えております。

生活物資の買い物支援ということでご心配をいただきました。ありがとうございます。浦戸地区は震災により多くの店舗が失われ、島に住む皆様の多くが身の回り品についても本土側の店舗で購入している現状であります。現在、一部の小売店舗などでは買い上げ品の配達や宅配サービスなどが行われており、また、グループ化補助金を活用した市内の企業グループであります。浦戸諸島の買い物支援策を打ち出し、試行的ではありますが、5月に開催されました塩竈浦戸のリフェスティバルにおいて、浦戸住民向けの出店も行ったところでございます。島内では、現在、桂島、野々島地区でそれぞれ1店舗が営業を再開されておりますが、まだ限られた品ぞろえでありますので、やはりさまざまな支援が必要であるというふうな判断をいたしております。

本市といたしましても、被災した生活基盤の復旧整備を進めますとともに、高齢化が急速に進む中で、買い物支援などのソフト面についての環境整備を図ることが、浦戸地区の地域振興につながるものと考えております。今後も、こうした取り組みを支援いたしますとともに、買い物支援のあり方などを含め、総合的な浦戸支援策について検討を進めてまいります。

また、災害公営住宅の整備などにあわせて、エネルギー、貯水槽の整備についてというご質問でありました。浦戸地区につきましては、今次震災で甚大な被害を受けますとともに、長

期間にわたりライフラインの供給が停止いたしました。災害時のエネルギー、水の確保対策として、ご提案いただきました浦戸地区に整備予定の災害公営住宅への太陽光パネルや防火水槽等の整備についてであります。太陽光パネルにつきましては、再生可能エネルギー資源の活用の観点から、災害公営住宅に整備予定の集会所に導入する検討をさせていただいております。

また、貯水槽の整備についてご質問いただきました。浦戸地区の災害公営住宅の給水設備に関しましては、衛生上や管理費用の観点などから、現在、直結直圧方式での設計とさせていただいております。なお、災害に強い水道として、今次震災により流出破損いたしました海底配水管の復旧であります。配水管とともに高い耐水性を持つ県内初の推進工法により布設をさせていただきました。したがって、耐震性が格段に向上したものと判断いたしております。水のご心配は島民の方々に余り心配いただかなくてもよいような環境になりつつあるのかなと考えているところであります。

次に、障がい者福祉についてご質問いただきました。特に、障がい者オストメイト専用対応トイレの設置についてであります。直腸がんでありますとか膀胱がんなどによりまして、腹部に人工肛門、人工膀胱、いわゆるストーマを着用される方々に対する支援といたしまして、本市では障害者総合支援法による日常生活用具給付事業の中でストーマ装具の給付を行っております。現在110名ほどの方々にご利用いただいております。また、このようなストーマ装具を必要とされるオストメイトにとって、一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要があり、また、そのときにパウチや腹部を洗浄する必要があるものと判断いたしております。オストメイト対応のトイレにつきましては、そのための洗浄器を備えることといたしております。

本市におきましては、多数の市民の皆様方がご利用される公共施設に、オストメイト対応の専用トイレの設置を進めてきたところであります。具体的には、塩釜ガス体育館、保健センター、壱番館の4階、ふれあいエスプ塩竈の4カ所に設置いたしております。また、この4月から行政機能集約を行い、高齢者の方やご障がいをお持ちの方々にとってより便利ということで、壱番館の1階に、今現在、車椅子の方あるいはオストメイトの方々にも気軽にご利用いただけますよう、トイレの改修を行わせていただいております。7月上旬にはご利用いただけるものと考えています。

また、市内の公共機関以外であります。JRの駅としては仙石線の本塩釜駅、東塩釜駅、

東北本線塩釜駅に設置されており、また、民間の大型商業施設にも設置いただいている箇所等もあります。このほか集会施設といたしまして、母子沢集会所にも設置されているところであります。今後も、このような公共の場においてトイレの改修整備などを行う際には、バリアフリーのまちづくりの一環として、オストメイト対応トイレの整備についても積極的にご賢察をいただきますよう働きかけをいたしてまいります。以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（嶺岸淳一君） 阿部かほる君。

7番（阿部かほる君） 大変ご丁寧なご答弁ありがとうございました。それでは、第2回目の質問をさせていただきます。

5月、6月ありました地域防災計画の見直し、あるいは訓練等、大変ことしは各会場ともに特徴のある訓練をしていただいたなというふうに思っております。私も3カ所ほど伺いました。その中で、地域防災計画の見直しということで、気づいたこととかいろいろ市民の皆様からご提案いただいたことを申し上げてみたいと思います。

まず、6つの項目で見直しをかけていらっしゃるんですが、1番目の指定避難所の見直しについて、これは3・11のときの状況だったんですが、JRの帰宅難民者の方たちの受け入れが東玉川公民館ということで、私は避難所を回りまして、夜暗くなったんですが、一番最後に私の地域であります玉川公民館に行きました。そうしましたら、誰一人知っている方がいなかったの、こんなに知らない人ばかりだったのかなというふうに思ったのですが、そのとき職員の方が、「JRのほうからお願いされて、帰宅難民者の方を受け入れたのです」ということだったので、私はそれはそれで、また本当に大変なことですけども大事なことだということで受け取りました。こういったときの、塩竈市は4つの駅がございまして、仙石線、東北本線あるわけですが、これに乗りおりする方は地元の人だけではなくて他所からいらして、たまたまそこで災害に遭った。今後もあるかもしれません。そういったときに、2年3カ月になりますけれども、そういった対応としてJRとの話し合いというのはありましたでしょうか、お聞きいたします。

議長（嶺岸淳一君） 赤間危機管理監。

市民総務部危機管理監兼市民安全課長（赤間忠良君） 3・11の大震災を受けまして、その後、JRの本塩釜の駅長様と、その辺の帰宅難民者の取り扱いについても協議させていただいているところでございます。

議長（嶺岸淳一君） 阿部かほる君。

7番（阿部かほる君） よろしくお願ひいたします。本当に、いつ起こるかわからない状況です。ぜひひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それから、第三中学校なんです。これ地域の方からお話が出ました。多賀城市内の方たちが約半分ということで、本当にお隣のまちですからお互いに協力し助け合うということで大変結構なんです。多賀城市さんとの話し合いというのはその後ありましたでしょうか、お尋ねいたします。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 済みません、前段のJRの帰宅難民者の方々のお話でありましたが、JR東日本の社長様がわざわざ震災後本市のほうをご訪問いただきまして感謝状をいただきました。その中身は、本当に市民の方々が温かく迎えていただいたと。多くの方々が感謝の気持ちをお持ちでしたということで、私が代表して受理させていただきましたので、まずはそのことだけご報告させていただきます。

議長（嶺岸淳一君） 赤間危機管理監。

市民総務部危機管理監兼市民安全課長（赤間忠良君） 確かに三中の避難所につきましては、隣の多賀城市さんからの避難の方もいらっしゃるという部分がございます。それで、そういう部分につきましては、多賀城市の担当課のほうと連携をとりながら、対応としてどういう形で対応できるかという部分も含めまして話しているところでございます。

議長（嶺岸淳一君） 阿部かほる君。

7番（阿部かほる君） ありがとうございます。本当に困ったときはお互いさまということで、市民の皆さん温かい気持ちで、多賀城市さんのほうも、それからJRさんのほうにも対応していただいたということをおも目の当たりにしております。

それで、もう一つなんです。避難所の見直しということですけども、一方通行の道路がございます。これは、三陸沖の12月7日のマグニチュード7.3のときなんです。第一小学校の本町から上がる道路、それから香津町というか白萩のほうから上がる道路、ちょうど一方通行で狭い女子校の下にぶつかるんですが、大変なやっばり両方から上がって来てしまいました。もう身動きがとれなかったという地域の方からお話がありました。これ何とか災害時、一方通行のルールをひとつつくっていただいで対処しないと、いざというとき大変なんではないかというお話を地域の方から伺いました。確かに車は行けませんよというんですけども、

あのときちょうど5時10何分ということで、私は杉の入の一番高いところにおったのですが、そのときも実は車が全部上がってきたのです。道路という道路から。杉の入の高台に向かって。ですから、そういったことで逆走する車も実はあったんです。そういうことで、今後の一つの課題といたしまして、ルールづくりをひとつしていただきたいと思いますが、ほかから仕事やなんかで車でちょっと通りかかったり、あるいは走っている方はほとんどわからないということなんです、その辺の対応は何かお考えありますでしょうか。

議長（嶺岸淳一君） 赤間危機管理監。

市民総務部危機管理監兼市民安全課長（赤間忠良君） 確かに一方通行の部分で逆走とかという話も聞いてはおりますけれども、我々としましては、まず避難につきましては徒歩での避難というのを原則として考えてございますし、また、交通規制等につきましては、警察等との連携を図りながら指導という形の部分も出てまいりますということも考えられますので、その辺につきましては警察との連携を図りながら、指導隊の方々のご協力も得ながらという形で、指導という形の部分で入っていくのかなというふうには思っております。

議長（嶺岸淳一君） 阿部かほる君。

7番（阿部かほる君） その辺のことは標識が必要かなというふうに思いますので、どうぞご検討をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それと、もう一つは、避難所の見直しの点で、実はお聞きしました保育所の避難ということだと、一番心配なのが新浜町保育所なんですけれども、保育所の防災計画の中にこういった保育所の部分というのは入っておりますでしょうか、お聞きいたします。

議長（嶺岸淳一君） 赤間危機管理監。

市民総務部危機管理監兼市民安全課長（赤間忠良君） 保育所といいますか、指定避難場所等々につきましても住民の方と一緒にございまして、そちらのほうに避難していただくような形での、今回も避難訓練の中では無線を使った中で移動させていただいたり、そういう形で避難訓練をさせていただいております。

議長（嶺岸淳一君） 阿部かほる君。

7番（阿部かほる君） 実は、杉の入小学校までが新浜町保育所の避難ということなんです、未満児、本当にゼロ歳児のお子さんたちあるいは1歳児のお子さんたち、歩行困難なお子さんたちを連れて車で避難した。そのとき、通常二、三分で車で行けるところが30分以上かか

ったんだそうです。それで、こういった事態を受けて保育所さんのほうでは、身近な新浜の高台にあります会社の2カ所ですね、会社の方が快く、いざというときは逃げてらっしゃいということで話し合いをされて、受け入れをしていただけるような体制ができたということもお伺いしまして、本当にその対応はよかったなというふうに思うのです。

1つだけ、避難所から遠い保育所において、安全確保という意味では、未満児の適正な受け入れ、児童数ですね、その十分な検討が必要なのではないかなと。特に1歳児の預かり、一時預かりですね。一時預かりの場合は、毎日通ってくるお子さんは、先生方がそのお子さんの特性をよく知っていらっしゃる。ところが、一時預かりとなるとその日に直接預けられるものですから、そして、親御さんも確かにこういう理由でお預けしますというのはわかるんですが、どこに行ってもらっしゃるかというところまではなかなかわからない。

実は、被災されたときに、やむを得ず杉の入小学校で一夜を明かしたという話もお伺いしましたけれども、大変毎日預かっているお子さんというのは、先生方が全てを把握しているので扱いも楽なんです、一時的に預かったお子さんというのは非常になれてなくて、やっぱり扱いが大変だということで不安を持っていらっしゃるようなので、その辺のご検討をぜひこの見直しの中で取り上げていただければというふうに思います。一時預かりというのは、ある程度保育所さんの高台であったり、あるいは安全な場所で一時預かりをするというようなことも一つの施策として必要なのではないかと思うのですが、その辺のお考えがありましたらお答え願いたいと思います。

議長（嶺岸淳一君） 神谷健康福祉部長。

健康福祉部長（神谷 統君） 今、議員のほうからもございましたが、新浜など例えば杉の入の指定避難所に行く前に、まずは一時的に安全な場所へ避難ということで、新浜なんかですと近くの会社の敷地の場所を借りて避難する、あるいは東部保育所なんかも近くの集会所などをお借りしてまず一時的に避難するというようなことで、まず安全を確保するというようなことを、各保育所ごとにそういうマニュアルをつくってやらせていただいているところがございます。

それで、今、新浜なんかの一時的に預かりをいただいているお子さんのあり方ということでご質問いただきましたので、私もなおその辺ちょっと情報を整理させていただきまして、よりよいあり方ということで検討させていただきたいと思います。

議長（嶺岸淳一君） 阿部かほる君。

7番（阿部かほる君） ぜひよろしく願いいたします。

まず、この避難所の見直しというところで、対応策として津波浸水区域以外、つまり高台だったり地域的に津波は安心して心配ないというところであれば、この集会所、地域の集会所が大変今整備されていまして、集会所によっては備蓄や自家発電、それから給水タンクまで用意されているところというのはたくさんあるわけですが、こういったところで全員が避難所に指定されたところに行くということもとても大事なんですが、一時的に町内の方たちが集会所に避難するというのも、こういった考え方としてはいかがなものでしょうか、お聞きいたします。

議長（嶺岸淳一君） 赤間危機管理監。

市民総務部危機管理監兼市民安全課長（赤間忠良君） 確かに一時避難場所として集会所を活用していただいた例もございますし、また、そこにとどまって避難生活を送られたという事例もございますので、その辺も含めながら対応していきたいなと思っております。

議長（嶺岸淳一君） 阿部かほる君。

7番（阿部かほる君） ありがとうございます。

それから、長期避難に係る食料の補充をお聞きしたいのです。浦戸はその当時、食料不足やいろいろなことで、ヘリポートで運んだというようなお話もちょっと聞いてはおりますけれども、塩竈市ではヘリポートの設定というのは何カ所か設定はされておるのでしょうか、その辺お聞きします。

議長（嶺岸淳一君） 赤間危機管理監。

市民総務部危機管理監兼市民安全課長（赤間忠良君） 市内のほうには、臨時ヘリポートということでその都度つくる形になっていまして、指定箇所が三、四カ所ございます。ちょっと数はあれですけども、そういう形でございます。

議長（嶺岸淳一君） 阿部かほる君。

7番（阿部かほる君） ありがとうございます。阪神大震災のときに、本当に神戸が孤立してしまったときに、食料等をみんなヘリコプターで運んだということ、それからあとバイクですね、車がだめで道路をもう細かく行くのにバイクで運んだ、衣料品をバイクで運んだということも聞いておりました。今回、ヘリが飛んだというのは余り聞かなかったものですから、塩竈市内の食料不足は何だったのかなと、ちょっと振り返ってみました。

それから、3番目、避難道路整備。これは、自動車避難ではなくてということがもちろん前

提なんです、どうしても自動車でなければという体の弱い方、足元の弱い方がいらっしゃるわけですが、なかなか避難道路の拡幅あるいは手すり、そういった整備という計画がありませんでしょうか、お聞きいたします。

議長（嶺岸淳一君） 赤間危機管理監。

市民総務部危機管理監兼市民安全課長（赤間忠良君） 確かに今回の2回目の防災会議のほうで避難道路の整備ということで、これらについてもご議論いただくという形で今議論している最中ございまして、進めているところでございます。

議長（嶺岸淳一君） 阿部かほる君。

7番（阿部かほる君） ありがとうございます。私は歩いてこの間の訓練のときに第一小学校まで行ったんですが、途中から高齢者の方と一緒になりまして、つえをついていらして行ったんですが、階段が3段だったんですが上がれなかったんです。ちょっと高かったんです。それで、手すりがないためにすがる場所がないということで、手を支えた形で何とか階段を上ったんですが、こういった私たちが日常は何にも余り感じていないところでも、いざとなると手すりをつけなければいけないのかなと。それから、体育館の階段のところにも手すりがないわけです。そして、杉の入小学校は段差のところにも手すりがきちっと真ん中についておりました。それから、バリアフリーで傾斜があってという道もございました。そういった一つ一つ、ぜひ避難所に係るところは点検をしていただきたいと思います。

それから、燃料不足です。これお願いしておきます。燃料は、ガソリンはこれ仕方ありません。私たちなかなか手に入りませんし、備蓄も難しいということです。まず、自助による備蓄ということで、実は今回炭を備蓄していたというか納屋に長年入っていたということで、地域の方たちに分けてさしあげて大変感謝されたということが結構ございました。お話を伺いましたら。私も初めて、我が家でもあったかなというふうに思ったのですが、炭ですと何十年でも本当に変わらずに、そして安全に備蓄できるという部分がございます、こういったことも燃料の備蓄ということに入れていただけたらいいのかなというふうに思いましたので、これは気づいた点でございました。

それから、5番目、災害時要援護者の対応、これは福祉避難所の配備というものは今回あったのでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（嶺岸淳一君） 神谷健康福祉部長。

健康福祉部長（神谷 統君） 福祉避難所につきましては、通常の避難所ではなかなか受け入

れが難しいような障がいのある方、あるいは高齢者の方ということのために開設する避難所でございまして、今回の3・11被害のときにも、高齢者の施設、それからそれぞれ障がい者の施設ということで、それぞれ2カ所ずつだったと思いますが、福祉避難所というものを開設させていただいたという経緯はございます。

議長（嶺岸淳一君） 阿部かほる君。

7番（阿部かほる君） 実は、なかなか要援護者の方たちの対応というのは難しさがあると思いますが、特にお子さんの部分ですね、避難所で余り動き回るものですから、多くの方からいろいろな声をかけられて本当にお母さんたちつらかったというお話を随分お聞きしました。それで、新たに避難所の確保というのは必要なのではないだろうか。いろいろなグループホームとか介護施設とかありますけれども、何かそういったところで対応できる部分、あるいは先ほどトイレの設置とかの部分もありますけれども、そういったところが活用できないかというふうに思いますので、今後検討の中に含めていただければというふうに思います。

6番目、女性の参画というところで、今回女性の個室がなかったとかいろいろな不便が大変出ました。特に、赤ちゃんを連れてくるお母さんたちの対応というのが難しかったようですが、その中で、神戸のときもミルクやおむつの確保が大変だったというお話を聞きました。赤ちゃんあるいは幼児を持ったご家庭に対して、大阪市では昨年12月、子育てファミリーのための防災講座というのを設けたそうです。これは、まず家具の転倒防止とかそういったことはもう当然なんです、災害時に必要なものをそれぞれのご家庭で話し合って独自のリストをつくる。例えば、赤ちゃんであれば何歳児で、どういったものが必要なのかということ家族で話し合って、自分たちのリストをつくるということを進めているようです。特に、私も気づかないで思い出したのですが、おしゃぶりとか、うちの子はおしゃぶりがなければ絶対寝ないとかたくさんあるわけです。それから、母子手帳のコピーとか、それから家族写真なども持って出るというようなことも申されております。一番大事なのは、日ごろからの近所づき合いが大事ですよということをこの講座で若いご夫妻には教えているようですが、こういったこともこれから塩竈市でも取り組まれてはというふうに思いますが、その辺のこと、もしお考えがあればお聞かせください。

議長（嶺岸淳一君） 赤間危機管理監。

市民総務部危機管理監兼市民安全課長（赤間忠良君） 私たちのほうで、防災研修会、出前講座等も使っていて、その中で災害に備えるという部分の中で、災害時の要援護者も含め

てでございますが、こういうものを用意していただきたいという形でのお話はさせていただいておりますけれども、今言ったお話、私たちもちょっと勉強不足でして申しわけございませんが、あと勉強させていただきます。

議長（嶺岸淳一君） 阿部かほる君。

7番（阿部かほる君） ぜひよろしく願いいたします。

それから、次に、地域の特性と防災力向上について。これは、それぞれの地域のあり方というものが非常にありまして、画一的ではないという部分でございます。

1つご紹介したいものがございます。平成17年に宮城沖地震が来るということで、ある町内会で対策要綱というのをつくって町内の方に渡したということなんです。その中の一部を抜粋してみますと、自分たちの地域がどのような位置にあるのか、塩竈市の南部なのか東部なのか、位置と地勢ですね、それから町内会の構成、市内に自分たちの地域にどんな人が住んでいるのかというものをきちっと洗い出して、それから町内の特色、例えばマンションがあったりアパートがあったり、一、二年で変わっていくのでなかなか把握できないといったこと、それから道路がどのように自分たちの町内の中を走っているのか、夕方はすごく渋滞する部分もあるとか、それからお店はどういうお店があるのかといったことを全部洗い出しております。

それから、マグニチュード7.5以上の巨大地震による被害想定というのを、悪天候、夜間、ラッシュアワー、最悪時を想定して全部項目を載せているのです。看板の倒壊とか、夜間、店舗がありまして夜不在だということで、そこからもしガス漏れとか出火があったらどうするかとか、それから高圧線が通っているので、その高圧線が切れたときにどういう注意が必要とか、そういったことが述べられておりまして、それから交通が麻痺した場合には救助隊の到着が困難となりますよということもきちっと明示してありまして、こういったことがそれぞれ非常に大事だと思うのです。それから、町内で整備している災害時の機材、そういったものも全部一応書いて町内会の皆さんに渡しているということがありました。これが、実際17年度に宮城県沖ということでつくったようですが、今現在でもこれが大いに何か参考になるなということでご紹介をしておきたいと思います。済みません、時間がなくなってしまうので。防災関係で。

商店街活性化への支援策について、ただいま市長さんからいろいろお話を伺いましてちょっと安心したところがございます。大分、本当に明るさが見えてきたようでございます。本当

に商店街の方たち立ち上がってくださって、そして進めているといことで本当に待っております。その中で私たちが望むことは、公的、私的にかかわらず、子育ての関係の施設とか、あるいは高齢者の方の交流施設などを入れていただきますと、大変私たち住民にとっては集まれる場所、本当に中心位置ですので、市内多くの方がここに集まってくるような、そういった建物になることをお願いしておきたいと思います。

私もいろいろと公的資金があるかどうか探して探してみましたけれども、ここに一つ関東経済産業局から出ております商店街等活性化の支援についてということで、実はコミュニティ機能再生事業というところで助成金整備が出ておりますので、後でこれ詳しくあれなんですけれども、24年度は上限2億円という大変すごい補助金ということで出ておりましたけれども、こういったものを一生懸命私たちも探りながら、商店街の方たちが負担を負わないように、私たちが一生懸命何とか頑張ってまいりたいと思います。買い物とか生活の利便、それ以外でも、何となく出かけていきたくなる、そういった魅力のある交流施設になればというふうに思います。それから、専用道路がつくような、一応案ですけれども出ております。できれば、本塩釜駅中まで通すような、そういう空間利用といったことも踏まえて、それから広場の整備といったことも出ていますが、100円バスの発着点になればというふうな思いであります。この辺は提言としておきます。

それから、3番目、浦戸諸島地域振興計画ですが、本当にありがとうございます。離島振興法改正に当たっては、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が、他の地域に比較して多額である状況の改善ということで、昨年秋2カ月ほど船で移動販売ということがあったそうですが、それが2カ月で終わってしまった。それは、「きっといろいろな費用がかかり過ぎて採算が合わなかったんでしょうね」という島の方のお話をお聞きいたしまして、何とかもっともっと食べ物とか備蓄の関係も島はありますので、そういったことがあればなというふうに思って今回ちょっと出してみました。

それから、岸壁なんですけれども、確かに干潮時、皆さんがお持ちの船は船外機ということで、地盤沈下しているものですから、岸壁が高くてはしごをかけなければ荷物の積んだりおろしたりもできない状況にあるということで、何とか早くこの辺を改善してほしいと。そうでないと仕事ができないということを訴えられました。浮き桟橋を早くつくっていただけたらという話もありますが、この辺の状況はいかがでしょうか、お聞きいたします。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 浦戸の産業基盤であります物揚げ場といいますか漁港施設の復旧についてのご質問でありました。

昨日、曾我議員のほうからも全く同様のご質問いただきまして、基本的にこういった漁船だまりについて、浮き桟橋というものはなかなか補助制度としては認められていないというお話をさせていただきながら、今後ご高齢化がなお一層進む漁民の方々の利便性を考えて、階段を設置させていただきましたというお話をいたしました。

私も、先日現場を見てまいったのですが、1カ所とかということではなくて、20メートル置きぐらいに階段を設置しておりました。ただ、懸念いたしますのは、逆に階段を設置することによってそこに水がかぶりますので、将来はやっぱり滑りやすくなると。当然、漁民の方は重い物を持って上がるということになりますので、そういった安全対策が必要ではないかということで、今塩竈市といたしましては、そういった場所に例えば手すりをつけるでありますとか、そういったことができないかということの検討を始めさせていただいているところでございます。よろしくお願いたします。

議長（嶺岸淳一君） 阿部かほる君。

7番（阿部かほる君） ありがとうございます。ことは、アサリも収穫の日が4日しかなかったということで、でも、島の人は一生涯懸命浅海漁業にいそんでいらっしゃいますので、どうぞ生活をやすく改善していただければということをお願い申し上げておきます。

それで、最後になりますけれども、障がい者の福祉についてということでオストメイト対応、先ほど塩竈市でも何カ所か対応トイレがあるということでほっとしましたが、これがなかなか皆さんに伝わっていないというか、わからないんです。場所が。それで、ぜひいろいろな形でマップとかそういうところに掲載してはどうなのかなと。というのは、こういったことも私伺いました。「塩竈市は観光客の方もいらっしゃるでしょう。そういう方たちだって、オストメイトの方はいらっしゃいますよ。今はもうたくさんいらっしゃるんです。だから、観光マップに載せてください。そうすると、安心して観光に来てくださいという一つの売りになるんですよ」ということもおっしゃられました。やっぱり障がい者の方に対して優しいまちづくりということで、市のアピールになるのではないかなというふうにも思うわけですが、その辺のもしお考えがあればどうでしょうか。この先のことですけれども。それで、杉村惇美術館の中にも、今度できますけれども、ぜひひとつ美術館の中にも設置をお願いしたいと思いますが、その辺のお話はいかがでしょうか。

議長（嶺岸淳一君） 神谷健康福祉部長。

健康福祉部長（神谷 統君） 今、議員がおっしゃられましたマップ等の掲載につきましては、いろいろ関係課のほうと協議をさせていただきます。せっかくの機会ですので、いろいろな地域からもお越しいただく観光客のためにも、そういう施設があるということをお知らせする必要がありますかと思っておりますので、そこはあといろいろと協議をさせていただきます。

議長（嶺岸淳一君） 郷古生涯学習課長。

教育委員会教育部次長兼生涯学習課長（郷古正夫君） 杉村惇美術館に係る多機能トイレというようなことのご提案がございました。この件につきまして、現在、設計のコンペを進めてございまして、その中に含まれるかどうか、そういったものも検討の内容となっております。

議長（嶺岸淳一君） 阿部かほる君。

7番（阿部かほる君） ご答弁ありがとうございました。ぜひ前向きに検討をしていただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（嶺岸淳一君） 以上で阿部かほる君の一般質問は終了いたしました。

16番小野絹子君。

16番（小野絹子君）（登壇） 最後になりましたが、日本共産党市議団の小野絹子でございます。曾我議員に続きまして質問いたします。

3・11の東日本大震災から2年3カ月を経過しました。被災者の皆さんの一日も早い復興を願ってやみません。何よりも被災者の皆さんの生活再建となりわいに市は全力を尽くすよう求めるとともに、本市議団も引き続き被災者の支援に全力を尽くしてまいります。

それでは、質問通告は7項目ですので、順次質問させていただきます。

第1項目は、越の浦、藤倉地域の冠水対策について2点お伺いします。

最初の1点目は、越の浦流域ポンプ場建設とポンプ場に流入する水路の整備について伺います。

庚塚、松陽台の北側、楓町の北側、青葉ヶ丘、越の浦、杉の入二丁目、三丁目など、115ヘクタールの広い面積を排水区にしている越の浦排水区の流域ポンプ場の建設については、第4回震災復興交付金事業で認められ、あわせてポンプ場から流入する水路の整備費も交付金事業で見られております。市の平成25年度から平成27年度までの3カ年の実施計画にも盛り

込まれ、いよいよ越の浦流域のポンプ場建設が本格化してくると思います。越の浦流域の下流側の越の浦漁港と国道45号、国道45号と仙石線、東北本線の沿線の方々は、水害のたびに泣かされ、悩まされてきましたが、さきの3・11の大震災では、住宅やお店を解体し、市内の他の地域に移らざるを得なくなってしまいました。最近、東北本線のダブル踏切付近の庚塚地域に住宅が張りついており、越の浦流域のポンプ場建設は住民から大変待たれておりました。震災復興交付金事業で認められたことに、当局のご努力に感謝するとともに、安堵しております。お伺いしますのは、越の浦ポンプ場の建設計画の内容と25年度から27年度までのスケジュールはどのようになるのかお答えください。

また、庚塚の排水の一部と松陽台の北側からの排水は、市道藤倉庚塚線を横断し、東北本線の脇に沿って流れるようになっていますが、北部消防団の事務所の脇からは素掘りの水路ですが、草が伸び放題、水路が見えない状況になっており、地域の方々からは排水がうまくいくように素掘りの水路の整備をしてほしいと訴えられておりますので、北部消防団の事務所脇からのポンプ場への流入水路の整備についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

2点目は、藤倉二丁目の土地区画整理区域の北側にある水路や道路の冠水対策についてです。藤倉二丁目の川村米穀店から第二小学校の上り口までの延長697メートル、幅員12メートルの都市計画道路は新浜町杉の下線の整備として、藤倉一丁目は都市計画事業の買収方式で、藤倉二丁目地区は被災市街地復興土地区画整理事業で施行することになり、今議会で藤倉二丁目の土地区画整理事業の特別会計の予算も計上されておりますことに心から感謝いたします。土地区画整理事業は1ヘクタールであります。市道藤倉庚塚線から0.5ヘクタールの区画の後方にある住宅が水害にならないように、北側にある水路の整備が求められます。水路の後方にも住宅があります。区画整理事業での区域以外の住宅地の浸水対策と水路の整備についてどのようにお考えか、お聞かせください。

さらに、藤倉一丁目に向かって、0.5ヘクタールの区画整理事業の後方の道路は通学路にもなっており、この地域の道路だけがいつまでも冠水し、通勤・通学にも困難の状況ですので、排水対策をしっかりと講じていただきたいと思うのですが、どのような対策をお考えかお伺いします。

第2項目は、市道整備について2点お伺いします。

1点目は、国道45号から藤倉に左折する道路の整備についてです。銀行前の国道45号から藤倉に入る市道藤倉二丁目8号線は、国道45号から左折するのにカーブが直角な上、道路が狭

く危険な箇所なので、緩やかなカーブで左折できるよう対策をこれまでも再三要望してきておりましたが、整備の見通しについてお伺いいたします。

第2点は、市道藤倉庚塚線の藤倉二丁目側の歩道の整備についてです。市道藤倉庚塚線の二丁目側の歩道は、安心して歩ける状態ではありません。多くの方から、藤倉の歩道は斜めになっていたり、でこぼこだったりで怖くて歩けない。安心して歩けるように直してほしいと声が上がっております。通学路にもなっており、子どもや高齢者の方、障がいのある方が安心して歩けるように早急な整備を求めます。前にも同様の質問をしてきましたが、対応がありませんでしたので、改めて市の対応についてお伺いいたします。

第3項目めは、県道利府中インター線の整備について3点お伺いいたします。

1点目は、1期工事の進捗状況と市道伊保石須賀線への安全対策についてです。県道利府中インター線は、震災時の国道45号の迂回路として重要な路線ですし、塩竈にとっても魚市場の水揚げされた魚の輸送や水産物の製品の流通にとっても重要な路線でございます。一日も早い全線開通が望まれます。県は、県道利府中インター線の整備について道路推進計画を示し、1期工事と2期工事に分けて整備をすることにし、地権者や地域住民への説明では、1期工事で吉津集会所までの460メートルを25年度までに完了すると述べてきましたが、大震災の影響については理解できるものの、1期工事の進捗状況がわかりません。1期工事で移転を余儀なくされる方もおりますが、その方々には県から買収のお話がなく、いつになったら話があるのかと不安に思っております。1期工事の進捗状況と完成の見通しについて、県からどのように伺っているのかお聞きします。

さらに、伊保石の仮設住宅や梅ヶ丘団地の方から、吉津隧道を通過して自宅に帰るのに暗過ぎる、不安で歩けない、また木が伸び放題になっている、安全対策を講じてほしいと要望されております。今の市道伊保石須賀線に数基の道路照明灯を設置し、伸びている木の枝払いをして安全対策を講ずるべきと思いますが、対応をお聞きします。

2点目は、アクセスする都市計画道路東塩釜吉津線の整備についてお伺いします。特に、吉津隧道についてどのような方策を考えているのか、お聞きいたします。

第3点は、県に2期工事の震災復興交付金事業の最後の申請の要請についてであります。2期工事については、県は、復興交付金事業が認められなかったため通常事業で整備すると述べておるようですが、通常事業での整備では全線開通がいつになるのかわかりません。この路線は、先ほども言いましたように一日も早い開通が望まれるものですので、県が復興

交付金事業の再度の申請をするよう、市として強く働きかけるよう求めますが、いかがでしょうか。

第4項目めは、保育所の安全と充実を求めて4点お伺いします。

1点目は、保育士の正規職員の配置と職員受験の年齢の引き上げについて伺います。公立保育所の保育士の状況は、25年度で正規職員保育士は32名、臨時的任用職員は24名で、計56名の保育士さんでやっております。昨年の24年度の同時期と比べて正規職員が1名減り、臨時的任用職員が3名ふえております。正規職員は全体の57%、臨時職員、任用職員は43%を占め、臨時職員の保育士が正規職員保育士の人数に接近してきております。特に20代の保育士の状況を見ますと、正規職員は11名で全体の19.6%、臨時的任用職員は17名で30.3%となっており、臨時職員が正規職員を上回っております。安心して保育できるように、また、臨時職員保育士も頑張れば正規職員の希望が持てるように、正規職員保育士をふやすべきと思いますが、お考えをお聞きます。

また、保育士の職員受験の年齢は27歳までとされています。臨時保育士が正規職員の試験を受けようとしても、年齢制限があるため受験できず、正規職員の希望もなく、他の条件のよい保育所のほうに移っております。したがって、中堅の保育士が残らない状況です。安全でよりよい保育を進めていく上でも、中堅の保育士が必要です。保育士の正規職員の受験年齢を引き上げるべきと思いますが、いかがかお伺いいたします。

2点目は、高台にある保育所への非常時に使う無線機と発電機の配置についてお伺いします。3・11の大震災では、子どもを安全に避難させる上で、各保育所での大変なご苦労がありました。先ほど阿部議員のほうからもありましたように、低地にある新浜町保育所や東部保育所の避難場所である杉の入小学校や第三小学校までは、小さい子どもの移動は大変だったとお聞きしております。津波から子どもたちを守る上で、高台への保育所の移転など今後ぜひ検討課題にしてほしいと思います。今回質問いたしますのは、災害時に使う無線機と発電機を、高台にある2カ所の保育所にも配置すべきではないでしょうか、お伺いいたします。

3点目は、清水沢保育所の送り迎えの駐車場の確保についてお考えをお聞きます。市内の各保育所にも送り迎えの駐車場は整備されていませんが、特に清水沢保育所は団地の中に建てられており、駐車するスペースはありません。ぜひ送り迎えの駐車場の確保を求めますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

第4点は、各保育所への教材の増額を求めてお伺いいたします。保育所で子どもたちを保育

する上でいろいろな教材が必要です。子どもの成長とともに教材も変わります。子どもの健やかな成長に必要な教材が購入できるように、各保育所の教材費を増額するよう求めますが、お考えをお伺いします。

第5項目めは、魚市場改築に伴う漁船の係留場所についてお伺いいたします。

魚市場の改築は25年度から27年度までの3カ年の計画で、魚市場の水揚げ操業をしながら改築工事が行われております。この工事期間、漁船の係留場所が狭くなっており、特に水揚げを終えた漁船の係留場所がなくて困っていると聞きしております。既に問屋組合の皆さんから、3月には市長や議会にも要望書が出されております。市ではこの要望を受けて、宮城県にどのような要請をしているのでしょうか、県や市の対応についてお聞きします。

第6項目は、避難所となる各学校へマンホールトイレの設置についてお伺いいたします。

3・11の東日本大震災では、避難所になった各学校の体育館のトイレの使用は大変でありました。2月議会で、24年度の補正で清水沢公園にマンホールトイレを10数基設置することになりましたが、塩竈市でのマンホールトイレの第1号と思います。災害時には大いに役立つものと思います。市民の方から、「避難場所の各学校にマンホールトイレを設置しては」と我が党の伊勢由典議員に意見が寄せられましたので、お聞きいたします。さらに、ぜひ防災計画にも組み入れていただければと思いますが、お考えをお聞きします。

第7項目めは、市役所庁舎トイレの改修と見通しについてお伺いします。

昨年12月議会で、私は、市役所庁舎トイレの改修と緊急ブザーの設置を質問させていただきました。トイレの改修は検討させてほしい、緊急ブザーは即対応したいとの答弁だったと思いますが、その後どのように検討なされてきたのか、トイレの改修の見通しについてお聞かせください。

以上7項目での質問であります。誠意あるご答弁をお願いいたしまして、第1回目の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君）（登壇） ただいま小野議員から7点についてご質問いただきました。

初めに、越の浦、藤倉地域の冠水対策についてお答えをいたします。

まず、越の浦ポンプ場建設と流入する水路についてのご質問でありましたが、震災では本市沿岸部を中心に地盤沈下が生じ、大津波により甚大な浸水被害が発生いたしました。その後の台風15号でも同規模の浸水被害が発生いたしましたことから、本市では、このような浸水

被害を軽減するため、復興交付金事業を活用し、下水道雨水施設の整備を進めることといたしております。

越の浦地区につきましては、国道45号線沿いの浸水被害を軽減するため、越の浦一丁目地内の仙石線西側に越の浦ポンプ場を新設することといたしております。現在、計画流入量が8.5トン毎秒という流量は想定いたしておりますが、規模、構造等については調査設計を実施中であり、今後の進捗にあわせ、JRでありますとか国道管理者など関係機関との調整を図り、事業を進めてまいります。ご質問の上流部の流入水路であります、このような規模、構造等の調査設計にあわせまして、この流入水路もどのような構造としていくのかということが決定されるものと考えております。

次に、藤倉二丁目の土地区画整理区域の北側にある水路や道路の冠水についてのご質問でありました。藤倉二丁目では、震災地盤沈下により浸水、冠水被害が続いておりますので、地区内の道路及び宅地のかさ上げを連続して実施し、防災力向上を図り、安全・安心して住み続けられる良好な環境を確保するために区画整理事業を実施いたします。また、あわせて藤倉雨水ポンプ場のポンプを造成いたしますとともに、都市計画道路新浜町杉の下線に雨水幹線も整備させていただくことになっております。藤倉地区の雨水排水機能は格段に強化されるものと判断をいたしております。ご質問のございました区画整理区域の北側地区の排水につきましては、現在、ご説明をさせていただきました新浜町杉の下線に整備をいたします雨水幹線への流入が可能かどうかの検討をさせていただいているところであります。当地区の冠水対策につきましては、基本的には区画整理事業とあわせ解消させていただきたいと考えているところであります。

次に、市道整備についてご質問いただきました。国道45号から藤倉に左折する道路の整備についてであります、この道路の一部につきましては平成22年度に整備を着手させていただきました。当該箇所の工事につきましては、当初23年度に引き続き実施を予定いたしておりましたが、災害復旧事業を優先いたしましたことから整備を延期いたしておりました。今後、災害復旧事業も一定程度終息に向かうものと判断をいたしておりますので、本年度に残延長部分の工事の発注等を検討させていただきたいと思っております。

次に、市道藤倉庚塚線の藤倉二丁目の歩道の整備についてであります。藤倉二丁目の薬局から松陽台交差点付近までの歩道は、車道に比べ一段と低くなっている部分があり、歩道が若干でこぼこのすりつけとなっている状況を確認させていただいております。車道の中央部分

には雨水排水のためのボックスカルバートが埋設されており、路面の高さを切り下げることが困難だということが判明いたしました。したがって、災害復旧事業では路面を下げることはできませんでしたので、在来の道路高での路面復旧とさせていただいております。

歩道の部分であります。このような急な勾配の一番道路の両側に歩道が設置されておりますために、本来でありますと歩道の高さを上げて歩道を整備することが一番効果的な整備法となるわけですが、一方、歩道を上げますと宅地の高さよりも歩道が高くなってしまふというような問題も発生することになります。したがって、前回ご質問いただいた後に現地を調査いたしておりますが、この地域の皆様方の宅盤とどのような形で整合させていくことが可能なかというようなことにつきまして、地域の皆様方と再度お話し合いをさせていただきたいと考えているところであります。

次に、利府中インター線についてご質問いただきました。第1期工事の進捗状況と今後の見通しについてのご質問でありました。県では、庚塚パーキングから吉津集会所までの延長460メートルの区間につきまして、震災により一時中断はいたしました。現在、地権者の方々と用地交渉を進められております。今後の取り組みについてであります。仙台土木事務所から、工事の支障となっておりました買収予定地の権利関係の一部であります。具体的には相続問題等がございます。例えば境界立ち会いすらもできかねるような状況にあったということですが、このたび相続関係が整い、所有者の単独名義になられたそうありますので、隣接地の境界立ち会いが可能となりましたので、早速、地権者全員に対して交渉を進め、事業進捗を図る予定であるというふうなことをお伺いいたしております。

また、市道伊保石須賀線への安全対策についてのご質問でありましたが、特に道路照明のご要望をいただきました。現在、県事業として施工している延長460メートルの区間です。交差点部と見通しが悪い部分2カ所にはこの計画の中で道路照明を設置し、交通の安全を確保する計画となっております。したがって、早急に県の道路整備が図られ、照明灯などの安全施設の整備もあわせて取り組まれますよう要望いたしてまいります。

次に、アクセスする都市計画道路東塩釜吉津線、主に吉津隧道についてご質問いただきました。今回の計画では、吉津隧道そのものの整備ということは入っておりません。周辺の交通安全対策を重点的に行うことといたしております。具体的には、縁石設置による歩道と車道の分離、あるいは隧道の前後に待機スペース等を確保し、あるいはトンネル内部のデリネー

ター設置などにより、十二分な安全対策が講じられるような取り組みをさせていただきたいと考えております。

次に、吉津集会所から国道45号までの延長約1.4キロの区間の整備促進についてご質問いただきました。県は本市の要望を受け、全線の早期完成を目指し、復興交付金事業として国に申請をいたしました。不採択となっております。理由であります。現在この部分には道路がないわけでありまして、この延長1.4キロの区間は、道路法でまいりますと予定路線ということになります。したがって、復興交付金事業につきましては、現在ある道路が被災を受けられた、あるいは機能増を図るといものが基幹40事業の中に位置づけられておりますので、そういったことからこの事業については不採択という大変厳しい判断を下されたところであります。したがって、さらに復興交付金事業として要望してはという話でありましたが、今申し上げましたようなまだ予定路線という中では、やはり難しいというふうな判断をせざるを得ないと思っております。したがって、今後は通常事業で十二分に予算が確保されまして、いつとも早くこの路線が早期全線開通ということになりますよう要望いたしてまいりたいと考えております。

次に、保育所の安全と充実を求めてのご質問でありました。保育所の正規職員の配置と職員受験年齢の引き上げについてであります。まず、保育士の配置状況についてであります。担当保育士、正職員が32名であります。臨時職員が24名となっております。保育の現場では、所長、副所長が中心となり保護者への対応や職員への保育のアドバイスをを行い、できるだけ正職員がクラス担当を担い、臨時職員には副担当を配置する体制とさせていただいております。また、団塊の世代の退職を迎え、ここ4年ほどは保育士を毎年3名ずつ採用し、必要保育士の確保を図ることとさせていただいております。保育士の職員受験年齢の引き上げについてご質問いただきました。平成22年度の採用から、年齢を24歳から27歳へ引き上げをさせていただいているところであります。このような推移を当面見守ってまいりたいと考えているところであります。

高台にある保育所への非常時に使う無線機と発電機の配置についてのご質問であります。まず、無線機の配置につきましては、6月9日に実施いたしました総合防災訓練では、海岸に近い新浜町保育所、東部保育所、藤倉保育所、藤倉児童館に防災無線機を配備し、避難所への避難状況を逐次本部に報告し、それをエフエム放送につなげるという想定訓練を行いました。高台にある清水沢保育所、香津町保育所については、今回その対象範囲としなかったと

ころであります。職員によるパトロール班を編成し、順次巡回する体制をとり、状況の確認を行いながら本部への連絡を行いました。なお、高台にある保育所への防災無線については、今後配備に向けた検討をさせていただきたいと考えております。

次に、発電機の配置につきましては、保育所は現在避難所として指定されていないことから発電機の配置は行っておりませんでした。その必要性等について改めて検討させていただきます。災害時の保育所の体制といたしましては、非常用備品、食料品、さらには懐中電灯、卓上コンロ、ミネラルウォーター、アルファ米、乾パンなど三、四日分を配備し、ライフラインが復旧するまでの間、必要な保育を継続できる体制をとらせていただいているところであります。

清水沢保育所の送り迎えの駐車場の確保についてであります。清水沢保育所では、長時間、車を駐車しなくてはならない来客用の駐車場として、周辺にお住まいの皆様にご迷惑をおかけしないよう2台を確保させていただいております。保護者の車での児童の送迎につきましては、保護者には、渋滞を招かないよう、駐車が長くなる場合には来客用駐車場の利用をお願いいたしているところでございます。朝夕の混雑する中での送迎となりますことから、くれぐれも児童の安全も含め、ご迷惑をおかけしないよう円滑に対応いたしてまいりたいと考えております。

保育所への教材費の増額についてのご質問でありました。保育所では、保育のための絵の具、粘土などの教材費として全体で105万円を確保しております。1保育所当たり約20万円以上を見込んでおります。今回、震災を契機に全国から保育所にさまざまなご支援をいただいておりますが、保育所管理費の弾力的な運用を図りながら、児童の保育環境の改善、向上にできる限り努めてまいります。

次に、魚市場改築に伴う漁船の係留場所についてお答えいたします。

まず、塩釜漁港区域の船舶の係留につきましては、漁港管理者であります県、魚市場の開設者であります市及び魚市場利用者が参加いたします塩釜漁港利用促進協議会のパース調整部会等において、平時から情報交換を行い、漁船の係留、補給などが円滑に運営できますよう調整を図らせていただいております。今回の魚市場の建てかえは、現在地へ建てかえますことや宮城県によります塩釜漁港災害復旧工事と並行して進めることなどから、荷さばきスペースの確保や漁船の水揚げ及び係留場所などが課題となりますので、今後とも調整部会等において調整を図り、水揚げに支障のないようにいたしてまいりたいと思っております。

ご質問の塩釜魚市場問屋組合からの要望書への対応につきましてではありますが、本年3月25日に、漁船以外は漁港岸壁を使用しないよう県に働きかけることなど、4点を趣旨とする要望をお預かりいたしました。その際、意見交換を行い、岸壁利用についても平時からの取り組みにおきまして、パース調整を行っていることをご理解いただいたものと認識いたしております。なお、今後の魚市場建てかえ時はもとより、台風シーズンに向けましても、関係者との連携を密にしながら、効率のよい岸壁利用を図ってまいります。

次に、避難所となる各学校へのマンホールトイレの設置についてお答えをいたします。

マンホールトイレの設置についてではありますが、本市では宮城県沖地震の第3次想定に基づき指定避難所の整備を図ってまいりました。今回、東日本大震災では、想定を超える市民の方々が避難されたことで避難所が大変混乱をいたしたところでもあります。さらに、水道の断水等により、水洗トイレの利用については、学校のプールの水を避難者みずから運び入れ、使用などもしていただいたところでもあります。

この教訓を生かし、本市では今年度より、指定避難所に順次、断水時でも避難者の方々が安心して使用できるマンホールトイレの整備を進めさせていただいております。マンホールトイレの設置に当たりましては、まずは想定人数を超える避難者を収容した指定避難所を優先して整備を図ることといたしております。平成25年度はこういった観点から、第一小学校、第三小学校、杉の入小学校にマンホールトイレを整備いたしてまいります。また、平成26年度以降につきましても引き続き指定避難所へ設置し、29年度までに全指定避難所に設置する予定であります。

最後に、市役所本庁舎のトイレ改修の時期はいつごろになるのかというご質問をいただきました。市役所トイレの改修についてではありますが、本庁舎は昭和35年に建築して以来50年が経過しており、老朽化が著しく、ご利用する市民の皆様にも大変ご不便をおかけしておりますことを恐縮いたしております。庁舎内のトイレにつきましても建設当時の形態となっており、ご高齢者や障がい者の方々のご利用に配慮した改修が必要であると判断いたしております。現在、どのような形態にすべきかについて設計業務に着手いたしております。9月定例会では、改修の予算を提案させていただきたいと思っております。なお、トイレの形態については担当部長からご説明をいたさせますので、よろしくお聞き取りをいただければと思います。私からは以上でございます。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

市民総務部長（佐藤雄一君） それでは、まず、私のほうから本庁舎トイレの現状につきましてご説明申し上げます。本庁舎トイレにつきましては、平成5年に1階の男女トイレと3階のトイレのそれぞれ1カ所ずつを洋式トイレに改修いたしました。施設が老朽化しており、衛生環境が悪化している状況にありますことから、抜本的な改修を行ってまいりたいというふうに考えてございます。

改修後のトイレの形態ということでございましたので、その内容につきましてご説明申し上げます。改修に当たりましては、1階から3階まで全てのトイレを洋式トイレに変更いたしますとともに、男子トイレには人感センサーを設置し、衛生環境の向上と節水を図ることとしてございます。また、身障者の方々への対応といたしまして、車椅子や先ほど阿部かほる議員さんのほうからご質問ございましたようなオストメイト対応を図るとともに、緊急プザーや赤ちゃんのおむつがえ用のベッドを含めた多目的トイレを1階に設置してまいりたいというふうに考えさせていただきます。このような内容を精査した上で、9月定例会にはご提案申し上げます、年度内の完成を目指してまいりたいと考えてございますので、よろしくご理解いただければと思います。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 小野絹子君。

16番（小野絹子君） ご答弁ありがとうございます。最後のほうから再質問させていただきますが、市役所庁舎トイレの改修の見通しについて大変明るいニュースをいただきました。まず、そういう意味では9月議会を楽しみにしていきたいと思っておりますので、ぜひ年度内完成……、年度内ですね、年内。（「年度内」の声あり）年度内完成ということですので、先ほど阿部議員の質問も踏まえながら、ぜひいいトイレにしていきたいということを要望しておきたいというふうに思います。

それから、各学校へのマンホールトイレの設置についても、早速やっていたというのはちょっとわからないでいたもので、大変いい時期の手配の仕方だったのかなというふうに思っております。そういう点では、最終的に29年度まで全体を設置するという方向ですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

後ろのほうからきまして、魚市場改築に伴う漁船の係留場所についてですけれども、私たちが現場を見てまいりました。党市議団と天下みゆき県議とともにですね。岸壁には県の船が、取締船ですか、それが2そう。この間行ったときは仙台市の船が泊まっているというのがありましたけれども、いずれにしてもさっき言われたパース会議ということで、そういう点で

はこの間台風の情報が流れたときに避難をしている船があったということで現に見てまいりました。そういうことはされておりますが、ぜひそういう点では、さらに関係者の方々のところが、何だろうということがないように対応していただきたいというふうに思います。何しろ、これは水揚げを促進する上でも非常に重要なことですので、塩竈に入るとなかなか大変なんだなんていうことになってしまうと大変なものですから、これはぜひ要望とさせていただきますと思います。

それから、4番目の保育所の関係ですが、保育士の正規職員の配置、やっぱりもっとふやさなくてないというのはあります。臨時職員が副担任だということを先ほどご答弁いただきましたが、それは間違いはないのでしょうか。担任をしている臨時職員の方はいないのでしょうか、もしお答えいただければ。

議長（嶺岸淳一君） 神谷健康福祉部長。

健康福祉部長（神谷 統君） 保育所によってですが、それぞれ子どもさんが多いところだと保育のクラスが7クラスあるような保育所もありますし、子どもさんが少ないところだと4クラスぐらいの保育所もあると。それで、例えば年齢あるいは人数等に応じて保育士さんを配置させていただいておりますので、場所によっては正職員でない方が担当しているようなケースもあります。ただ、先ほど市長も答弁させていただきましたように、基本的には正職員をまず中心として動かすということをやらせていただいているというところでございます。

議長（嶺岸淳一君） 小野絹子君。

16番（小野絹子君） それで、まず正規職員をふやしてほしいという要望です。それで、職員受験の年齢が24歳から27歳になって3年ぐらいなんですか、そういうようなことでもう少し経過を見たいということですが、実は27歳ぐらいですと、臨時職員として入って、今は3名ずつ正職を採っているようですけれども、その中で、直接臨時職員で来ている中で試験を受けられるということはほとんどないんだらうというふうに思うのです。学校を卒業してきた方とかそういうことにならうかと思うので、そういう点で臨時職員の方は一定の子どもさんを本当に保育しながら経験を積んでいるわけですから、まさにそういう点では中堅的な役割を果たしていける人たちなんです。そういう点でぜひご検討していただきたいのは、年齢をもっと引き上げてほしいと。27歳からもっと年齢を引き上げて、臨時の方が正職員としてそういう希望が持てるような、あるいは正職員として働けるような状況をぜひつくってほしい

と。

これは、臨時職員の方のためのというのがありますが、同時に、そういう意味では塩竈市の保育行政を今後きちんと見ていった場合に、やっぱり正規の職員をふやしていく、あるいは中堅の人をきちんと残していく、働いてもらうと。そうしないと、さっき言いましたように、条件のいいところに行ってしまうと。せっかく塩竈で保育をしながら保育を覚えてもらうという状況がされているにもかかわらず、ほかに行ってしまうという状況が現に出ているようですので、その辺をぜひお考えいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（嶺岸淳一君） 神谷健康福祉部長。

健康福祉部長（神谷 統君） 現在、保育士さんの試験を受けていただく方は一応27歳になってございますが、臨時で働いている方についても受験をいただいているというケースは結構多いというふうに認識しております。年齢拡大につきましては、先ほど市長も申しましたように、他の職員とのバランスも考えながら今後の課題とさせていただきたいと思っております。

議長（嶺岸淳一君） 小野絹子君。

16番（小野絹子君） ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、清水沢保育所の送り迎えの関係なんですけれども、町内の方にも大分ご協力いただいているんですが、しかし、余り目につくと保育所のほうにいろいろご挨拶に来るといふか、どなり込んでくるというか、そういう人もたまたまあるそうです。そういう意味では、いろいろ説明をしているそうですけれども。ですから、そういう場所、何か方法を考えていく必要があるのではないかと。2台確保しているというところは結構遠いようなんです。ですから、その辺も含めてぜひこれは……、ここでやりとりしていただかちが明かかないと思ひますので、ぜひ検討していただきたいというふうに思ひます。

それから、保育所への教材の増額は改善するということでございますので、ご期待申し上げますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、県道利府中インター線の関係ですけれども……、何かありましたか。（「いいえ」の声あり）お答えしたいですか。利府中インター線の関係ですが、やっど地権者の方々のところに、いろいろ大変だったんでしようけれども、話が進められるようになったといふことで、実際には移らざるを得ない人が、さっき言ひましたように2件ほどあるといふことなんです。ですから、そのところは早く見通しをつけてほしいといふこともあるわけなん

です。そういう点で、これも今年度どの程度できるのかわかりませんが、一応期待したいと思っております。それで、この1期工事はいつぐらいまで完成させるというようなお話になっているか、その辺ちょっとお聞きしておきたいと思えます。

議長（嶺岸淳一君） 鈴木建設部長。

建設部長（鈴木正彦君） 地震で中断した、それから用地交渉、先ほど市長から回答ありましたが、その状況を踏まえて、まだ明確には県の仙台土木事務所から言われていません。現実的におくれることはもう目に見えていますけれども、市の立場といたしましては、この用地関係のいろいろな複雑な内容が整ったということで、いわゆる用地交渉とか、2件移転があるようですけれども、あと集会所もあるんですか、これらの市でできる限りの用地交渉の支援はしていったって、また、何年になるかというのは正式な発表になったらまた報告いたしますけれども、できる限りとにかく早く工事を進めていただくということです。立場上は。それで、実際460メートルの区間ですので、用地状況がまとまれば工事的にはそんなに時間はかからないと思えます。以上です。

議長（嶺岸淳一君） 議事の都合により、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

小野絹子君。

16番（小野絹子君） そういう意味では、1期工事の中には、先ほどちょっと部長のほうからお話ありましたが、吉津集会所も入っているわけです。そういう点で、吉津集会所は、いろいろ町内の地権者の方々のお話が終わってからになるのかどうかということもありますけれども、ぜひ県におかれては責任を持って対応していただけるように。例えば土地を求めるとかというのは、地元でやらなくてないものなのか、市でやるものなのか、県でやるものなのか、その辺についてお聞きしておきたいと思えます。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市民総務部長。

市民総務部長（佐藤雄一君） これは、吉津集会所の移転に伴う用地ということでよろしいのでしょうか。（「はい」の声あり）これにつきましては、宮城県のほうに確認しましたところ、一般的には建物並びに用地補償は金銭での補償となるということでございまして、宮城県が直接集会所を建設整備することにはならないという話を承っております。

ご承知のように、当該集会所は毎年町内会の役員会や老人クラブ、子ども会、そして選挙の投票所として使用されており、この地域周辺では唯一のコミュニティー活動の拠点として活用されておりますので、移転に当たりましては地元町内会と適宜協議を踏まえながら、コ

コミュニティー活動に支障を来さないように、円滑に移転整備ができますようにきっちりと遺漏のないような形で取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（嶺岸淳一君） 小野絹子君。

16番（小野絹子君） ぜひそういう方向でよろしくお願ひしたいと思います。

それで、先ほど暫定的な問題ですが、伊保石須賀線の安全対策ということで、道路照明灯を含めてお話し申し上げさせていただきました。市長、2基ほど道路照明灯が計画されているということでお話しして下さったわけですけれども、これは利府中インター線が整備されてからという意味ですか、それとも、それまでの期間というのは時間がありますので、現在、近日中にこれは設置されるものなのかどうか、その辺をお聞きしておきたいと思います。

議長（嶺岸淳一君） 佐藤市長。

市長（佐藤 昭君） 私がご答弁申し上げましたのは、県の整備計画の中に2灯入っておりますので、道路整備とあわせてそういったものが今後予定されているという意味でご答弁申し上げます。

議長（嶺岸淳一君） 小野絹子君。

16番（小野絹子君） それでお願いしたいんですけれども、これはお願いする立場だと思っておりますので。要するにこの1期工事が、実際工事が完了するまでは時間がかかります。そういう点で、今困っているのが暗過ぎて困っているわけです。夜歩くのにも。薄暗くなってきてから歩くのも帰り際が怖いというのもあるので、道路照明灯の設置はできないものでしょうか。これは市ですよ。既存の道路について、そういう安全対策を講じてほしいということですが、それはできないものですか、ぜひ要請したいと思うのですが。

議長（嶺岸淳一君） 鈴木建設部長。

建設部長（鈴木正彦君） 議員の質問する箇所については、現在2カ所に設置してあると。ないですかね。（「奥のほうにあります。2カ所はね。遠過ぎる」の声あり）遠過ぎる。ですから、2カ所に今設置しているんです。それで、もう追っかけて県道の整備が来ますから、当然県道のほうの設計にも、ちゃんと交通安全、照明灯、そのほかの安全対策は講じるよということとは常に言っていますけれども、そういった意味合いで市長は答弁しているのです。今現実、現場には2基、2基というか2カ所設置してあるということで我々認識していたんですけれども。

議長（嶺岸淳一君） 小野絹子君。

16番（小野絹子君） 現在ついている道路照明灯だけでは暗過ぎるんです。ですから、ぜひふやしてほしいということ言われていますので、できましたら現場を歩いていただいて対応していただいたら大変ありがたいと思いますが。

それから、越の浦と藤倉地域の冠水対策についてですけれども、先ほど市長からもお話ありましたように藤倉2号幹線が入るようになるし、それに区画整理が整備されるしということ非常に、それと藤倉雨水ポンプ場が増設されるということで、これは大変地域の方々も期待しているところです。これで安堵できるというふうには思うのですが、要は区画整理の後ろ側の部分、ここの排水については十分検討するようなお話をさせていただきましたので、ぜひ二丁目の区画整理の後方の分についても対策をとってほしいということです。

時間の関係もありますので、1番目の越の浦の流域ポンプ場に流入する水路の整備についてだけちょっとお願いしたいと思います。ここは北部消防団の事務所の脇のところなんですけど、きょうも改めて見てまいりました。まあ草がぼうぼうで、もちろん今水が流れているわけではないからそれはそれであるにしても、とにかくあれで水路というのではないのではないかと。そういう点では維持管理の問題もあるのかもしれませんが、維持管理だけで片づけられない問題があります。市長がおっしゃったのはわかりました。ポンプ場の詳細設計等ができることによって、どういうふうに水路をつくるかということも考えていきたいというお話をいただきましたので。しかし、それまた入っても、暫定的な草を刈って、そして水路としてちゃんとできるような、一番問題なのはJRとの関係とかいろいろ聞いていますけれども、その辺についての暫定的な整備も含めてお聞きしたいのですが、どなたかよろしくをお願いします。

議長（嶺岸淳一君） 千葉下水道課長。

建設部次長兼下水道課長（千葉 正君） ただいまの既存水路の管理ということのご質問いただきました。議員お話しの内容ですと、かなり草等も茂っているという状況でございますので、まずは除草等の適切な管理をさせていただきながら、その上であそこはたしか板柵等の設置をさせていただいておりますので、その辺の状態なども確認させていただきながら、既存の施設の機能をまずは確保してまいりたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（嶺岸淳一君） 小野絹子君。

16番（小野絹子君） 時間にもなりましたので、いろいろそういうことでご要望させていただ

きながら、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（嶺岸淳一君） 以上で小野絹子君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日はこれで会議を閉じ、明27日を議会運営委員会開催のため休会とし、28日定刻再開したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（嶺岸淳一君） ご異議なしと認め、本日はこれで会議を閉じ、明27日を議会運営委員会開催のため休会とし、28日定刻再開することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後5時14分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年6月26日

塩竈市議会議長 嶺 岸 淳 一

塩竈市議会議員 高 橋 卓 也

塩竈市議会議員 小 野 絹 子

